

平成9年3月

史料館所蔵史料目録 第64集

山梨県下市町村役場文書目録(その1)

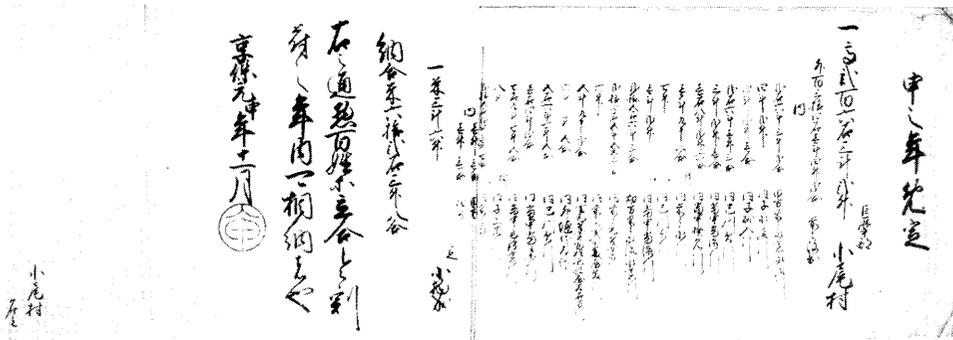
史 料 館

平成9年3月

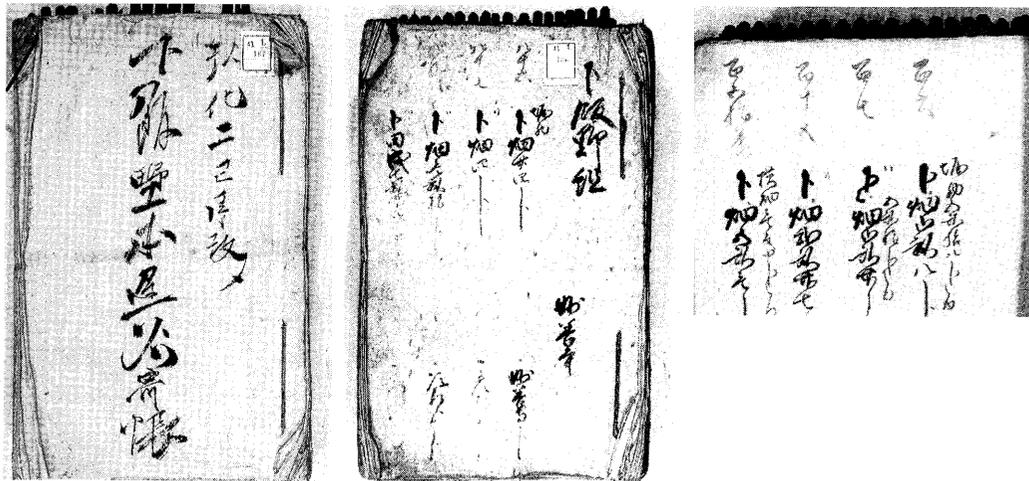
史料館所蔵史料目録 第64集

山梨県下市町村役場文書目録(その1)

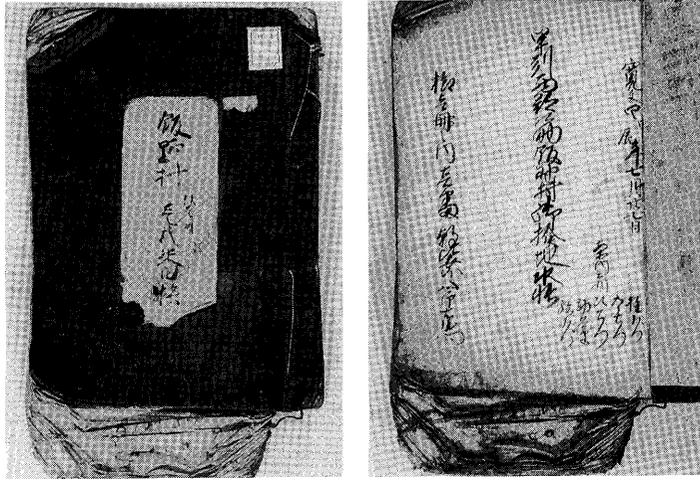
史 料 館



「申之年免定」.小尾村.享保元年（1716）.〈41M,87-38.本書p.66.〉



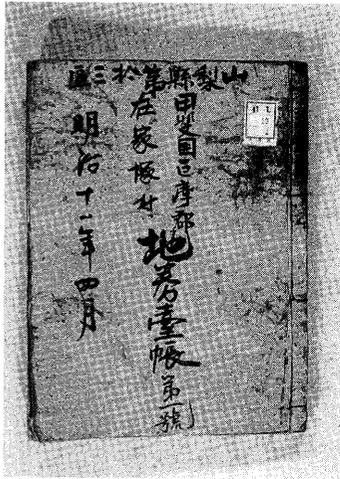
「下飯野本途名寄帳」.飯野村.弘化2年（1845）など.竹製の見出しを付している.〈41L-4,187-1-186-1.本書p.111-113.〉



「飯野村拾壹冊ノ内巻・式番帳」. 同村. 寛文4年(1664)の「御検地水帳」写. <41L-4,183-1. 本書p.109.>



「子村入用夫錢帳」. 飯野村. 文化14年(1817). かぶせ綴の綴じ目に代官所の見置印がある. <41L-4,221-7. 本書p.135.>



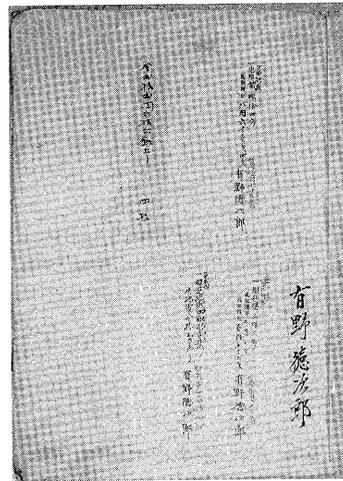
地番	地種	地積	地主	地代	備考
1	田
2	田
3	田
4	田
5	田
6	田
7	田
8	田
9	田
10	田
11	田
12	田
13	田
14	田
15	田
16	田
17	田
18	田
19	田
20	田

「山梨県第拾三区甲斐国巨摩郡在家塚村地券台帳 第一号」同村事務所。明治11年（1878）。
 <41L-2,13-1. 本書p.163.>

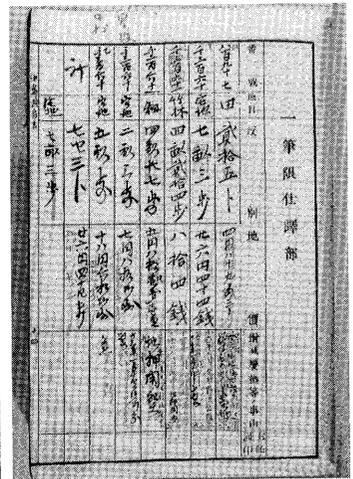
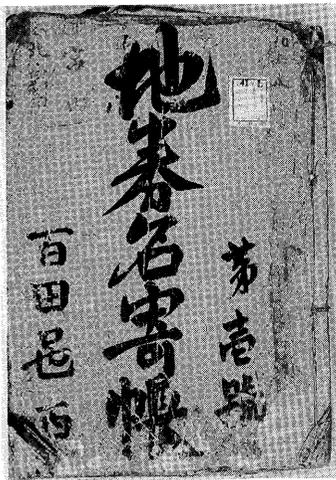


地番	地種	地積	地主	地代	備考
1	田
2	田
3	田
4	田
5	田
6	田
7	田
8	田
9	田
10	田
11	田
12	田
13	田
14	田
15	田
16	田
17	田
18	田
19	田
20	田

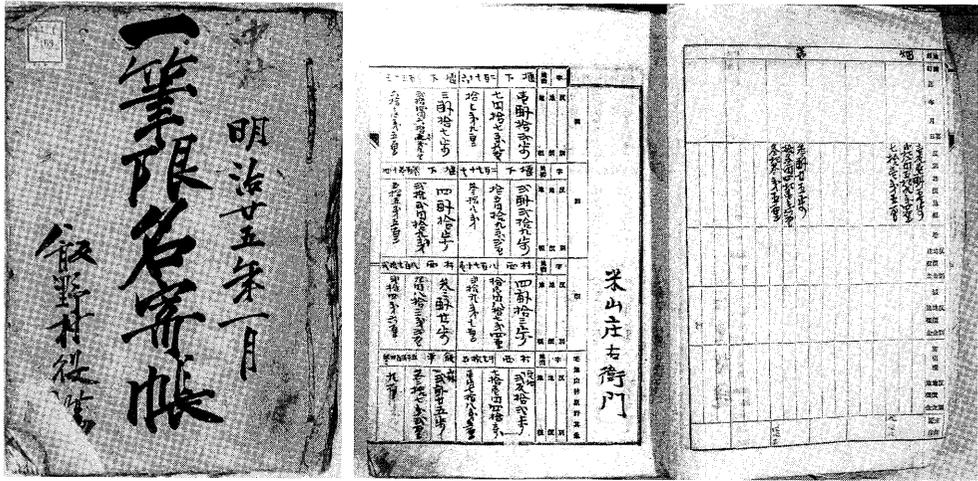
「地券台帳 第八号」。飯野村役所。明治11年（1878）推定。<41L-4,160-8. 本書p.148.>



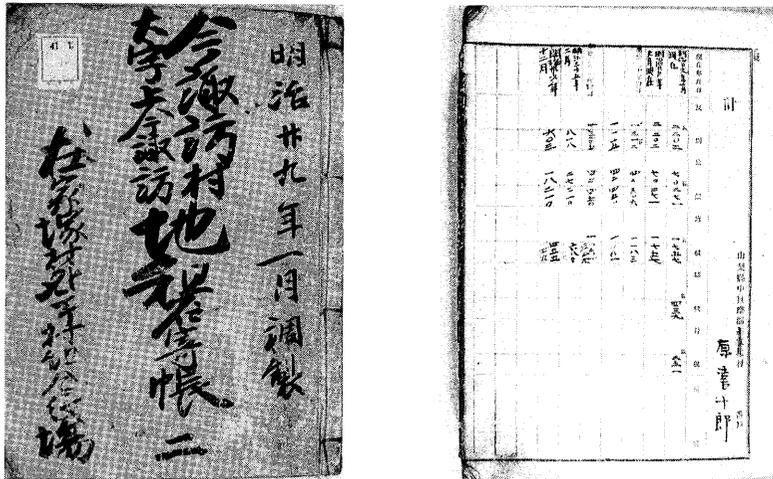
「名寄帳 第壹番 中巨摩郡源村旧有野」. 同村役所 (推定). <41L-3,98-1. 本書p.187.>



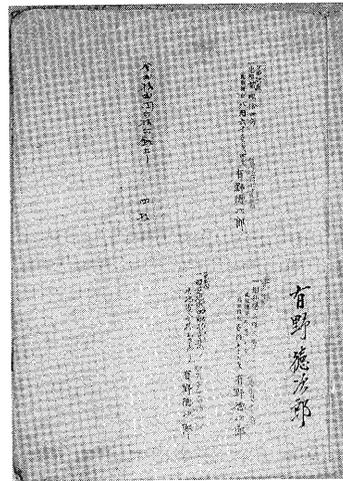
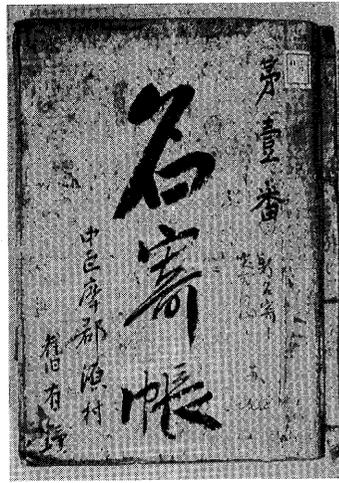
「地券名寄帳 第壹號 宮内・北新居 百田邑西」. 百田村外一箇村戸長役場. 明治19年 (1886) 推定. 合計部 (中) と一筆限仕訳部 (右). <41L-1,3-1. 本書p.205.>



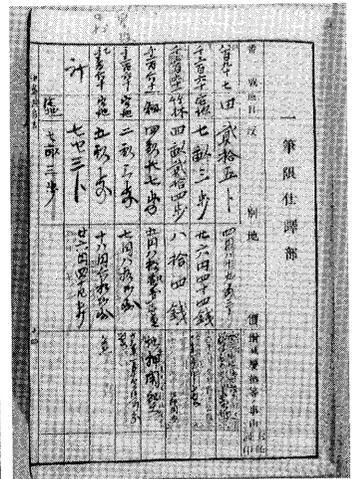
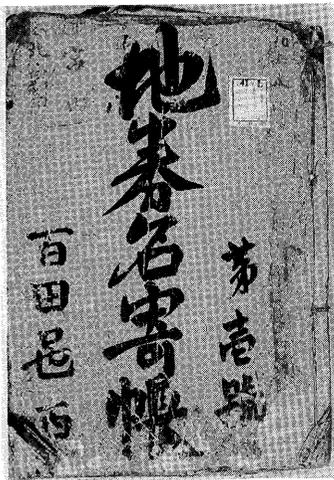
「一筆限名寄帳 中村」. 飯野村役場. 明治25年 (1892). <41L-4,169-1. 本書p.152.>



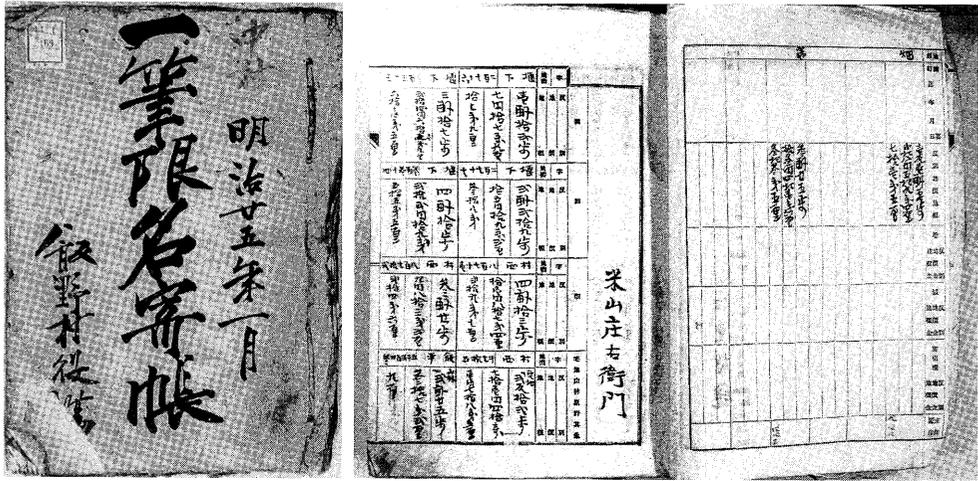
「今諏訪村大字上今諏訪地租寄帳 二」. 在家塚村外二箇村組合役場. 明治29年 (1896). <41L-2,10-1. 本書p.177.>



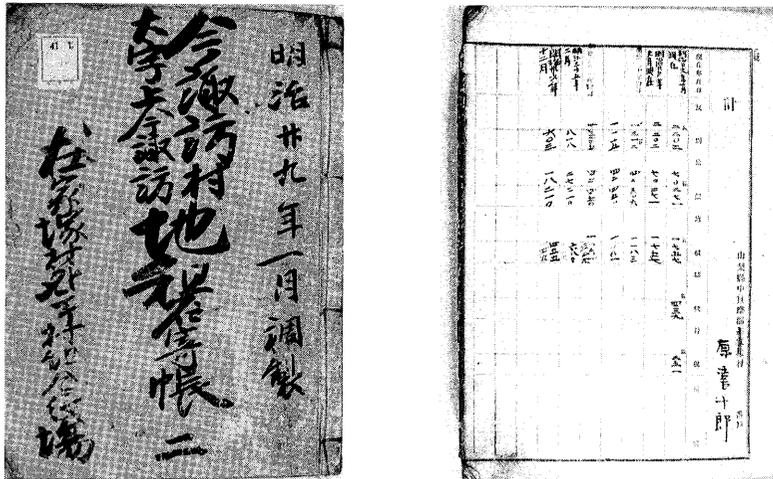
「名寄帳 第壹番 中巨摩郡源村旧有野」, 同村役所 (推定). <41L-3,98-1. 本書p.187.>



「地券名寄帳 第壹號 宮内・北新居 百田邑西」, 百田村外一箇村戸長役場, 明治19年 (1886) 推定. 合計部 (中) と一筆限仕訳部 (右). <41L-1,3-1. 本書p.205.>



「一筆限名寄帳 中村」. 飯野村役場. 明治25年 (1892). <41L-4,169-1. 本書p.152.>



「今諏訪村大字上今諏訪地租寄帳 二」. 在家塚村外二箇村組合役場. 明治29年 (1896). <41L-2,10-1. 本書p.177.>

凡例

1. この目録は、『史料館所蔵史料目録』第64集山梨県下市町村役場文書目録(その1)として、山梨県巨摩地方(北巨摩郡・中巨摩郡・南巨摩郡)の市町村役場文書について収録したものである。巨摩地方以外の同縣市町村役場文書については、「その2」として後日、刊行する予定である。
2. 本集に収録したのは、甲斐国巨摩郡河原部村文書など10文書群である。各文書群はそれぞれの史料が作成、授受、管理された組織(機関)・機構などを目録編成の第1次項目として区分し、さらに第2次項目は史料の種類・機能によって排列することを原則とした。各項目内の排列は、編年順または史料相互の関連・まとまり(シリーズなど)に拠った。
3. この目録の記述の単位は、物理的な史料1点、すなわち簿冊1冊、状物文書1通などとした。同一の標題を持つ複数の史料であって、一定のまとまり、すなわちシリーズとして確認できるものは、†を付してシリーズ名を表示し、必要な場合には適宜、説明を付した(シリーズを表示するため、単数の場合にも、例外的に†を付してシリーズ名を表示したものもある)。††はそのシリーズの終わりを示す。

なお、合綴された簿冊、袋入りの文書も、綴じられつながっている全体、袋全体を1点と数えて記述の単位とした。

4. 本集の個々の史料の記述事項は、つぎの通りである。
 - (1)目録掲載番号
 - (2)標題情報……主標題、副標題・巻表示、標題年、標題主務者
 - (3)成立情報……主務者(または作成者・差出者、書写者、宛名)、文書年(または作成年次、書込み下限)
 - (4)形態情報……印刷形態・数量、大きさ・判型、造本・欠損状態等、罫紙・用紙、その他の形態
 - (5)標題等の補足情報……標題関係注記など
 - (6)内容情報……目録内の関連史料の注記、目次抄録、内容・合綴・袋入などの注記
 - (7)管理情報・利用条件情報……保存に留意すべき事項、利用制限事項に関する注記
 - (8)史料請求番号……文書群記号、史料番号
5. 各記述事項の記載に当たっては次の通りとした。

(1)目録掲載番号

各史料の頭初には、文書群の排列順に通し番号(連番)を付した。この番号は、記述の単位を示し、シリーズの説明などの便宜のために付したものであって、史料番号・閲覧請求のための番号ではない。

(2)標題情報

- ①目録掲載番号に続けて、標題情報として簿冊・文書の標題に関する情報を記載した。すなわち、標題として簿冊の表紙に表示された字句は、一括して標題情報として記載し、後表紙・内表紙(扉)・地小口などの表示は、表紙の表示を補いまた代替する場合に、適宜、標題に加えた。

〔2〕 凡 例

②標題情報は、主標題・副標題・巻表示・標題年・標題主務者の順に記載した。ただし、表紙・後表紙・内表紙(扉)・地小口などの表示のうち、煩瑣にわたるものは、注記(標題等の補足情報)に移した場合もある。

③表紙などへ押印された作成者などの印影は、標題主務者の位置に「〔押印〕」とし、必要に応じ印文を「表紙押印：「鯀沢村事務扱所印」」などと記載した。表紙の綴目印として押印された場合には、形態情報として記載するなど、押印の意図、印影の位置によって記載の位置を変えた。

④表紙などの欠損、字句の脱落など不完全な標題情報は、角括弧〔 〕を付して補記した。

例：〔丑〕御年貢可納割〔付之事〕

⑤合綴された史料で全体の標題が付されていない場合は、史料の一部の標題をとって、〔入作名寄ほか〕とした。史料の綴紐を繋合わせ、掛合わせた文書で全体の表紙がない場合も同様とした。

⑥状物などの定型的な標題で内容が標題のみでは判然としたいときは、必要に応じて、丸括弧(())を付して補記した。

例：乍恐以書付奉申上候(川急破御普請之儀二付)

⑦欠損および判読出来ない字句は、角括弧〔 〕、または白抜き四角(□□)をもって示した。

(3)成立情報

①標題情報のつぎに、史料の成立にかかわる機関名・氏名・年次などの情報を、主務者または作成者・差出者・書写者、宛名、文書年または作成年次・書込下限の順に記載した。

②主務者には、最終の文書年の時点で史料(主として簿冊)を編綴し、管理した組織・機構名を記載した。

③作成者は、最終文書年の主務者を特定できない場合で、作成年次の主務者・作成者が明らかなきに、「作成：」の語を付して記載した。また、状物の文書の場合も、「差出：」と付して記載した。宛名が表示されている場合も、「宛名：」を付して記載した。

なお差出・宛名とも多数にわたるときは、省略し角括弧〔 〕を付して、役職名・人数・押印状況の概要を記載した。

④書写者が明らかなきときは、「書写：」の語を付して記載した。

⑤文書年には、簿冊などに編綴された文書の年次を記載した。複数の年次にわたる場合には、最初と最終の年次をハイフン(—)でつないで記載した。同様に、日誌・出納簿など日付を逐って書継がれる場合には、日付の最初の年と最後の年を記載した。

⑥上記④⑤の作成者・差出者・書写者を記載した場合には、それぞれ作成年次・差出日付を記載した。この場合には、年のほか月日が明らかであれば、これを記載した。

⑦書込み下限には、土地台帳・戸籍簿などの作成後に書込まれ、あるいは掛紙(付箋、貼札)などに記載された年次の最終年次を「書込み下限：」の語を付して記載した。ただし、「明治九年より十三年まで免租」とある場合には、その初年を書込の年次と見なして記載した。

⑧上記⑤⑥の文書年・作成年次・差出年次には、括弧を付して西暦を記載した。

⑨上記のうち、主務者・作成者・差出者・文書年・作成年次・差出年次が不明であって、他によって特定あるいは推定できたものは、角括弧〔 〕を付しあるいは「推定」の語を付して記載した。

全く不明な場合は、角括弧を付して空欄とした。

(4)形態情報

①史料の形態にかかわる情報として、印刷形態・数量、大きさ・判型、造本・欠損状態等、罫紙・用紙、その他の形態に関する事項を記載した。

②史料が手書き以外の印刷物の場合は、「活版」「木版」などと表示した。罫の布達などを合綴した場合には、印刷形態の後に「合綴」の語を付し、数量(冊・綴・枚・通など)とともに記載した。なお、特別必要と考えられるもののほかは、丁数、ページ数の記載は省略した。

③大きさは、簿冊・文書の縦の長さをセンチメートル単位(0.5cm区切り)で記載し、一枚物の地図など特別のものは縦のほか横の長さも記載した。なお、判型については、横帳の場合のみ「横長美帳」(美濃紙折紙の横帳)、「横長半帳」(半紙折紙の横帳)、「横半半帳」(半紙折紙の半分の帳)などと記載した。

④造本・欠損状態では、四つ目綴、かぶせ綴など特別に意図されたと思われる造本の形態、綴目印の有無、表紙・後表紙の状態、前後欠、破損の有無を記載した。

⑤罫紙・用紙として使用された主な罫紙、台帳用紙などを記載した。ただし、往復文書のなかに多数の罫紙が使用されている場合は除外した。罫紙は、柱題(版心)の表示および印刷色・行数を記載し、台帳用紙は様式名を明らかにすることにつとめた。

⑥その他、「所持者印」「見置印」など本文中の押印をはじめ、形態の一部について記載した。

(5)標題等の補足情報

①上記(2)②③の煩瑣にわたる一部の標題の表示、表紙などに押印されたものの印文を標題等の補足情報として注記した。

例：地小口表示：在家塚古名寄帳

その他の標題表示：沓筆限帳突合之上検査済

②その他、標題情報・成立情報の根拠について、必要と思われる事項を記載した。

(6)内容情報

①他の史料との関連、目次抄録の有無、所収地名・人名・地番、史料の内容細目、合綴・袋入史料の個々の情報など史料の内容にかかることを注記として記載した。この場合には、「内容：」「合綴：」「袋入：」の語を付した。

②合綴・袋入の個々の史料は、記述単位の史料と同様に各記述事項にわたって記載した。

(7)管理情報・利用条件情報

①保存上留意すべき点、利用に制限がある場合など注意を要する事項を注記として記載した。

②「開披不可」「開披注意」「取扱注意」とした史料には、閲覧・撮影が制限される場合がある。その他、一部には補修、ラベルの貼付作業が終了するまで閲覧が出来ないものもある。

(8)史料請求番号

①記述の末尾に「史料請求番号」の語を付して文書群記号・史料番号を付した。

②閲覧請求は、この記号・番号によって行われている。

6. 本集の用字は、原則として常用漢字を使用した。

〔4〕 凡 例

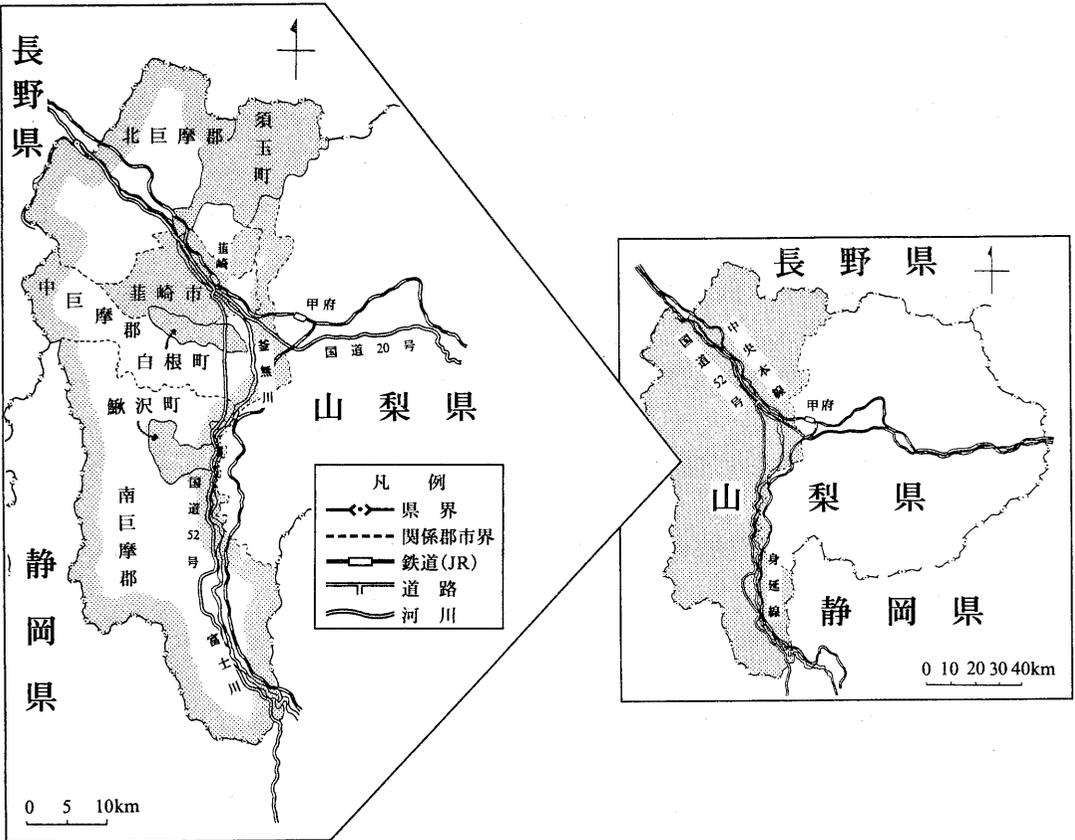
7. 本文の冒頭には解題を付して、文書群の概要・来歴、山梨県の町村制度および地租改正の大要、整理過程、目録編成・記述の考え方について解説した。このほか各文書群についても、その頭初にそれぞれ解題を付し、出所(市町村)の歴史、史料の概要、目録編成の考え方、利用上の留意点などを記した。

総 目 次

写真
凡例
地図
解題

1. 甲斐国巨摩郡河原部村文書目録p.23
 2. 山梨県韮崎市役所文書目録p.43
 3. 山梨県北巨摩郡龍岡村文書目録p.49
 4. 山梨県北巨摩郡増富村役場文書目録p.55
 5. 山梨県中巨摩郡飯野村役場文書目録p.103
 6. 山梨県中巨摩郡在家塚村西野村今諏訪村組合役場文書目録p.155
 7. 山梨県中巨摩郡源村役場文書目録p.181
 8. 山梨県中巨摩郡百田村役場文書目録p.199
 9. 山梨県南巨摩郡鯉沢村文書目録p.207
 - 10.山梨県南巨摩郡五開村役場文書目録p.229
-

図1 山梨県巨摩地方関係略図



解 題

- 1.はじめに
- 2.史料の概要と伝来について
- 3.近世・近代初頭の町村制度
- 4.地租改正の経過
- 5.整理過程および目録編成・記述の考え方について
- 6.結び

1.はじめに

当館では、1996年3月に『史料館所蔵史料総覧』（名著出版刊。以下、『史料総覧』という）を編集し収蔵史料の全容を明らかにし、各文書群の出所の地名・歴史、史料の伝来・数量・年代、概要（構造と内容）、検索手段、関連史料、利用上の留意点などを記載して利用者の便を図った。『史料総覧』には、原本史料が当館所蔵史料・寄託史料あわせて411件、マイクロフィルム史料が118件、合計529件を収録しているが、原本史料のうち、文書群名から出所が近代の市町村役場であることが明示されているのは、北海道・山形県・群馬県・新潟県・山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・滋賀県・京都府・兵庫県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県の15道府県68件にのぼる。このほか近世の文書群としている場合でも、文書の下限が1871年(明治4)の廃藩置県以降に及んでいるものを加えると、原本史料の約4分の1、100件近くの文書群を数えることができる。このうち山梨県の近代文書の件数が25件と最も多い。

山梨県下の巨摩・八代・山梨・都留各地方の市町村を出所とする役場文書は、当館で仮整理を行ったときには、多くは「山梨県北都留郡諸村役場書類」などと郡単位にまとめられ、その数は9文書群であったが、内容を詳細に検討した結果、現在では25文書群(近世に文書の下限が

ある「都留郡小菅村文書」を含む。)になると考えられている(『史料総覧』p.88以下)。本集は、このうち巨摩地方(北巨摩郡・中巨摩郡・南巨摩郡)、すなわち韮崎市役所文書をはじめ9市町村役場を出所とする文書群に、当初から近世の村文書とみられていた「河原部村文書」を加えた10文書群の目録を収録したものである。これらの地域は、現在、韮崎市・須玉町・白根町・鯉沢町に属している。このほかの八代・山梨・都留各地方の分は、『山梨県下市町村役場文書目録』(その2)として目録全体の索引とともに次回に明らかにする予定である。ちなみに、これら以外の当館所蔵山梨県内の文書は、「巨摩郡今福村文書」と区の所有になる「山梨市下井尻村区有文書」を除き、いずれも家文書である。もっとも「今福村文書」は、家文書の可能性が指摘されている。

以下、本集にかかる巨摩地方の役場文書群の概要、出所の状況、来歴、史料の性格及び文書の作成者・年代の特定と深い関連のある山梨県の町村制度と地租改正の経過、また本目録の編集方法について述べることにとする。

2.史料の概要と伝来について

本集に収録した10文書群個々の解題は別に記すこととし、ここでは収録文書群全体の概要を

〔8〕 解題

述べることにする。収録した10文書群は総数1639点であるが、合綴・袋入とされた史料を1点と数えるならば、1823点となる。本文書群は市町村役場を出所とするとはいえ、多数の近世文書を含んでおり、簿冊も状物も同じ1点と数えるならば、本集でも多量にわたる増富村・飯野村ではかえって近世文書が多数を占め、河原部村・鯉沢村でも過半といわないまでも相当数の近世文書を擁している。しかし、他の6文書群は近代初頭の役場(村事務所・村役所・戸長役場・市役所・町村役場)などにおいて作成、管理された公文書がほとんどである。

収録した史料のうち近世文書では、検地帳・名寄帳などの土地関係、年貢割付状・毛附取調帳・年貢皆済目録・勘定帳・上納金書上などの貢租・御用金関係、村入用夫銭帳・貯穀取集小前帳などの村の財政・救恤関係、五人組帳・宗門改帳などの戸籍関係、取締御請書・村中議定請印帳など村方取締関係の文書がおもなものである。

一方、近代文書では、地租改正およびその後の土地制度にかかる史料がほとんどを占めており、地券台帳・地所一筆限取調帳・地所名寄帳・地価修正一筆限取調帳などが、比較的共通した標題である。また、文書群によっては山梨県庁からの布達・達書(太政官・諸省の法令を含む)、郡役所などからの指令および往復文書などを多数含んでおり、租税・村費関係、学事関係などを見ることもできる。ただし、当時の役場文書が体系的に残っているというものではない。当館所蔵の他の文書群についても指摘できることであるが、近代の文書には地租改正関係文書をはじめとする土地関係史料に集中している傾向がある。この種の史料が当時、各市町村役場では廃棄処分の対象となりやすかったのか、あるいは土地制度に対する学界の関心が当館の収集方針に反映したものか、理由はいまのところ明

らかではない。

これらの文書群は、いずれも各市町村役場において年々引き継がれ、累積し保存されてきたものであるが、おそらく1954年(昭和29)以降に行われた戦後の町村大合併の時期に、各市町村役場で廃棄し流出したのではないかと推定される。廃棄後の経過は未詳であるが、当館は1966年(昭和41)度と1967年(昭和42)度の2度にわたり他の山梨県下の役場文書とともに、古書店(東京都内)から一括して購入している(1966年12月は、長野県・新潟県の役場文書とあわせて一括購入)。文書群記号の41あるいは42という記号が購入の年度をあらわしている。さらに一括購入した文書群を出所によって分割して、G・L・K・Mなどとアルファベットの記号を付している。例えば増富村役場文書は「41M」であるが、これは昭和41年度の購入で「M」(13)番目の受入れであることを示している。当館では、この文書群記号に個別の史料の番号と併せて、閲覧請求番号・出納番号(本目録では「史料請求番号」としている)、『史料総覧』の編集に際しては、前述のとおり郡単位にまとめられていた文書群の出所を再検討して分割したが、この場合には、「42G-7」などと文書群記号の末尾に枝番号を付した(ラベルには、枝番号の表示はない)。

もっとも、これらの文書群は原蔵者(この場合は各市町村役場)から直接当館が入手したものではないので、入手の際に文書群の出所および名称を確認したわけではない。個人にかかる文書あるいは、近世以来連続と続く家文書などと異なり、村・町・企業・団体の文書は、どの年代をその出所として措定するかによって、文書群の名称が全く別のものとなる。本集の文書群の出所・名称は、あくまでも当館に現存する史料の年代などを根拠として推定したものであるから、精査した結果による判断であったとして

も、今後、新たな史料の発掘(例えば、全く異なる文書群に混入していた収蔵史料の発見など)によって、異なる名称を付与する可能性がないわけではない。一文書群として措定したことを含めて、文書群名称と出所は一種の仮定の上に立っていることをあらかじめお断りしておきたい。

なお、各文書群ごとの解題で触れるが、地元4市町には、現在、役場内に本集の文書群に対応する役場文書を残しているところは少ない。

3.近世・近代初頭の町村制度

山梨県は、甲府盆地を中央に、近代以前には、西から巨摩・八代・山梨・都留の4郡に分かれていた。近世初頭における甲斐国は、徳川忠長領、幕府領、甲府藩(徳川家・柳沢家)などを経て、1724年(享保9)より幕府の直轄領となり、甲府・上飯田・石和・谷村などに代官所(陣屋)が、また徳川三卿領の成立とともに支配役所が置かれ、各村はそれら代官の支配下にあった。各村には、おおむね名主・長百姓・百姓代が置かれ、村方支配に当たっていたが、相給以外にも一村に複数の名主が存在し、また長百姓が年番で就任し、あるいは村内を二分して交互に名主を選出する例も見られる。また、宿場町には宿役人が置かれた。

このうち近世の地域区分では巨摩郡は、逸見筋・武川筋・西郡筋・中郡筋・北山筋・西河内領に属していた。この地方は釜無川(富士川上流)流域にあたり、支流に御勅使川などがあり、舟運が盛んであった。また甲州街道・駿信往還・佐久往還などが通じる交通の要所をかかえていた。本集にかかる韭崎宿・鰍沢宿などは、近世における甲州水陸交通の拠点の一つであった。

明治維新直後、同地方は甲府県・市川県・石和県と田安家領となった。このうち甲府県など3

県は、1868年(明治元)11月5日に甲斐府、翌69年7月28日に甲府県となり、1870年5月、田安家領を編入した。1871年(明治4)7月、廃藩置県で甲斐一国は甲府県に統一され、同年11月20日、山梨県と改称して今日に至っている。以下、山梨県における近代初頭の町村制度の改廃について、各文書群の理解に必要な限り略述する。

戸長・副戸長の配置 維新政府は、1871年(明治4)の戸籍法の施行(4月4日付太政官布告)に伴い、戸籍区を設定し、戸籍調査のため町村役人などに戸長・副戸長を兼任させたが、翌1872年(明治5)4月9日付太政官布告第117号をもって、

一 荘屋名主年寄等都テ相廃止戸長副戸長ト
改称シ是迄取扱来リ候事務ハ勿論土地人民ニ関係ノ事件ハ一切為取扱候様可申事
一大荘屋ト称候類モ相廃止可申事

とし、町村役人名称の廃止と戸長・副戸長への改称を行った。また同年、区の上にさらに総括の区を設ける重層的区制すなわち大小区制を公認した(10月10日付大蔵省布達第146号)。山梨県では大小の重層的区制を数かず、1872年(明治5)1月、例えば「巨摩郡第一区」などと郡ごとの区制(全79区。翌年80区)を敷き、各区に正副戸長を置いた。しかし、戸籍法により設置した戸長・副戸長はすべて廃止するという、同年8月27日の大蔵省達によって、戸籍吏としての戸長・副戸長を廃止し、郡中総代および各村の名主・長百姓を廃して正副戸長を置くこととし、その撰挙法をつぎのように布達したが、これには「村吏改置定則」が付されている。

今般大小切安石代廃止ノ上ハ村費精々減少無之テ不相叶ニ付従前ノ組分ケハ勿論小村ノ分ハ可成丈最寄ヘ合併村吏人員減省候様毎区協議ノ上早々可申出事
一名主長百姓相廃止更ニ人撰ノ上毎村戸長副戸長ヲ置キ候条別紙規則照準公平ノ入

〔10〕 解題

札ヲ以撰挙致シ来ル十一月十五日ヲ限可
取極事

但戸長副戸長撰挙候迄ハ元名主長百姓
ニテ是迄ノ通事務可取扱事

右ノ趣無洩可相違者也

壬申十月廿五日

村吏改置定則

一戸長ハ一村耆人ニ限り副戸長ハ村高二応
左ノ通

百石以下	副戸長耆人
百石以上三百石迄	同 式人
三百石以上五百石迄	同 三人
五百石以上八百石迄	同 四人
八百石以上千石迄	同 五人
千石以上	同 六人

但給料ハ民費タルヘシ尤各村事務ノ
繁簡ニ因テ人員給料共増減アルヘ
シ

一戸長ハ村内土地人民ニ関係ノ事件士民
ノ別無ク都テ取扱副戸長ハ是二次テ事
務ヲ輔ケ貢納夫錢勘定取立方等専務一々
戸長ノ改ヲ請可申事

一戸長副戸長勤務無年限タリト雖モ詮議
ノ品ニ寄転役退役申付候儀可有之其節
ハ更ニ公撰ヲ以可相定事

一入札日限取定前一村無洩可相違尤戸
数多ノ村方ハ両日ニ割合入札可致事

一入札濟翌日封ノ儘県庁ヘ持参官員立会
ノ上開封致シ高札ノ者ヘ可申付事

右規則ノ条々堅可相守事

壬申十月

(入札雛形略)

さらに翌11月2日には、甲府市中の名主を廃
して正副区長・戸長を撰挙することとし、「町吏

改置定則」を制定している。1873年(明治6)10月
12日には、区長および戸長の事務引継方法と引
継ぐべき簿冊名などを定めた「区長事務受渡規
則」「戸長事務受渡規則」を制定している。

この間、山梨県では、後述するように大小切
税法の廃止をめぐる農民の蜂起と政府の軍事
力を背景とした鎮圧があり、県令土肥健蔵が免
官となり、73年1月藤村紫朗が山梨県権令(翌74
年県令)となった。すでに大小切税法廃止にと
もなう村費節減から町村合併が県の意向として
示されていたが、藤村県令によって町村合併は
強力に推進された。74年(明治7)9月25日付甲第
84号布達は、合村策を強く促進するものであつ
た。県の合村策は効果を上げ、74-75年、全県
にわたって町村合併が行われ、巨摩郡でも別掲
のような合併が行われている。

町村事務所 この一連の合村策の後、それまで
「名主所」「村公用取扱所」(河原部村)、会所(飯
野村)、「事務扱所」(鰍沢村)などと各村それぞ
れに称していた各区・村事務の取扱所の名称を
1875年(明治8)に県は次の乙第117号達(11月9日
付各区正副区長・同戸長宛)によって、「区事務
所」「村事務所」と統一することとした。

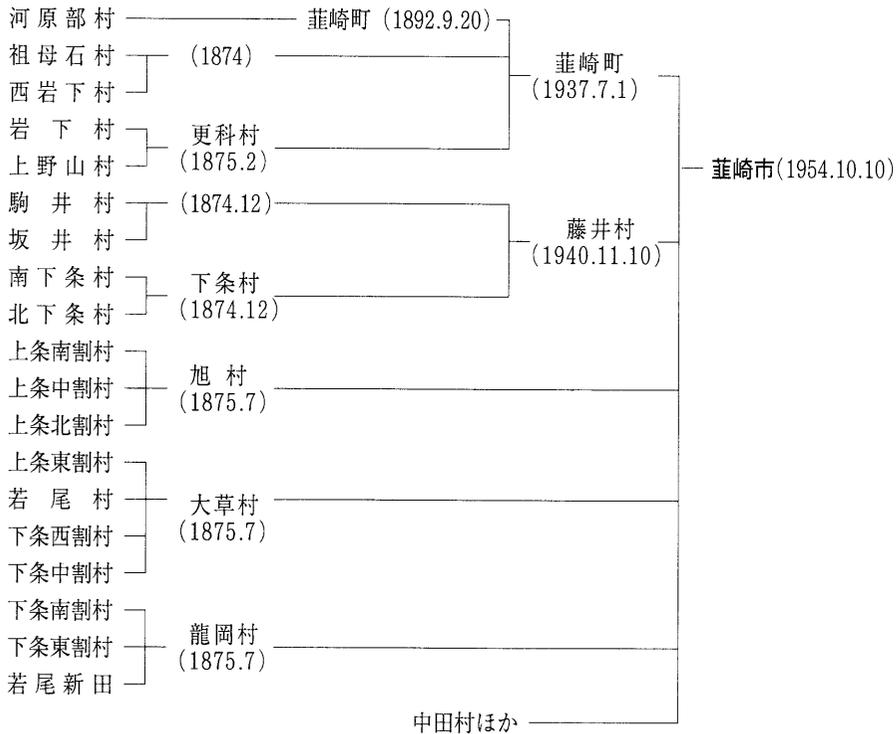
各区村事務取扱所之儀区々之名称ヲ用ヒ不
都合ニ付渾テ区村事務所ト相改メ左之通標
札相掲ケ可申此旨相違候事

但し学校内ニ事務所ヲ設ケ又ハ区村事務
所兼用之向ハ各標札相掲ケ可申事
(「標札書式並寸法」略)

ついで山梨県では、1876年(明治9)10月3日付
甲第298号布達をもって区画の改正を行った。
これは郡別の区番号を廃し、全県34区に改正し
たもので、巨摩郡はこのうち第3区および第5区
から第18区までの15区であった。各区には区務
所が設けられ、また「区務職制章程」が制定され
た(同年12月14日付乙第150号達)。これによる

図2 山梨県下巨摩郡地方の市町村合併(本集関係分)

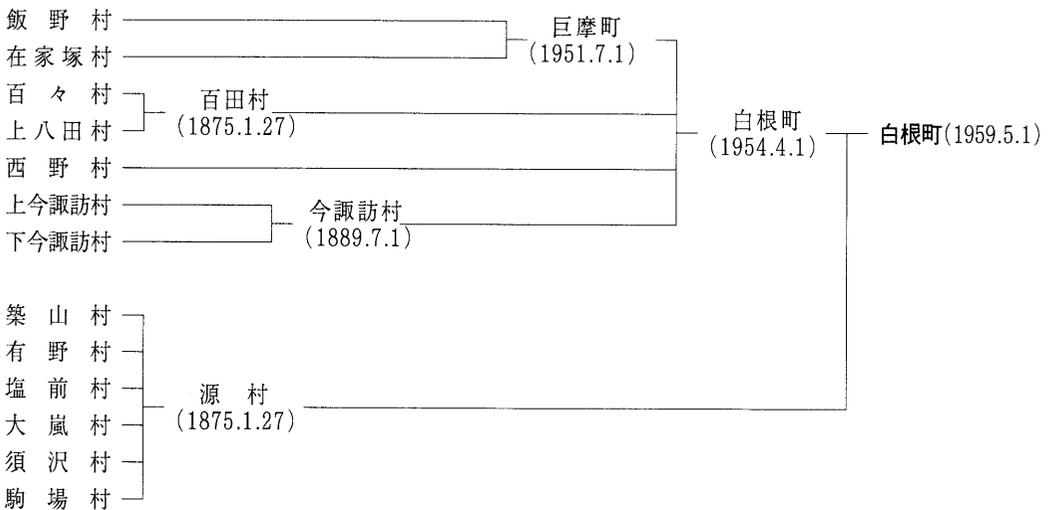
○韮崎市



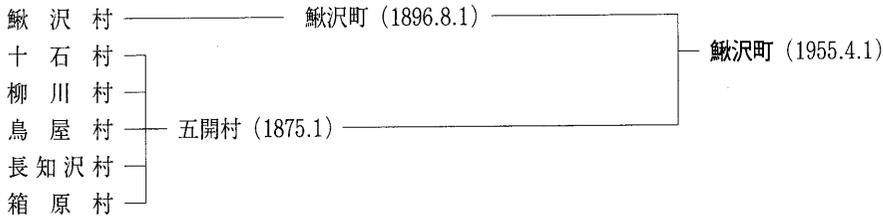
○須玉町



○白根町



○鯨沢町



出典：『日本地名大辞典』19山梨県（角川書店、1993年、第3版）所収「市町村沿革表」

と戸長・副戸長などは次の通り規定されている。

第三条 戸長 每村(市中ハ組)各一名ヲ置ク常ニ該町村事務所ニ在テ担任事務ヲ調理スル者トス

第一 区長ヲ輔ケ町村一切ノ事務ヲ調理スルヲ掌ル

第二 正副区長欠員及ヒ事故アレハ其職務ヲ代行ス

第三 区会ノ議員トナルヲ得

第四 担任ノ事務挙ラサレハ上下ニ対シ其責ニ任ス

第五 担任ノ事務中成規アル事件ノ外ハ専断施行スルヲ得ス

第四条 副戸長 每村(市中ハ組)戸口反別等ノ多寡ニ依リ定員アリ戸長ト同ク該町村事務所ニ在テ担任事務ヲ調理スル者トス

第一 戸長ヲ輔ケ町村一切ノ事務ヲ参理シ事務多端ナレバ之ヲ分任スルヲ得

第二 戸長欠員及ヒ事故アレハ一切其職務ヲ代理ス

第三 区会ノ議員トナルヲ得

第六条 聯伍長 每村市中ハ組凡三十伍ヲ合セ之ヲ聯伍トシ每聯伍ニ一名ヲ置ク一村内人家離隔セル部落ノ如キハ三十五伍未滿ナルモ一聯伍ト

シテ之ヲ置ク

第一 正副戸長ヲ輔ケ布令布達ヲ組内ニ揭示廻達シ常ニ組内伍長ヘ其旨趣ヲ懇篤説明シ及諸税集収ノ事ニ任ス

第二 正副戸長ノ指揮ニ従ヒ臨時町村ノ雑務ヲ調理スルヲ得

第三 瑣末ノ事件ト雖正副戸長ノ指揮ヲ待ス専断施行スルヲ得ス

第七条 伍長 每伍一名ヲ置ク

第一 布令布達ヲ伍中ニ順達シ其淹滞ヲ督シ且常ニ其旨趣ヲ懇篤説明シ及ヒ伍中隣伍ノ親睦ヲ図リ並伍中ノ取締ヲ負担ス

第二 伍中ニ不取締ノ事アリテ説諭ノ力及ハサルトキハ正副戸長ヘ申告スルヲ得

町村役所 大小区制は、1878年(明治11)7月22日付太政官布告第17号「郡区町村編制法」によつて廃止となり、山梨県でも同年12月区制を廃止するとともに、甲第268号布達により同日、各郡役所を設置し、翌79年1月25日に開庁した。このとき郡の分画も行い、巨摩郡は北・中・南、山梨・八代各郡は東西各2郡に、都留郡は南北2郡に分かれた。各郡には郡役所が設置され、町村の行政にも改革が及び、「府県官職制」(1878

年太政官達第32号)にもとづき山梨県でも78年「戸長職務概目」(12月20日付甲第271号布達)が、翌79年「山梨県町村会規則」(4月28日付甲第84号)が制定された。このときに町村事務所も次の通り「町村役所」と改称した(78年(明治11)12月23日付甲第277号布達)。

町村事務所之義自今町村役所ト可相称此旨布達候也

1880年(明治13)1月29日付で、県は一部の村を連合させて数村に戸長(聯合戸長)1名を配置することを布達した(甲第15号)。巨摩地方では、南巨摩郡の7か村、中巨摩郡の11か村に適用された(本集の関係では、下今諏訪村と上今諏訪村に「聯合戸長」が1名)。

聯合戸長役場 1884年(明治17)、政府は区町村会法を改正するとともに、戸長の公選を改め官選とし、数町村をその管轄区域とした(5月7日付太政官達第41号)。山梨県でも同年に「町村会規則」(7月3日付甲第44号布達)を定め、ついで9月25日付甲第56号をもって聯合戸長役場の設置を行った。同布達によって設置された本集に係る戸長役場は下表のとおりである。

町村役場・組合役場 戸長役場は、1889年(明治22)「市制町村制」(1888年(明治21)4月1日付官報

登載、法律第1号)の施行により廃止となり、6月26日に町村役場の発足となる。町村制の施行は全国的に大規模な町村合併を伴っていたが、山梨県では、すでに1874—75年に町村合併が行われており、町村制施行時の合併は一部にとどまった。ただ、なかには町村制第116条による他村との組合役場を設けたところがある。本集の関わりでは、河原部村・更科村・祖母石村が設置した河原部村外二箇村組合役場、西野村・今諏訪村(1889年、上今諏訪・下今諏訪両村が合併して今諏訪村が成立)、在家塚村が設置した在家塚村外二箇村組合役場の存在が確認されている。こののち一部に町村合併、村から町への昇格、改称がおこなわれ戦後の地方自治法の適用に至る。さらに、1955年前後には町村大合併が行われるが、本集の関係町村にかかる詳細は各文書群を御覧いただきたい。

4. 地租改正の経過

本集の文書群にはまた、前述のとおり地租改正関係文書を多数含んでいる。山梨県の地租改正の経過とこの過程で生み出された諸文書は本集の収録史料、目録編成を理解する上でも必要なことと考えるので、現在、明らかになしえた

郡	名 称	役 場 位 置	管 轄 町 村
北巨摩郡	河原部村外三ヶ村戸長役場	河原部村葦崎駅	河原部村、下条村、更科村、祖母石村
	旭村大草村龍岡村戸長役場	大草村下条西割組	旭村、大草村、龍岡村
中巨摩郡	増富村戸長役場	増富村上戸組	増富村
	豊村外三ヶ村戸長役場	豊村上今井組	豊村、西野村、上今諏訪村、下今諏訪村
南巨摩郡	源村飯野村戸長役場	源村飯野新町組	源村、飯野村
	百田村在家塚村戸長役場	在家塚村	在家塚村、百田村
	鯉沢村戸長役場	鯉沢村鯉沢駅	鯉沢村
	五開村戸長役場	五開村柳川組	五開村

範囲でその大要にふれておこう。

全国の経過 地租改正は周知のとおり、近代初頭に政府が行った税制の大改革で、田畑の貢租を毎年の豊凶にかかわらず、また米相場などに左右されず、しかも安価な経費で確実に収納し、安定した税収を確保するところにおもな目的があった。このため従来の年貢納入者を土地の所有者と定め、所有権の証として地券を発行

するとともに、この土地の価格に対し一定率を地租として徴収する、いわば土地に対する課税方式に改めた。これを全国の民有地に画一的に行おうとしたため、田畑などの耕地や宅地のほか山林・牧野・海産干場などを含め、土地制度の一大改革となった。

この改革は、維新政府成立直後に萌芽をみるのが、いわゆる「地租改正」として発足するのは、

図3 山梨県区制・郡区編制・町村役場等の名称の変遷(1872—1889年)

区制・郡区編制	町村役場等名称
1872(明治5).1.18 郡ごとの区制(全79—80区)	名主所・公用所など
	1872(明治5).10.25 村公用取扱所・戸長事務扱所など
1876(明治9).10.3 全県区制(全34区)	1875(明治8).11.9 区・町・村事務所
1878(明治11).12.19 区制廃止、郡を分割	1878(明治11).12.23 町・村役所
	1884(明治17).9.25 戸長役場(聯合)
	1889(明治22).6.26 町・村役場、組合役場

1873年(明治6)7月の「地租ノ改正ニ関スル上諭」(太政官布告第271号)、「地租改正条例」(同第272号)などの公布以降であり、75年(明治8)3月に地租改正事務局が中央に設置されて本格化した。改租の結果、政府には安定した財源をもたらして国家の財政基盤を与えた一方、農民には上からの改租事業の強行と改租費用の住民負担という重圧を与え、各地で大規模な地租改正反対一揆が起きた。これに押された政府は、1877年(明治10)1月、当初100分の3とした地租を2.5に引き下げた(太政官布告第1号)。地租改正事業は、1881年(明治14)、地租改正事務局の閉鎖でほぼ完了した。

山梨県の経過 山梨県での地租改正は、1872年(明治5)2月の「地所売買譲渡ニ付地券渡方規則」(大蔵省達第25号)をうけて、県が5月「地所売買譲渡ニ付地券願方規則」を發し、地券發行にかかる事務を開始したのに始まると思われる。しかし、山梨県では、地租改正事業の本格化に先立ち、税制の改革をめぐる農民一揆「大小切騒動」が、同年8月に起った。大小切は、近世を通じて甲斐国で行われてきた税法で、年貢の過半を大切または小切と区分し、これを相場および安価な換算値によって金納し、残りを米納とするものであり、これによって農民に有利とされてきた。山梨県は、8月8日、告諭を發し、大小切の廃止を県内に通告した。農民は増税に反対して決起したが、武力を背景に鎮圧され、死刑を含む処罰者が出て、大小切の廃止は貫徹された。

大小切騒動後、中断した地券發行準備が進められる。1873年には、地券の名請人、証印税、一村限地税表・耕地表、田宅地地価・収穫簿、地引絵図などの調査が行われている。しかし、地所調査・地価決定の調査は容易に進捗していないことが、県から租税寮への報告などに窺える。

さらに75年(明治8)からは、改正事務局が5月30日付で制定した「地租改正条例細目」にもとづき、耕地・宅地の丈量、地位等級の決定、地価の算出が進められ、さらに山林原野にも及んだ(在家塚村事務所『御用留』41L-2,史料番号11-1)。地租改正による新税の徴収は75年分から行われるようになっていたが、県は1877年(明治10)、前年の「非常の早魃」と「大洪水」を理由に、76年(明治9)からの徴収を改正事務局に求めたが、地租徴収起年の変更は認められず、洪水被害にあった各村の地租減額が認められた。

地租改正によって地券の交付がなされ、地券の所持が土地の所有の証となったが、大蔵省は、ついで土地台帳を編製することとし、1885年(明治18)2月28日、このための実地取調、いわゆる地押調査を訓令し(主秘第10号)、全国的には88年(明治21)、ほぼこの調査を終えた。さらに、86年(明治19)8月「登記法」(法律第1号)が制定され、89年3月地券は廃止となり、土地所有権の証は土地台帳によることとなった(法律第13号)。これによって「土地所有ノ公認ハ全ク登記法ノ支配スル所トナレリ茲ニ於テ地券ナルモノハ恰モ地租ノ簿冊ノ謄本タルニ過サルニ」(『明治財政史』第5卷)に至ったのである。

地租改正関係簿冊・台帳 各町村における地租改正関係の簿冊の体系を明らかにするに至っていないが、関係法令などによると、次のようなこととなる。

まず、1873年(明治6)10月の「戸長事務受渡規則」に規定された戸長が管理する簿冊は、次のようなものであった。

戸籍原簿、内・外寄留名録、送籍扣帳、検地帳、名寄帳、村明細帳、耕地絵図、地券書類、山林帳、地所質入書入売渡割印帳、貢納米金勘定帳、同取立帳、伺届指令留、願書留、布告書、徴兵名前書上帳、廻状順

帳、銃猟並僕婢人力車乗馬駕籠鑑札受払帳、同税金取立帳、民費割賦帳、同取立帳、学校取扱書類、布告書村内廻達表、村内誰より誰へ相掛何々一件書類、諸往復書、諸約定証書

ここでは地租改正関係文書が、「地券書類」として一括されているが、1872年に租税寮が書式を制定した「地券大帳」(『租税寮改正日報』第23号)、翌73年7月に制定された「地方官心得書」(大蔵省達)による「地価調」また「地租帳」などが含まれていると思われる。地租改正事務が本格化する75年(明治8)以降には「(田畑)一筆限帳」(1875年10月12日付山梨県乙第107号達)、「地券税帳」(1876年(明治9)1月20日付、『地租改正事務局別報』第10号)、「地券台帳」(1876年3月13日付同別報第16号、1877年4月21日付県乙第64号達)、「地租金収入簿」(「租税其他徴収規則」1876年3月17日付県乙第28号達)、「山林原野一筆限帳」(1876年9月7日付県乙第79号達)、「荒地帳」(1877年10月10日付地租改正事務局乙第13号達)がある。また、1880年(明治17)3月制定の「地租条例」(太政官布告第7号)により「土地台帳」が定められている(同年12月16日付大蔵省第89号達「地租ニ関スル諸帳簿様式」)。さらに1889年(明治22)6月17日「特別地価修正実施順序」及び翌90年1月29日県令第3号「地租条例条及例地租条例施行細則取扱方法心得」による「地価修正一筆限取調帳」も本集のなかに確認することが出来る。口絵写真には、このうち所定の用紙が印刷されて使用されている「地券台帳」(在家塚村外二箇村組合役場文書41L-2,史料番号13-1。飯野村役場文書41L-4,史料番号160-8)、戸長役場期の「名寄帳取扱法」(1884年10月14日付山梨県乙第102号達)による、「地券名寄帳」(百田村役場文書41L-1,史料番号3-1)、また法令の根拠、使用の始年が未詳であるが、町村役場期に見られる「地租名

寄帳」(在家塚村外二箇村組合役場文書41L-2,史料番号10-1)、「一筆限名寄帳」(飯野村役場文書41L-4,史料番号169-1)などを掲げておいた。

5.整理過程および目録編成・記述の考え方について

仮整理・目録編成の準備 当館が、1966-67年にこれらの文書群を収集した後、仮整理がなされている。これによってとくに帳簿・台帳をはじめ簿冊類が1点ごとあるいはシリーズ単位で、一部を除き目録が作成された。この目録の形式はカード目録で、これによって当館では史料の閲覧請求・出納にあたってきた。本集は、当館のこれまでの目録の方式に従って、1点ごとの史料検索を意図し作成した目録である。ただ、記述事項の設定、記載の方法では幾分これまでと異にするところもあるので、凡例でも触れたところであるが説明を加えておきたい。

これまで述べてきたように、本集に収録した文書群は、主として近世から近代初頭にかけての史料であるから、目録の作成にあたっては近世・近代両時代を区別することなく、通時的に処理出来る統一した方法で記述する必要があった。このため村方文書をはじめとする近世文書の目録、近代の官公庁文書目録の編成および記述方法を参酌したが、とくに各文書館の行政文書目録の方法を検討した。その結果、主として「北海道立文書館資料整理要領」(1985年制定)を基礎とし、これに本文書群の特質を加味し、かつ史料群の階層構造の把握、目録記述の標準化、コンピュータ利用など近年の近現代史料の整理論の動向をふまえつつ記述事項を設定した。

目録の編成と時期区分 まず目録の編成(構成)について述べると、本集ではおよそ次のようにした。近世の村方文書も近代の役場文書も、町村という自治体組織の活動の結果、作成あるいは

時期区分	年次	摘要
名主(所)期	－1871(明治4)	名主所・公用所・会所 公用取扱所など 組合役場を含む
戸長(事務取扱所)期	1872年(明治5)－1875年(明治8)	
町・村事務所期	1876年(明治9)－1878年(明治11)	
町・村役所期	1879年(明治12)－1884年(明治17)	
職合戸長役場期	1884年(明治17)－1889年(明治22)	
町・村役場期	1889年(明治22)－	

は授受・管理されてきたものである。したがってこれらの史料は、町村の活動の歴史の中に位置付けられて、その歴史自体を伝えるものとなる。町村の活動は、創置・合併・改称があり、組織内部の機構にも創置・改廃があるとはいえ、近世以来、自治体組織として今日まで継続して存在しているのであるから、史料もそのながれの中に、位置付けることができる。本目録の編成では、上表にみるような各時期に史料を位置付けてみた。もとより史料の残存状況によって、目録の編成は左右されるものであるから、文書群によって項目の設定が異なり、いくぶん厳密さを欠くところはあるが、ほぼ有効に機能していると思われる。近世と近代との区切りは、史料の残存状況によって文書群ごとに異ならざるを得ないが、概ねこの表のように戸長設置の前後に置いた。史料の性格、目録の編成や記述の根拠となる史料上の表示(例えば、町村の役職名、姓の記載、貨幣の単位)がこれを境に著しい変化を示すと見られるからである。もともと、近代が時期区分を細分化できているのに対し、長い年次にわたる近世の時期区分が細分化できていないのは、組織・機構の変遷を明確に認識できないため、今後の課題かと思う。

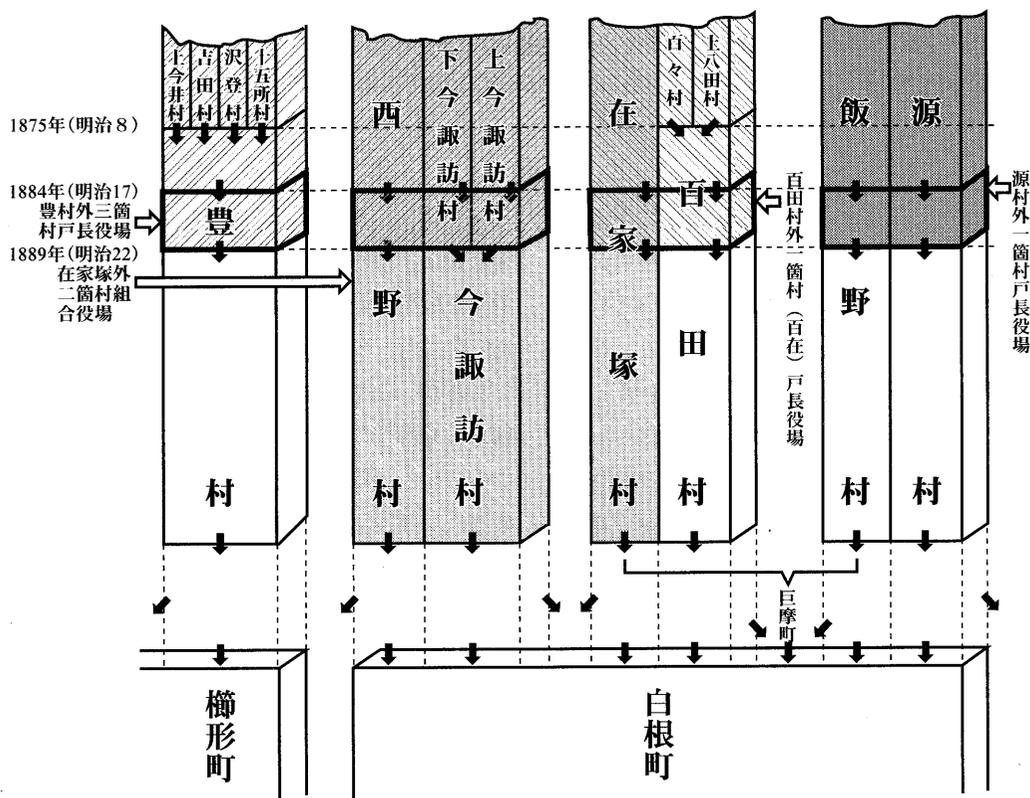
上記のうち、名主やこれに続く戸長の事務所名称は、史料に明示されている町村と表示がないため特定出来ない町村とがある。判明してい

る場合には、その名称に拠ったが特定出来ない場合には、やむなく「名主(所)」「戸長(事務取扱所)」を仮称した。また町・村事務所への改称は1875年11月、町・村役所への改称は1878年12月であるが、ともに年末であり、簿冊の編綴の状態からも各期の始めをそれぞれの翌年とした。このほか、各町村では合併、区制の改廃、郡の分画、戸長役場・組合役場の離合などがめまぐるしくあって、町村組織・名称は小刻みに変遷を遂げる。その一端を、のちに白根町に統合される4文書群、葦崎市に統合される3文書群について図解をすると図4のとおりとなる。これによっても町村組織の複雑な変遷をかいま見ることができるが、各町村の文書は、それぞれの時期に作成・授受・管理されて累積しつつ次の組織に引き継がれていく。このながれは、とくに聯合戸長役場・組合役場の設置・廃止を経る場合にはいっそう複雑さを増すことになる。聯合戸長役場あるいは組合役場を解消した場合には、それぞれの町村の文書を分割して引き継いだと思われるが、分離できない文書もあったと考えられるので、史料の利用にあたっては、関連する町村の文書を逐一調査する必要が生じてくる。百田村外一箇村戸長役場(百在戸長役場)文書が百田村役場文書と在家塚村外二箇村組合役場の両方にあり、源村外一箇村戸長役場文書がこれを構成した源村・飯野村両役場文書に存在する

図4 自治体組織の変遷と文書の引継想定図

組織の変遷にともなう文書の引継・流出を示す(想定)。
 戸長役場・組合役場に含まれる可能性のある文書の範囲を示す。

その1 白根町の場合(本集関係分)



のはそのためである。

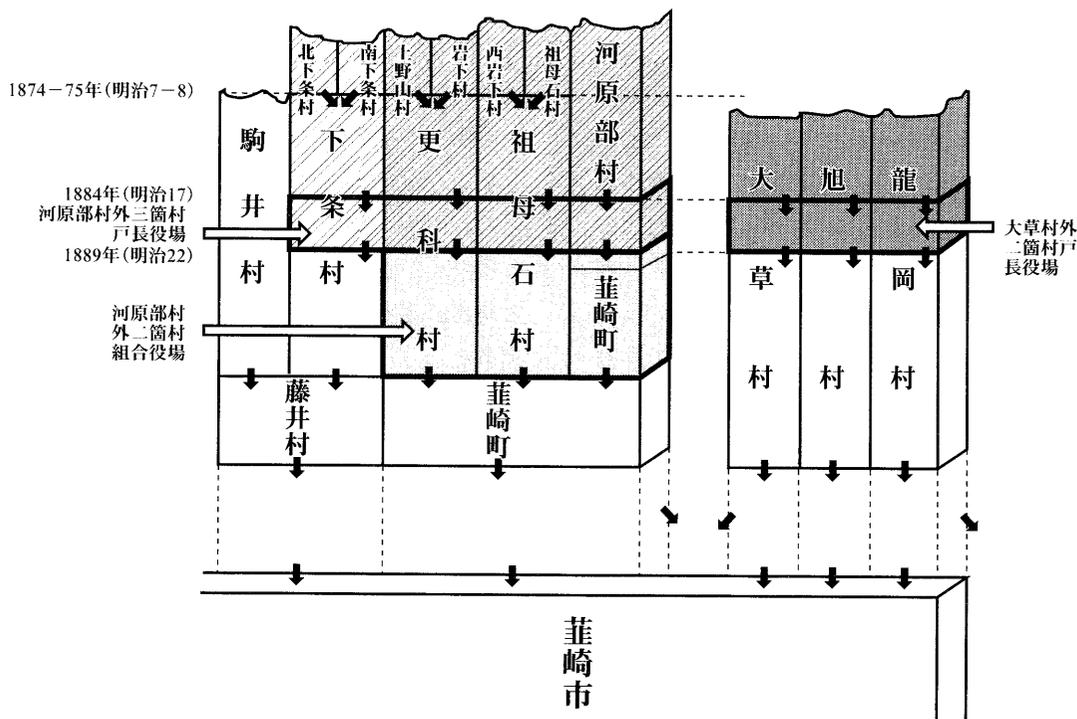
主務者・文書年と作成者・作成年次

この目録では、個々の史料をその作成・編綴された年次に存在する組織に位置付けることを目録編成の基本的基準とした。その組織・機構がそれぞれの史料(文書)を作成・授受・管理したものと想定できるからである。史料を取扱った組織・機構を、本目録ではその史料の「主務者」と称している。主務者はわが国の多くの行政文書の目録では、「課係名」「担当課」「主務課」「主管課」などと表記されているが、本集の文書群

の場合には、かならずしも「課」とは限らないので、「主務者」とした。

主務者を特定するためには、史料の年次が特定され、位置付けるべき組織・機構が明らかでなければならないが、宛名や年月日が明示されている文書を編綴した簿冊、状物の文書は、その年次に拠って位置付けた。複数年次の史料を編綴している簿冊の場合は、最終の年次(「文書年」の最終)の時点でその簿冊が完結・成立したものであるとして、該当する組織・機構に位置付けた。帳簿類・日誌など日付を逐って書継ぐ性格の史

その2 葦崎市の場合（本集関係分）



料は、文書の累積に準ずるものとし、日付を文書年と同じものとして、その最後の年次をもって主務者を特定した。

年次が全く不明の場合には、主務者の特定は困難となるが、日付が明示されていなくても、史料の内容、罫紙などの用紙からある程度、主務者の推定は可能である。しかし、日付の明示のない台帳類(例えば、「地券名寄帳」「一筆限取調帳」など)、また、表紙など標題の一部に、年次が表示されているが、上記の最終の文書年に相当する台帳使用期間の終年の表示の無いものは、主務者の特定が困難である。本集の文書群には、主務者・文書年を特定できないものが目録編成を阻むほど多数に上っていた。この状態は、都道府県庁文書ではまれであるが、此頃の

町村役場にはよくある特徴なのであろう。このため主務者・文書年が不明な場合には、やむなく、例えば台帳類の作成・使用当初の主務者を「作成者」として、「作成年次」を文書年の代わりに記載した。作成年次は文書年の最初に相当するものであって、この方法は編綴の年次に存在した組織・機構に位置付けるという目録編成の基本的な考え方には逸脱しないまでも、最終文書年によって主務者を特定するという原則とは別な原則を採用することになった。これは地租改正関係文書をはじめ土地にかかる近代初頭の台帳類の成立・使用について研究が十分ではないことにも、原因の一端がある。

ただ、最終の文書年の特定を成し得ない代わりに、多少ともこれを補うため、「書込み下限」

を記載した。書込み下限は、台帳類の各所に後筆あるいは掛紙で作成年次などよりも後に書込まれた最終の年次を示すものである。書込み下限の年次は、かならずしもその史料が使用された年次の下限を意味しないが、使用年次のおおよそを示すものと考えられるので、記述事項の一つに加えることとした。書込み下限によって、これらの簿冊が、長期にわたって使用されている事実を知ることができよう。なお、作成者・作成年次とは別に、一通または一枚の文書の場合も主務者を記載せず、差出者を記載した。これは、たとえば標題「戊御年貢可納割付之事」と差出者「武嶋左膳」との関係のように、史料の標題と差出者との一体性がある、目録上、切り離せないからである。

記述について 主務者・文書年または作成者・作成年次は、目録編成に関わる重要な概念であるが、もともとは目録のなかで史料をどのように表記するかという記述に関わる事柄であろう。本目録の記述を構成する事項は、凡例でふれたが再掲すると、次のとおりである。

- 標題情報……主標題、副標題・巻表示、
標題年、標題主務者
- 成立情報……主務者または作成者・差出者、書写者、宛名、文書年または作成年次、書込み下限
- 形態情報……印刷形態・数量、大きさ・判型、造本・欠損状態等、罫紙・用紙、その他の形態
- 標題等の補足情報……標題関係注記など
- 内容情報……目録内の関連史料の注記、
目次抄録、内容・合綴・袋入などの注記
- 管理情報・利用条件情報……保存に留意すべき事項、利用制限事項に関する注記
- 史料請求番号……文書群記号、史料番号

目録の編成と記述の中の成立情報とは、上記のように密接な関係を持っていることはもとよりであるが、この目録では、編成と記述を相互に独立した別なものとして捉え、その史料がどの時代、どの項目に属するものであるかに関わりなく、一定の方法によって記述を行うこととした。目録編成の方法によって、記述が左右されることを避けたため、図書館の整理法で分類と記述が相互に独立させていることと同じ考えである。

各記述事項は全体として一つのまとまりを持った有機的関係にあることはいうまでもない。上記に述べた標題と主務者・作成者・差出者あるいは、作成年・差出日付との関係は整合性を持っている。ただし、標題情報と成立情報はそれぞれ独立していて、相互に混同しないようにした。表紙などに表示されている標題情報は、史料本文の情報に関わらず、それ自体が簿冊作成者によって記載されたものであるから、これをすべて記載した(意味不明な文言、紛らわしい記事、煩瑣にわたる記事は、注記の補足情報に移した)。他方、成立情報を記載する場合、標題情報は、とくに台帳類の作成年次を特定する場合に有力な情報を提供するものであるが、標題年を直ちに作成年次に置き換えることはせず、他の成立情報などと照合して行った。また標題年によって作成年次の記載を省略することはしなかった。標題情報は表紙などに書かれたそのままの情報であり、成立情報は内容から判断した結果だからである。標題主務者と成立情報の主務者・作成者の関係も同様である。標題・成立両情報が同一の場合でも、いずれかを省略せずに両方を記載した。

各記述事項の記載にあたっては、史料それ自体に表示されているか、他の史料・文献に表示・記録されている字句によって行った。例えば、

その史料が、原本であるか、写しであるか、また控・草稿であるかは、史料の活用の際に利用者が判断を要求される重要な点である。しかし、この目録では、明らかに写本であることが史料に表示されている場合、また草稿と原本が同時に存在しており、その区別を記載する必要がある場合などのほかは、原本・写本などを記述事項として取り上げなかった。本集の文書群は点数が少なく、原本と草稿を照合出来る機会も限られており、また地租改正関係など土地関係の台帳・文書では作成段階がいくつもあって、最終的な正本を特定することが著しく困難であったからである。ただ、書写事項の記載、押印の状態、奥書の表示などによって、原本・写本などを判別するための情報については、一定の基準で統一して呈示することにした。その史料がどのような作成・推敲・書写など、成立過程にあるかは、目録の一般的な要求を超えた、史料そのものの研究分野に属することであると考えた。本集では、記述事項の記載にあたっては、努めて史料に表示されていて、客観的に視認できる情報によって構成することを心がけたつもりである。

その他 近年、史料の整理法や目録記述の標準化の必要性が主張されているが、本目録も、不十分なからそのことを念頭に置きつつ試みたものである。従来、当館の目録は、第1集以来すべて右開き縦書きであって、第57集「実業史博物館旧蔵古紙幣目録」(1992年)の横書きは、例外的であった。本集は、通常目録として初めて左開き横書きとしたものである。今回、横書きにしてみたのは、各記述事項の構成が横書きに良く適合していたこと、検索にあたって目で逐いやすいこと、コンピュータの操作上便利ではないかと考えたからである。

また、当館の今後の目録検索のことを考える

と、コンピュータの活用が可能となるようにデータを構築する必要があるだろう。本集は、到底その第一歩とはいえない程度のものであるが、コンピュータによる史料検索の模索の一つである。

なお、形態情報のうち判型・造本の名称の付与については、凡例および本解題でもとくに説明することはしなかったが、史料館の慣用に従った。詳細は、大藤修・安藤正人共著『史料保存と文書館学』(吉川弘文館、1986年)p.244以下を参照していただきたい。

6. 結び

本目録は、次回「その2」の刊行で完結するものであるから、本集の解題も暫定的なものにとどまるが、基本的にこの解題で述べた編集方針、目録編成方法、目録記述法に依拠し得ると考えている。本集は、山梨県についても、近世文書や地租改正文書についても、全く不案内な者が担当したが、組織・機構の時期区分、目録記述の規則化によって、一定程度、“不案内”を克服して、目録作業に従事し得たのではないかと思う。今後、他の地域でも町村段階の地租改正文書目録の編集が進められるならば、地租改正・土地制度史・近代役場文書管理史・自治体行政史研究の前提となる知識が、さらに広く共有されるようになるのでなかろうか。本集は、その可能性を追求した作業の一端である。

[付記]本集の目録編集・解題執筆は鈴江英一が担当した。全データはパーソナルコンピュータに入力して編成を行ったが、この入力処理・データの組替え編集にあたっては、慶應義塾大学院生池和田有紀・清水亮・羽田聡の諸氏の知識と労力によるものである。また原稿の点検・校正などには、上記3氏のほか慶應義塾大学・独協大学生の倉持隆・深瀬公一郎・守田逸人(地図制作とも)の諸君の協力を得て全うすることが出来た。特に記して感謝の意を表しておきたい。

最後に、この解題執筆にあたっては、山梨県教育委員会県史編さん室、関係市町役場・教育委員会などの御教示・御協力をいただいた。記してお礼を申し上げる次第である。

参考文献

- ・山梨県庁編『山梨県布達表』1873－80年、南都留郡大富村勝山村戸長役場文書41P-1。
- ・『山梨県地誌稿』1882年。山梨県立図書館所蔵。
- ・久保田政弘・嶋崎博則共編『山梨県市郡村誌』編者、1892年。歴史図書社、1977年再刊。
- ・明治財政史編纂会編『明治財政史』第5巻、租税(1)、明治財政史発行会、1927年。
- ・中巨摩郡聯合教育会編『中巨摩郡志』同会、1928年。
- ・大内兵衛・土屋喬雄共編『明治前期財政経済史料集成』第7巻、改造社、1933年。原書房、1979年復刻。
- ・地租改正資料刊行会編『明治初年地租改正基礎資料』上・中・下巻、有斐閣、1953－57年。
- ・山梨県立図書館編『山梨県史』第1巻－第7巻、同館、1958－64年。
- ・福島正夫・丹羽邦男共編『明治初年地租改正基礎資料』補巻、有斐閣、1971年。
- ・山梨県総務部地方課編『山梨県町村合併誌』山梨県、1971年。
- ・林野制度研究会編『近代林野制度資料集』お茶の水書房、1977年。
- ・山梨県編『山梨県政百年史』上巻、同県、1978年。
- ・「角川日本地名大辞典」編纂委員会編『角川日本地名大辞典』19山梨県、角川書店、1993年（第4版）。
- ・佐藤甚次郎著『公図 一読図の基礎一』古今書院、1996年。

1.甲斐国巨摩郡河原部村文書目録（42E）

目 次

解 題

1・1. 河原部村名主所文書 /1871年(明治4)	p.29
1・1・1. 領主支配・村方支配・村儀定 1—11	1・1・6. 普請・水防 39—44
1・1・2. 貢租・御用金 12—29	1・1・7. 人別 45
† 田畑取附帳	1・1・8. 村入費 46—49
1・1・3. 土地 30—32	1・1・9. 貯穀 50
1・1・4. 荒地起返 33—37	1・1・10. 藏前院 51
† 起返小前帳	1・1・11. 宇津谷三組 52—53
1・1・5. 屋敷 38	
1・2. 河原部村公用取扱所・村事務所・村役所文書 /1872年(明治5)—1884年(明治17)	p.34
1・2・1. 村政一般 54	1・2・7. 人別・戸籍 87—95
1・2・2. 貢納・租税 55—56	1・2・8. 村入費 96
1・2・3. 土地 57—68	1・2・9. 宿・通送 97—100
1・2・4. 損地起返 69—71	1・2・10. 学事 101
1・2・5. 家屋 72	1・2・11. 不明 102—103
1・2・6. 普請 73—86	
1・3. 河原部村外三箇村戸長役場文書 /1884年(明治17)—1889(明治22)	p.39
1・3・1. 土地 104—105	1・3・3. 蕃ノ木堰 108
1・3・2. 学事・学校経費 106—107	
1・4. 河原部村(韮崎町)外二箇村組合役場文書 /1889年(明治22)—	p.39
1・4・1. 租税・村費 109	1・4・2. 荒地起返 110—111
1・5. その他	p.40
1・5・1. 祖母石村役所文書 112—114	1・5・4. 不明 118—126
1・5・2. 神楽田堰世話係文書 115	† 地所総計表
1・5・3. 金剛寺出作文書 116—117	

解 題

歴 史 河原部村は、山梨県の中心、甲府盆地の北西部にあって、釜無川(富士川上流)とその支流塩川の流域、なかでもその河原に位置し、これが村名の由来にもなった。近世には甲州街道に佐久往還・駿信往還が交差する位置にあり、韭崎宿が置かれた。しかし村名は引き続き河原部村と称していた。近世の地域区分では逸見筋に属し、当初は幕府領であったが、のち甲府藩(徳川家・柳沢家)、1724年(享保9)に幕府領(甲府代官所)、1747年(延享4)に一橋家領、さらに1794年(寛政6)には幕府領に戻り、明治維新を迎えた。

河原部村の面積は、東西約13町・南北約31町で(『山梨県市郡村誌』)、『甲斐国志』によって19世紀初頭(文化年間)の村況をみると、村高1405石余、戸口は224戸・1118人(男545・女573)、馬52、牛5を数える。一橋家領時代の1753(宝暦3)年には同家の代官所が設置されている。韭崎宿は駿信往還の分岐点でもあり、富士川水運の起点として河原部河岸が置かれるなど交通の要衝として繁栄した。この間、始年は未詳であるが、河原部村名主の事務所を「河原部村名主所」と称していた。この名称はすくなくとも近世後期、1826年(文政9)には本文書群の史料の中で確認でき、また、これを刻印した公印も使用されている(史料番号13「急破自普請人足改帳」、同28「御触書」)。1860年(万延1)には、村内が東西2組に分かれ、それぞれ名主を立て「帳箱之儀も二ツニ引訳」けていたという(『韭崎市誌』上巻、p.476)。

明治維新後、同村は、1868年(明治元)に市川県、翌1869年に甲府県、1871年に同県を改称した山梨県の管轄となった。大小区制期には、1872(明治5)年に巨摩郡第九区、ついで1876年

(明治9)10月の区制改正では山梨県第七区に属し、78年(明治11)12月の巨摩郡の分画では北巨摩郡に属した。戸長制が敷かれた72年以降は「名主所」に代わって、戸長の事務所を「公用取扱所」と称していたようである(史料番号47「戸籍雛形」)。

村の事務所の名称は、1875年(明治8)11月に「河原部村事務所」、78年(明治11)12月に「河原部村役所」となった。1884年(明治17)9月の聯合戸長役場の発足に当たっては、更科村・祖母石村・下条村との組み合わせで河原部村外三箇村戸長役場(『史料総覧』では、『山梨県町村合併誌』の記事に下条村を除く3か村とあったのでこれによったが、山梨県布達甲第56号では4か村の戸長役場として発足したことになる。)が発足し、戸長役場を韭崎駅(韭崎宿を改称)に置いた。1889(明治22)年の市制町村制施行に当たっては、単独で施行したが、河原部・更科・祖母石3か村は、河原部村外二箇村組合役場を設置した。河原部村は1892年(明治25)町制を施行し韭崎町となり、さらに3町村は1937年(昭和12)合併して韭崎町となった。戦後、1954年(昭和29)、韭崎町・大草村・龍岡村など1町10村が、合併して韭崎市となり今日に至っている。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、河原部村は地租改正後(1875年(明治8))の地租が3013円94銭7厘、反別が田145町1反7畝9歩・畑31町4反6畝1歩・宅地13町7反8畝10歩・竹藪2町7反4歩・林1町1反5畝8歩・芝地8畝14歩・合計194町3反5畝16歩である。

なお、本集の解題所収の図4その2には河原部村関係の「自治体組織の変遷と文書の引継想定図」を掲げておいたので合わせて参照していただきたい。

伝来と数量 本文書群は、次の韭崎市役所文書と一体のもので、出所は同一かとも考えられる

が、戦後の史料を含んでいないので確証を得られず、それぞれ別個の文書群として独立させた。1967年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店(東京都内)より購入したものである。

数量は126点、書架延長は0.8mである。『史料総覧』では、158点となっているが、合綴史料は編綴されたもの全体を1点としたため、この数量となった(合綴された史料も1点と数えると155点となる)。ただ、『史料総覧』で「1括」としてあった史料は、帳簿の断簡であるが、各業の関係が不明で、本集でも個別化して記述することができず、引続き「1括」と数えている。

史料の概要 本文書群は近世の河原部村名主所期(葦崎宿を含む。)から、近代の公用取扱所・事務所・村役所・戸長役場を経て組合役場期まで、年代では、1783年(天明3)から1895年(明治28)に至るまでのものである。

近世の河原部村名主所文書(1・1。53点。本文書群の全時期にわたってこの名称を使用しているかどうかは未確認であるが、とりあえず目録編成の第1次項目として使用した。)と近代の河原部村の役場文書に二大別される。近世と近代の時期区分を、戸長制を採用して名主所を「公用取扱所」に改称したと考えられる1872年(明治5)の前に置いた。近代の場合、第1次項目として村公用取扱所に村事務所・村役所を加えた期間を一時期、すなわち1872年から1884年(明治17)までの時期(1・2。50点)と河原部村外三箇村戸長役場文書(1・3。5点)および河原部村(葦崎町)外二箇村組合役場文書(1・4。3点)に区分した。これ以外の出所を持つと思われるものおよび出所不明のものを「その他」(1・5。15点)とした。

1・1近世の河原部村名主所文書では、第2次項目として領主支配・村方支配・村儀定、貢租・御

用金、一般的な土地、屋敷、荒地起返、普請・水防、人別、村入費、貯穀を置き、また作成が河原部村名主所と異なる蔵前院、河原部村からの入作地である隣村宇津谷三組(宇津谷村の駒井・滝沢・金剛寺(持)の三枝郷)を第2次項目に加えた。宇津谷三組の史料は、いずれも写本である。これらは、土地・貢租関係の「損地起返小前反別帳」「田方立毛内合附毛揃帳」「田畑取付帳」「反別改帳」「勘定改帳」「一筆田畑取調帳」などの帳簿が主である。「村中議定請印帳」「普請人足改帳」「御触書」なども数点含まれ、葦崎宿関係では、宿入用、往還橋普請入用などがある。

1・2河原部村公用取扱所・村事務所・村役所文書では、第2次項目として村政一般、貢納・租税、土地、損地起返、家屋、普請、人別・戸籍、村費、宿・通送、学事、不明(内容未詳)を置いた。1・3河原部村外三箇村戸長役場文書と1・4河原部村(葦崎町)外二箇村組合役場文書は、少量であるが第2次項目としてそれぞれ土地、学事・学校経費、蕃ノ木堰および租税・村費、荒地起返を設定した。これらのなかでは、「起返帳」や「物産諸業人銘簿」などがある。

1・5その他は、第2次項目として、戸長役場を構成した4か村のうち、役場設置以前の祖母石村役所文書、河原部・下条両村にかかる神楽田堰世話掛文書、また河原部村のいずれかの時期に位置づけるべきであるが、年次を特定できないため項目を立てた隣村宇津谷村の枝郷金剛寺(持)村入作関係の文書を設定したほか、年次・主務者・作成者の特定が困難なためやむなく「不明」としたものがある。

関連史料 本集の2.「山梨県葦崎市役所文書」があるほか、山梨県立図書館(甲府市)で所蔵の「甲州文庫」「頼生文庫」に河原部村文書の一部が含まれている(山梨県立図書館編『甲州文庫目録』)

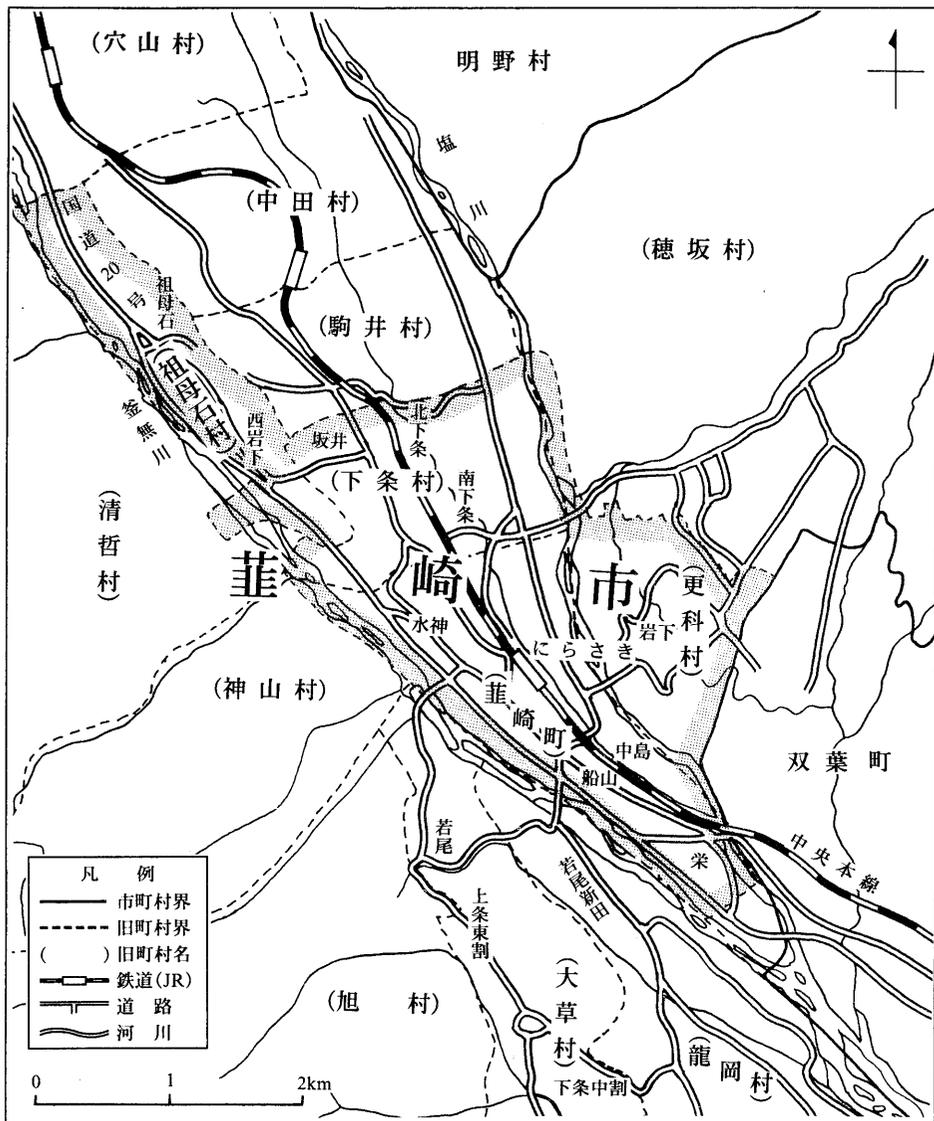
上・下(1964-71年)、同編『山梨県立図書館所蔵古文書目録』第4集、1981年、参照)。また、名主を勤めた小林家の文書が阪急学園池田家文庫にあり、大島真理夫「近世後期農村社会のモラル・エコノミーについて」(『歴史学研究』No.685、1996年6月所収)で紹介されている。

なお、これまでの町誌・市誌に利用された役場文書が確認できなかった。同市内に存在するともいわれている。

参考文献

- ・ 韮崎町役場編『韮崎町制六十年誌』同役場、1953年。
- ・ 韮崎市誌編纂専門委員会編『韮崎市誌』上・中・下巻、資料編、韮崎市役所、1978-79年。

図5 河原部村外三箇村戸長役場管内要図



1.1. 河原部村名主所文書

1.1.1. 領主支配・村方支配・村儀定

- 1 御書附写村中連印帳 寛政元年酉二月 巨摩郡河原部村。

作成:河原部村。寛政1.(1789)。

1冊。25・5cm(横長半帳)。かぶせ綴。綴目印。又五郎以下村民連印。

内容:申(天明8)十二月御公儀申渡に付き請印(百姓之儀僊服を着シ云々)。 史料請求番号42E,3

- 2 村中^(ママ)義定請印帳 文化元年子九月 名主覚右衛門・文[]。

作成:[河原部村]。文化1・9。(1804)。

1冊。35・5cm(横長半帳)。下部破損。村中連印(一部)。

内題:議定書之事(諸役人様御廻村之節宿内之義云々ほか)

フケ。開披不可。 史料請求番号42E,7

- 3 村中^(ママ)義定連印帳 文化五年辰二月 名主五左衛門・同源五左衛門。

作成:名主・長百姓・百姓代。文化5・2。(1808)。

1冊。35・5cm(横長半帳)。村中連印。

内題:定(博奕ハ勿論賭之諸勝負決而云々ほか)

史料請求番号42E,8

- 4 村中定書受印帳 文化八年未八月 河原部村。

作成:河原部村。文化8・8。(1811)。

1冊。36cm(横長半帳)。下部破損。村中連印。

内題:定(御年貢之儀云々ほか)。

フケ。開披注意。 史料請求番号42E,11

- 5 村方儀定連印帳 文政十亥年十二月[]。河原部村。

作成:河原部村。文政10・12。(1827)。

1冊。36cm(横長半帳)。かぶせ綴。全面破損。綴目印。

後表紙の表示:名主武[]・弥左衛門。

フケ。開披不可。 史料請求番号42E,14

- 6 村中請印帳 天保八年酉八月日 巨摩郡河原部村。

差出:[]。宛名:[甲府御役所]。天保8・8。(1837)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。かぶせ綴。一部破損。村中連印。

内容:御触書(盜賊召捕ニ付)に対する請書。

フケ。開披注意。 史料請求番号42E,21

- 7 被仰渡御請印形請取帳 天保十亥年九月 河原部村名主弥右衛門。

作成:名主弥右衛門[ほか相役名主1名。押印]。

[天保10・9・10]。(1839)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。かぶせ綴。綴目印。

五人組頭連印カ。

内容:松坂三郎左衛門被仰渡(検見前田方取扱は心得違云々)に対する請書。

史料請求番号42E,23

- 8 御用順番儀定扣 天保十三年寅正月吉日 河原部村清水福左衛門。

作成:河原部村。天保13・1。(1842)。

1冊。33・5cm(横長半帳)。

内題:仲間儀定。

史料請求番号42E,24

- 9 村方取締議定牒 天保十三寅年二月 巨摩郡河原部村。

河原部村。天保13。(1842)。

1冊。35cm(横長半帳)。かぶせ綴。下部破損。

綴目印。

史料請求番号42E,25

- 10 御触書 嘉永二年酉六月日 河原部村名主所(押印)。

作成:[河原部村]名[主所カ]。嘉永2・6。(1849)。

1冊。35・5cm(横長半帳)。かぶせ綴。下部破損。綴目印。五人組頭連印カ。表紙押印:[河原部村名主所]。

内容:甲府御役所御触(魚毒流し・友釣取締ニ付)。

史料請求番号42E,28

- 11 諸用控 天保四年癸巳正月。
[河原部村]. 天保4.(1833).
1冊. 34・5cm(横長半帳). 下部破損.
史料請求番号42E,120

1・1・2 貢租・御用金

- 12 卯田方立毛内見合附毛揃帳 天明三年九月
河原部村名主[]。
差出:河原部村名主源太左衛門[ほか長百姓・
問屋・百姓代など11名]. 宛名:[]所。
天明3・9.(1783).
1冊. 35cm(横長半帳). かぶせ綴. 一部破損。
フケ. 史料請求番号42E,2

- 13 寅田方立毛下見合附毛揃帳 下 寛政六年
九月 河原部村名主[]。
作成:河原部村. 寛政6・9.(1794).
1冊. 37cm(横長半帳). かぶせ綴. 下部破損。
フケ. 開披不可. 史料請求番号42E,4

- 14 本途畑反別改帳 本帳下 寛政九年巳四月
日 河原部村。
作成:河原部村. 寛政9・4.(1797).
1冊. 36・5cm(横長半帳). 裏表紙破損。
フケ. 史料請求番号42E,5

- 15 御年貢歳皆済被[仰渡請印帳] 文化七[年]
庚午九月吉日 名主[]・五左衛門。
作成:[河原部村]. 文化7・9.(1810).
1冊. 35・5cm(横長半帳). 下部破損. 村中連
印。
開披注意. 史料請求番号42E,9

- 16 御進発二付御用途之内江上納金書上名前帳
慶応元年丑閏五月 巨摩郡河原部村西組。
作成:河原部村西組名主宗兵衛[ほか長百姓・
百姓代など8名. 押印]. 宛名:甲府地方御役
所. 慶応1・閏5.(1865).
1冊. 34cm(横長半帳). かぶせ綴. 綴目印。
史料請求番号42E,30

- 17 御進発二付御用途之内江上納金書上帳 慶
応元年丑閏五月 巨摩郡河原部村西組。

河原部村. 慶応1.(1865).
1冊. 34cm(横長半帳). かぶせ綴. 綴目印。
内容:河原部村西組名主宗兵衛ほかより御進発御
用金二付覚(慶応1・閏5. 上納人連印), 上金御褒美
被下置二付請印差上(慶応1・10)など。
史料請求番号42E,31

- 18 寅年面割帳 丙[寅]慶応二[年]十二月日
河原部村名主宗兵衛。
作成:河原部村. 慶応2・12.(1866). 書込み
下限:慶応3.
1冊. 34cm(横長半帳). かぶせ綴。
その他の標題表示:百七番(掛紙).
内容:河原部村西組名主宗兵衛ほかより御進発御
用金二付覚(慶応1・閏5. 上納人連印), 上金御褒美
被下置二付請印差上(慶応1・10)など。
史料請求番号42E,32

十田畑取附帳

- 19 当寅田畑取附帳 慶応二年十二月 河原部
村東組名主庄助。
作成:河原部村. 慶応2・12.(1866).
1冊. 35cm(横長半帳). かぶせ綴。
その他の標題表示:三百四十四番 式冊之内, 八
拾五番(掛紙). 史料請求番号42E,34

- 20 当寅田畑取附帳 慶応二年十二月 河原部
村東組名主庄助。
作成:河原部村. 慶応2・12.(1866).
1冊. 35cm(横長半帳). かぶせ綴。
その他の標題表示:三百四拾四番 式冊之内, 八
拾五番(掛紙). 史料請求番号42E,35

- 21 当卯田畑取附帳 慶応三年十一月吉日 河
原部村東組名主武八郎。
作成:河原部村. 慶応3・11.(1867).
1冊. 35cm(横長半帳). かぶせ綴. 綴目印。
その他の標題表示:三百六拾八番 式冊之内, 八
拾六番(掛紙). 史料請求番号42E,36

- 22 当卯田畑取附帳 慶応三年十一月吉日 河
原部村東組名主武八郎。
作成:河原部村. 慶応3・11.(1867).
1冊. 35cm(横長半帳). かぶせ綴. 綴目印。

その他の標題表示:[]番 []冊之内(掛紙).
史料請求番号42E,37

23 当辰田畑取附帳 明治元年十一月吉日 河原部村東組名主所.

作成:河原部村. 明治1・11.(1868).
1冊. 34cm(横長半帳).かぶせ綴.綴目印.
その他の標題表示:四百六ばん 貳冊,八ノ十七番(掛紙).
内容:与惣兵衛分以下. 史料請求番号42E,40

24 当辰田畑取附帳 明治元年十一月吉日 河原部村東組名主所.

作成:河原部村. 明治1・11.(1868).
1冊. 34cm(横長半帳).かぶせ綴.綴目印.
その他の標題表示:四百六ばん 貳冊之内,八ノ十七番(掛紙).
内容:政兵衛分以下. 史料請求番号42E,41

25 当巳田畑取附帳 明治二年十月吉日 河原部村名主所.

作成:河原部村. 明治2・10.(1869).
1冊. 35・5cm(横長半帳).かぶせ綴.綴目印.
その他の標題表示:四百二十八番 貳冊之内,八ノ拾八番(掛紙).
内容:源之丞分以下. 史料請求番号42E,42

26 当巳田畑取附帳 明治二年十月吉日 河原部村名主所.

作成:河原部村. 明治2・10.(1869).
1冊. 35cm(横長半帳).かぶせ綴.綴目印.
その他の標題表示:四百貳十八番 貳冊之内,八ノ十八番(掛紙).
内容:与惣兵衛分以下. 史料請求番号42E,43

†

†

27 辰年[面付帳].明治元年辰十二月[].

作成:河原部村(推定).明治1・12.(1868).
1冊. 34・5cm(横長半帳).かぶせ綴.表紙破損.後表紙欠. 史料請求番号42E,113

28 五ヶ年割上金当巳年分取立扣 河原部村東組分 明治二年十二月.

作成:河原部村. 明治2.(1869).

1冊. 33・5cm(横長半帳).かぶせ綴.

その他の標題表示:四百八十二番,八ノ九番(掛紙).
史料請求番号42E,62

29 未御年貢米金仕訳勘[定帳カ] 明治四年十一月吉日 河原部[村]名主平賀源[].

作成:河原部村. 明治4・11.(1871).
1冊. 29+cm(横長半帳).かぶせ綴.下部破損.
フケ.開披不可. 史料請求番号42E,44

1・1・3. 土地

30 一筆限り田畑取調帳 天保十四卯年改.

差出:河原部村名主平右衛門[ほか長百姓・百姓代など17名].宛名:—. 天保14・9.(1843).
1冊. 35cm(横長半帳).後表紙欠.
内容:水なし七左衛門分以下.

史料請求番号42E,27

31 古戌改取附二引合名寄可入分帳 寛政九年巳三月.

作成:[河原部村]. 寛政9・3.(1797).
1冊. 36cm(横長半帳).下部破損.
内容:道喜久保 老 庄蔵分以下.
フケ.開披注意. 史料請求番号42E,119

32 [田畑書上帳].

作成:[]. 明治[].
1冊. 37・5cm(横長半帳).表紙欠.後欠.
内容:八百三十四 下々田拾貳歩 五郎左衛門分以下(河原部村). 史料請求番号42E,134

1・1・4. 荒地起返

†起返小前帳

33 前々損地之内当辰年起帰帳 辰十月 河原部村名主.

差出:名主七郎左衛門[ほか長百姓・百姓代など9名].宛名:河原部御役所. 天明4・10.(1784).

1冊. 36cm(横長半帳).かぶせ綴.下部破損.

その他の標題表示:小前反別.

フケ. 史料請求番号42E,1

34 当酉荒地成起返小前帳 本途分 文政八酉年八月 巨摩郡河原部村。

差出:河原部村名主弥左衛門[ほか長百姓・百姓代2名]。宛名:甲府御役所。文政8・8。(1825)。

1冊。35cm(横長半帳)。かぶせ綴。所持者押印。 史料請求番号42E,12

35 [起返小前帳 天保二年より同五年迄・同八年]。

河原部村。天保2-8。(1831-37)。

1綴(5冊)。36cm。

合綴:1.当卯起返小前帳 天保二年六月日 巨摩郡河原部村。差出:名主源太郎[ほか長百姓・百姓代2名]。宛名:甲府御役所。天保2・6。(1831)。1冊。35cm(横長半帳)。かぶせ綴。綴目印(河原部村名主所)。(史料番号15)。

2.当辰起返り小前帳 天保三年五月日 巨摩郡河原部村。差出:名主武右衛門[ほか長百姓・百姓代2名]。宛名:甲府御役所。天保3・5。(1832)。1冊。36cm(横長半帳)。(史料番号16)。

3.当巳起返り小前帳 天保四年六月日 巨摩郡河原部村。差出:名主弥左衛門[ほか長百姓・百姓代2名]。宛名:甲府御役所。天保4・6。(1833)。1冊。34cm(横長半帳)。(史料番号17)。

4.当午起返小前帳 天保五年六月 河原部村。差出:名主武兵衛[ほか長百姓・百姓代2名]。宛名:甲府御役所。天保5・6。(1834)。1冊。35cm(横長半帳)。かぶせ綴。綴目印(河原部村名主所)。(史料番号18)。

5.当酉起返高反別小前帳 天保八年四月 巨摩郡河原部村。差出:河原部村名主彦左衛門[ほか長百姓・百姓代2名]。宛名:甲府御役所。天保8・4。(1837)。1冊。34cm(横長半帳)。かぶせ綴。綴目印。フケ。(史料番号19)。

史料請求番号42E,15/19

36 当戌起返小前帳 前々荒地之分 天保九戌年八月 河原部村。

差出:河原部村名主平右衛門[ほか長百姓・百姓代2名]。宛名:甲府御役所。天保9・8。(1838)。

1冊。34cm(横長半帳)。全面破損。

後表紙の表示:河[]。

フケ。開披不可。

史料請求番号42E,20

37 当卯起返取調小前帳 慶応三卯年五月 河[]。

差出:河原部村西組名主九左衛門[ほか長百姓・百姓代・東組同5名。押印]。宛名:[]役所。慶応3・[5]。(1867)。

1冊。35cm(横長半帳)。かぶせ綴。下部破損。小前連印。

その他の標題表示:三百三拾五番,ワノ三(掛紙)。フケ。開披注意。 史料請求番号42E,38

1・1・5.屋敷

38 一筆限屋鋪取調帳 天保十四卯年改。

作成:[河原部村]。天保14。(1843)。

1冊。36cm(横長半帳)。

内容:利左衛門分以下。 史料請求番号42E,26

1・1・6.普請・水防

39 急破自普請人足改帳 文政九戌年八月 河原部村名主所。

作成:河原部村。文政9・8。(1826)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。一部破損。

史料請求番号42E,13

40 塩川通柳原普請人足控 天保九年戌三月吉日 河原部村役人・百姓代。

作成:河原部村。天保9・3。(1838)。

1冊。35cm(横長半帳)。下部破損。

史料請求番号42E,22

41 水防御普請附立方控 嘉永三戌八月 河原部村。

作成:河原部村。嘉永3・8。(1850)。

1冊。35・5cm(横長半帳)。下げ二ツ目綴。下部破損。 史料請求番号42E,29

42 両川通御普請ノ高仕訳帳 嘉永四年亥花月吉日。

作成:[河原部村]。嘉永4・3。(1851)。

1冊。34cm(横長半帳)。

両川は釜無川・塩川。 史料請求番号42E,121

43 往還橋御普請仕上勘定帳 寛政三年亥三月・五月・十月 葦崎宿。

作成: 葦崎宿. 寛政3.(1791).
1冊. 36cm(横長半帳). 一部破損.
下部フケ. 開披注意. 史料請求番号42E,94

- 44 新橋木入用割合帳 天保三年辰十一月 葦崎宿東側.
作成: 葦崎宿. 天保3・11.(1832). 書込み下限: 天保4.
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号42E,95

1・1・7. 人別

- 45 借家人別請印帳 安政三辰年 名主文助・源五左衛門.
作成: [河原部村]. 安政3・7.(1856).
1冊. 35cm(横長半帳). 史料請求番号42E,122

1・1・8. 村入費

- 46 夜具蚊屋損料覚 天明八年申八月 葦崎宿.
作成: 葦崎宿. 天明8・8.(1788).
1冊. 36・5cm(横長半帳).
一部フケ. 史料請求番号42E,93

- 47 辰歳勘定改帳 寛政十一年未三月日 河原部村.
作成: 河原部村. 寛政11・3.(1799).
1冊. 36cm(横長半帳).
史料請求番号42E,6

- 48 村方入用夫錢帳 元次(治)元年子三月 河原部村西組.
差出: 河原部村西組名主九左衛門[ほか長百姓・同見習・百姓代・問屋など9名, 押印]. 宛名: 甲府御役所. 元治1・3.(1864).
1冊. 35cm(横長半帳). かぶせ綴. 綴目印. 村中連印. 見置奥書押印.
その他の標題表示: 子六拾貳番.
史料請求番号42E,39

- 49 寅宿入用夫錢帳 葦崎宿.
差出: 問屋隼太郎[ほか名主・長百姓・同見習・百姓代など9名, 押印]. 宛名: 甲府御役所. 慶応3.(1867).

1冊. 35cm(横長半帳). かぶせ綴. 綴目印. 一同連印. 見置印. 史料請求番号42E,96

1・1・9. 貯穀

- 50 貯穀取集小前帳 慶応二年寅二月 巨摩郡河原部村西組.
作成: 河原部村名主宗兵衛[ほか2名, 押印]. 宛名: 甲府御役所. 慶応2・2.(1866).
1冊. 31cm(横長半帳). かぶせ綴. 一部破損. 綴目印. 出穀人連印. 史料請求番号42E,33

1・1・10. 蔵前院

- 51 御用廻状扣帳 文化九壬申年十月廿八日 蔵前院副寺記.
作成: 蔵前院. 文化9・10・28.(1812).
1冊. 34cm(横長半帳). 一部破損.
史料請求番号42E,10

1・1・11. 宇津谷三組

- 52 卯御年貢勘定帳 安政二年極月日 宇津谷三組分.
作成: []. 安政2・12.(1855).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
その他の標題表示: 勘定帳.
史料請求番号42E,102

- 53 [古新田巳御年貢勘定帳ほか].
[]. [安政4].(1857).
1綴(6冊). 36cm(横長半帳).
合綴: 1. 古新田巳御年貢勘定帳 安政四年十一月日 宇津谷三組. 作成: []. 安政4・11.(1857). 1冊. 35cm(横長半帳). その他の標題表示: 但五冊. 外四冊有.(史料番号103).
2. 古新田巳御年貢勘定帳 安政四年十一月日 宇津谷三組. 作成: []. 安政4・11.(1857). 1冊. 35cm(横長半帳). (史料番号104).
3. 古新田取附小前帳 安政四年巳十一月日 宇津谷三組取立人. 作成: []. 安政4・11.(1857). 1冊. 36cm(横長半帳). (史料番号——).
4. 古新田当巳夫錢諸入用割合帳 安政四年十二月日 宇津谷三組. 作成: 取立人伊兵衛[ほか立会・河原部村源左衛門など14名]. 安政4・12.(1857). 1冊. 35・5cm(横長半帳). 内容: 巳年夫錢・堰代など割合取究.(史料番号105).
5. [夫錢諸入用割合]覚. 作成: []. []. 1

冊. 35cm(横長半帳). (史料番号106).

6. 古新田已取附小前帳 安政四年十一月日 宇津谷三組. 作成[]. 安政4・11. (1857). 1冊.

35cm(横長半帳). (史料番号107).

史料請求番号42E,103/107

1・2. 河原部村公用取扱所・村事務所・村役所文書

1・2・1. 村政一般

54 巻番御用留 明治九子季第一月日 河原部村事務所.

河原部村事務所. 明治9. (1876).

1冊. 34・5cm(横長半帳). 下げ二ツ目綴.

その他の標題表示: 第貳百八拾六(掛紙).

史料請求番号42E,71

作成:[]. 明治[].

1冊. 33cm(横長半帳). 表紙欠.

内容: 下等拾七号 浜田作十分以下. 母死去ニ付割取差間などあり(河原部村カ).

史料請求番号42E,131

1・2・2. 貢納・租税

55 壬申再金納取立帳 明治六癸酉一月 河原部村.

作成: 河原部村. 明治6・1. (1873).

1冊. 34・5cm(横長半帳). かぶせ綴. 下部破損.

内題: 壬申御貢納金.

フケ. 開披注意.

史料請求番号42E,61

60 [等級名前書上帳].

作成:[]. 明治[].

1冊. 33cm(横長半帳). 表紙欠.

内容: 中等四拾六号 清水国蔵分以下(河原部村カ).

史料請求番号42E,132

56 県税取立帳 明治十年十二月日 第七区河原部村.

河原部村事務所. 明治10-11. (1877-78).

1冊. 34cm(横長半帳). 史料請求番号42E,78

61 [地券下附書上カ].

作成:[]. 明治[]. 書込み下限: 明治12.

1冊. 30・5cm(横長半帳). 表紙の表示なし.

内容: 三枚 根津九郎兵衛分以下(河原部村カ).

史料請求番号42E,133

1・2・3. 土地

57 [一筆限地価書上].

作成:[]. 明治[].

1綴. 34cm(横長半帳). 表紙欠. 一部破損.

内容: 秋山可や分以下(河原部村).

開披注意. 史料請求番号42E,129

62 [地所収獲高地価金名寄帳].

作成:[]. 明治[].

1冊. 34cm(横長半帳). 一部破損.

内容: 土橋文蔵分以下(河原部村).

虫損. 開披注意. 史料請求番号42E,135

58 [一筆限地価書上].

作成:[]. 明治[].

1冊. 34cm(横長半帳). 表紙欠. 一部破損.

内容: 式千四十七 小林新八分以下(河原部村).

史料番号129と同じものか.

史料請求番号42E,146

63 [地価金書上帳].

河原部村(推定). 明治[].

1綴(3冊). 30・5cm(横長半帳).

合綴: 1. [地価金書上]. 作成:[]. 明治[]

[]. 1冊. 30・5cm(横長半帳). 表紙なし. 内容: 中嶋新太郎(畑・林)分以下. (史料番号136).

2. [地価金書上]. 作成:[]. 明治[]. 1冊. 30・5cm(横長半帳). 表紙の表示なし. 内容: 向山代蔵(畑・宅地・林)分以下. (史料番号137).

3. [地価金書上]. 作成:[]. 明治[]. 1冊. 30・5cm(横長半帳). 表紙の表示なし. 内容: 久保長蔵(畑・宅地・林)分以下. (史料番号138).

史料請求番号42E,136/138

59 [等級名前書上帳].

64 [番記ほか].

作成:[] . 明治[] .

1冊. 31・5cm(横長半帳). 表紙欠

内容: 式号帳, 西側・東側合別地価金寄附帳などを含む(河原部村). 史料請求番号42E, 139

65 [地所面積書上].

作成:[] . 明治[] .

1綴. 35cm(横長半帳). 表紙欠

内容: 西郡海道下柳平浦迄一番根津惣八郎分以下(河原部村). 縦帳へ写済などあり.

史料請求番号42E, 141

66 [一筆限反別収獲高地価取調].

作成:[] . 明治[] . 書込み下限: 明治11.

1綴. 32cm(横長半帳). 表紙欠. 前欠.

内容: 第式 五百七十式番分以下, 高柳新七分以下(河原部村)を合綴. 史料請求番号42E, 142

67 [一筆限反別収獲高地価取調帳].

作成:[] . 明治[] . 書込み下限: 明治11.

1冊. 32・5cm(横長半帳). 表紙欠. 前・後欠. 一部破損.

内容: 内藤五郎右衛門分以下(河原部村). 史料番号142と同じ.

フケ.

史料請求番号42E, 147

68 第式号□地券下調元簿 從四百[]至[] □四拾□ 北南下条村境より南字番石地藏迄.

作成:[河原部村]. 明治[] .

1冊. 36cm(横長美帳). 表紙破損. 後表紙欠.

末尾に縦帳江写, 此帳面縦帳と新番引合済とある.

史料請求番号42E, 112

1・2・4. 損地起返

69 [畑起返取調帳ほか].

河原部村役所. 明治12. (1879).

1綴(2冊). 33cm(横長半帳). 下部破損.

合綴: 1. 明治九年水害壹ヶ年再延式ヶ年期畑起返取調帳 明治十二年一月 河原部村. 作成: 河原部村役所. 明治12. (1879). 1冊. 33cm(横長半

帳). 下部破損. フケ. (史料番号79).

2. 明治九年・明治十一年水害起返下調帳 明治十二年卯十二月 河原部村役所. 作成: 河原部村役所. 明治12・12. (1879). 1冊. 31cm(横長半帳). (史料番号80). 史料請求番号42E, 79/80

70 明治十一年寅流・明治九年水害壹ヶ年再延起返シ・明治九年水害式ヶ年期起返シ合併. 河原部村事務所(推定). 明治11頃(推定). (1878).

1綴(3冊). 33cm(横長半帳).

後表紙の表示: 北巨摩郡河原部村役所. その他の標題表示: 新三十九号(掛紙).

合綴は河原部村役所時代カ.

合綴: 1. 明治十一年田畑損地下調寄名帳 河原部村. 作成: 河原部村[] . 明治[] . 1冊. 33cm(横長半帳). その他の標題表示: 名寄引合済・引合済.

2. 明治九年水害地式ヶ年起返名寄帳 河原部村. 作成: 河原部村[] . 明治[] . 1冊. 33cm(横長半帳). その他の標題表示: 引合済.

3. 明治九年水害地々ヶ年起返名寄帳 河原部村. 作成: 河原部村[] . 明治[] . 1冊. 33cm(横長半帳). その他の標題表示: 名寄引合済・引合済. 史料請求番号42E, 86

71 明治九年水害年期銘々名寄帳・明治九年水害壹ヶ年起返帳 北巨摩郡河原部村.

作成: 河原部村事務所(推定). 明治11頃. (1878).

1綴(3冊). 33cm(横長半帳).

その他の標題表示: 新四十号(掛紙).

合綴: 1. 損地名寄名々寄附帳 明治十一歳一月第七区河原部村. 作成: 河原部村事務所. 明治11・1. (1878). 1冊. 31・5cm(横長半帳). 後表紙なし. (史料番号87).

2. 損地明治十年丑起返名寄 明治十一年一月廿日 第七区河原部村. 作成: 河原部村事務所. 明治11・1・20. (1878). 1冊. 31・5cm(横長半帳). (史料番号88).

3. 損地田畑下調簿 明治十一年四月 河原部村. 作成: 河原部村事務所. 明治11・4. (1878). 1冊. 30・5cm(横長半帳). (史料番号89).

史料請求番号42E, 87/89

1・2・5. 家屋

72 家屋戸番及図面.

作成:[] . 明治[] .
1冊. 29・5cm(横長半帳). 鉛筆書き.
内容:地番図(1-383). 韮崎駅と思われる.
史料請求番号42E,126

1・2・6. 普請

73 当申春秋・去巳之春御普請勘定帳 明治五壬申年.

作成:[河原部村]. 明治5.(1872).
1冊. 34cm(横長半帳). かぶせ綴.
史料請求番号42E,115

74 塩川通官普請計算簿 明治七甲戌年 河原部郵用取扱所.

作成:河原部村. 明治7.(1874).
1冊. 34・5cm(横長半帳). かぶせ綴.
史料請求番号42E,64

75 往還修築出人足割賦帖 明治七年甲戌二月 河原部村.

作成:河原部村. 明治7・2.(1874).
1冊. 34・5cm(横長半帳). かぶせ綴. 綴目印(河原部村). 五人組頭連印.
史料請求番号42E,65

76 道路修築入費帳 明治七甲戌年三月 巨摩郡第九区河原部村.

作成:河原部村. 明治7・3.(1874).
1冊. 35cm(横長半帳). かぶせ綴.
史料請求番号42E,66

77 青梅新道修築入費勘定帳 明治七年從十一月至明治九年四月 巨摩郡第九区河原部村道路掛.

河原部村事務所. 明治7-9.(1874-76).
1冊. 34cm(横長半帳). かぶせ綴.
その他の標題表示:第五十八号(掛紙).
虫損. 開披注意. 史料請求番号42E,67

78 川掘金井諸入費遣拂扣 明治八年第四月ヨリ同十一年八月迄 韮崎川岸.

作成:[河原部村事務所]. 明治[11].(1878).
1冊. 34・5cm(横長半帳). かぶせ綴. 綴目印.
史料請求番号42E,68

79 釜無・塩川両川通当亥定式川除官普請仕立勘定帖 明治八季巨摩郡第九区河原部村.

作成:河原部村. 明治8.(1875).
1冊. 34cm(横長半帳). かぶせ綴. 綴目印(小野).
史料請求番号42E,69

80 [青坂入費受取帳ほか].

河原部村事務所. 明治9.(1876).
1綴(5冊・綴). 35cm(横長半帳).
合綴:1.青坂入費受取帳 明治九季子四月二日.
作成:[河原部村]. 明治9・4・2.(1876).1綴. 31・5cm(横長半帳). 奥書に巨摩九区河原部村桜坂新道成功ニ附手踊入費取調云々とあり.(史料番号73).
2.新道修繕人足控.作成:河原部村. 明治[9].(1876).1綴. 34cm(横長半帳).(史料番号74).
3.[人足手間代扣].作成:[河原部村]. 明治[9].(1876).1綴. 34cm.(史料番号75).
4.桜坂道路修築落成依[り]祝祭入費簿 明治九年四月二日 河原部村.作成:河原部村. 明治9・4・2.(1876).1綴. 30・5cm.(史料番号76).
5.記(代差引).作成:[]. 明治[9].(1876).1綴. 29cm. 末尾に学校々掛り扣細田清十郎分とあり.(史料番号77). 史料請求番号42E,73/77

81 諸堰打費附立帳 明治十三年第五月 北巨摩郡河原部村役所.

作成:河原部村役所. 明治13・5.(1880).
1冊. 30cm(横長半帳). 一部破損. 下げニツ目綴.
その他の標題表示:第百七拾七号.
史料請求番号42E,82

82 藤井堰其外組合堰入書割合[控] 明治十三年即明治十二年度費額 北巨摩郡河原部村役[所].

作成:河原部村役所. 明治13.(1880).
1冊. 34cm(横長半帳). 後欠. 一部破損.
史料請求番号42E,83

83 佐久道修繕費現戸割収入帳 十三年度河原

部村役所。

河原部村役所。明治13-15。(1880-82)。

1冊。30・5cm(横長半帳)。かぶせ綴。

史料請求番号42E,84

84 甲州道中往還土橋仕様帳 西二月 巨摩郡
葦崎駅。

差出:戸長小林七左衛門[ほか副戸長・百姓代2名、押印]。宛名:山梨県権参支富岡敬明。明治6・2。(1873)。

1冊。24cm。かぶせ綴。奥書に土橋諸色佃付奉書上とあり。

史料請求番号42E,97

85 往還新道路献木寄進簿 明治八稔亥四月
葦崎駅道路掛。

作成:河原部村。明治8・4。(1875)。

1冊。34cm(横長半帳)。かぶせ綴。継目印(河原部村)。

史料請求番号42E,98

86 川堀諸掛り貸控 明治九年第五月ヨリ同十年八月迄 葦崎川岸。

河原部村事務所。明治9-11推定。(1876-78)。

1冊。33・5cm(横長半帳)。

史料請求番号42E,99

1・2・7. 人別・戸籍

87 当申水夫取立帳 明治五年十二月日 河原部村名主弥左衛門。

作成:河原部村。明治5・12。(1872)。

1冊。34cm(横長半帳)。かぶせ綴。

内題:水夫人覚。

史料請求番号42E,45

88 旅行・寄留・出稼・修行人・雇人・従者・送籍届書写 明治五壬申二月 河原部邑。

河原部村。明治5-6。(1872-73)。

1冊。27cm。届出戸長・伍組など押印。

その他の標題表示:拾七(掛紙)。後表紙の表示:河原部村名主處。

史料請求番号42E,46

89 戸籍雛形 明治五壬申季之分・同六年九月上旬写置候也 巨摩郡第九区河原部村公用取扱所。

作成:[河原部村]。明治6・9。(1873)。

1冊。23cm。かぶせ綴。

その他の標題表示:拾六(掛紙)。後表紙の表示:村用取扱所。

史料請求番号42E,47

90 山梨県巨摩郡第九区河原部村戸籍総計 壬申二月改正。

作成:河原部村。明治5・2。(1872)。

1冊。22・5cm。

その他の標題表示:廿七(掛紙)。

内容:戸長保坂武八郎ほか差出の戸籍総計表など。

史料請求番号42E,48

91 生死人届ケ誌 明治五壬申二月 河原部邨。河原部村。明治5。(1872)。

1冊。27cm。

その他の標題表示:拾八(掛紙)。後表紙の表示:河原部邑名主處。

史料請求番号42E,49

92 戸籍当用物。

河原部村。明治6-7。(1873-74)。

1袋(5冊・綴)。23cm。

その他の標題表示:三百四(掛紙)。

袋入:1. 戸籍調当用留 明治六年八月 河原部村公用取扱所。作成:河原部村。明治6・8。(1873)。1冊。16・5cm(横半半帳)。その他の標題表示:四十六(掛紙)。内容:戸籍出入・死亡人扣など。(史料番号50)。

2. 伍組人銘簿 明治六年第□月 公用取扱所。作成:河原部村。明治6。(1873)。1冊。16cm(横半半帳)。その他の標題表示:四十五(掛紙)。(史料番号51)。

3. 送籍券出入仮紀 明治六年八月二日 河原部村公用取扱所。作成:河原部村。明治6・8・2。(1873)。1冊。15・5cm(横半半帳)。(史料番号52)。

4. 本籍取組人名。作成:河原部村。明治[]。1冊。33・5cm(横長半帳)。その他の標題表示:式十(掛紙)。(史料番号53)。

5. [戸籍書上ほか]。[河原部村]。明治6-7。(1873-74)。1綴。27cm。史料館の編綴カ。内容:出産届ほか。(史料番号54)。

史料番号42E,50/54

93 [戸籍下調抜萃簿 明治六年]。

河原部村。明治6。(1873)。

1綴(5冊)。15・5cm(横半半帳)。

合綴:1. 戸籍下調抜萃簿 壹番 明治六年七月

- 河原部村戸籍掛り.作成:河原部村.明治6・7.(1873).1冊.14・5cm(横半半帳).その他の標題表示:四十八之内式(掛紙).(史料番号55).
- 2.戸籍下調抜萃簿 貳番 明治六年七月 河原部村戸籍掛り.作成:河原部村.明治6・7.(1873).1冊.15・5cm(横半半帳).(史料番号56).
- 3.戸籍下調抜萃簿 三番 明治六年八月一日 河原部村戸籍掛り.作成:河原部村.明治6・8・1.(1873).1冊.15・5cm(横半半帳).(史料番号57).
- 4.戸籍下調抜萃簿 四番 明治六年八月 河原部村戸籍掛り.作成:河原部村.明治6・8.(1873).1冊.15・5cm(横半半帳).(史料番号58).
- 5.戸籍下調抜萃 五番 明治六西八月 公用取扱所.作成:河原部村.明治6・8.(1873).1冊.15・5cm(横半半帳).(史料番号59).
史料請求番号42E,55/59
- 94 雛形牒 明治六西載第八月 河原部公用取扱所.
作成:河原部村.明治6・8.(1873).
1冊.26・5cm.かぶせ綴.綴目印(河原部村).
その他の標題表示:百八(掛紙).
内容:他行届などの書式. 史料請求番号42E,60
- 95 物産諸業人銘簿 明治八年亥一月 河原部村公用取扱所.
作成:河原部村.明治8・1.(1875).
1冊.34・5cm(横長半帳).右側破損.
内容:岩下準太郎組以下.
フケ.開披注意. 史料請求番号42E,70
- 1・2・8.村費
96 [取立金書上].
作成:[].明治[].
1綴.34cm(横長半帳).編綴は史料館カ.一部破損.
内容:[十二月]五日(金三円拾七銭九厘八毛)分以下(河原部村). 史料請求番号42E,143
- 1・2・9.宿・遞送
97 [休泊帳 明治六・七年].
河原部村.明治6-7.(1873-74).
1綴(2冊).34・5cm(横長半帳).
合綴:1.西歳御休泊 明治六年十二月 河原部村.
作成:河原部村.明治6・12.(1873).1冊.34・5cm

- (横長半帳).その他の標題表示:七年末二あり.
- 2.当戌休泊帳 明治七年 河原部村.作成:河原部村.明治7.(1874).1冊.34・5cm(横長半帳).
史料請求番号42E,63
- 98 遞送人旅費操替簿 明治九年七月 河原部村事務所.
河原部村事務所.明治9-10.(1876-77).
1冊.34・5cm(横長半帳).
その他の標題表示:三百五十式(掛紙).
史料請求番号42E,72
- 99 [継送・差立控].
[河原部村].明治6-7.(1873-74).
1綴.34・5cm(横長半帳).表紙・後表紙欠.前・後欠.一部破損.
フケ.開披不可. 史料請求番号42E,148
- 100 [迎]送人旅費繰替[帳] 明治十二年四月 北巨摩郡河原[部]村].
河原部村役所.明治12.(1879).
1冊.34cm(横長半帳).下部破損.
史料請求番号42E,81
- 1・2・10.学事
101 葦崎学校開校式二付烟火二係ル会計簿 明治十三年七月 周旋人山岸庄三・浅川広忠.
作成:[].明治[13].(1880).
1冊.29・5cm(横長半帳).一部破損.
内題:烟火料入金覚. 史料請求番号42E,100
- 1・2・11.不明
102 記(掛り金書上) 明治八年亥十一月十六日より子六月迄.
河原部村事務所(推定).明治8-9.(1875-76).
1冊.34cm(横長半帳).表紙欠.
内容:米三拾貳俵・吉右衛門・多右衛門舟分以下.
鯨沢・黒沢・市川・岩淵ほか行.
史料請求番号42E,128
- 103 [取立金書上カ].
作成:[].明治[].

1綴. 30cm(横長半帳). 表紙欠.
内容: 岩下丈一分(金八錢一厘ほか)以下(河原部

村).

史料請求番号42E,145

1.3. 河原部村外三箇村戸長役場文書

1.3.1. 土地

104 [荒地取調簿].

作成: 河原部村外三箇村戸長役場(推定).
明治21頃.(1888).
1冊. 31cm(横長半帳). 表紙欠. 前欠カ.
内容: 荒地廿一年未取調簿などあり.

史料請求番号42E,144

105 明治廿一年現在精算帳 祖母石村之内祖母石.

作成: 河原部村外三箇村戸長役場(推定).
明治[21頃]. (1888).
1冊. 34cm(横長半帳). 下げ二ツ目綴. 一部破損.
内容: 等級別反別地価地租金書上.

史料請求番号42E,109

1.3.2. 学事・学校経費

106 資本金利子収入簿 明治十九年 葦崎学校.

作成:[]. 明治19.(1886).
1冊. 34.5cm(横長半帳). 下げ二ツ目綴.

史料請求番号42E,85

107 明治廿年一月十日接種セシ生徒之人名.

作成:[]. 明治20推定.(1887).

1冊. 29cm(横長半帳). 史料請求番号42E,92

1.3.3. 蕃ノ木堰

108 蕃ノ木堰水掛人足・入用帳 明治十九年度第四月吉日 明治十九年度北巨摩郡祖母石村世話人仲田保太郎.

作成: 仲田保太郎. 明治19.4.(1886).

1冊. 30cm(横長半帳). 一部破損. 請取人押印.

史料請求番号42E,108

1.4. 河原部村(葦崎町)外二箇村組合役場文書

1.4.1. 租税・村費

109 [滞納金書上カ] 廿五年度第一キ.

作成:[]. 明治25頃.(1892).
1綴. 29cm(横長半帳). 表紙欠.
内容: 小林源治郎分以下(河原部村).

史料請求番号42E,149

作成: 葦崎町外二箇村組合役場. 明治28.(1895).

1冊. 29cm(横長半帳). 下部破損.

史料請求番号42E,101

1.4.2. 荒地起返

110 葦崎町荒地起返帳 明治廿八年 葦崎町外二ヶ村組合役場.

111 明治廿八年起返り.

作成: 葦崎町外二箇村組合役場(推定). 明治28頃(推定).(1895).

1冊. 29.5cm(横長半帳).

内容: 百瀬誠一部分以下. 史料請求番号42E,117

1・5.その他

1・5・1. 祖母石村役所文書

112 十四年取立長(帳).
作成:[祖母石村役所]. 明治14頃.(1881).
1冊. 30cm(横長半帳). 表紙欠.
内容:春藤平四郎分以下. 史料請求番号42E,127

113 道路上置ケ札記 明治十七年三月日 祖母
石村役所(押印).
作成:祖母石村役所. 明治17・3.(1884).1冊.
29・5cm(横長半帳).
表紙印文:「祖母石村役所」.
史料請求番号42E,107

114 [畑宅地価勘定帳].
作成:[]. 明治[].
1綴. 30cm(横長半帳).
内容:祖母石村向山勘藏分以下.
史料請求番号42E,110

1・5・2. 神楽田堰世話係文書

115 神楽田堰諸入費簿 明治十五年五月日 山
梨県北巨摩郡下条村.
[神楽田堰世話係]. 明治15-27.(1882-
94).
1冊. 29cm(横長半帳).
後表紙の表示:神楽田堰世話係 山田治右衛門・
広島彌重・中込吉蔵. 史料請求番号42E,111

1・5・3. 金剛寺出作文書

116 金剛寺出作高 巨摩郡河原部村平賀源五左
衛門(押印).
作成:平賀源五左衛門. 明治[].
1冊. 35cm(横長半帳). かぶせ綴.
史料請求番号42E,90

117 金剛寺組甲岡新田当今持畝歩控.
作成:河原部村. 明治[].
1冊. 29cm(横長半帳). 後表紙欠. 表紙押印:
「巨麻九区河原部村」. 史料請求番号42E,91

1・5・4. 不明

118 当辰御[年貢勘定帳]. 明治元[]十一月
[].

作成:[]. 明治1・11.(1868).
1冊. 31・5cm(横長半帳). かぶせ綴. 前部分
破損. 綴目印.
内容:政兵衛分以下. 史料請求番号42E,114

119 [毛揃帳].
差出:名主彦右衛門[ほか相役名主・長百姓・
百姓代]. 宛名:—. 寛政3・9.(1791).
1冊. 37cm(横長美帳). かぶせ綴. 表紙欠.
前欠. 史料請求番号42E,118

120 [毛揃帳カ].
作成:[]. [].
1冊. 34cm(横長半帳). 表紙欠.
内容:千式百四下田老叟歩九兵衛分以下.
史料請求番号42E,130

121 田畑宅地小前名寄[帳] 明治十年丑五月
旧[].
作成:[]. 明治10・5.(1877). 書込み
下限:明治15.
1冊. 38cm(横長美帳). 下げ二ツ目綴. 表紙
破損.
内容:字長峯吉越助右衛門分以下. 地名(水沢・戸
隠)・人名が明記されているが村名を特定できな
い. 史料請求番号42E,116

† 地所総計表

122-125は同一町村の史料。

122 地所総計綴.

作成:[]. 明治[].
1綴. 30cm(横長半帳).
その他の標題表示:百巻号(掛紙). 末尾に合点相
済申候也とある.
内容:第巻号帳-第八号帳ほか.
史料請求番号42E,123

123 [地所惣計表].

作成:[], 明治[].

1綴. 32cm(横長半帳). 一部破損. 編綴は史料館カ.

内容:第壹号帳—第八号帳ほか.

フケ. 史料請求番号42E,124

124 上り帳壹帳総計写.

作成:[], 明治[].

1綴. 31.5cm(横長半帳).

内容:上り帳壹帳(一—八号)壹帳総計写. 五号帳物計. 第壹号より第八号迄総計など.

史料請求番号42E,125

125 [地所惣計帳].

作成:[], 明治[].

1冊. 30.5cm(横長半帳). 表紙欠部破損.

内容:壹番田拾五町三反四畝歩以下. 四号帳・六号帳・壹号帳など.

フケ. 開披注意. 史料請求番号42E,140

†

†

126 [帳簿断簡].

作成:[]. [].

1括. 34cmほか(横長半帳).

史料請求番号42E,150

2.山梨県韮崎市役所文書目録（42G-7）

目 次

解 題

2・1.河原部村外三箇村戸長役場・韮崎町外二箇村組合役場文書/1884年(明治17)― ……p.48

2・1・1.戸籍 1

2・1・2.印鑑登録 2-3

2・2.龍岡村役場文書/1889年(明治22)― ……………p.48

2・2・1.印鑑登録 4

2・3.大草村役場文書/1889年(明治22)― ……………p.48

2・3・1.印鑑登録 5

〈参考〉

2・4.八幡村役所文書(東山梨郡) ……………p.48

2・4・1.土地 6

解 題

歴 史 本文書群は、斐崎市域関係の文書であるが、出所は定かではない。斐崎市は山梨県の北西部、甲府盆地の北西部、釜無川(富士川上流)と支流塩川に沿っている。北から佐久往還が南から駿信往還が甲州街道に交叉する地点(現在では、それぞれ国道141号線・52号線・20号線)には斐崎宿があった。この地域にあった河原部村ほか37か村が現在の斐崎市域である。このうち、次の諸村が本文書群と関係がある(河原部村・斐崎宿については、詳しくは、本集1.「甲斐国巨摩郡河原部村文書目録」の解題を参照)。

下条東割村・下条南割村・若尾新田(以上、1875年(明治8)合併して龍岡村)、河原部村、若尾村・上条東割村・下条西割村・下条中割村(以上、1875年合併して大草村)、岩下村・上野山村(以上、1875年合併して更科村)

龍岡・河原部・大草・更科各村のうち、1884年(明治17)に龍岡村・大草村は旭村とともに3か村の、また河原部村・更科村は祖母石村・下条村と4か村の組合せによって聯合戸長役場が組織された(戸長役場所在地はそれぞれ大草村下条西割組・河原部村斐崎駅)。1889年(明治22)の市制町村制施行に当たっては、各村は単独で施行したが、河原部・更科・祖母石3か村は河原部村外二箇村組合役場を設置した。このうち河原部村は1892年(明治25)に町制を施行し斐崎町となった。さらに3町村は、1937年(昭和12)に合併して斐崎町となり、1954年(昭和29)には斐崎町・大草村・龍岡村など1町10村が合併して斐崎市となった。なお、この文書群に混在している1冊は八幡村(現在、山梨市)のものと推定される。

本集の解題所収の図4その2には斐崎市関係の「自治体組織の変遷と文書の引継想定図」を掲げておいたので合わせて参照していただきたい。

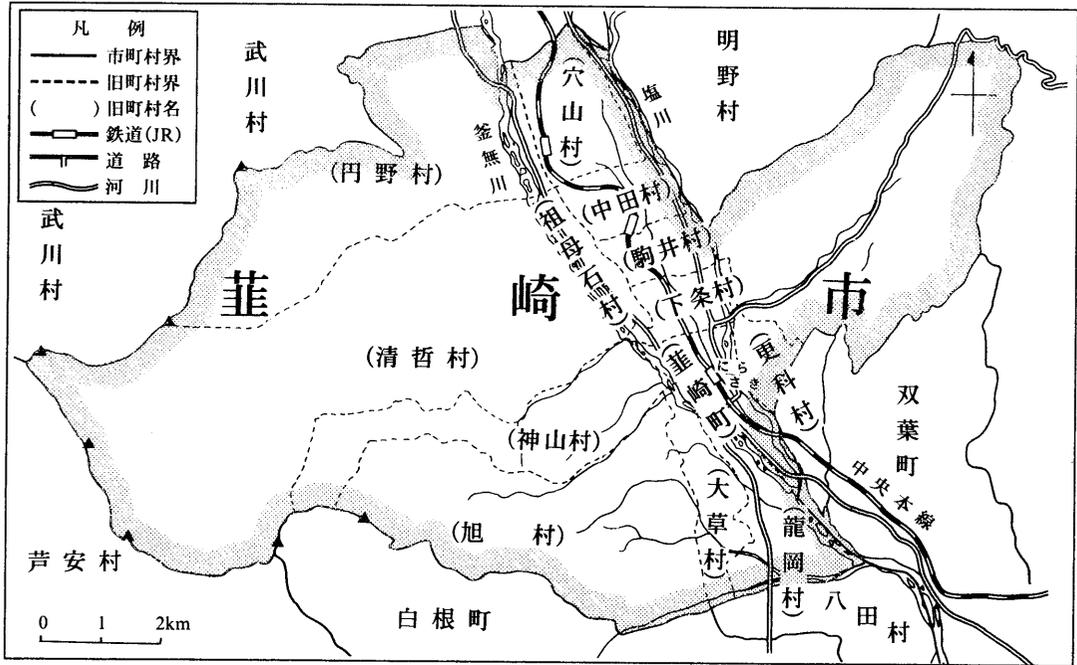
伝来と数量 本文書群は、前の河原部村文書と一体のもので、出所が同一かと考えられるが確証は得られない。史料に記載の年次(書込み下限)から、少なくとも一部は斐崎市発足後も引続き同市役所で使用されてから、他の史料とともに廃棄されたのではないかと推定されるのでこの文書群名称となった。1967年度に他の山梨県下町村役場書類とともに、一括して古書店(東京都内)より購入したものである。これまで「山梨県北都留郡諸村役場書類(2)」(42G)の一部であったが、『史料総覧』の編集に際して分割し、文書群記号を42G-7とした。

数量は6点であるが、このなかには断簡も含まれる。書架延長は0.2mである。

構造と内容 本文書群の史料の作成年次は、判明しているもので1896年(明治19。推定)から1904年(明治37)までであるが、書込み下限では、1956年(昭和31)の記載のものがある。従って斐崎市合併以前に関係の町村で作成され、その一部が市発足後も使用されていたことになる。第1次項目は、作成年次から河原部村外三箇村戸長役場・斐崎町外二箇村組合役場文書(2・1。3点)、龍岡村役場文書(2・2。1点)、大草村役場文書(2・3。1点)および参考に掲げた東山梨郡八幡村役所文書(2・4。1点)とし、第2次項目はわずかな点数であるが、戸籍、印鑑登録、土地の項を設定した。

史料は、「寄留簿」1冊と「印鑑簿(留)」4冊および混入したと思われる八幡村の「一筆限取調帳」1冊である。「印鑑簿」のうちの2冊と「寄留簿」は作成者・書込み下限から河原部村・斐崎町関係の文書であるが、他の2冊の「印鑑簿(留)」は大草村役場と龍岡村役場の作成である。ただし書込み下限からすると、やがて斐崎市役所に引継がれ、最終文書年の主務者となるのは同市役所ではないかと考えられる。東山梨郡八幡村と思わ

図6 韮崎市役所管内要図



れる1冊は、他の印鑑簿との関連が認められない。

関連史料 本集の1.「甲斐国巨摩郡河原部村文書」および次の3.「山梨県北巨摩郡龍岡村文書」がある。

参考文献

- ・韮崎町役場編『韮崎町制六十年誌』同役場、1953年。
- ・韮崎市誌編纂専門委員会編『韮崎市誌』上・中・下巻、資料編、韮崎市役所、1978-79年。

2.1. 河原部村外三箇村戸長役場・韮崎町外二箇村組合文書

2.1.1. 戸籍

1 [寄留簿].

作成:河原部村外三箇村戸長役場(推定).
明治19推定.(1896).書込み下限:明治28.
1冊. 33cm.表紙・後表紙・前・後欠. 短冊貼付.

内容:河原部村・韮崎町分. 第50-55号(断簡).
史料請求番号42G-7,71-6

2.1.2. 印鑑登録

2 [印鑑簿].

作成:韮崎町外二箇村組合役場(推定). 明治[]. 書込み下限:昭和13.

1冊. 33cm.表紙・後表紙欠. 短冊貼付.

内容:河原部村・韮崎町分.

史料請求番号42G-7,71-2

3 [印鑑簿].

作成:韮崎町外二箇村組合役場(推定). 明治[]. 書込み下限:昭和9.

1冊. 33cm. 表紙・後表紙欠. 短冊貼付.

内容:更科村分.

史料請求番号42G-7,71-4

2.2. 龍岡村役場文書

2.2.1. 印鑑登録

4 印鑑留 龍岡村役場.

作成:龍岡村役場. 明治[]. 書込み下限:
昭和31.

1冊. 34cm.下部破損. 帳間に印鑑届1通.
短冊貼付.

内容:龍岡村分.

史料請求番号42G-7,71-1

2.3. 大草村役場文書

2.3.1. 印鑑登録

5 印鑑簿 大正四年[] 大草村役場.

作成:大草村役場. 明治37.(1904).書込み
下限:昭和31.

1冊. 33cm.短冊貼付.

表紙裏に,短冊を組別からイロハ順に「改冊」した旨の大草村長の記事を貼付(大正4・12・23).

史料請求番号42G-7,71-5

〈参考〉 2.4. 八幡村役所文書

2.4.1. 土地

6 [宅地田畑草山一筆限取調帳].

作成:八幡村役所(推定). 明治[]. 書
込み下限:明治18.

1冊. 31cm.表紙欠.短冊貼付.

八幡村は東山梨郡. 史料請求番号42G-7,71-3

3.山梨県北巨摩郡龍岡村文書目録（42G-6）

目 次

解 題

3・1. 龍岡村役場文書/1889年(明治22)―p.53
3・1・1. 戸籍 1

解 題

歴 史 龍岡村の地域は、甲府盆地の北西部、釜無川(富士川上流)と支流御勅使川が合流する三角地帯にある。現在の韮崎市の東南端に当たり、かつての駿信往還、現在の国道52号線がここを南北に通じている。近世では武川筋に属し、下条東割村・下条南割村・若尾新田の3か村があった。明治維新後、各村は、市川県・甲斐府・甲府県を経て、1871年(明治4)から山梨県の管轄となった。大小区制期には、1872年(明治5)に巨摩郡第二十二区、1876年(明治9)に山梨県第十二区に属し、1878年(明治11)の巨摩郡の分画では北巨摩郡に属した。この間、1875年(明治8)に3村が合併して龍岡村となった。龍岡村は、1889(明治22)年の市制町村制の施行に当たっては単独で施行した。1891年(明治24)の戸口は250戸・1413人であった。1954年(昭和29)に韮崎町など1町9村と合併して、韮崎市となり今日に至っている。

なお、本集の解題所収の図4その2には韮崎市関係の「自治体組織の変遷と文書の引継想定図」を掲げておいたので合わせて参照していただきたい。

伝来と数量 本文書群は、韮崎市役所文書と一体のものとも考えられるが、書込み下限は、韮崎市発足以前であるので、一文書群として独立させた。1967年度に他の山梨県下町村役場文書とともに、一括して古書店(東京都内)より購入したものである。これまで「山梨県北都留郡諸村役場書類(2)」(42G)であったが『史料総覧』の編集に際して分割し、文書群記号を42G-6とした。

数量は1点、書架延長は0.1mである。

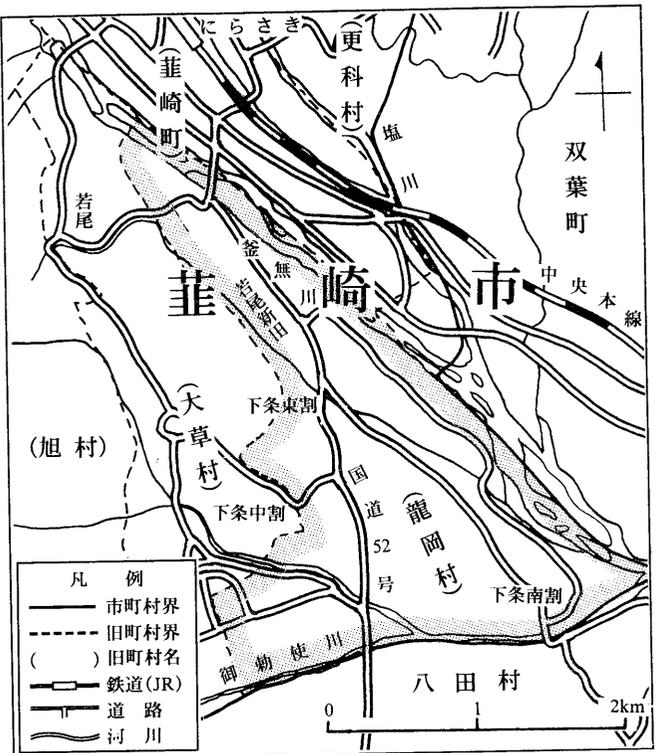
史料の概要 「寄留名簿」など3冊が合綴された1点のみである。

関連史料 本集の2.「山梨県韮崎市役所文書」がある。

参考文献

・韮崎市誌編纂専門委員会編『韮崎市誌』上・中・下巻、資料編、韮崎市役所、1978-79年。

図7 龍岡村要図



3・1.龍岡村役場文書

3・1・1.戸籍

1 [寄留名簿ほか].

[龍岡村役場]. 明治[].

1綴(3冊). 33cm. 五ツ目綴.

合綴:1. 寄留名簿 北巨摩郡龍岡村. 作成:龍岡村役場. 明治24(推定). (1891). 書込み下限:明治45. 1冊. 32cm.

2. 管外寄留人名簿 北巨摩郡龍岡村. 作成:龍岡村役場. 明治24(推定). 書込み下限:明治27. 1冊. 33cm.

3. 管内人寄留名簿 北巨摩郡龍岡村. 作成:龍岡村戸長役場(推定). 明治18頃(推定). 書込み下限:明治27. 1冊. 33cm. 史料請求番号42G-6,70

4.山梨県北巨摩郡増富村役場文書目録（41M）

目 次

解 題

4・1.小尾村・比志村名主(所)文書/1871年(明治4) ……………	p.62
4・1・1.検地 1—2	4・1・7.年貢割付(小尾村) 18—176
† 検地帳	† 年貢割付状
4・1・2.年貢皆済 3—5	4・1・8.年貢割付(比志村) 177—286
† 年貢皆済目録	† 年貢割付状
4・1・3.田起返 6	4・1・9.年貢割付(村名不明分) 287—290
4・1・4.小物成 7—12	† 年貢割付状
4・1・5.夫喰拝借 13	4・1・10.水路普請(比志村) 291—292
4・1・6.金山試掘 14—17	
4・2.布告・布達・郡衙往復/1873年(明治6)—1897年(明治30) ……………	p.82
4・2・1.布告・布達(一般) 293—317	4・2・3.郡役所達・郡衙往復 322—331
† 布告・布達綴	† 郡役所達綴† 郡衙往復綴
4・2・2.布告・布達(個別) 318—321	
4・3.増富村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書/1872年(明治5)—1884年(明治17) ……	p.85
4・3・1.租税取立 332—359	帳† 地券小拾取調帳(安里)
† 正租諸入費取立帳	4・3・5.山林原野 409—417
4・3・2.地租・地価金取調 360—375	† 山林原野取調帳(比志)† 山林各戸名寄帳
† 地租金取調帳† 地租金各戸総計帳	(比志)† 小物成山林芝地竹林取調帳† 山林
† 各戸地価金取調帳	原野地価取調帳(小尾)† 山林各戸名寄帳
4・3・3.諸税・協議費 376—382	(小尾)
4・3・4.土地 383—408	4・3・6.学事・学校経費 418—422
† 各戸反別収獲地価取調帳† 一筆限反別地	4・3・7.戸籍 423
価取調帳(比志)† 一筆限反別収獲地価取調	
帳(小尾)† 伍組小拾帳† 地券一筆限り小拾	
4・4.増富村戸長役場文書/1884年(明治17)—1889年(明治22) ……………	p.96
4・4・1.土地 424—434	4・4・3.山林原野 436—437
† 地券名寄帳	4・4・4.水害・荒地起返 438—440
4・4・2.地価金 435	4・4・5.地所証明 441—445

[58] 4.山梨県北巨摩郡増富村役場文書目録(41M)

4・4・6.租税・村費 446—451

4・4・7.徴兵 452

4・5.増富村役場文書/1889年(明治22)一p.100

4・5・1.土地 453—460

4・5・4.地所証明 467

†地券名寄帳

4・5・5.学事 468

4・5・2.山林 461—464

4・5・6.衛生 469

4・5・3.荒地 465—466

解 題

歴 史 本文書群の出所である増富村は、釜無川(富士川上流)の支流塩川の上流地域で、現在の須玉町の北東部半分を占める。近世の地域区分では逸見筋に属し、ここに小尾・比志両村がありその中を信州峠に至る穂坂路が通っていた。小尾村は近世の初頭には幕府領で、ついで甲府藩領、1724年(享保9)、再び幕府領(甲府代官所)となる。村高は近世初頭で206石、近世中・後期、例えば『旧高旧領取調帳』などでは340石余であった。『甲斐国志』によって19世紀初頭(文化年間)の村況をみると、戸口は200戸・915人(男485・女430)、馬60となっている。村内に口留番所が置かれていた。比志村の支配も小尾村と同じ経過をたどる。村高は、近世初頭で177石、『旧高旧領取調帳』では、203石余であった。『甲斐国志』によると、戸口は126戸・570人(男282・女288)、馬46、牛20であった。比志村は村内に対立があり、1813年(文化10)から1852年(嘉永5)まで、東西2組にわかれそれぞれ名主を立てていたという(『日本地名大辞典』『増富村誌』)。

明治維新後、小尾・比志両村は、1868年(明治元)に市川県、翌1869年に甲府県、1871年に山梨県の管轄となった。大小区制期には、1872年(明治5)に巨摩郡第十二区、1876年(明治9)に山梨県第八区に属し、さらに1878年(明治11)、巨摩郡の分画により北巨摩郡に属した。この間、1875年(明治8)に小尾・比志両村は合併して増富村が成立した。村の面積は東西約2里・南北1里18町であった(『山梨県市郡村誌』)。増富村合併後、史料では、村内の集落の区分を旧小尾村・旧比志村と称しているのをみるが、宮本・塩川・神戸・豊里・御門・黒森・安里・豊富の各組の呼称に定着する。当初の戸長の事務所名称は未詳で

ある。1875年(明治8)の「村事務所」、1878年(明治11)の「村役所」、1884年(明治17)の「戸長役場」(戸長役場所在地は同村上戸組)はいづれも増富村1村の設置であった。市制町村制の施行に際しても増富村は、1村単独で施行した。『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、戸数は357戸、本籍人口は1853人で、地租改正後(1875年(明治8))の地租は1389円4銭3厘、反別は田90町1反8畝14歩・畑288町2反1畝・宅地14町2反6畝16歩・林19町6反1畝24歩・芝地2町7反5畝15歩・合計415町2畝29歩である。1959年(昭和29)、須玉町に編入合併し現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書、長野県・新潟県の役場文書とともに、一括して古書店(東京都内)より購入したものである。

数量は469点(合綴されたものを1点と数える)と537点)、書架延長は6mである。

史料の概要 この文書群は、1666年(寛文6)から1900年(明治33)までのもので、大別して近世の名主(所)の文書と近代の役場文書に二大別され、近代はさらに、各役場期などに分けられるのでこれらを目録編成の第1次項目とした。本文書群の残存状況から、近世と近代の画期はほぼ戸長制を採用する1872年(明治5)に置くことができる。

近世では、名主の事務所名称が明らかではないが、小尾村・比志村名主(所)期(4.1。292点)とした。本来であれば、出所を明確にして、これを二分して小尾・比志両村それぞれ名主(所)の項目を立てるところであるが、後述の年貢割付状にある村名不明分の存在などから、截然と区分できないので一つの項目とした。もっとも年貢割付状以外は、ほとんどが小尾村の文書である。近代は、最初の第1次項目に布告・布達・郡衙往復(4.2。39点)などの近代法令をまとめ

た。これは次の各時期を通して存在する史料であるため一括した方が、利用上便利であると考えたからである。さらに第1次項目として1872年から1884年(明治17)までの戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書(4・3。92点)と戸長役場文書(4・4。29点)および村役場文書(4・4。17点)に区分した。年貢割付状が多数あるため、近世文書が点数では過半を占めるが、本文書群の主体は近代文書にある。

1・1近世の増富村名主(所)文書では、第2次項目として検地、年貢皆済、田起返、小物成、夫喰拜借、金山試掘、年貢割付、水路普請を設定した。このうちほとんどが小尾村文書で、比志村文書として確認できるのは、年貢割付状の一部と水路普請の「御普請出来栄帳」などである。また「御成ヶ割付之事」「免定」などとさまざまな標題がある年貢割付状は、すべてについて村名を特定するに至らなかった。史料に欠損や劣化の進行があり、開披不能のものが多いためである。やむなく不明のままにせざるを得なかった史料も少なくない。ただ、石高・干支などを手がかりとして村名・年次を特定できたものもある。ほかに小尾村文書では、「年貢皆済目録」、訴訟関係の「熟談一札之事(小物成山立木伐取差纏)」、金山試掘関係では「入置申一札事(御山金銀試掘)」がある。

4・2布告・布達・郡衙往復では、第2次項目として、布告・布達(一般)と個別の法令その他を分け、さらに郡役所達・郡衙往復を設定した。県からの布達・達、郡役所などからの指令・往復文書であるが、県布達などは県独自の法規のほか、県の布達を添えて発せられる太政官布告、諸省の布達を含んでいる。このうち中央と山梨県の布告・布達は1875年(明治8)から1886年(明治19)までの範囲である。山梨県関係の各法令・日誌は、本集ではほかにも9。「山梨県南巨摩郡鯉沢

村役場文書目録」(41K-1)に含まれており、また巨摩地方以外の文書群にもあるので合わせて利用いただきたい。

4・3増富村(戸長事務所)・村事務所・村役所文書では、租税取立、地租金取調、その他の諸税・協議費、反別収穫・地価調などの土地、山林原野、学事・学校経費、および戸籍(「旅行届」)を第2次項目として設定した。この時期、山梨県では地租改正事務が進行し終息を遂げるのであるが、ここでは地租改正後の地券調査・地租徴収・地価修正関係の史料が多く見受けられる。

4・4増富村戸長役場文書では、土地に関する一般的な史料、地価金、山林原野、水害・荒地起返、地所証明、租税・村費、徴兵を第2次項目とした。4・5増富村役場文書では、土地、山林、荒地免租、地所証明、学事、衛生を第2次項目とした。この時期、「地券名寄帳」などは、各時期に存在するがそれぞれ作成目的・様式など異にしているようである。また、その書込み下限から現用期間が1900年代に及ぶのではないかと考えられるものもある。土地・租税関係のほか村費関係では「出納日記艸稿」、徴兵関係では「徴兵国民軍届扣」、学事関係では「学事書類」、衛生関係では赤痢の「予防日誌録」など役場文書としての広がりも見せている。

関連史料 須玉町には、主として近代の増富村役場から引継いだ、市制町村制施行以降の文書が残されているが、本文書群と同時代である戸長制期の公文書はほとんど残存していない。近世文書では、小尾村よりも比志村の分が、地元の帳箱に比較的残されている。比志村の「年貢割付状」が1651年(慶安4)以降、史料館所蔵分以前のもので残存しているのは、その一例である。一方、小尾村の分は増富村役場に引継がれ、その後、流出して史料館の所蔵となったの

4.1.小尾村・比志村名主(所)文書

4.1.1.検地

十 検地帳

1 [甲州逸見筋小尾村御検地水帳ほか].

作成:源谷庄右衛門[ほか4名]. 寛文6・7.
(1666). 書写:戸倉小左衛門[ほか3名. 押印].
1綴(2冊). 30cm. 四ツ目綴. 一部破損.

合綴:1. 甲州逸見筋小尾村御検地水帳 拾三冊之内
十巻番 寛文六丙午年七月廿八日 源谷庄右衛
門. 作成:源谷庄左衛門[ほか案内者4名]. [寛文6].
7・28. 書写:戸倉小左衛門[ほか3名. 押印]. 1冊.
30cm. 標題は内表紙による. その他の表示:案内者
作兵衛ほか3名を記載. 題簽欠. 一部破損.

2. 甲州逸見筋小尾村御検地水帳 拾三冊之内拾
式番 寛文六丙午年七月廿九日 源谷庄右衛門.
作成:源谷庄左衛門[ほか案内者4名]. 寛文6・7・
29. 書写:嶋田甚右衛門[ほか3名. 押印]. 1冊. 30
cm. 背フケあり. 綴はずれ.

史料請求番号41M,1-1

2 甲州逸見筋小尾村御検地水帳 拾三冊之内 拾三番 寛文六丙午年八月朔日 源谷庄右 衛門.

作成:源谷庄右衛門[ほか4名]. 寛文6・8・1.
(1666). 書写:戸倉小左衛門[ほか3名. 押印].
1冊. 30cm. 四ツ目綴. 裏表紙欠. 題簽欠.

標題は内表紙による. その他の標題標示:御水帳
巻□□ 十三番帳屋敷 小尾村.

史料請求番号41M,1-2

4.1.2.年貢皆済

十年貢皆済目録

3 寛(元禄十二年分米金皆済).

差出:川辺久右衛門[ほか1名. 押印]. 宛名:
小尾村名主半兵衛[ほか1名]. 元禄13・6.
(1700).

1通. 27cm. 史料請求番号41M,89

4 子御年貢皆済目録.

差出:吉久左衛門(押印). 宛名:[小尾村]名
主・惣百姓. 延享2・10.(1745).

1通. 29・5cm(継紙). 史料請求番号41M,90-2

5 亥年年貢皆済目録.

差出:安伝蔵(押印). 宛名:[小尾村]名主・長
百姓・百姓代. 元治1・4.(1864).

1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M,90-1

4.1.3.田起返

6 [田畑取下并起返高書上].

作成:巨摩郡小尾村名主佐兵衛[ほか9名].
文化3・4.(1806).

1通. 27cm. 史料請求番号41M,91

4.1.4.小物成

7 入置申口書之事(小物成山より板樽木伐出 二付御巢鷹山江支障無之様請合).

差出:小尾村之内東小尾村すもり(巢守)孫
兵衛[ほか長百姓など5名. 押印]. 宛名:名主
半之丞[ほか1名]. 元禄10・3・18.(1697).

1通. 26・5cm. 史料請求番号41M,92

8 熟談一札之事(小物成山立木伐取差縫).

作成:小尾村名主仁兵衛[ほか長百姓・百姓
代・正覚寺・江原村・比志村民など39名. 押印].
文化3・1.(1806).

1通. 27・5cm(継紙).

紙継はずれ. 史料請求番号41M,93

9 取究申議定連印一札(小物成山之内立木売 払二付).

作成:名主清右衛門[ほか長百姓・百姓代・組
頭など41名. 押印]. 文化10・7.(1813).

1通. 26cm(継紙).

紙継はずれ. 史料請求番号41M,94-1

10 取究申議定連印一札(小物成山之内立木売 払二付).

作成:名主清右衛門[ほか長百姓・百姓代・組
頭など41名. 押印]. 文化10・7.(1813).

1通. 26cm(継紙).

史料番号94-1と同内容.

紙継はずれ.

史料請求番号41M,94-2

11 為取替申一札(かわくるみ採取二付).

作成:[].[]・6.

1通. 27cm.

史料請求番号41M,95

12 乍恐以書付奉申上候(御林山高札有無御尋二付).

差出:巨摩郡小尾村名主久左衛門[ほか長百姓・百姓代など3名].宛名:甲府御役所. []辰・11・23.

1通. 24・5cm(継紙).

控.

内容:御巢鷹山ハケ所有ルモ高札ハ無之云々.

史料請求番号41M,96

4・1・5.夫喰拝借

13 乍恐以書付を奉願御訴趣(夫喰拝借二付).

差出:逸見筋小尾村名主五郎左衛門[ほか長百姓など6名.押印].宛名:御代官. 正徳2・4・15.(1712).

1通. 32cm(継紙).

案.

紙継はずれ.

史料請求番号41M,97

4・1・6.金山試掘

14 乍恐以書付奉願上候(金山試掘二付).

差出:小尾村名主利左衛門[ほか長百姓・百姓代など6名.押印].宛名:甲府御役所. 嘉永2・11.(1849).

1通. 28cm(継紙).

紙継はずれ.

史料請求番号41M,98-1

15 乍恐以書付奉願上候(金山試掘二付).

差出:小尾村名主利左衛門[ほか長百姓・百姓代など6名.押印].宛名:甲府御役所. 嘉永2・11.(1849).

1通. 27・5cm(継紙).

史料番号98-1と同内容.

紙継はずれ.

史料請求番号41M,98-2

16 入置申一札事(御山金銀試掘二付).

差出:巨摩郡宮原村源九郎[ほか差添人1名.

押印].宛名:小尾六ヶ村御役人. 嘉永2・11.(1849).

1通. 34cm.一部破損. 史料請求番号41M,99

17 山為任一札(小尾村地内金山間掘二付).

差出:福田所左衛門御代官所何州何郡何村名主[ほか組頭・百姓代].宛名:福田所左衛門様支配所同州同郡御嶽山金主代相原兵庫[ほか金山師齋藤道右衛門]. 文久2・何月日.(1862).

1通. 27cm(継紙).

案.

紙継はずれ.

史料請求番号41M,100

4・1・7.年貢割付(小尾村)

十年貢割付状

18 逸見筋小尾村丑御成ヶ割付之事.

差出:遠藤次郎右衛門(押印).宛名:小尾村名主・惣百姓. 延宝1・11・30.(1673).

1通. 29cm(継紙).一部破損.

史料請求番号41M,87-1

19 甲州逸見筋小尾村寅御成ヶ割付之事.

差出:嶋田甚右衛門[ほか2名.押印].宛名:小尾村名主・百姓. 延宝2・12.(1674).

1通. 29・5cm(継紙).

一部フケ.

史料請求番号41M,87-2

20 甲州逸見筋小尾村卯年御成ヶ割付之事.

差出:深庄右(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 延宝3・11・6.(1675).

1通. 32cm(継紙).一部破損.

一部フケ.

史料請求番号41M,87-3

21 [甲州]逸見筋小尾村[辰]御成ヶ割付之事.

差出:源庄右(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 延宝4・11.(1676).

1通. 32cm(継紙).一部破損.

史料請求番号41M,87-4

22 甲州逸見筋小尾村巳年御成ヶ割付之事.

差出:源庄右(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 延宝5・11.(1677).

1通. 29・5cm(継紙).一部破損.

史料請求番号41M,87-5

23 甲州逸見筋小尾村午年御成ケ割付之事。

差出:樋五郎兵(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 延宝6・11.(1678).

1通. 31cm(継紙).一部破損.

紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-6

24 甲州逸見筋小尾村申年御成ケ割付之事。

差出:樋五郎兵(押印).宛名:[小尾村]名主・百姓. 延宝8・10.(1680).

1通. 31cm(継紙).

紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-7

25 甲州逸見筋小尾村酉年御成ケ割付[之]事。

差出:今源兵(押印).宛名:小尾村名主・惣百姓. 天和1・11.(1681).

1通. 29cm(継紙).

紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-8

26 甲州逸見筋小尾村戌之年御成ケ割付之事。

差出:今源兵衛(押印).宛名:小尾村名主・惣百姓. 天和2・12.(1682).

1通. 32cm(継紙). 史料請求番号41M,87-9

27 甲州逸見筋小尾村亥御成ケ割付之事。

差出:遠次郎右(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 天和3・11.(1683).

1通. 30・5cm(継紙).

紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-10

28 甲州逸見筋小尾村子年御成ケ割附之事。

差出:遠次郎右(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 貞享1・11.(1684).

1通. 30cm(継紙). 史料請求番号41M,87-11

29 甲州逸見筋小尾村丑年御成ケ割付之事。

差出:遠次郎右(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 貞享2・11.(1685).

1通. 30cm(継紙).

紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-12

30 甲州逸見筋小尾村寅年御成ケ割付之事。

差出:遠次郎左衛門(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 貞享3・11.(1686).

1通. 30cm(継紙).

紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-13

31 甲州逸見筋小尾村卯年御成ケ割付之事。

差出:遠次郎右工門(押印).宛名:小尾村名主・惣百姓. 貞享4・11.(1687).

1通. 30・5cm(継紙).

紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-14

32 甲州逸見筋小尾村巳年御成ケ割付之事。

差出:遠次右衛門(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 元禄2・11.(1689).

1通. 31cm(継紙). 史料請求番号41M,87-15

33 甲州逸見筋小尾村未年御成ケ割付之事。

差出:遠次郎右工門(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 元禄4・11.(1691).

1通. 30・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-16

34 甲州逸見筋小尾村酉年御成ケ割付之事。

差出:遠次郎右衛門(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 元禄6・11.(1693).

1通. 30・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-17

35 甲州逸見筋小尾村戌年御成ケ割付之事。

差出:野勘兵衛(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 元禄7・11.(1694).

1通. 30・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-18

36 甲州逸見筋小尾村亥年御成ケ割付之事。

差出:野勘兵衛(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 元禄8・11.(1695).

1通. 32・5cm(継紙).

史料請求番号41M,87-19

37 甲州逸見筋小尾村子年御成ケ割付之事。

差出:野勘兵衛(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 元禄9・11.(1696).

1通. 32・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-20

38 甲州逸見筋小尾村寅年御成ケ割付之事。

- 差出:野勘兵衛(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 元禄11・11.(1698).
1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M 87-21
- 39 甲州逸見筋小尾村卯年御成ケ割付之事.
差出:野勘兵衛(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 元禄12・11.(1699).
1通. 32・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-22
- 40 甲州逸見筋小尾村辰年御成ケ割付之事.
差出:野勘兵衛(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 元禄13・11.(1700).
1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M,87-23
- 41 甲州逸見筋小尾村巳年御成ケ割付之事.
差出:野勘兵衛(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 元禄14・11.(1701).
1通. 33cm(継紙). 一部破損.
史料請求番号41M,87-24
- 42 甲州逸見筋小尾村午年御成ケ割付之事.
差出:野勘兵衛(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 元禄15・11.(1702).
1通. 32・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-25
- 43 甲州逸見筋小尾村未年御成ケ割付之事.
差出:野勘兵衛(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 元禄16・11.(1703).
1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M,87-26
- 44 甲州逸見筋小尾村申年御成ケ割付之事.
差出:野勘兵衛(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 宝永1・11.(1704).
1通. 33cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-27
- 45 酉之年免定.
差出:——(押印).宛名:[小尾村]名主・百姓. 宝永2・11.(1705).
1通. 31cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-28
- 46 戌之年免定.
差出:——(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 宝永3・11.(1706).
1通. 31cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-29
- 47 子之年免定.
差出:——(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 宝永5・11.(1708).
1通. 31・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-30
- 48 丑之年免定.
差出:——(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 宝永6・11.(1709).
1通. 31・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-31
- 49 寅之年免定.
差出:——(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 宝永7・11.(1710).
1通. 31cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-32
- 50 卯之年免定.
差出:——(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 正徳1・11.(1711).
1通. 30・5cm(継紙). 一部破損.
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-33
- 51 [辰之年免定].
差出:——(押印).宛名:[小尾村][]. 正徳2・11.(1712).
1通. 31・5cm(継紙). 前・後欠.
史料請求番号41M,87-34
- 52 巳之年免定.
差出:——(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 正徳3・11.(1713).
1通. 30cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-35
- 53 午之年免定.
差出:——(押印).宛名:小尾村名主・百姓. 正徳4・11.(1714).
1通. 30cm(継紙).

- 紙継はずれ。 史料請求番号41M,87-36
- 54 未[之]年免定。
差出:——(押印)。宛名:小尾村名主・百姓。
正徳5・11。(1715)。
1通。31cm(継紙)。
紙継はずれ。フケ。一部開披不可。
史料請求番号41M,87-37
- 55 申之年免定。
差出:——(押印)。宛名:小尾村名主・百姓。
享保1・11。(1716)。
1通。31cm(継紙)。 史料請求番号41M,87-38
- 56 酉之年免定。
差出:——(押印)。宛名:小尾村名主・百姓。
享保2・11。(1717)。
1通。31cm(継紙)。
紙継はずれ。 史料請求番号41M,87-39
- 57 [戌]之年免定。
差出:——(押印)。宛名:小尾村名主・百姓。
享保3・11。(1718)。
1通。31cm(継紙)。
紙継はずれ。 史料請求番号41M,87-40
- 58 亥之年免定。
差出:——(押印)。宛名:小尾村名主・百姓。
享保4・11。(1719)。
1通。30・5cm(継紙)。
紙継はずれ。 史料請求番号41M,87-41
- 59 子之年免定。
差出:——(押印)。宛名:小尾村名主・百姓。
享保5・11。(1720)。
1通。31・5cm(継紙)。一部破損。
史料請求番号41M,87-42
- 60 丑之年免定。
差出:——(押印)。宛名:小尾村名主・百姓。
享保6・11。(1721)。
1通。31・5cm(継紙)。 史料請求番号41M,87-43
- 61 辰御年貢可納免定之事。
差出:奥野忠兵衛(押印)。宛名:[小尾村]名主・惣百姓。享保9・11。(1724)。
1通。31・5cm(継紙)。 史料請求番号41M,87-44
- 62 [未御年貢可納免定之事]。
差出:奥野忠兵衛(押印)。宛名:[小尾村]名主・惣百姓。享保12・11。(1727)。
1通。31cm(継紙)。前欠。
史料請求番号41M,87-45
- 63 申御年貢可納割付之事。
差出:奥野忠兵衛(押印)。宛名:[小尾村]名主・惣百姓。享保13・11。(1728)。
1通。31・5cm(継紙)。
紙継はずれ。 史料請求番号41M,87-46
- 64 酉御年貢可納免定之事。
差出:奥野忠兵衛(押印)。宛名:[小尾村]名主・惣百姓。享保14・11。(1729)。
1通。30cm(継紙)。一部破損。
史料請求番号41M,87-47
- 65 戌御年貢可納割付之事。
差出:奥野忠兵衛(押印)。宛名:[小尾村]名主・惣百姓。享保15・11。(1730)。
1通。31・5cm(継紙)。 史料請求番号41M,87-48
- 66 亥御年貢可納割付之事。
差出:奥野忠兵衛(押印)。宛名:[小尾村]名主・惣百姓。享保16・11。(1731)。
1通。31・5cm(継紙)。
紙継はずれ。 史料請求番号41M,87-49
- 67 子御年貢可納割付之事。
差出:奥野忠兵衛(押印)。宛名:[小尾村]名主・惣百姓。享保17・11。(1732)。
1通。31・5cm(継紙)。 史料請求番号41M,87-50
- 68 丑御年貢可納割付之事。
差出:奥野忠兵衛(押印)。宛名:[小尾村]名主・惣百姓。享保18・11。(1733)。
1通。31cm(継紙)。 史料請求番号41M,87-51

69 卯御年貢可納割付之事。

差出:山治右衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・百姓.享保20・10.(1735).

1通. 30・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-52

70 辰御年貢可納割付之事。

差出:山治右衛門(押印).宛名:小尾村名主・惣百姓.元文1・10.(1736).

1通. 30cm(継紙). 史料請求番号41M,87-53

71 巳御年貢可納割付之事。

差出:山治右衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・百姓.元文2・11.(1737).

1通. 32・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-54

72 午御年貢可納割付之事。

差出:山治右衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・百姓.元文3・11.(1738).

1通. 31・5cm(継紙).

紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-55

73 未御年貢可納割付之事。

差出:小川新右衛門[ほか1名.押印].宛名:[小尾村]名主・惣百姓.元文4・12.(1739).

1通. 30cm(継紙). 史料請求番号41M,87-56

74 申御年貢可納割付之事。

差出:吉久左衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・惣百姓.元文5・10.(1740).

1通. 32cm(継紙).

端裏書:名主五郎兵衛. 史料請求番号41M,87-57

75 酉御年貢可納割付之事。

差出:吉久左衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・惣百姓.寛保1・10.(1741).

1通. 32・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-58

76 戌御年貢可納割付之事。

差出:吉久左衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・惣百姓.寛保2・10.(1742).

1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M,87-59

77 亥御年貢可納割付之事。

差出:吉田久左衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・惣百姓.寛保3・10.(1743).

1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M,87-60

78 子御年貢可納割付之事。

差出:吉田久左衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・惣百姓.延享1・10.(1744).

1通. 33cm(継紙).

紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-61

79 丑御年貢可納割付之事。

差出:吉田久左衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・惣百姓.延享2・10.(1745).

1通. 33cm(継紙).

紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-62

80 寅御年貢可納割付之事。

差出:吉田久左衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・惣百姓.延享3・10.(1746).

1通. 33cm(継紙).

紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-63

81 巳御年貢可納割付之事。

差出:斎新八郎(押印).宛名:[小尾村]名主・惣百姓.寛延2・10.(1749).

1通. 32・5cm(継紙).

紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-64

82 戌御年[貢可納割付之事]。

差出:[斎新八郎].宛名:[小尾村][].[宝曆4].(1754).

1通.[]cm(継紙).下部破損.

フケ.開披不可. 史料請求番号41M,87-65

83 丑御年[貢可納割付之事]。

差出:[岩佐郷藏].宛名:[小尾村][].宝曆7・11.(1757).

1通.[]cm(継紙).下部破損.

フケ.開披不可. 史料請求番号41M,87-66

84 卯御成箇割付之事。

差出:今平三郎[ほか2名.押印].宛名:[小尾村]名主・百姓.宝曆9・10.(1759).

- 1通. 32・5cm(継紙). 一部破損.
史料請求番号41M,87-67
- 85 辰御年貢可納割付之事.
差出:鶉飼左十郎(押印). 宛名:[小尾村]名主・惣百姓. 宝暦10・10.(1760).
1通. 33cm(継紙). 一部破損.
紙継はずれ. フケ. 開披不可.
史料請求番号41M,87-68
- 86 [申御年貢可納割付之事].
差出:藤本甚助(押印). 宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 明和1・11.(1764).
1通. 33cm(継紙). 前欠.
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-69
- 87 酉御年貢可納割付之事.
差出:藤本甚助(押印). 宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 明和2・11.(1765).
1通. 33cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-70
- 88 戌御年貢可納割付之事.
差出:藤本甚助(押印). 宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 明和3・11.(1766).
1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M,87-71
- 89 亥御年貢可納割付之事.
差出:柴村藤三郎(押印). 宛名:[小尾村]名主・惣百姓. 明和4・10.(1767).
1通. 29・5cm(継紙). 前欠.
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-72
- 90 子御年貢可納割付之事.
差出:柴村藤三郎(押印). 宛名:[小尾村]名主・惣百姓. 明和5・10.(1768).
1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M,87-73
- 91 [丑御年貢可納割付之事].
差出:柴村藤三郎(押印). 宛名:[小尾村]名主・惣百姓. 明和6・10.(1769).
1通. 32・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-74
- 92 寅御年貢可納割付之事.
差出:小新五郎(押印). 宛名:[小尾村]名主・惣百姓. 明和7・10.(1770).
1通. 33・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-75
- 93 卯御年貢可納割付之事.
差出:小新五郎(押印). 宛名:[小尾村]名主・惣百姓. 明和8・10.(1771).
1通. 33cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-76
- 94 辰御年貢可納割付之事.
差出:小新五郎(押印). 宛名:[小尾村]名主・惣百姓. 明和9・10.(1772).
1通. 33・5cm(継紙). 史料請求番号41M,87-77
- 95 巳御年貢可納割付之事.
差出:久平三郎(押印). 宛名:[小尾村]名主・惣百姓. 安永2・10.(1773).
1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M,87-78
- 96 午御年貢可納割付之事.
差出:久保平三郎(押印). 宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 安永3・11.(1774).
1通. 33cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-79
- 97 未御年貢可納割付之事.
差出:久保平三郎(押印). 宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 安永4・11.(1775).
1通. 33・5cm(継紙).
紙継はずれ. 一部フケ. 史料請求番号41M,87-80
- 98 申御年貢可納割付之事.
差出:久保平三郎(押印). 宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 安永5・11.(1776).
1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M,87-81
- 99 酉御年貢可納割付之事.
差出:久保平三郎(押印). 宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 安永6・11.(1777).
1通. 33・5cm(継紙).
一部フケ. 史料請求番号41M,87-82

- 100 戌御年貢可納割付之事。
差出:久保平三郎(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。安永7・11。(1778)。
1通。33cm(継紙)。
紙継はずれ。 史料請求番号41M,87-83
- 101 亥御年貢可納割附之事。
差出:久保平三郎(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。安永8・11。(1779)。
1通。33cm(継紙)。破損。
紙継はずれ。 史料請求番号41M,87-84
- 102 丑御年貢可納割付之事。
差出:久保平三郎(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。天明1・11。(1781)。
1通。33cm(継紙)。
紙継はずれ。 史料請求番号41M,87-85
- 103 寅御年貢可納割付之事。
差出:久保平三郎(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。天明2・11。(1782)。
1通。33cm(継紙)。
紙継はずれ。一部フケ。 史料請求番号41M,87-86
- 104 卯御年貢可納割附之事。
差出:武嶋左膳(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。天明4・12。(1784)。
1通。33・5cm(継紙)。
内容:「右者去卯年破免云々」とあり。
史料請求番号41M,87-87
- 105 辰御年貢可納割附之事。
差出:武嶋左膳(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。天明4・10。(1784)。
1通。33cm(継紙)。 史料請求番号41M,87-88
- 106 巳御年貢可納割附之事。
差出:武嶋左膳(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。天明5・10。(1785)。
1通。33・5cm(継紙)。 史料請求番号41M,87-89
- 107 午御年貢可納割付之事。
差出:武嶋左膳(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。天明6・10。(1786)。
1通。33cm(継紙)。 史料請求番号41M,87-90
- 108 未御年貢可納割附之事。
差出:武嶋左膳(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。天明7・10。(1787)。
1通。32・5cm(継紙)。一部破損。
史料請求番号41M,87-91
- 109 申御年貢可納割付之事。
差出:武嶋左膳(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。天明8・10。(1788)。
1通。32・5cm(継紙)。 史料請求番号41M,87-92
- 110 酉御年貢可納割附之事。
差出:[武嶋左膳]。宛名:[小尾村][]。[寛政1]。(1789)。
1通。33cm(継紙)。
フケ。開披不可。 史料請求番号41M,87-93
- 111 戌御年貢可納割附之事。
差出:武嶋左膳(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。寛政2・10。(1790)。
1通。31・5cm(継紙)。破損。
紙継はずれ。フケ。取扱注意。
史料請求番号41M,87-94
- 112 亥御年貢可納割付之事。
差出:武嶋左膳(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。寛政3・10。(1791)。
1通。32cm(継紙)。一部破損。
史料請求番号41M,87-95
- 113 子御年貢可納割附之事。
差出:武嶋左膳(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。寛政4・10。(1792)。
1通。33cm(継紙)。
紙継はずれ。 史料請求番号41M,87-96
- 114 [丑]御年貢可納割[付之事]。
差出:風祭求馬(押印)。宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓。寛政5・10。(1793)。
1通。33cm(継紙)。前欠。

史料請求番号41M,87-97

115 寅御年貢可納割附之事。

差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓.寛政6・10.(1794).
1通.33・5cm(継紙).
紙継はずれ.フケ. 史料請求番号41M,87-98

116 卯御年貢可納割附[之事].

差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓.寛政7・10.(1795).
1通.33cm(継紙).
紙継はずれ.一部フケ. 史料請求番号41M,87-99

117 辰御年貢可納割附之事。

差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓.寛政8・10.(1796).
1通.33cm(継紙).前欠.
一部フケ. 史料請求番号41M,87-100

118 巳御年貢可納割附之事。

差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓.寛政9・10.(1797).
1通.32・5cm(継紙).
紙継はずれ.一部フケ.史料請求番号41M,87-101

119 午御年貢可納割附之事。

差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓.寛政10・10.(1798).
1通.32・5cm(継紙).
紙継はずれ.フケ. 史料請求番号41M,87-102

120 未御年貢可納割附之事。

差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓.寛政11・10.(1799).
1通.33cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-103

121 申御年貢可納割附之事。

差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓.寛政12・10.(1800).
1通.32・5cm(継紙).
一部フケ. 史料請求番号41M,87-104

122 酉御年貢可納割附之事。

差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓.享和1・10.(1801).
1通.32・5cm(継紙).

史料請求番号41M,87-105

123 戌御年貢可納割附之事。

差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓.享和2・10.(1802).
1通.33・5cm(継紙).
紙継はずれ.

史料請求番号41M,87-106

124 亥御年貢可納割付之事。

差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓.享和3・10.(1803).
1通.33cm(継紙). 史料請求番号41M,87-107

125 寅御年貢[可納割付之事].

差出:野田松三郎(押印).宛名:[小尾村]名
主・長百姓・惣百姓.文化3・10.(1806).
1通.32・5cm(継紙).

一部フケ.開披注意. 史料請求番号41M,87-108

126 卯御年貢可納割付之事。

差出:野田松三郎(押印).宛名:[小尾村]名
主・長百姓・惣百姓.文化4・10.(1807).
1通.33・5cm(継紙).

一部フケ. 史料請求番号41M,87-109

127 巳御年貢可納[割付之事].

差出:野田松三郎(押印).宛名:[小尾村]名
主・長百姓・惣百姓.文化6・10.(1809).
1通.33cm(継紙).

端裏書:「文化拾四年」.

史料請求番号41M,87-110

128 [午御年貢可割付之事].

差出:野田松三郎(押印).宛名:[小尾村]名
主・長百姓・惣百姓.文化7・10.(1810).
1通.33cm(継紙).前欠.

史料請求番号41M,87-111

129 申御年貢可納割附[之事].

- 差出:[野田松三郎].宛名:[小尾村]. [文化9]. (1812).
1通. 33cm(継紙).
フケ.開披不可. 史料請求番号41M,87-112
- 130 [酉御年貢可納割付之事].
差出:[野田松三郎].宛名:[小尾村][].
文化[10]. (1813).
1通. 32・5cm(継紙).前欠.
開披不可. 史料請求番号41M,87-113
- 131 [丑御年貢可納割付之事].
差出:野田松三郎(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 文化14・10. (1817).
1通. 33cm(継紙).前欠.
開披不可. 史料請求番号41M,87-114
- 132 寅御年貢可納割附之事.
差出:野田松三郎(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 文政1・10. (1818).
1通. 32・5cm(継紙).
史料請求番号41M,87-115
- 133 [卯御年貢可納割附之事].
差出:山本大膳(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 文政2・10. (1819).
1通. 33cm(継紙).前欠.
史料請求番号41M,87-116
- 134 辰御年貢可納割附之事.
差出:山本大膳[ほか1名.押印].宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 文政3・10. (1820).
1通. 33cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-117
- 135 [巳御年貢可納割附之事].
差出:小野田三郎右衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 文政4・10. (1821).
1通. 33cm(継紙).前欠.
史料請求番号41M,87-118
- 136 未御年貢可納割附之事.
差出:小野田三郎右衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 文政6・10. (1823).
1通. 32・5cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-119
- 137 申御年貢可納割付之事.
差出:小野田三郎右衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 文政7・10. (1824).
1通. 32・5cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,87-120
- 138 酉御年貢可[納割付之事].
差出:小野田三郎右衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 文政8・10. (1825).
1通. 31・5cm(継紙).
フケ.一部開披不可. 史料請求番号41M,87-121
- 139 戌御年貢可納割附之事.
差出:小野田三郎右衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 文政9・10. (1826).
1通. 32cm(継紙).
一部フケ.開披注意. 史料請求番号41M,87-122
- 140 亥御年貢可納割附之事.
差出:小野田三郎右衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 文政10・10. (1827).
1通. 32・5cm(継紙).一部破損.
史料請求番号41M,87-123
- 141 子御年貢可納割附之事.
差出:吉川栄左衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 文政11・10. (1828).
1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M,87-124
- 142 丑御年貢可納割附之事.
差出:吉川栄左衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 文政12・10. (1829).
1通. 32・5cm(継紙).
史料請求番号41M,87-125
- 143 卯御年貢可納割附之事.
差出:吉川栄左衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 天保2・10. (1831).
1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M,87-126

144 辰御年貢可納割附之事。

差出:吉川栄左衛門(押印)。宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓。天保3・10。(1832)。

1通。33・5cm(継紙)。一部破損。

史料請求番号41M,87-127

145 巳御年貢可納割附之事。

差出:吉川栄左衛門(押印)。宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓。天保4・10。(1833)。

1通。35cm(継紙)。

紙継はずれ。

史料請求番号41M,87-128

146 [午御]年貢可納割附之事。

差出:吉川栄左衛門(押印)。宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓。天保5・10。(1834)。

1通。33cm(継紙)。一部破損。

史料請求番号41M,87-129

147 未御年貢可納割附之事。

差出:柴田善之丞(押印)。宛名:[小尾村]名
主・長百姓・惣百姓。天保6・10。(1835)。

1通。33cm(継紙)。

紙継はずれ。

史料請求番号41M,87-130

148 酉御年貢可納割附之事。

差出:井上十左衛門(押印)。宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓。天保8・10。(1837)。

1通。33cm(継紙)。

紙継はずれ。

史料請求番号41M,87-131

149 子御年貢可納割附之事。

差出:松坂三郎左衛門(押印)。宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓。天保11・10。(1840)。

1通。33・5cm(継紙)。史料請求番号41M,87-132

150 丑御年貢可納割附之事。

差出:松坂三郎左衛門(押印)。宛名:[小尾村]
名主・長百姓・百姓代。天保12・10。(1841)。

1通。32・5cm(継紙)。

史料請求番号41M,87-133

151 寅御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印)。宛名:[小尾村]名

主・長百姓・惣百姓。天保13・10。(1842)。

1通。34cm(継紙)。史料請求番号41M,87-134

152 卯御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印)。宛名:[小尾村]名
主・長百姓・惣百姓。天保14・10。(1843)。

1通。33cm(継紙)。一部破損。

史料請求番号41M,87-135

153 辰御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印)。宛名:[小尾村]名
主・長百姓・惣百姓。天保15・10。(1844)。

1通。33cm(継紙)。一部破損。

紙継はずれ。

史料請求番号41M,87-136

154 午御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印)。宛名:[小尾村]名
主・長百姓・惣百姓。弘化3・10。(1846)。

1通。33cm(継紙)。

史料請求番号41M,87-137

155 未御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印)。宛名:[小尾村]名
主・長百姓・惣百姓。弘化4・10。(1847)。

1通。33cm(継紙)。

紙継はずれ。

一部フケ。史料請求番号41M,87-138

156 申御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印)。宛名:[小尾村]名
主・長百姓・惣百姓。嘉永1・10。(1848)。

1通。33cm(継紙)。

史料請求番号41M,87-139

157 酉御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印)。宛名:[小尾村]名
主・長百姓・惣百姓。嘉永2・10。(1849)。

1通。33・5cm(継紙)。

史料請求番号41M,87-140

158 戌御年貢可納割附之事。

差出:福田八郎右衛門(押印)。宛名:[小尾村]
名主・長百姓・惣百姓。嘉永3・10。(1850)。

1通。33cm(継紙)。

史料請求番号41M,87-141

159 亥御年貢可納割附之事。

差出:福田八郎右衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.嘉永4・10.(1851).
1通.33cm(継紙).史料請求番号41M,87-142

160 子御年貢可納割附之事。

差出:福田八郎右衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.嘉永5・10.(1852).
1通.32cm(継紙).史料請求番号41M,87-143

161 丑御年貢可納割附之事。

差出:福田八郎右衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.嘉永6・10.(1853).
1通.32・5cm(継紙).

史料請求番号41M,87-144

162 寅御年貢可納割附之事。

差出:荒井清兵衛(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.安政1・10.(1854).
1通.32cm(継紙).一部破損.
継紙はずれ.史料請求番号41M,87-145

163 卯御年貢可納割附之事。

差出:寺西直次郎(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.安政2・10.(1855).
1通.33・5cm(継紙).
紙継はずれ.史料請求番号41M,87-146

164 辰御年貢可納割附之事。

差出:寺西直次郎(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.安政3・10.(1856).
1通.34cm(継紙).
紙継はずれ.史料請求番号41M,87-147

165 巳御年貢可納割附之事。

差出:寺西直次郎(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.安政4・10.(1857).
1通.34・5cm(継紙).
史料請求番号41M,87-148

166 午御年貢可納割附之事。

差出:寺西直次郎(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.安政5・10.(1858).
1通.34cm(継紙).

紙継はずれ.史料請求番号41M,87-149

167 未御年貢可納割附之事。

差出:寺西直次郎(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.安政6・10.(1859).
1通.34cm(継紙).史料請求番号41M,87-150

168 申御年貢可納割附之事。

差出:寺西直次郎(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.万延1・10.(1860).
1通.34cm(継紙).史料請求番号41M,87-151

169 酉御年貢可納割附之事。

差出:福田所左衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.文久1・10.(1861).
1通.33cm(継紙).
紙継はずれ.史料請求番号41M,87-152

170 戌御年貢可納割附之事。

差出:福田所左衛門(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.文久2・10.(1862).
1通.33cm(継紙).史料請求番号41M,87-153

171 亥御年貢可納割附之事。

差出:加藤余十郎(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.文久3・10.(1863).
1通.33・5cm(継紙).

史料請求番号41M,87-154

172 子御年貢可納割附之事。

差出:下総(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.元治1・10.(1864).
1通.32cm(継紙).史料請求番号41M,87-155

173 寅御年貢可納割附之事。

差出:小笠原甫三郎(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.慶応2・10.(1866).
1通.33・5cm(継紙).破損.

史料請求番号41M,87-156

174 卯御年貢可納割附之事。

差出:中山誠一郎(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓.慶応3・10.(1867).

- 1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M,87-157
- 175 庚午[]年貢割附.
差出:甲府県庁(押印).宛名:[小尾村]名主・長百姓・惣百姓. 明治3・10.(1870).
1通. 33cm(豎半帳).
史料請求番号41M,87-158
- 176 辰之年免定.
差出:[].宛名:[小尾村][]. [].
1通. 31・5cm.後欠.
史料請求番号41M,87-159
- 4・1・8.年貢割付(比志村)
十年貢割付状
- 177 未御年貢可納免定之事.
差出:奥野忠兵衛(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 享保12・11.(1727).
1通. 31cm(継紙). 史料請求番号41M,88-1
- 178 申御年貢可納割付之事].
差出:奥野忠兵衛(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 享保13・11.(1728).
1通. 31cm(継紙).
一部フケ. 史料請求番号41M,88-2
- 179 酉御年貢可納免定之事.
差出:奥野忠兵衛(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 享保14・11.(1729).
1通. 31・5cm(継紙). 史料請求番号41M,88-3
- 180 戌御年貢可納割付之事.
差出:奥野忠兵衛(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 享保15・11.(1730).
1通. 31cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,88-4
- 181 亥御年貢可納割付之事.
差出:奥野忠兵衛(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 享保16・11.(1731).
1通. 31・5cm(継紙).
一部フケ. 史料請求番号41M,88-5
- 182 子御年貢可納割付之事.
差出:奥野忠兵衛(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 享保17・11.(1732).
1通. 31・5cm(継紙). 史料請求番号41M,88-6
- 183 丑御年貢可納割付之事.
差出:奥野忠兵衛(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 享保18・11.(1733).
1通. 31cm(継紙).
フケ.一部開披不可. 史料請求番号41M,88-7
- 184 寅御年貢可納割付之事.
差出:山治右衛門(押印).宛名:[比志村]名主・百姓. 享保20・2.(1735).
1通. 31・5cm(継紙).
端裏書:名主三郎左衛門.
紙継はずれ. 史料請求番号41M,88-8
- 185 巳御年貢可納割付之事.
差出:山治右衛門(押印).宛名:[比志村]名主・百姓. 元文2・11.(1737).
1通. 32cm(継紙).
掛紙:西組. 史料請求番号41M,88-9
- 186 未御年貢可納割付之事.
差出:小川新右衛門[ほか1名.押印].宛名:[比志村]名主・惣百姓. 元文4・12.(1739).
1通. 30・5cm(継紙).
端裏書:西組. 史料請求番号41M,88-10
- 187 申御年貢可納割付之事.
差出:吉久左衛門(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 元文5・10.(1740).
1通. 32・5cm(継紙). 史料請求番号41M,88-11
- 188 酉御年貢可納割付之事.
差出:吉久左衛門(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 寛保1・10.(1741).
1通. 33cm(継紙). 史料請求番号41M,88-12
- 189 丑御年貢可納割[].
差出:吉田久左衛門(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 延享2・10.(1745).

- 1通, 33cm(継紙). 史料請求番号41M,88-13
- 190 寅御年貢可納割[付之]事。
差出:吉田久左衛門(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 延享3・10.(1746).
1通, 33cm(継紙).
掛紙:名主仁兵衛. 史料請求番号41M,88-14
- 191 [巳御年貢割付之事].
差出:斎新八郎(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 寛延2・10.(1749).
1通, 32・5cm(継紙).前欠.
史料請求番号41M,88-15
- 192 [戌御年貢割付之事].
差出:斎新八郎(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 宝暦4・10.(1754).
1通, 32・5cm(継紙).前欠.
紙継はずれ. 史料請求番号41M,88-16
- 193 丑御年貢割付之事。
差出:岩佐郷藏(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 宝暦7・11.(1757).
1通, 32cm(継紙).破損.
紙継はずれ. 史料請求番号41M,88-17
- 194 寅御成箇割付之事。
差出:岩佐郷藏(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 宝暦8・11.(1758).
1通, 33cm(継紙).一部破損.
紙継はずれ. 史料請求番号41M,88-18
- 195 卯御成箇割付之事。
差出:今平三郎[ほか2名.押印].宛名:[比志村]名主・百姓. 宝暦9・10.(1759).
1通, 32・5cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,88-19
- 196 辰御年貢可納割付之事。
差出:鵜飼左十郎(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 宝暦10・10.(1760).
1通, 33cm(継紙).一部破損.
紙継はずれ. 史料請求番号41M,88-20
- 197 巳御年貢可納割付之事。
差出:鵜飼左十郎(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 宝暦11・10.(1761).
1通, 32・5cm(継紙).
紙継はずれ. 史料請求番号41M,88-21
- 198 未御年貢可納割付之事。
差出:鵜飼左十郎(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 宝暦13・10.(1763).
1通, 33cm(継紙).
掛紙:[名主]新兵衛力. 史料請求番号41M,88-22
- 199 酉御年貢可納割附之事。
差出:藤本甚助(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓. 明和2・11.(1765).
1通, 33・5cm(継紙). 史料請求番号41M,88-23
- 200 戌御年貢可納割[附之事].
差出:藤本甚助(押印).宛名:[比志村][].
明和3・11.(1766).
1通, []cm(継紙).下部破損.
フケ.開披不可. 史料請求番号41M,88-24
- 201 [子御年貢可納]割付之事。
差出:柴村藤三郎(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 明和5・10.(1768).
1通, 33cm(継紙).一部破損.
史料請求番号41M,88-25
- 202 [丑御年貢可納割付之事].
差出:柴村藤三郎(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 明和6・10.(1769).
1通, 33・5cm(継紙).前欠.
史料請求番号41M,88-26
- 203 寅御年貢可納割付之事。
差出:小新五郎(押印).宛名:[比志村]名主・惣百姓. 明和7・10.(1770).
1通, 33cm(継紙).一部破損.
史料請求番号41M,88-27
- 204 卯御年貢可納割付之事。
差出:小新五郎(押印).宛名:[比志村]名主・

- 惣百姓。明和8・10。(1771)。
1通。33cm(継紙)。破損。
フケ。開披注意。 史料請求番号41M,88-28
- 205 辰御年貢可納割付之事。
差出:小新五郎(押印)。宛名:[比志村]名主・惣百姓。明和9・10。(1772)。
1通。33cm(継紙)。下部破損。
フケ。一部開披不可。 史料請求番号41M,88-29
- 206 [巳御]年貢可納割附之事。
差出:久平三郎(押印)。宛名:[比志村]名主・惣百姓。[安永2]。(1773)。
1通。[]cm(継紙)。上部破損。
掛紙:西組。
フケ。開披不可。 史料請求番号41M,88-30
- 207 [午御年貢可納割附之事]。
差出:久保平三郎(押印)。宛名:[比志村]名主・惣百姓・長百姓。[安永3]・11。(1774)。
1通。[]cm(継紙)。前欠。上部破損。
フケ。開披不可。 史料請求番号41M,88-31
- 208 酉御年貢[可納割附之事]。
差出:[久保平三郎]。宛名:[比志村][]。
安永6・11。(1777)。
1通。[]cm(継紙)。下部破損。
フケ。開披不可。 史料請求番号41M,88-32
- 209 [亥御年]貢可納割附之事。
差出:久保平三郎(押印)。宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓。[安永8]・11。(1779)。
1通。[]cm(継紙)。上部破損。
フケ。開披不可。 史料請求番号41M,88-33
- 210 [丑御年貢可納割附之事]。
差出:久保平三郎(押印)。宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓。[天明1]・11。(1781)。
1通。[]cm(継紙)。前欠。上部破損。
フケ。開披不可。 史料請求番号41M,88-34
- 211 寅御年貢割付[之事]。
差出:久保平三郎(押印)。宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓。天明2・11。(1782)。
1通。33cm(継紙)。破損。
フケ。 史料請求番号41M,88-35
- 212 卯御年貢可納割附之事。
差出:[武嶋左膳]。宛名:[比志村][]。
[天明3]。(1783)。
1通。33cm(継紙)。上部破損。
フケ。開披不可。 史料請求番号41M,88-36
- 213 [辰]御年貢可納割附之事。
差出:武嶋左膳(押印)。宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓。天明4・10。(1784)。
1通。33cm(継紙)。
フケ。開披不可。 史料請求番号41M,88-37
- 214 巳御年貢可納割附[之事]。
差出:武嶋左膳(押印)。宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓。天明5・10。(1785)。
1通。33・5cm(継紙)。一部破損。
史料請求番号41M,88-38
- 215 午御年貢可納割附[之事]。
差出:武嶋左膳(押印)。宛名:[比志村][]。
天明6・10。(1786)。
1通。33cm(継紙)。
紙継はずれ。フケ。一部開披不可。
史料請求番号41M,88-39
- 216 辰御年貢可[納割附之事]。
差出:小笠原仁右衛門(押印)。宛名:[比志村][]。
寛政8・10。(1796)。
1通。[]cm(継紙)。下部破損。
フケ。開披不可。 史料請求番号41M,88-40
- 217 酉御年貢可納割附之事。
差出:小笠原仁右衛門(押印)。宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓。享和1・10。(1801)。
1通。32・5cm(継紙)。
掛紙:東組所持。
一部フケ。 史料請求番号41M,88-41
- 218 戌御年貢可納割附之事。

- 差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓.享和2・10.(1802).
1通.33・5cm(継紙).後欠.
史料請求番号41M,88-42
- 219 [亥]御年貢可納割附之事.
差出:小笠原仁右衛門(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.享和3・10.(1803).
1通.33cm(継紙).一部破損.
掛紙:東組所持. 史料請求番号41M,88-43
- 220 子御年貢可納割附之事.
差出:川崎平右衛門(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文化1・10.(1804).
1通.33cm(継紙).
端裏書:名主源介.西組所持.
史料請求番号41M,88-44
- 221 丑御年貢可納割附之事.
差出:野田松三郎(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文化2・10.(1805).
1通.32・5cm(継紙).
端裏書:名主武右エ門.掛紙:東組所持.
史料請求番号41M,88-45
- 222 寅御年貢可納割附之事.
差出:野田松三郎(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文化3・10.(1806).
1通.33cm(継紙).
端裏書:名主庄兵衛.掛紙:西組.
一部フケ.開披注意. 史料請求番号41M,88-46
- 223 卯年貢可納割[附]之事.
差出:野田松三郎(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文化4・10.(1807).
1通.33・5cm(継紙).
掛紙:東組所持.
一部フケ.一部開披不可.
史料請求番号41M,88-47
- 224 辰御年貢可納割附之事.
差出:野田松三郎(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文化5・10.(1808).
1通.33cm(継紙).
一部フケ.開披注意. 史料請求番号41M,88-48
- 225 巳御年貢可納割附之事.
差出:野田松三郎(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文化6・10.(1809).
1通.33cm(継紙).
掛紙:東組所持.
一部フケ. 史料請求番号41M,88-49
- 226 午御年貢可納割附之事.
差出:野田松三郎(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文化7・10.(1810).
1通.33cm(継紙).一部破損.
掛紙:西組. 史料請求番号41M,88-50
- 227 未御年貢可納割附之事.
差出:野田松三郎(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文化8・10.(1811).
1通.33cm(継紙).
端裏書:[名主]源助.掛紙:東組所持.
史料請求番号41M,88-51
- 228 酉御年貢可納割附之事.
差出:野田松三郎(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文化10・10.(1813).
1通.33cm(継紙).
掛紙:東組所持. 史料請求番号41M,88-52
- 229 戌御年貢可納割附之事.
差出:野田松三郎(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文化11・10.(1814).
1通.33cm(継紙).
端裏書:名主市之丞. 史料請求番号41M,88-53
- 230 亥御年貢可納割附之事.
差出:野田松三郎(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文化12・10.(1815).
1通.33・5cm(継紙).
端裏書:名主源助.
一部フケ.開披注意. 史料請求番号41M,88-54
- 231 丑御年貢可納割附之事.

- 差出:野田松三郎(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文化14・10.(1817).
1通.33・5cm(継紙).
掛紙:東組所持名主仁兵衛.
一部フケ.開披注意. 史料請求番号41M,88-55
- 232 [寅御]年貢可納割附之事.
差出:野田松三郎(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.[文]政1・10.(1818).
1通.33cm(継紙).
掛紙:名主市右工門.
フケ.開披不可. 史料請求番号41M,88-56
- 233 辰御年貢可納割附之事.
差出:山本大膳[ほか1名.押印].宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文政3・10.(1820).
1通.33・5cm(継紙).
端裏書:名主市之丞.掛紙:西.
フケ.開披不可. 史料請求番号41M,88-57
- 234 巳御年貢可納割附之事.
差出:小野田三郎右衛門(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文政4・10.(1821).
1通.33cm(継紙).
端裏書:名主源助.
紙継はずれ.フケ.一部開披不可.
史料請求番号41M,88-58
- 235 戌御年貢可納割附之事.
差出:小野田三郎右衛門(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文政9・10.(1826).
1通.32cm(継紙).
フケ.開披不可. 史料請求番号41M,88-59
- 236 丑御年貢可納割附之事.
差出:吉川栄左衛門(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文政12・10.(1829).
1通.33cm(継紙).
掛紙:東名主源助.
一部フケ.紙継はずれ. 史料請求番号41M,88-60
- 237 寅御年貢可納割附之事.
差出:吉川栄左衛門(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.文政13・10.(1830).
1通.34cm(継紙).
一部フケ. 史料請求番号41M,88-61
- 238 卯御年貢可納割附之事.
差出:吉川栄左衛門(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.天保2・10.(1831).
1通.33・5cm(継紙).
掛紙:東.
フケ.開披注意. 史料請求番号41M,88-62
- 239 辰御年貢可納割附之事.
差出:吉川栄左衛門(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.天保3・10.(1832).
1通.33cm(継紙).
一部フケ.一部開披不可.
史料請求番号41M,88-63
- 240 巳御年貢可納割附之事.
差出:吉川栄左衛門(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.天保4・10.(1833).
1通.34・5cm(継紙).
フケ.開披不可. 史料請求番号41M,88-64
- 241 午御年貢可納割附之事.
差出:吉川栄左衛門(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.天保5・10.(1834).
1通.33・5cm(継紙).
掛紙:名主庄兵衛前.
一部フケ.開披不可. 史料請求番号41M,88-65
- 242 未御年貢可納割附之事.
差出:柴田善之丞(押印).宛名:[比志村]名主・長百姓・惣百姓.[天保6].(1835).
1通.33cm(継紙).
フケ.開披不可. 史料請求番号41M,88-66
- 243 申御年貢可納割附之事.
差出:井上十左衛門(押印).宛名:[比志村][].天保7・10.(1836).
1通.33cm(継紙).後欠.破損.
掛紙:名主市右衛門前.
一部開披不可. 史料請求番号41M,88-67

244 酉御年貢可納割附之事。

差出:井上十左衛門(押印).宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓.天保8・10.(1837).
1通.33cm(継紙).一部破損.
掛紙:名主七郎左衛門所持.

史料請求番号41M,88-68

245 戌御年貢可納割附之事。

差出:松坂三郎左衛門(押印).宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓.天保9・10.(1838).
1通.31cm(継紙).一部破損.
掛紙:名主市之丞前カ.
フケ.

史料請求番号41M,88-69

246 亥御年貢可納割附之事。

差出:松坂三郎左衛門(押印).宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓.天保10・10.(1839).
1通.33cm(継紙).
掛紙:名主源兵衛所持.
一部フケ.

史料請求番号41M,88-70

247 子御年貢可納割附之事。

差出:松坂三郎左衛門(押印).宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓.天保11・10.(1840).
1通.33cm(継紙).一部破損.
掛紙:名主庄兵衛前.

史料請求番号41M,88-71

248 丑御年貢可納割附之事。

差出:松坂三郎左衛門(押印).宛名:[比志村]
名主・長百姓・百姓代.天保12・10.(1841).
1通.33cm(継紙).
掛紙:名主七郎右衛門.
フケ.一部開披不可.

史料請求番号41M,88-72

249 寅御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印).宛名:[比志村]名
主・長百姓・惣百姓.天保13・10.(1842).
1通.34cm(継紙).
掛紙:名主市右衛門前.
フケ.一部開披不可.

史料請求番号41M,88-73

250 卯御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印).宛名:[比志村]名

主・長百姓・惣百姓.天保14・10.(1843).
1通.32・5cm(継紙).

掛紙:名主角兵衛.

フケ.一部開披不可. 史料請求番号41M,88-74

251 辰御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印).宛名:[比志村]名
主・長百姓・惣百姓.天保15・10.(1844).
1通.33cm(継紙).

掛紙:名主弥源二.

フケ.一部開披不可. 史料請求番号41M,88-75

252 巳御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印).宛名:[比志村]名
主・長百姓・惣百姓.弘化2・10.(1845).
1通.33cm(継紙).

掛紙:名主源助.

フケ.一部開披不可. 史料請求番号41M,88-76

253 午御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印).宛名:[比志村]名
主・長百姓・惣百姓.弘化3・10.(1846).
1通.32cm(継紙).

掛紙:名主市右衛門.

一部フケ.開披注意. 史料請求番号41M,88-77

254 未御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印).宛名:[比志村]名
主・長百姓・惣百姓.弘化4・10.(1847).
1通.33・5cm(継紙).

端裏書:名主新兵衛.

フケ.一部開披不可. 史料請求番号41M,88-78

255 申御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印).宛名:[比志村]名
主・長百姓・惣百姓.嘉永1・10.(1848).
1通.33cm(継紙).

掛紙:名主弥源治.

フケ.開披不可. 史料請求番号41M,88-79

256 酉御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印).宛名:[比志村]名
主・長百姓・惣百姓.嘉永2・10.(1849).

- 1通. 33・5cm(継紙).
掛紙:名主源助持. 東組.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-80
- 257 亥御年貢可納割附之事.
差出:福田八郎右衛門(押印). 宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓. [嘉]永4・10.(1851).
1通. 33cm(継紙).
端裏書:名主庄兵衛・新兵衛.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-81
- 258 丑御年貢可納割附之事.
差出:福田八郎右衛門(押印). 宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓. [嘉永6]・10.(1853).
1通. 32cm(継紙). 上部破損.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-82
- 259 [寅御年貢可納]割附之事.
差出:[荒井清]兵衛(押印). 宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓. [安政1].(1854).
1通. []cm(継紙). 上部破損.
端裏書:安政元寅年名主新兵衛.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-83
- 260 巳御[年貢可]納割附之事.
差出:[寺西]直次郎(押印). 宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓. 安政4・[].(1857).
1通. 34・5cm(継紙).
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-84
- 261 未御年貢可納割付之事.
差出:寺西直次郎(押印). 宛名:[比志村]名
主・長百姓・惣百姓. [安政6].(1859).
1通. 34cm(継紙).
掛紙:名主市之丞.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-85
- 262 申御年貢可納割附之事.
差出:寺西直次郎(押印). 宛名:[比志村]名
主・長百姓・惣百姓. 万延1・10.(1860).
1通. 34cm(継紙).
一部フケ. 開披注意. 史料請求番号41M,88-86
- 263 酉御年貢可納割附之事.
差出:福田所左衛門(押印). 宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓. 文久1・10.(1861).
1通. 33cm(継紙).
一部フケ. 開披注意. 史料請求番号41M,88-87
- 264 戌御年貢可納割附之事.
差出:福田所左衛門(押印). 宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓. 文久2・10.(1862).
1通. 33cm(継紙).
掛紙:名主弥源次.
一部フケ. 開披注意. 史料請求番号41M,88-88
- 265 亥御年貢可納割附之事.
差出:加藤余十郎(押印). 宛名:[比志村]名
主・長百姓・惣百姓. 文久3・10.(1863).
1通. 33・5cm(継紙).
掛紙:名主庄兵衛. 史料請求番号41M,88-89
- 266 丑御年貢可納割附之事.
差出:小笠原甫三郎(押印). 宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓. 慶応1・10.(1865).
1通. 32・5cm(継紙). 史料請求番号41M,88-90
- 267 寅御年貢可納割附之事.
差出:小笠原甫三郎(押印). 宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓. 慶応2・10.(1866).
1通. 33cm(継紙). 破損.
開披注意. 史料請求番号41M,88-91
- 268 卯御年貢可納割附之事.
差出:中山誠一郎(押印). 宛名:[比志村]名
主・長百姓・惣百姓. 慶応3・10.(1867).
1通. 33cm(継紙).
フケ. 開披注意. 史料請求番号41M,88-92
- 269 巳御年貢[可納割附之事].
差出:甲府県庁(押印). 宛名:[比志村][].
明治2・10.(1869).
1綴. []cm. 下部破損.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-93
- 270 子御年貢可納割附之事.

- 差出:[],宛名:[比志村][],[],
1通. 33cm(継紙). 後欠. 破損
紙継はずれ.
フケ. 一部開披不可. 史料請求番号41M,88-94
- 271 [年貢割付状].
差出:[],宛名:[比志村][],[],
1通. 33・5cm(継紙). 前欠.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-95
- 272 [年貢割付状].
差出:[],宛名:[比志村][],[],
1通. 32cm(継紙). 前欠.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-96
- 273 []納割附之事.
差出:[],宛名:[比志村][],[],
1通. []cm(継紙). 上部破損.
掛紙:西組.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-97
- 274 []可納割附之事.
差出:武嶋左膳(押印). 宛名:[比志村]名主・
長百姓・惣百姓. [].
1通. []cm(継紙). 上部破損.
掛紙:西組.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-98
- 275 []可納割附之事.
差出:小笠原仁右衛門(押印). 宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓. [].
1通. []cm(継紙). 上部破損.
掛紙:西組.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-99
- 276 []可納割附之事.
差出:小笠原仁右衛門(押印). 宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓. [].
1通. []cm(継紙). 上部破損.
端裏書:名主源助.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-100
- 277 []貢可納割附之事.
差出:[小笠]原仁右衛門(押印). 宛名:[比志
村]名主・長百姓・惣百姓. [].
1通. []cm(継紙). 上部破損.
掛紙:西組.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-101
- 278 []貢可納割付之事.
差出:[],宛名:[比志村][],[],
1通. []cm(継紙). 上部破損.
端裏書:名主武右衛門. 比志村西.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-102
- 279 []貢可納割附之事.
差出:[小笠]原仁右衛門(押印). 宛名:[比志
村]名主・長百姓・惣百姓. [].
1通. []cm(継紙). 上部破損.
端裏書:名主七郎右衛門. 掛紙:西組.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-103
- 280 []貢可納割附之事.
差出:[],宛名:[比志村][],[].
1通. []cm(継紙). 上部破損.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-104
- 281 []年貢可納割付之事.
差出:[],宛名:[比志村][],[].
1通. []cm(継紙). 上部破損.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-105
- 282 []貢可納割付之事.
差出:久保平三郎(押印). 宛名:[比志村]名
主・長百姓・惣百姓. [].
1通. []cm(継紙). 上部破損.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-106
- 283 []可納割付之事.
差出:小笠原仁右衛門(押印). 宛名:[比志村]
名主・長百姓・惣百姓. [].
1通. []cm(継紙). 上部破損.
フケ. 開披不可. 史料請求番号41M,88-107
- 284 辰御年貢可納割附之事.
差出:赤松孫太郎(押印). 宛名:[比志村]名

主・長百姓・惣百姓。[]。
1通。[]cm(継紙)。上部破損。
端裏書:名主七郎右衛門。
フケ。開披不可。 史料請求番号41M,88-108

285 []年貢可納割附之事。
差出:[]。宛名:[比志村][]。[申]。
1通。32・5cm(継紙)。後欠。
史料請求番号41M,88-109

286 []租税上納割賦帳。
差出:[山]梨県庁(押印)。宛名:[比志村][]。
明治[]。
1冊。[]cm。上部破損。
フケ。開披不可。 史料請求番号41M,88-110

4・1・9.年貢割付(村名不明分)

†年貢割付状

287 辛未御年貢割附。
差出:甲府県庁(押印)。宛名:[]。明治4・10。
(1871)。
1綴。26・5cm。
フケ。開披不可。 史料請求番号41M,101-1

288 [年貢割付状]。
差出:[]。宛名:[]。[]。
1通。33cm(継紙)。前欠。

フケ。開披不可。 史料請求番号41M,101-2

289 [年貢割付状断簡]。
1枚。 史料請求番号41M,101-3

290 [年貢割付状断簡]。
掛紙破片あり。 史料請求番号41M,101-4

4・1・10.水路普請(比志村)

291 西春三ヶ所樋御普請出来栄帳 文化十年四月日 巨摩郡比志村西組所持。
差出:名主市右衛門[ほか長百姓・百姓代2名。押印]。宛名:御普請御掛り御役人中。文化10・4。(1813)。
1冊。27・5cm。かぶせ綴。綴目印。
見届け奥書:御普請役谷中又八(押印)
史料請求番号41M,2

292 当西春用水路定式御普請出来形帳 天保八年二月 甲州巨摩郡比志村東組。
差出:井上十左衛門御代官甲州巨摩郡比志村名主市右衛門[ほか名主・長百姓・百姓代4名。押印]。宛名:御普請御掛御役人中。天保8・2。(1837)。
1冊。24cm。かぶせ綴。綴目印。
見届け奥書:御普請役六笠弘助[ほか2名。押印]。[天保8]・3。
史料請求番号41M,3

4・2.布告・布達・郡衙往復

4・2・1.布告・布達(一般)

†布告・布達綴

293 本県[布達]甲号 明治八年。
増富村事務所。明治8。(1875)。
活版合綴1冊。22・5cm。表紙・後表紙欠。前・後欠。破損。
標題は地小口による。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
史料請求番号41M,66

294 [乙号達]。
増富村事務所。明治8。(1875)。

活版合綴1冊。21cm。
編綴は史料館によるもの。
内容:県乙号136—139・141・142達。
史料請求番号41M,67

295 本県[布達]甲号 明治九年。
増富村事務所。明治8—9。(1875—76)。
活版合綴1冊。22・5cm。表紙・後表紙欠。前・後欠。破損。
標題は地小口による。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
要綴じ直し。 史料請求番号41M,68

- 296 本県[布達]甲号 明治十一年。
増富村事務所。明治10—11。(1877--78)。
活版合綴1冊。22cm。表紙欠。後欠。
標題は地小口による。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。県学事・衛生報告を含む。 史料請求番号41M,69
- 297 乙御布告綴込 明治十一年。
増富村事務所。明治11。(1878)。
活版合綴1冊。22・5cm。
内容:県乙号達。 史料請求番号41M,70
- 298 甲御布告綴込 明治拾貳年一月日 北巨摩郡[増富村役所]。
増富村役所。明治12。(1879)
活版合綴1冊。22・5cm。一部破損。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。 史料請求番号41M,71
- 299 乙御布告綴込 明治十二年一月日 山梨県北巨摩郡増富村役所。
増富村役所。明治12。(1879)。
活版合綴1冊。22・5cm。後表紙欠。後欠。
内容:県の達など。 史料請求番号41M,72
- 300 大蔵省布告 甲第五十壹号・同第五十三号ヨリ同第七拾六号マデ 明治十二年八月日 増富村役所(押印)。
増富村役所。明治12。(1879)。
活版合綴1冊。22・5cm。後表紙欠。後欠。末尾破損。
表紙印文:「山梨県北巨摩郡増富村役所」。
内容:大蔵省布達。 史料請求番号41M,73
- 301 [本県布達 甲号 明治十二年]。
増富村役所。明治12。(1879)。
活版合綴1冊。22・5cm。表紙・後表紙欠。前・後欠。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。山梨県甲号布達171号以下。 史料請求番号41M,74-1
- 302 [本県布達 甲号 明治十二年]。
増富村役所。明治12。(1879)。
活版合綴1冊。22・5cm。表紙・後表紙なし。前・後欠。一部破損。
内容:諸省・県の布達など。山梨県甲号布達176号以下。 史料請求番号41M,74-2
- 303 御布告 明治十三年第一月六日発ス 北巨摩郡増富村役所(押印)。
増富村役所。明治12。(1879)。
活版合綴1冊。23cm。後表紙なし。
表紙印文:「山梨県北巨摩郡増富村役所」。
内容:諸省・県の布達など。 史料請求番号41M,75-1
- 304 御布告 明治十三年第四月十二日 北巨摩郡増富村役所。
増富村役所。明治13。(1880)。
活版合綴1冊。23cm。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。 史料請求番号41M,75-2
- 305 [御布告 甲号]。
増富村役所。明治13。(1880)。
活版合綴1冊。23cm。表紙・後表紙なし。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。山梨県布達甲40号以下。 史料請求番号41M,75-3
- 306 [御布告 甲号]。
増富村役所。明治13。(1880)。
活版合綴1冊。23cm。表紙・後表紙欠。前・後欠。一部破損。
内容:諸省・県の布達など。山梨県布達甲111号以下。フケ。 史料請求番号41M,75-4
- 307 [御布告 甲号]。
増富村役所。明治13—14。(1880—81)。
活版合綴1冊。22・5cm。表紙・後表紙なし。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。 史料請求番号41M,76-1
- 308 [御布告 甲号]。
増富村役所。明治14。(1881)。
活版合綴1冊。22・5cm。表紙・後表紙なし。一部破損。

- 目次付. 村内順達表を付す.
内容: 諸省・県の布達. 史料請求番号41M,76-2
- 309 御布告 塩川組始メ 明治十四年第六月十七日発ス 北巨摩郡増富村役所(押印).
増富村役所. 明治14.(1881).
活版合綴1冊. 22・5cm. 後表紙なし.
表紙印文: 「山梨県北巨摩郡増富村役所」.
村内順達表を付す.
内容: 太政官・諸省・県の布告・布達など.
史料請求番号41M,76-3
- 310 御布告 明治十四年七月五日 増富村役所.
増富村役所. 明治14.(1881).
活版合綴1冊. 22・5cm. 後表紙なし.
内容: 諸省・県の布達など.
史料請求番号41M,76-4
- 311 御布告 明治十五年^(ママ)一月廿日 増富村役所.
増富村役所. 明治14.(1881).
活版合綴1冊. 22・5cm. 後表紙欠. 後欠. 一部破損.
内容: 太政官・県の布告・布達など.
一部フケ. 史料請求番号41M,78
- 312 乙号御布告綴[込] 明治十四・五年[] 第一月[]日 増富村役所.
増富村役所. 明治14—15.(1881—82).
活版合綴1冊. 24cm. 後表紙欠. 破損あり.
内容: 県の達など.
下部フケ. 一部開披不可. 史料請求番号41M,77
- 313 甲号御布[告]綴込 明治十六年[] 増富[村]役所.
増富村役所. 明治16.(1883).
活版合綴1冊. 18・5cm.
内容: 県の告示など.
綴紐切れ. 史料請求番号41M,79
- 314 太政官[布告]・各省布達綴込 明治[十六]年 増富村役所.
増富村役所. 明治16.(1883).
活版合綴1冊. 18・5cm. 表紙破損.
内容: 太政官・諸省の布告・布達・告示など.
- 315 [乙号綴込].
増富村戸長役場. 明治18.(1885).
活版合綴1冊. 18・5cm. 表紙・後表紙なし. 後欠.
内容: 県の達など.
要綴じ直し. 史料請求番号41M,81
- 316 太政官并各省布達綴込 明治十八年一月ヨリ 北巨摩郡増富村戸長役場.
増富村戸長役場. 明治18.(1885).
活版合綴1冊. 19cm. 後表紙なし.
内容: 太政官・諸省の布告・布達など.
史料請求番号41M,82
- 317 天地人所轄郡衙達・本県乙号布達 明治十八年第八月ヨリ起ル 増富村戸長役場.
増富村戸長役場. 明治18—19.(1885—86).
活版合綴1冊. 18・5cm.
その他の標題表示: 甲号モ少シクアリ.
内容: 諸省・県・郡の達・訓示など.
史料請求番号41M,83
- 4・2・2. 布告・布達(個別)
- 318 蚕種取締規則御公布 戸長有井庄兵衛.
[増富村]. 明治6.(1873).
木版1冊. 22cm. 一部破損.
その他の標題表示: 第十六号. 西.
内容: 蚕種取締規則 明治六年改正(太政官布告).
一部フケ. 史料請求番号41M,64
- 319 [旧金銀貨幣価格表ほか].
[増富村]. 明治7.(1874).
活版合綴1綴. 22cm. 後表紙なし.
内容: 1. 旧金銀貨幣価格帳(大蔵省達. 明治7・8付.)
活版印刷9丁(大蔵省達を山梨県で印刷).
2. 地所質入証書割印帳(甲斐国何郡第何区何村).
活版印刷5丁(山梨県による印刷).
史料請求番号41M,65
- 320 山梨県公立小学校則 甲科課程.
[増富村役所]. 明治[].
活版合綴1冊. 22・5cm. 後表紙なし. 一部破

損。

その他の標題表示:「村役所」と書込みあり。
内容:乙科課程・丙科課程を付す。
フケ。 史料請求番号41M,86

- 321 北巨摩郡徴募事務取扱規定 増富村役場。
差出:北巨摩郡長長坂彰。宛名:町村役場。
明治33・6・8。(1900)。
活版合綴1冊。23cm。
その他の標題表示:「有井」の印。
内容:達甲10号。 史料請求番号41M,85

4・2・3.郡役所達・郡衙往復

†郡役所達綴込

- 322 郡役所達綴込 明治十五年中 増富村役所。
増富村役所。明治15。(1882)。
1冊。27・5cm。四ツ目綴。
後表紙裏:郡役所其他達綴込 明治十五年一月ヨリ
増富村役所。 史料請求番号41M,43-2

- 323 郡役所達綴込 明治十六年一月日ヨリ
^マ ^マ
庶務・衛生課。
増富村役所。明治16。(1883)。
1冊。26・5cm。
地小口表示:十六年郡達。後表紙の表示:山梨県北
巨摩郡増富村担当戸長,担当戸長小尾彦左衛門。
史料請求番号41M,43-3

- 324 郡役所達綴込 明治十七年第一月ヨリ 増
富村役所。
増富村戸長役場。明治17。(1884)。
1冊。27cm。後表紙欠。史料請求番号41M,43-1
† †
- 325 郡長達綴込 明治廿四年五月ヨリ 北巨摩
郡増富村役場。
増富村役場。明治24—26。(1891—93)。

活版合綴1冊。18・5cm。後表紙なし。

内容:郡の達・告示など。 史料請求番号41M,84

†郡衙往復綴

- 326 郡衙往復綴 明治[十八年] 増富村戸長役
場。
増富村戸長役場。明治18。(1885)。
1冊。26cm。四ツ目綴。表紙一部破損。
史料請求番号41M,44-1
- 327 郡衙往復[綴] 明治十八年 増富村戸長役
場。
増富村戸長役場。明治18。(1885)。
1冊。26cm。四ツ目綴。表紙一部破損。
史料請求番号41M,44-2
- 328 郡衙往復綴 明治廿四年 増富村役場。
増富村役場。明治23—24。(1890—91)。
1冊。27・5cm。四ツ目綴。
コンニャク版褪色。 史料請求番号41M,44-3
- 329 郡衙往復綴 明治廿五年 増富村役場。
増富村役場。明治24—26。(1891—93)。
1冊。27cm。四ツ目綴。史料請求番号41M,44-4
- 330 郡衙往復綴 明治廿六年 増富村役場。
増富村役場。明治25—27。(1892—94)。
1冊。27cm。四ツ目綴。
コンニャク版褪色。 史料請求番号41M,44-5
† †
- 331 郡衙訓令・往復綴 自明治廿六年六月至全
廿九年二月 増富村役場。
増富村役場。明治26—30。(1893—97)。
1冊。25・5cm。四ツ目綴。史料請求番号41M,45

4.3.増富村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書

4・3・1.租税取立

†正租諸入費取立帳

- 332 寅正租入費取立帳 明治十一年八月十日

第八区増富村豊里組。

作成:[増富村事務所]。明治11・8・10。(1878)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。

- 内容:高橋庄江分以下。 史料請求番号41M,51-1
- 333 寅正租諸入費取立帳 明治十一年八月十日
第八区増富邨御門組。
作成:[増富村事務所]。明治11・8・10。(1878)。
1冊。35・5cm(横長半帳)。
内容:小尾幸彦分以下。 史料請求番号41M,51-2
- 334 寅正租諸入費取立帳 明治十一年八月十日
第八区増富邨安里組。
作成:[増富村事務所]。明治11・8・10。(1878)。
1冊。35cm(横長半帳)。
内容:藤原仁兵衛分以下。 史料請求番号41M,51-3
- 335 寅正租諸入費取立帳 明治十一年八月十日
第八区増富邨豊富組。
作成:[増富村事務所]。明治11・8・10。(1878)。
1冊。34cm(横長半帳)。
内容:小林茂平治分以下。 史料請求番号41M,51-4
- 336 寅正租諸入費取立帳 番号 明治十一年八月十日
第八区増富邨高木組。
作成:[増富村事務所]。明治11・8・10。(1878)。
1冊。35cm(横長半帳)。
内容:碓井甚吾分以下。 史料請求番号41M,51-5
- 337 寅正租諸入費取立帳 第貳号 明治十一年八月十日
第八区増富邨宮本組。
作成:[増富村事務所]。明治11・8・10。(1878)。
1冊。35cm(横長半帳)。
表紙押印:[第八区戸長小尾彦左衛門印]。
内容:丸山甚左工門分以下。 史料請求番号41M,51-6
- 338 寅正租諸入費取立帳 第三号 明治十一年八月十日
第八区増富邨宮本組。
作成:[増富村事務所]。明治11・8・10。(1878)。
1冊。36・5cm(横長半帳)。
内容:有井嘉平分以下。 史料請求番号41M,51-7
- 339 寅正租諸入費取立帳 明治十一年八月十日
第八区増富邨塩川組。
作成:[増富村事務所]。明治11・8・10。(1878)。
- 1冊。35cm(横長半帳)。
内容:小林権左衛門分以下。 史料請求番号41M,51-8
- 340 [寅正租諸入費取立帳 明治十一年八月十日
第八区増富邨神戸組]。
作成:[増富村事務所]。明治11・8・10。(1878)。
1冊。35cm(横長半帳)。表紙なし。
内容:中嶋総平分以下。 史料請求番号41M,51-9
- 341 卯正租入費取立帳 明治十二年八月六日
北巨摩郡増富村神戸組。
作成:[増富村役所]。明治12・8・6。(1879)。
1冊。35cm(横長半帳)。
内容:中嶋総平分以下。 史料請求番号41M,52-1
- 342 卯正租諸入費取立帳 明治十二年八月六日
北巨摩郡増富村豊里組。
作成:[増富村役所]。明治12・8・6。(1879)。
1冊。35cm(横長半帳)。後表紙なし。
内容:高橋庄江分以下。 史料請求番号41M,52-2
- 343 卯正租諸入費取立帳 明治十二年八月六日
北巨摩郡増富村御門組。
作成:[増富村役所]。明治12・8・6。(1879)。
1冊。34cm(横長半帳)。
内容:小尾幸彦分以下。 史料請求番号41M,52-3
- 344 卯正租諸入費取立帳 明治十二年八月六日
北巨摩郡増富村安里組。
作成:[増富村役所]。明治12・8・6。(1879)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。
内容:藤原仁平分以下。 史料請求番号41M,52-4
- 345 卯正租諸入費取立帳 明治十二年八月六日
北巨摩郡増富村黒森組。
作成:[増富村役所]。明治12・8・6。(1879)。
1冊。35cm(横長半帳)。
内容:藤原信正分以下。 史料請求番号41M,52-5
- 346 卯正租諸入費取立帳 明治十二年八月六日
北巨摩郡増富邨豊富組。
作成:[増富村役所]。明治12・8・6。(1879)。

- 1冊. 34cm(横長半帳).
内容:小林茂平治分以下.
一部フケ. 史料請求番号41M,52-6
- 347 [卯正租諸入費取立帳 一号 明治十二年八月六日 北巨摩郡増富村宮本組].
作成:[増富村役所]. 明治12・8・6.(1879).
1冊. 35cm(横長半帳).表紙なし.
内容:碓井甚吾分以下. 史料請求番号41M,52-7
- 348 卯正租諸入費取立帳 三号 明治十二年八月六日 北巨摩郡増富村宮本.
作成:[増富村役所]. 明治12・8・6.(1879).
書込み下限:明治13.
1冊. 34cm(横長半帳).
内容:有井嘉平分以下. 史料請求番号41M,52-8
- 349 卯正租諸入費取立帳 明治十二年八月六日 北巨摩郡増富村塩川組.
作成:[増富村役所]. 明治12・8・6.(1879).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
内容:小林権左衛門分以下.
史料請求番号41M,52-9
- 350 辰正租入費取立帳 明治十三年八月四日 北巨摩郡増富村神戸組.
作成:[増富村役所]. 明治13・8・4.(1880).
書込み下限:明治15.
1冊. 35cm(横長半帳).
内容:中嶋総平分以下. 史料請求番号41M,53-1
- 351 辰正租入費取立帳 明治十三年八月四日 北巨摩郡増富村豊里組.
作成:[増富村役所]. 明治13・8・4.(1880).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
内容:高橋庄江分以下. 史料請求番号41M,53-2
- 352 辰正租諸入費取立帳 明治十三年八月四日 北巨摩郡増富村御門組.
作成:[増富村役所]. 明治13・8・4.(1880).
1冊. 35cm(横長半帳).
内容:小尾幸彦分以下. 史料請求番号41M,53-3
- 353 辰正租入費取立帳 明治十三年八月四日 北巨摩郡増富村黒森組.
作成:[増富村役所]. 明治13・8・4.(1880).
書込み下限:明治14.
1冊. 34・5cm(横長半帳).
内容:藤原信正分以下. 史料請求番号41M,53-4
- 354 辰正租入費取立帳 明治十三年八月四日 北巨摩郡増富村安里組.
作成:[増富村役所]. 明治13・8・4.(1880).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
内容:藤原仁平分以下. 史料請求番号41M,53-5
- 355 辰正租諸入費取立帳 明治十三年八月四日 北巨摩郡増富村豊富組.
作成:[増富村役所]. 明治13・8・4.(1880).
1冊. 35cm(横長半帳).
内容:小林茂平次分以下. 史料請求番号41M,53-6
- 356 辰正租諸入費取立帳 壹号 明治十三年八月四日 北巨摩郡増富村宮本.
作成:[増富村役所]. 明治13・8・4.(1880).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
内容:碓井甚吾分以下. 史料請求番号41M,53-7
- 357 辰正租入費取立帳 貳号 明治十三年八月四日 北巨摩郡増富村宮本.
作成:[増富村役所]. 明治13・8・4.(1880).
1冊. 35cm(横長半帳).
内容:丸山甚左衛門分以下.
史料請求番号41M,53-8
- 358 辰正租入費取立帳 三号 明治十三年八月四日 北巨摩郡増富村宮本.
作成:[増富村役所]. 明治13・8・4.(1880).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
内容:有井嘉平分以下. 史料請求番号41M,53-9
- 359 辰正租諸入費取立帳 明治十三年八月四日 巨摩郡増富村塩川組.
作成:[増富村役所]. 明治13・8・4.(1880).
1冊. 34cm(横長半帳).一部欠損.
内容:小林権左衛門分以下.

史料請求番号41M,53-10

4・3・2.地租・地価金取調

†地租金取調帳

360 地租金取調帳 ㊦号 明治十一年三月五日
増富村宮本組。

作成:[増富村事務所]。明治12・3・5。(1879)。
1冊。34cm(横長半帳)。

内容:碓井甚吾分以下。 史料請求番号41M,54-7

361 地租金取調帳 ^(二カ)㊧号 明治十一年三月四日
増富村宮本組。

作成:[増富事務所]。明治11・3・4。(1878)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。一部破損。

内容:丸山甚左衛門分以下。
フケ。開披注意。 史料請求番号41M,54-1

362 地租金取調帳 三号 明治十一年三月五日
増富村宮本組。

作成:[増富村事務所]。明治11・3・5。(1878)。
1冊。34cm(横長半帳)。一部破損。後表紙なし。

内容:有井嘉平分以下。 史料請求番号41M,54-2

363 地租金取調帳 ㊦号 明治十一年七月日 第
八区増富村宮本組。

作成:[増富村事務所]。明治11・7。(1878)。
1冊。34cm(横長半帳)。

内容:碓井甚吾分以下。 史料請求番号41M,54-3

364 地租金各戸総計帳 式 明治十一年七月日
第八区増富村宮本組。

作成:[増富村事務所]。明治11・7。(1878)。
1冊。34cm(横長半帳)。

内容:丸山甚左衛門分以下。

史料請求番号41M,54-4

365 地租金取調帳 三 明治十一年七月日 第
八区増富村宮本組。

作成:[増富村事務所]。明治11・7。(1878)。
1冊。34cm(横長半帳)。後表紙なし。

内容:有井嘉平分以下。 史料請求番号41M,54-5

†地租金各戸総計帳

366 [地租金各戸総計帳ほか]。

[増富村事務所]。明治11。(1878)。

1綴(3冊)。34cm(横長半帳)。

合綴:1.地価金各戸総計帳 明治十一年七月日
第八区増富村豐富組。作成:[増富村事務所]。明
治11・7。(1878)。1冊。34cm(横長半帳)。内容:小林
茂平治分以下。

2.地券金高各戸総計簿 明治十一年第三月日
山梨県第八区増富村之内豊富組。作成:[増富村事
務所]。明治11・3。(1878)。1冊。30cm(横長半帳)。
内容:小林茂平次分以下。

3.明治十年田方正租金五分通取立簿 明治十一
年一月日 増富村之内豊富組。作成:[増富村事務
所]。明治11・1。(1878)。1冊。30cm(横長半帳)。

史料請求番号41M,54-6

367 地租金各戸総計帳 明治十二年七月日 北
巨摩郡増富村豐富組。

作成:[増富村役所]。明治12・7。(1879)。

1冊。34cm(横長半帳)。後表紙なし。一部破
損。

内容:小林茂平二分以下。

史料請求番号41M,54-8

†各戸地価金取調帳

368 [各戸地価金取調帳]。

[増富村役所]。明治12。(1879)。

1綴(3冊)。34・5cm(横長半帳)。

合綴:1.各戸地価金取調帳 ㊦号 増富村宮本組
明治十二年七月日。作成:[増富村役所]。明治1
2・7。(1879)。1冊。34・5cm(横長半帳)。内容:碓井
甚吾分以下。

2.各戸地価金取調帳 式号 宮本組。作成:[増富
村役所]。明治12・7。(1879)。1冊。33・5cm(横長
半帳)。後表紙なし。内容:丸山甚左衛門分以下。

3.各戸地価金取調帳 三号 北巨摩郡増富村宮
本組 明治十二年第七月日。作成:[増富村役所]。
明治12・7。(1879)。1冊。33・5cm(横長半帳)。内容:
有井嘉平分以下。 史料請求番号41M,54-9

369 [各戸地価金取調帳]。

増富村役所。明治13。(1880)。

1綴(3冊)。34cm(横長半帳)。

合綴:1.各戸地価金取調帳 ㊦号 明治十三年七
月日 増富役所宮本。作成:[増富村役所]。明治1

- 3・7・1.(1880).1冊. 34・5cm(横長半帳). 内容:碓井甚吾分以下.
- 2.各戸地価金取調帳 式号 明治十三年七月日 増富村役所宮本組. 作成:増富村役所. 明治13・7.(1880).1冊. 34cm(横長半帳). 後表紙なし. 内容:丸山甚左衛門以下.
- 3.各戸地価金取調帳 三号 明治十三年七月日 増富村役所宮本組. 作成:増富村役所. 明治13・7.(1880).1冊. 34cm(横長半帳). 後表紙なし. 内容:有井嘉平分以下. 史料請求番号41M,54-10
- 370 各戸地価金取調帳 明治十三年七月日 増富村豊富組.
作成:[増富村役所]. 明治13・7.(1880).
1冊. 34cm(横長半帳). 後表紙なし.
内容:小林茂平次分以下.
史料請求番号41M,54-11
- 371 [各戸地価金取調帳].
増富村役所. 明治14.(1881).
1綴(3冊). 34・5cm(横長半帳). 一部破損.
合綴:1.各戸地価金取調帳 第壹号 明治十四年七月日 宮本組. 作成:増富村役所. 明治14・7.(1881).1冊. 34cm(横長半帳). 一部破損. 内容:碓井甚吾分以下.
2.各戸地価金取調帳 式号 明治十四年第七月十八日 増富村宮本. 作成:増富村役所. 明治14・7・18.(1881).1冊. 34・5cm(横長半帳). 一部破損. 内容:丸山甚左衛門分以下.
3.各戸地価金取調帳 三号 明治十四年七月廿日 増富村役所宮本組. 作成:増富村役所. 明治14・7・20.(1881).1冊. 34cm(横長半帳). 内容:有井嘉平分以下. 史料請求番号41M,54-12
- 372 各戸地価金取調帳 第壹号 明治十五年七月日 増富村宮本組.
作成:[増富村役所]. 明治15・7.(1882).
1冊. 34cm(横長半帳).
内容:碓井甚吾分以下. 史料請求番号41M,54-13
- 373 [各戸地価金取調帳].
[増富村役所]. 明治15.(1882).
1綴(2冊). 34cm(横長半帳).
合綴:1.各戸地価金取調帳 第貳号 明治十五年七月日 増富村宮本. 作成:[増富村役所]. 明治15・7.(1882).1冊. 34cm(横長半帳). 内容:丸山甚左衛門分以下.
2.各戸地価金取調帳 第三号 明治十五年七月日 増富村宮本. 作成:[増富村役所]. 明治15・7.(1882).1冊. 34cm(横長半帳). 内容:有井嘉平分以下. 史料請求番号41M,54-14
- 374 宮本組各戸地価取調帳 明治十七年七月北巨摩郡増富村役所.
作成:増富村役所. 明治17・7.(1884).
1冊. 35cm(横長半帳).
内容:碓井甚吾分以下. 史料請求番号41M,54-15
- 375 [各戸地価取調帳 宮本組].
作成:[増富村役所]. 明治17推定.(1884).
1冊. 35cm(横長半帳). 表紙・後表紙・前・後欠. 綴紐に結付文書1点.
内容:碓井甚吾分以下. 史料請求番号41M,54-16
- 4・3・3.諸税・協議費
- 376 山林原野証印税取調簿.
差出:戸長小尾彦左衛門(押印). 宛名:北巨摩郡長千野林蔵. 明治13・4・30.(1880).
1冊. 27cm. かぶせ綴. 証印税納入者押印.
内容:藤原仁平分以下. 史料請求番号41M,32-1
- 377 山林原野証印税帳 山梨県北巨摩郡之内増富郷之内旧小尾村 明治十三年第四月日.
差出:戸長小尾彦左衛門(押印). 宛名:北巨摩郡長千野林蔵. 明治13・4・30.(1880).
1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 証印税納入者押印.
内容:高橋清巖分以下. 史料請求番号41M,32-2
- 378 備荒儲蓄金収入簿 第壹号 明治十四年度増富郷役所.
作成:[増富村役所]. 明治14.(1881).
1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 罫紙:無題橙色10行罫.
後表紙の表示:戸長小林利左衛門. 地小口表示:公儲金宮本・豊富迄.
内容:碓井甚吾分以下. 史料請求番号41M,33
- 379 地方税地租割・戸数割収入簿 第壹号 明治十四年度 増富郷役所.

作成:[増富村役所]. 明治14.(1881).
1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 罫紙:無題橙色10行罫.

後表紙の表示:戸長小林利左衛門. 地小口表示:地方宮本ヨリトヨトミ.

内容:碓井甚吾分以下. 史料請求番号41M,34

380 諸税徴収簿 第弐号 明治十六年第七月日
明治十六年度 北巨摩郡増富村役所.

作成:[増富村役所]. 明治16・7.(1883).
1冊. 26cm. 四ツ目綴. 罫紙:無題橙色13行罫.

後表紙の表示:戸長小林善五郎.

内容:小林茂平次分以下. 史料請求番号41M,35

381 [明治十三年一月ヨリ六月迄協議費ほか].
[増富村役所]. 明治[13].(1880).

1綴(2冊). 34・5cm(横長半帳).

合綴:1. 明治十三年一月ヨリ六月迄協議費 北巨摩郡増富村旧比志組分. 作成:[増富村役所]. 明治13.(1880). 1冊. 34cm(横長半帳).

2. 山野税九・十・十一・十二取立帳 明治十三年五月日 北巨摩郡増富村宮本組. 作成:[増富村役所]. 明治13・5.(1880). 1冊. 35cm(横長半帳).
後表紙なし. 史料請求番号41M,57

382 宮本組抜簿.

作成:増富村事務所(推定). 明治11・7.(1878).
1冊. 35cm(横長半帳). 表紙・後表紙なし.

史料請求番号41M,56

4・3・4.土地

†各戸反別収獲地価取調帳

383 [各戸反別収獲地価取調帳].

作成:[増富村地主総代ほか]. 明治[]. 書込み下限:明治19.

1冊. 27・5cm. 表紙・後表紙欠. 前後欠. 所持者押印.

内容:碓井平兵衛分以下(旧比志村).

フケ. 一部開披不可. 史料請求番号41M,9-1

384 [各戸反別収獲地価取調帳] 御門.

作成:[増富村地主総代ほか]. 明治[]. 書込み下限:明治19.

1冊. 27cm. かぶせ綴. 表紙欠. 所持者押印.

内容:小尾彦幸分以下. 史料請求番号41M,9-2

385 [各戸反別収獲地価取調帳] 御門.

作成:[増富村地主総代ほか]. 明治[]. 書込み下限:明治18.

1冊. 27cm. かぶせ綴. 表紙欠. 所持者押印.

内容:正覚寺分以下. 史料請求番号41M,9-3

386 [各戸反別収獲地価取調帳].

作成:増富村地主総代小林文蔵[ほか伍長など5名. 押印]. 明治11.(1878). 書込み下限:明治18.

1冊. 27cm. かぶせ綴. 表紙・後表紙欠. 所持者押印.

奥書に一筆限り帳より抜書. 一戸毎二反別収獲地価金総計相認とあり.

内容:小林清七分以下. 史料請求番号41M,9-4

387 [各戸反別収獲地価取調帳].

作成:増富村地主総代小林治郎兵衛[ほか伍長・副戸長4名. 押印]. 明治[]. 書込み下限:明治19.

1冊. 27・5cm. 表紙・後欠. 所持者押印・増富村割印.

奥書に一筆限り帳より抜書云々とあり.

内容:藤原定右衛門分以下.

史料請求番号41M,9-5

388 地所一筆限各戸取調帳 第九伍組 明治十年第七月日 山梨県第八区増富村旧比志村.

作成:増富村地主総代小林治郎兵衛[ほか伍長・副戸長4名. 押印]. 明治10・7.(1877). 書込み下限:明治19.

1冊. 26cm. かぶせ綴. 綴目印. 所持者押印.

奥書に一筆限り帳より抜書云々とあり.

内容:小林茂平治分以下. 史料請求番号41M,9-6

389 一筆限地価附簿 字向田 山梨県第八区巨摩郡増富村旧比志村.

差出:増富村地主総代比志治左衛門[ほか伍長・副戸長・戸長など6名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治10・8.(1877).

- 1冊. 28cm. かぶせ綴. 所持者押印.
その他の標題表示: 第拾巻号.
地番: 2161—2372番. 史料請求番号41M, 15-1
- †一筆限反別地価取調帳(比志)
- 390 [一筆限反別地価取調帳] 十八番帳.
差出: 増富村之内旧比志村地主総代丸山甚左衛門[ほか伍長・副戸長・戸長など6名. 押印]. 宛名: 山梨県令藤村紫朗. 明治10. (1877).
1冊. 28cm. かぶせ綴. 表紙欠. 所持者押印.
地番: 3996—4458・4461番.
史料請求番号41M, 15-2
- 391 一筆限反別地価取調帳 第拾九番 山梨県第八区甲斐国巨摩郡増富村旧比志村.
差出: 増富村之内旧比志村地主総代小林治良兵衛[ほか伍長・担当副戸長・戸長など7名. 押印]. 宛名: 山梨県令藤村紫朗. 明治10・7・21. (1877).
1冊. 26・5cm. かぶせ綴. 所持者押印.
その他の標題表示: 字信行寺・下山. 副.
地番: 4459—4709番. 史料請求番号41M, 15-3
- 392 一筆限反別地価取調帳 第二拾三番 山梨県第八区甲斐国巨摩郡増富村旧比志村.
差出: 増富村之内旧比志村地主総代小林治郎兵衛[ほか伍長・担当副戸長・戸長など8名. 押印]. 宛名: 山梨県令藤村紫朗. 明治10・7・21. (1877).
1冊. 27cm. かぶせ綴. 所持者押印.
その他の標題表示: 副.
地番: 5507番—5730番. 史料請求番号41M, 15-4
- 393 一筆限反別地価取調帳 第二拾五番 山梨県第八区甲斐国巨摩郡増富村旧比志村.
差出: 増富村之内旧比志村地主総代小林治良兵衛[ほか伍長・担当副戸長・戸長など7名. 押印]. 宛名: 山梨県令藤村紫朗. 明治10・7・21. (1877).
1冊. 26・5cm. かぶせ綴. 所持者押印.
その他の標題表示: 副.
地番: 5961—6212番. 史料請求番号41M, 15-5
- 394 一筆限反別地価取調帳 第二拾六番 山梨県第八区甲斐国巨摩郡増富村旧比志村.
差出: 増富村之内旧比志村地主総代小林治良兵衛[ほか伍長・担当副戸長・戸長など7名. 押印]. 宛名: 山梨県令藤村紫朗. 明治[].
1冊. 26・5cm. かぶせ綴. 一部破損. 所持者押印.
その他の標題表示: 副.
地番: 6213—6506番.
一部開披不可. 史料請求番号41M, 15-6
- †一筆限反別収獲地価取調帳(小尾)
- 395 [一筆限反別収獲地価取調帳].
作成: [増富村之内旧小尾村地主総代ほか]. 明治[].
1冊. 26・5cm. かぶせ綴. 表紙欠. 所持者押印.
地番: 3804—4046番. 史料請求番号41M, 16-1
- 396 地所一筆限取調帳 第十八番 第四千七百五・四千九百七十九 第八区[増富村]旧小尾[村]御門組.
作成: [増富村之内旧小尾村地主総代ほか]. 明治[].
1冊. 26・5cm. かぶせ綴. 下部破損. 所持者押印.
地番: 4705—4979番.
一部開披不可. 史料請求番号41M, 16-2
- 397 壹筆限反別収獲地価調簿 第二十三番 第五千九百四十・六千六百十八 山梨県巨摩郡増富村之内旧小尾村.
作成: [増富村之内旧小尾村地主総代ほか]. 明治[].
1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 一部破損. 所持者押印.
地番: 5940—6118番.
一部開披注意. 史料請求番号41M, 16-3
- 398 一筆限収獲地価取調帳 第三十一番 第七千五百八十六番より七千七百七十二番迄 北巨摩郡旧小尾豊里耕地.
作成: [増富村之内旧小尾村地主総代ほか]. 明治12・1.

1冊. 27cm. かぶせ綴. 所持者押印.
その他の標題表示:^(都合カ).
地番:7586-7772番. 史料請求番号41M,16-4

399 一筆限り収獲反別地価取調帳 第三十四番
第八千百十五番より八千五百五番迄 明
治十一年 山梨県第八区甲斐国巨摩郡増富
村之内旧小尾村黒森組.

作成:[増富村之内旧小尾村地主総代ほか].
明治11.(1878).

1冊. 27cm. かぶせ綴. 所持者押印.
地番:8115-8505番. 史料請求番号41M,16-5

400 [一筆限収獲反別地価取調帳].

作成:増富村之内旧小尾村地主総代藤原紋
兵衛[ほか伍長・副戸長など4名. 押印]. 明
治[].

1冊. 27cm. かぶせ綴. 表紙・後表紙欠. 所持
者押印.

地番:8506-8872番. 史料請求番号41M,16-6

† †

401 小前名寄帳 豊富組.

作成:増富村役所(推定). 明治[]. 書込み
下限:明治18.

1冊. 27cm. 表紙大部分欠. かぶせ綴. 所持者
押印.

標題は裏表紙による.

内容:高橋清殿分以下. 史料請求番号41M,13

† 伍組小拾帳

402 一伍組小拾帳.

作成:増富村役所(推定). 明治[]. 書込み
下限:明治19.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 後欠. 所持者押印.

内容:碓井甚吾分以下. 史料請求番号41M,14-1

403 二伍組田畑宅地小拾総計帳.

作成:増富村役所(推定). 明治[]. 書込み
下限:明治20.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 一部破損. 所持者押
印.

内容:有井新八分以下. 史料請求番号41M,14-2

† 地券一筆限り小拾帳

404 [地券一筆限り小拾帳].

[増富村役所]. 明治12.(1879).

1綴(20冊). 27・5cm.

合綴:1. 地券一筆限り小拾帳 明治十二年一月日
中島総平. 作成:地券担当人有井幸八[ほか伍長
など8名. 押印]. 明治12・1.(1879). 書込み下限:
明治17. 1冊. 27cm. かぶせ綴. 綴目印. 内容:中島
総平分.

2. 地券一筆限り小拾帳 明治十二年一月廿日
有井久三郎. 作成:地券担当人有井幸八[ほか地券
担当人・伍長など8名. 押印]. 明治12・1.(1879).
書込み下限:明治18. 1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 綴目
印. 内容:有井久三郎分.

3. 地券一筆限小拾帳 有井和兵衛. 作成:地券担
当人中嶋五郎兵衛[ほか伍長など8名. 押印]. 明
治12・1・20.(1879). 書込み下限:明治18. 1冊. 27・5
cm. かぶせ綴. 内容:有井和兵衛分.

4. 地券一筆限小拾帳 有井久左衛門. 作成:地券
担当人中嶋総平[ほか伍長など8名. 押印]. 明治
12・1・20.(1879). 書込み下限:明治17. 1冊. 27・5
cm. かぶせ綴. 一部破損. 内容:有井久左衛門分.

5. 地券一筆限小拾帳 有井源五郎. 作成:地券担
当人中嶋伍郎兵衛[ほか伍長など8名. 押印]. 明
治12・1・21.(1879). 書込み下限:明治18. 1冊. 27
cm. かぶせ綴. 一部破損. 内容:有井源五郎分.

6. 地券一筆限小拾帳 有井春吉. 作成:地券担
当人有井幸八[ほか伍長など8名. 押印]. 明治12・1・
20.(1879). 書込み下限:明治18. 1冊. 27cm. かぶ
せ綴. 一部破損. 内容:有井春吉分.

7. 地券一筆限小拾帳 有井弥兵衛. 作成:地券担
当人有井幸八[ほか伍長など8名. 押印]. 明治12・
1・21.(1879). 書込み下限:明治18. 1冊. 26・5cm.
かぶせ綴. 一部破損. 内容:有井弥兵衛分.

8. 地券一筆限小拾帳 有井九郎平. 作成:地券担
当人有井幸八[ほか伍長など8名. 押印]. 明治12・
1・21.(1879). 書込み下限:明治18. 1冊. 26・5cm.
かぶせ綴. 一部破損. 内容:有井九郎平分.

9. 地券一筆限小拾帳 有井国蔵. 作成:地券担
当人有井幸八[ほか伍長など8名. 押印]. 明治12・1・
21.(1879). 書込み下限:明治18. 1冊. 26cm. かぶ
せ綴. 綴目印. 内容:有井国蔵分.

10. 地券一筆限小拾帳 有井民吉. 作成:有井幸八
[ほか伍長など8名. 押印]. 明治12・1・21.(1879).
書込み下限:明治18. 1冊. 27cm. かぶせ綴. 綴目印.
内容:有井民吉分.

11. 地券各戸小拾帳 山梨県第八区甲斐国巨摩
郡増富村内旧小尾村神戸耕地有井幸八. 作成:地
券担当人有井正作[ほか伍長など8名. 押印]. 明

治12・1・20.(1879).書込み下限:明治18. 1冊.27・5cm.かぶせ綴.その他の標題表示:第貳拾三伍組.有井和蔵伍組.内容:有井幸八分.

12.地券一筆限小拾帳 明治十二年一月日 有井金七.作成:地券担当人有井幸八[ほか伍長など7名.押印]. 明治[12・1].(1879).書込み下限:明治18. 1冊.26・5cm.内容:有井金七分.

13.地券一筆限小拾簿 有井長八.作成:地券担当人有井幸八[ほか伍長など8名.押印]. 明治[12・1].(1879).書込み下限:明治18. 1冊.26cm.かぶせ綴.内容:有井長兵衛分.

14.地券一筆限小拾簿 有井松広.作成:地券担当人有井正作[ほか伍長など8名.押印]. 明治[12・1].書込み下限:明治15.(1879). 1冊.26・5cm.かぶせ綴.内容:有井松広分.

15.地券一筆限小拾帳 有井金弥.作成:地券担当人中嶋総平[ほか伍長など7名.押印]. 明治12・1・20.(1879). 1冊.25・5cm.内容:有井金弥分.

16.地券一筆限小拾帳 明治十二年一月廿四日 有井正作.作成:地券担当人有井幸八[ほか伍長など8名.押印]. 明治12・1・24.(1879).書込み下限:明治18. 1冊.27cm.かぶせ綴.綴目印.内容:有井正作分.

17.地券一筆限小拾簿 有井喜左衛.作成:地券担当人有井幸八[ほか伍長など8名.押印]. 明治12・1・21.(1879).書込み下限:明治18. 1冊.26・5cm.かぶせ綴.綴目印.内容:有井喜左衛分.

18.地券一筆限小拾簿 明治十二年一月日 旧小尾村有井泉.作成:地券担当人中嶋総平[ほか伍長など8名.押印]. 明治12・1・20.(1879).書込み下限:明治17. 1冊.26・5cm.かぶせ綴.綴目印.内容:有井泉分.

19.地券一筆限小拾簿 有井角右衛門.作成:地券担当人中嶋五郎兵衛[ほか伍長など8名.押印]. 明治12・1・20.(1879).書込み下限:明治18. 1冊.26・5cm.かぶせ綴.綴目印.内容:有井角右衛門分.

20.[地券一筆限小拾帳] 北巨摩郡増富村之内旧小尾神戸組有井清八良扣.作成:地券担当人中嶋総平[ほか伍長など8名.押印]. 明治12・1・20.(1879).書込み下限:明治18. 1冊.26cm.かぶせ綴.表紙欠.内容:有井清八分.一部フケ.

史料請求番号41M,10-1

405 地券一筆限小拾帳.

[増富村役所]. 明治12.(1879).

1綴.(12冊). 27・5cm.

合綴:1.[地券]一筆限小拾帳 明治十二年一月日 中嶋幸兵衛.作成:地券担当人有井正作[ほか伍長など8名.押印]. 明治12・1.(1879). 1冊.

27・5cm.かぶせ綴.一部破損.内容:中嶋幸兵衛分.

2.[地券]一筆限小拾帳 井富勘兵衛.作成:地券担当人有井幸八[ほか伍長など8名.押印]. 明治[12・1].(1879). 1冊.27・5cm.かぶせ綴.内容:井富勘兵衛分.

3.地券一筆限小拾帳 今井半平.作成:地券担当人有井幸八[ほか伍長など8名.押印]. 明治12・1・20.(1879).書込み下限:明治13. 1冊.27cm.かぶせ綴.綴目印.その他の表示:有井常蔵伍組.内容:今井半平分.

4.地券一筆限小拾帳 有井善次郎.作成:地券担当人中嶋五郎兵衛[ほか伍長など8名.押印]. 明治12・1・20.(1879).書込み下限:明治17. 1冊.26・5cm.かぶせ綴.綴目印.内容:有井善次郎分.

5.地券一筆限小拾帳 井富兵蔵.作成:地券担当人中嶋総平[ほか伍長など8名.押印]. 明治12・1・20.(1879).書込み下限:明治18. 1冊.27cm.かぶせ綴.内容:井富兵蔵分.

6.地券一筆限小拾帳 中嶋仙右衛門.作成:地券担当人有井正作[ほか伍長など8名.押印]. 明治12・1.書込み下限:明治17. 1冊.27cm.かぶせ綴.内容:中嶋仙右衛門分.

7.地券一筆限小拾帳 明治十一(二)年一月廿一(二)日 中嶋伍郎兵衛.作成:地券担当人有井正作[ほか伍長など8名.押印]. 明治12・1・22.書込み下限:明治17. 1冊.26・5cm.かぶせ綴.内容:中嶋伍郎兵衛分.

8.地券一筆限小拾帳 中野元七.作成:地券担当人有井幸八[ほか伍長など8名.押印]. 明治[12・1].(1879). 1冊.27cm.かぶせ綴.綴目印.内容:中野元七分.

9.地券一筆限小拾帳 明治拾壹(貳)年一月廿日 有井弥平次.作成:地券担当人有井幸八[ほか伍長8名.押印]. 明治[12・1].(1879). 1冊.27cm.かぶせ綴.綴目印.内容:有井弥平次分.

10.地券一筆限小拾帳 有井又七.作成:地券担当人有井幸八[ほか伍長など8名.押印]. 明治12・1・20.(1879).書込み下限:明治18. 1冊.26cm.かぶせ綴.綴目印.内容:有井又七分.

11.地券一筆限小拾帳 明治拾二年第一月廿日 中嶋紋右衛門(押印).作成:地券担当人有井幸八[ほか伍長など8名.押印]. 明治[12・1].(1879).書込み下限:明治18. 1冊.27cm.かぶせ綴.内容:中嶋紋右衛門分.

12.地券一筆限小拾帳 明治十二年一月日 増富村内旧小尾神戸組有井常蔵.作成:地券担当人有井幸八[ほか伍長など8名]. 明治[12・1].(1879). 1冊.27cm.かぶせ綴.内容:有井常蔵分.一部フケ.

史料請求番号41M,10-2

†地券小拾取調帳(安里)

406 地券小拾取調帳 第壹号 山梨県巨摩郡之内旧小尾村安里耕地。

作成:増富村之内小尾村地主総代白倉伝右衛門[ほか伍長総代など6名,押印]。明治[]。書込み下限:明治19。

1冊。27cm。かぶせ綴。題簽剥離,所持者押印。その他の標題表示:一筆限収獲反別地価取調簿(この上に「地券小拾取調帳」と貼紙)。

史料請求番号41M,11-1

407 地券小拾取調簿 第貳号 山梨県巨摩郡之内旧小尾村安里耕地。

作成:増富村之内小尾村地主総代大柴勘右衛門[ほか伍長総代など6名,押印]。明治[]。書込み下限:明治19。

1冊。27・5cm。かぶせ綴,所持者押印。

史料請求番号41M,11-2

408 地券小拾取調簿 第四号 山梨県巨摩郡之内旧小尾村安里耕地。

作成:増富村之内小尾村地主総代白倉亀藏[ほか伍長総代など6名,押印]。明治[]。書込み下限:明治19。

1冊。27cm。かぶせ綴,所持者押印。

史料請求番号41M,11-3

4・3・5.山林原野

†山林原野取調帳(比志)

409 山林原野取調帳 第貳号 字反保・押堀・告場 明治十一年第五月日 山梨県第八区旧比志村。

作成:増富村事務所(推定)。明治11・5。(1878)。1冊。27・5cm。後表紙なし。

その他の標題表示:寄済。主標題のみ貼標題。

内容:清水弥源治分以下。史料請求番号41M,18-1

410 山林原野取調帳 第四号 字吉栗・向田・芦澤 明治十一年第五月日 山梨県第八区旧比志村。

作成:増富村事務所(推定)。明治11・5。(1878)。1冊。27・5cm。後表紙欠。

主標題のみ貼標題。

内容:植松茂左エ門分以下。

史料請求番号41M,18-2

†山林各戸名寄帳(比志)

411 山林各戸名寄簿 明治十三年四月日 山梨県北巨摩郡増富村之内旧比志豊富組。

作成:増富村役所(推定)。明治13・4。(1880)。書込み下限:明治17。

1冊。27cm。かぶせ綴,所持者押印。

内容:小林茂平治分以下。史料請求番号41M,19

†小物成山林芝地竹林取調帳

412 小物成山林芝地竹林取調帳 字□□平・横打・西平・上河原 明治九年十月十八日 山梨県第八区巨摩郡旧比志村。

差出:旧比志村伍長小沢江左衛門[ほか副戸長2名,押印]。宛名:山梨県令藤村紫朗。明治9・10・21。(1876)。

1冊。27cm。かぶせ綴,後表紙欠,所持者押印。

主標題のみ貼標題。

内容:小林重右衛門分以下。

史料請求番号41M,20-1

413 小物成山林芝地竹林取調帳 字□行寺・下山・芳沢・向井・下草 明治九年十月十八日 山梨県第八区巨摩郡旧比志村。

差出:[旧比志村伍長ほか]。宛名:[]。明治9・10・18。(1876)。

1冊。26・5cm。かぶせ綴,所持者押印。

内容:小林茂兵衛分以下。史料請求番号41M,20-2

†山林原野地価取調帳(小尾)

414 山林原野地価取調帳 第三号 北巨摩郡増富村旧小尾村御門組。

差出:増富村地主惣代白倉新七[ほか戸長など6名,押印]。宛名:山梨県令藤村紫朗。明治12・10。(1879)。

1冊。27・5cm。かぶせ綴,所持者押印。

内容:有井忠左衛門分以下。史料請求番号41M,21

†山林各戸名寄帳(小尾)

415 山林各戸名寄帳 山梨県北巨摩郡増富村内元小尾神戸組。

作成:[増富村之内旧小尾村神戸組総代ほか].
明治[].

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 所持者押印.

内容:中嶋総平分以下. 史料請求番号41M,17-1

416 山林各戸名寄帳 明治十三歳庚辰二月廿日

山梨県北巨摩郡増富村内旧小尾村黒森組.

作成:増富村之内旧小尾村黒森組地主総代
藤原喜左衛門[ほか伍長など4名. 押印]. 明
治13・2・30. (1880).

1冊. 27cm. かぶせ綴. 所持者押印.

主標題のみ貼標題.

内容:藤原喜三郎分以下. 史料請求番号41M,17-2

417 山林原野各戸名寄簿 増富村ノ内旧小尾村
安里組.

作成:増富村之内旧小尾村地主総代大柴重
平[ほか伍長など6名. 押印]. 明治12・12・25.
(1879).

1冊. 27cm. かぶせ綴. 後表紙に文書の一部
貼付あり(1枚). 所持者押印.

内容:藤原仁平分以下. 史料請求番号41M,17-3

4・3・6. 学事・学校経費

418 [日向学校資本金之内借入金之証綴].

[増富村事務所]. 明治9. (1876).

1綴(5通). 27・5cm. 表紙なし.

合綴は史料館によるものか.

合綴:1. 借入金之証 差出:借主惣代小林茂右衛
門[ほか証人惣代1名. 押印]. 宛名:学区取締丸茂忠兵衛.
奥書:増富村副戸長小林善五郎(押印). 明治9・7・10. (1876). 1通. 27・5cm. 綴目印. 借主
連印. 文書番号:第66号.

2. 借入金之証. 差出:借方惣代日向藤右衛門[ほか
証人惣代1名. 押印]. 宛名:学区取締丸茂忠兵衛.
奥書:増富村副戸長小林善五郎(押印). 明治9・7・
10. (1876). 1通. 27・5cm. 借主連印. 文書番号:第
67号.

3. 借入金之証. 差出:借主惣代藤原善兵衛[ほか証
人惣代1名. 押印]. 宛名:学区取締丸茂忠兵衛. 奥
書:増富村副戸長小林善五郎(押印). 明治9・7・10.
(1876). 1通. 27・5cm. 借主連印. 文書番号:第68号.

4. 借入金之証. 差出:借主惣代藤原仙八[ほか証人
1名. 押印]. 宛名:学区取締丸茂忠兵衛. 奥書:増富
村副戸長小林善五郎(押印). 明治9. (1876). 1

通. 27・5cm. 綴目印. 借主連印. 文書番号:第69号.

5. 借入金之証. 差出:借主惣代白倉多平[ほか証人
1名. 押印]. 宛名:学区取締丸茂忠兵衛. 奥書:増富
村副戸長小林善五郎. 明治9・7・10. (1876). 1通.
27・5cm. 綴目印. 借主連印. 文書番号:第70号.

史料請求番号41M,46

419 [小尾学校差加資本金之内借入金之証綴].
[増富村事務所]. 明治9. (1876).

1綴(12通・冊). 27・5cm.

編綴は史料館によるもの.

いずれも, 明治13年取消しとあり.

合綴:1. 借入金之証. 差出:旧小尾村借主小林利右
衛門[ほか受人など5名. 押印]. 宛名:学区取締丸
茂忠兵衛. 奥書:副戸長小林利左衛門(押印). 明
治9・4・1. (1876). 1通. 27・5cm. 借主連印. 文書番
号:第77号.

2. 借入金之証. 差出:旧小尾村借主小林忠兵衛[ほ
か受人など3名. 押印]. 宛名:学区取締丸茂忠兵衛.
奥書:副戸長小林利左衛門(押印). 1通. 27・5cm.
明治9・4・1. 綴目印. 文書番号:第80号.

3. 備(借)入金之証. 差出:中嶋幸兵衛[ほか受人な
ど16名. 押印]. 宛名:学区取締丸茂忠兵衛. 奥書:
副戸長小林利左衛門(押印). 明治9・7・10. (1876).
1通. 27・5cm. 綴目印. 文書番号:第81号.

4. 備(借)入金之証. 差出:有井和藏[ほか受人など
18名. 押印]. 宛名:学区取締丸茂忠兵衛. 奥書:副
戸長小林利左衛門(押印. 消). 明治[9]. (1876).
1通. 27・5cm. 綴目印. 文書番号:第90号.

5. 借入金之証. 差出:旧小尾村借主藤原市兵衛[ほ
か受人など7名. 押印]. 宛名:学区取締丸茂忠兵衛.
奥書:戸長代理副戸長小尾彦左衛門(押印. 消).
明治9・4・5. (1876). 1通. 27・5cm. 綴目印. 文書番
号:第92号.

6. 借入金之証. 差出:借主小尾嶋翁[ほか受人伍長
など8名. 押印]. 宛名:学区取締丸茂忠兵衛. 奥書:
戸長代理副戸長小尾彦左衛門(押印. 消). 明治9・
4・5. (1876). 1通. 27・5cm. 綴目印. 文書番号:第93
号.

7. 借入金之証. 差出:旧小尾村借主小尾善左衛門
[ほか受人など8名. 押印]. 差出:学区取締丸茂忠
兵衛. 奥書:副戸長小尾彦左衛門(押印. 消). 明治
9・4・1. (1876). 1通. 26cm. 綴目印. 文書番号:第95
号.

8. 借入金之証. 差出:借受人藤原九平[ほか引受人
など8名. 押印]. 宛名:学区取締丸茂忠兵衛. 奥書:
副戸長藤原喜三郎(押印). 明治9・4. (1876). 1通.
27cm. 罫紙. 無題青色無行罫. 文書番号:第96号.

9. 差加資本金借入金之証 小尾学校. 差出:借主:

由井作之丈[ほか請人など11名,押印],宛名:学区取締丸茂忠兵衛,奥書:副戸長藤原喜三郎(押印),明治9・4.(1876).1冊,27cm.綴目印,文書番号:97号.

10.差加資本借入金之証 小尾学校,差出:借主藤原権三郎[ほか請人など11名,押印],宛名:学区取締丸茂忠兵衛,奥書:副戸長藤原喜三郎(押印,消),明治9・4.(1876).1冊,27cm.綴目印,文書番号:第99号.

11.差加資本借入金之証 小尾学校,差出:借主藤原甫右衛門[ほか請人など12名,押印],宛名:学区取締丸茂忠兵衛,奥書:副戸長藤原喜三郎(押印,消),明治9・4.(1876).1通,27cm.綴目印.

12.差加資本借入金之証 小尾学校,差出:借主藤原喜三郎[ほか証人など13名,押印],宛名:学区取締丸茂忠兵衛,奥書:副戸長藤原喜三郎(押印,消),明治9・4.(1876).1冊,28cm.綴目印.

史料請求番号41M,47

420 [売渡申畑証券ほか].

[増富村役所]. 明治12—13.(1879—80).

1綴, 27cm.

内容:売渡申畑証券・畑献納証券,比志学校宛2通,第七拾四号.2通は糊付け, 史料請求番号41M,48

421 [日向学校資本金願].

[増富村役所]. 明治13—15.(1880—82).

1綴(4冊), 26・5cm.

合綴:1.小学校資本差加金御認可願 明治十五年十月 北巨摩郡第二拾学区日向学校,差出:学務委員小林善五郎[ほか戸長,押印],宛名:北巨摩郡長千野林蔵,明治15・10.(1882).1冊, 26・5cm.

かぶせ綴,願人連印,罫紙:無題橙色12行罫.

2.小学校資本金上願書 明治十三年十一月廿四日 北巨摩郡増富村日向学校,差出:増富村学務委員小林善五郎[ほか戸長など3名,押印],宛名:北巨摩郡長千野林蔵,明治13・10.(1880).1冊, 26・5cm.かぶせ綴,願人連印,罫紙:無題橙色12行罫.

3.小学校資本金上願書 北巨摩郡増富村日向学校 明治十三年十一月廿四日,差出:増富村学務委員小林善五郎[ほか戸長など4名,押印],宛名:北巨摩郡長千野林蔵,明治13・10.(1880).1冊, 26・5cm.かぶせ綴,願人連印,罫紙:無題橙色12行罫.

4.[校費収入支出取調届].[増富村]. 明治17.(1884).1綴,26・5cm.罫紙:無題橙色12行罫.

内容:日向・小尾・比志学校分.

史料請求番号41M,49

422 [就学不就学児童取調表].

増富村役所(推定), 明治17推定.(1882).

1綴(2枚), 32cm,山梨県乙第1号様式使用.

この2枚は断簡で,年代も別の可能性がある.

要綴.

史料請求番号41M,50

4・3・7.戸籍

423 旅行届綴込 明治十年九月ヨリ十三年十二月 第八区増富村事務所.

[増富村役所]. 明治10—13.(1877—80).

1冊, 28cm,後欠・後表紙欠.

史料請求番号41M,42

4.4.増富村戸長役場文書

4・4・1.土地

†地券名寄帳

424 地券名寄帳 北巨摩郡増富村豊里組.

作成:増富村戸長役場, 明治[],書込み下限:明治23.

1冊, 27・5cm,四ツ目綴,地券名寄帳用紙使用.

後表紙の表示:北巨摩郡増富村戸長役場.

内容:高橋清巖分以下, 史料請求番号41M,5-1

425 地券名寄帳 北巨摩郡増富村豊富組.

作成:増富村戸長役場, 明治[],書込み下限:明治23.

1冊, 27・5cm,四ツ目綴痕,地券名寄帳用紙使用.

内容:豊里組村持分以下, 史料請求番号41M,5-2

426 地券名寄帳 乙号 明治十九年 北巨摩郡増富村旧比志組.

作成:[増富村戸長役場], 明治19.(1886).

書込み下限:明治23.

1冊. 27cm. 四ツ目綴痕. 地券名寄帳用紙使用.

内表紙の表示:第四五伍組巻筆限仕訳部 第二号
増富村戸長役場.

内容:丸山基左衛門分以下.

史料請求番号41M,5-3

427 地券名寄帳 明治十九年一月 北巨摩郡増富村安里組.

作成:[増富村戸長役場]. 明治19・1.(1886).
書込み下限:明治23.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 地券名寄帳用紙使用.
内表紙の表示:改正名寄帳 第壹号 明治十八歳
安里組.

内容:藤原仁平分以下. 史料請求番号41M,5-4

428 地券名寄帳 明治十九年一月 北巨摩郡増富村御門組.

作成:増富村戸長役場. 明治19・1.(1886).
書込み下限:明治23.

1冊. 26・5cm. 地券名寄帳用紙使用.

後表紙の表示:増富村戸長役場.

内容:白倉団次良分以下. 史料請求番号41M,5-5

429 地券名寄帳 北巨摩郡増富村黒森組.

作成:[増富村戸長役場]. 明治[]. 書込み
下限:明治23.

1冊. 27cm. 地券名寄帳用紙使用.

内表紙の表示:地券名寄帳.

内容:藤原信正分以下. 史料請求番号41M,5-6

430 地券名寄簿 増富村神戸組.

作成:増富村戸長役場. 明治[]. 書込み下
限:明治23.

1冊. 28cm. 地券名寄帳用紙使用.

その他の標題標示:廿二号始.

内容:有井和藏分以下. 史料請求番号41M,6
† †

431 地券台帳 七千六百六十三・八千百廿六
北巨摩郡増富村豊里組.

作成:増富村戸長役場. 明治[]. 書込み下
限:明治21.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用(増

富村戸長役場赤色13行罫紙を含む, 但し紛
綴か).

「名寄帳」を「台帳」に訂正.

地番:7663-8120番. 史料請求番号41M,8

432 [各戸名寄帳].

[増富村戸長役場]. 明治[]. 書込み下限:
明治19.

1綴(2冊). 27cm.

合綴:1. 各戸名寄帳 第壹号 北巨摩郡増富黒森
糎地. 作成:[増富村]. 明治[]. 書込み下限:明
治19.(1886). 1冊. 27cm. 四ツ目綴. 所持者押印.
後表紙の表示:役所. 地小口表示:黒巻. 内容:藤原
喜三郎分以下.

2. 各戸名寄帳 第貳号 北巨摩郡増富黒森組.
作成:[増富村]. 明治[]. 書込み下限:明治19.
(1886). 1冊. 27cm. 四ツ目綴. 所持者押印. 後表
紙の表示:役所・増富村戸長役場. 地小口表示:黒
二. 内容:藤原久兵衛以下. 史料請求番号41M,12

433 [地券下渡簿ほか].

増富村戸長役場. 明治19-22.(1886-89).
1綴. 27cm.

合綴:1. 地券下渡簿 明治二十年四月 北巨摩郡
増富村戸長役場. 増富村. 明治20-22.(1887-
89). 1冊. 27cm. 四ツ目綴. 受取人押印. 罫紙:増富
村戸長役場橙色13行罫.

2. 地券証下与請取簿 明治十九年五月ヨリ起
増富村戸長役場. 増富村戸長役場. 明治19-22.
(1886-89). 1冊. 27cm. 一部破損. 受取人押印.

2はフケ. 開披不可. 史料請求番号41M,23

434 地目変換取調上申 明治十三年ヨリ 増富
村戸長役場.

増富村戸長役場. 明治13-21.(1880-88).
1冊. 25・5cm. 四ツ目綴.

内容:1.[地目変換一筆限取調帳]. 明治13.(以下
旧小尾村分).

2. 地目変換一筆限取調帳 明治十四年.

3. 地目変換一筆限取調帳 明治十四年七月ヨリ・々
十五年六月迄.

4. 地目変換一筆限取調帳 明治十六年九月日.

5. 地目変換地価修正取調上申書 明治十七年十
月廿四日.

6. 野取絵図帳.(明治17・10).

7. 開墾地年明成功ニ付取調上申書 明治十七

- 年三月日。
 8. 開墾地未起返ニ付継年取調上申書 明治十七年三月十九日。
 9. 開墾年取調上申書(明治19・5)。
 10. 開墾地年取調上申書ニ付原地目ニ据置上申。(明治19・5)。
 11. 地目変換地価修正取調上申書 明治十八年十一月日。
 12. 野取絵図帳。(明治18・11)。
 13. 地目変換地価修正取調上申 明治十九年五月日。
 14. 野取絵図帳。(明治19・4)。
 15. 開墾地明功ニ成上申。
 16. 開墾年取調上申書ニ付上申 明治十九年。
 17. 野取絵図帳。(明治19・5)。
 18. 地目変換地価修正取調上申書 明治十九年七月廿六日。
 19. 野取絵図帳。(明治19・7・26)。
 20. 開墾地年取調上申書ニ付上申書 明治二十年八月十三日。
 21. 戸長役場敷地有租地へ御組込ノ義ニ付上申書 明治十九年九月十五日。(増富村)。
 22. 開墾地年取調上申書ニ付上申 明治廿一年三月日。
 23. 開墾地成功未不相成ニ付継年取調上申 明治廿一年三月日。
 24. 地目変換一筆限取調帳 明治十二年ヨリ明治廿年迄。(以下旧比志村分)。
 25. 地目変換一筆限取調帳 明治十三年十月・十四年地稅帳ニ加。
 26. 芝地一筆限取調簿 明治十四年二月。
 27. 地目変換一筆限取調帳 明治十四年九月。
 28. 地目変換一筆限取調帳。(明治15・9)。
 29. 地目変換一筆限取調帳 明治十六年九月日。
 30. 開墾地年取調上申書ニ付取調上申書 明治十七年三月十九日。
 31. 地目変換地価修正取調書 明治十七年十月日。
 32. 野取絵図帳。(明治17・10)。
 33. 地目変換地価修正取調上申 明治十八年四月日。
 34. 野取絵図帳。(明治18・4)。
 35. 地租改正以前荒地年取調上申書ニ付取調上申。(明治18・4)。
 36. 野取絵図帳。(明治18・4)。
 37. 地目変換地価修正取調上申書 明治十九年。
 38. 野取絵図帳。(明治19・5)。
 39. 開墾地年取調上申書ニ付上申 明治十九年四月日。

40. 野取絵図帳。(明治19・4)。
 41. 地目変換地価修正取調上申書 明治十九年七月廿六日。
 42. 野取絵図帳。(明治19・7)。
 43. 地目変換地価修正取調上申書 明治廿年四月日。
 44. 野取絵図帳 明治廿年四月日。

史料請求番号41M,24

4・4・2.地価金

435 [地価金差抜帳ほか]。

- 増富村戸長役場。明治17—18。(1884—85)。1綴(3冊)。35cm(横長半帳)。
 合綴:1.地価金差抜(抜)帳 明治十七年七月日 増富村戸長小林善五郎。作成:増富村戸長小林善五郎。明治17・7。(1884)。書込み下限:明治18。1冊。35cm(横長半帳)。下げ二ツ目綴。内容:小林茂平治分以下。
 2.十八年度地価金差抜記簿 明治十八年七月日 増富村戸長役場。作成:増富村戸長役場。明治18・7。(1884)。1冊。28cm(横長半帳)。
 3.地価金差抜損地記載帳 第貳号附 明治十七年七月廿日。作成:[増富村戸長役場]。明治17・7・20。(1884)。1冊。27・5cm(横長半帳)。後表紙なし。
 史料請求番号41M,55

4・4・3.山林原野

436 山林原野取調簿 増富村戸長役場。

- 作成:増富村戸長役場。明治[]。書込み下限:明治18。
 1冊。27・5cm。かぶせ綴。所持者押印。
 後表紙の表示:山梨県北巨摩郡増富村旧小尾御門耕地。
 内容:小尾幸彦分以下。 史料請求番号41M,22

437 官有地立木御払下ケ帳引渡簿 明治廿一年四月廿日 増富村旧比志。

- 差出:旧比志元山林掛り有井庄兵衛(押印)。
 宛名:[旧比志]村山林掛り有井五兵衛[ほか1名]。明治21・4・20。(1888)。
 1冊。29・5cm(横長半帳)。
 その他の標題表示:二拾二ノ内八号。
 史料請求番号41M,58-1

4・4・4.水害・荒地起返

438 小尾・比志水害荒地起返取調上申 自明治

十二年至全二十二年 増富村戸長役場。
 増富村戸長役場。明治12—22。(1879—89)。
 1冊。26・5cm。四ツ目綴。一部破損。
 内容:1. 損地三ヶ年期起返帳。(以下旧比志村)。
 2. 荒地年期明起返取調帳 明治十六年四月日。
 3. 荒地年期明起返二付上申書 明治十八年四月。
 4. 荒地年期明起返二付上申 明治十九年五月。
 5. 野取絵図帳。(明治19・6・16)。
 6. 荒地年期明地目変換起返二付取調上申 明治十九年。
 7. 野取絵図帳。(明治19・5)。
 8. 地租改正以前二係ル荒地年期明地目変換二付取調上申 明治十八年三月。
 9. 荒地年期明地目変換取調上申 明治廿年四月。
 10. 荒地年期明起返二付上申 明治十九年四月日。
 11. 野取絵図帳。(明治20・4)。
 12. 荒地年期明起返上申 明治廿一年三月日
 13. 荒地年期明起返上申 明治廿一年三月日。
 14. 野取絵図帳。
 15. 水害荒地年期明起地目変換起返二付取調上申。(明治22・3・5)。
 16. 荒地年期明起返上申。
 17. 荒地年期明起返取調上申。(明治11・8)。
 18. 損地三ヶ年期起返帳。(以下旧小尾村分)。
 19. 荒地年期明起返取調帳 明治十六年四月日。
 20. 明治九年損地年期明起返取調帳 明治十六年四月日。
 21. 荒地年期明起返二付上申書 明治十八年三月日。
 22. 荒地年期明起返二付上申書 明治十九年四月日。
 23. 野取絵図帳。(明治19・6・12)。
 24. 荒地年期明地目変換起返二付上申書 明治十九年四月日。
 25. 野取絵図帳。
 26. 荒地年期明起返二付上申 明治二十年四月日。
 27. 荒地年期明地目変換二付取調上申 明治二十年四月。
 28. 野取絵図帳。
 29. 水害荒地起返上申 明治廿一年三月。
 30. 野取絵図帳。(明治21・3)。
 31. 荒地年期明未起返二付継年期取調上申 明治廿一年三月日。
 32. 水害荒地年期明起返二付上申。
 33. 野取帳。
 34. 開墾地年期明成功上申 明治廿二年三月。一部フケ。開披注意。 史料請求番号41M,25

439 畦畔除却地有租地組込上申 北巨摩郡増富村。
 差出:増富村地主総代人有井五兵衛[ほか戸長など41名。押印]。宛名:山梨県知事山崎道胤。明治21・5・18。(1888)。
 1冊。27・5cm。地主押印。
 内表紙:副。第壹番。比志組などあり。表紙に貼紙痕あり。
 内容:比志伊十部分以下。 史料請求番号41M,27

440 損地二関スル書類綴 損地起返□継年期・開墾地成功継年期綴[] 増富村役場。
 増富村戸長役場。明治15—22。(1882—89)。
 1冊。26・5cm。表紙一部破損。
 内容:1. 水害損地取調帳 明治十五年十一月三日。(旧小尾村)。
 2. 水害損地取調帳 明治十五年十一月三日。(旧比志村)。
 3. 水害損地継年季取調帳 明治十六年四月日。(旧比志村)。
 4. 荒地未起返二付継年期取調帳 明治十六年四月日。(旧小尾村)。
 5. 荒地年期明未起返二付継年期取調上申 明治十九年五月日。(旧比志村)。
 6. 水害損地取調上申 明治十八年八月日。(旧比志村)。
 7. 水害損地取調上申 明治十八年月。(旧比志村)。
 8. 水害損地取調書 明治十七年。(旧小尾村)。
 9. 荒地年期明未起返二付継年期取調上申 明治十九年。(旧小尾村)。
 10. 荒地年期未起返二付継年期取調上申 明治廿二年三月。 史料請求番号41M,28

4・4・5.地所証明

441 地所質入・書入公証取消願 自明治十八年至全十九年 増富村戸長役場。
 増富村戸長役場。明治18—19。(1885—86)。
 1冊。24・5cm。四ツ目綴。
 史料請求番号41M,30-1

442 地所書入公証願綴込 明治十八年一月日 増富村戸長役場。
 増富村戸長役場。明治19。(1886)。
 1冊。25・5cm。四ツ目綴。一部破損。
 上部フケによる破損。 史料請求番号41M,30-2

443 地所書入公証願綴 明治二十年一月ヨリ起
増富村戸長役場。

増富村戸長役場。明治20。(1887)。
1冊。25・5cm。四ツ目綴。

史料請求番号41M,30-3

444 地所証明願 明治廿貳年第一月ヨリ[リ] 増
富村戸長役場。

増富村戸長役場。明治22。(1889)。
1冊。25cm。四ツ目綴。一部破損。

フケ。一部開披不可。 史料請求番号41M,30-4

445 地券書換願綴 売買 明治廿年一月起 増
富村戸長役場。

増富村戸長役場。明治20。(1887)。
1冊。25cm。

史料請求番号41M,31

4・4・6.租税・村費

446 地租・地方税収納之帳 第二号 明治十八
年度 増富村戸長役場。

作成:増富村戸長役場。明治18。(1885)。

1冊。26cm。四ツ目綴。 史料請求番号41M,36

447 地租・地方税・村費・營業第壹期収入日記
明治十八年八月日 増富村戸長役場ニテ丸
山甚左衛門。

作成:丸山甚左衛門。明治18・8。(1885)。

1冊。26cm。 史料請求番号41M,37-1

448 地方税・地租・戸数割収納日[記] 明治廿一
年度 北巨摩郡増富村戸長[]。

作成:増富村戸長役場。明治21。(1888)。

1冊。27cm。表紙一部破損。

史料請求番号41M,37-2

449 出納日記艸稿 明治廿一年度 増富村戸長
役場□□主任。

作成:□主任。明治21。(1888)。書込み下限:
明治23。

1冊。26・5cm。罫紙:増富村戸長役場赤色13
行罫。

史料請求番号41M,38

450 明治十九年売揚・収入・質取金高届書 明治
二十年二月九日調 増富村戸長役場。

増富村戸長役場。明治20。(1887)。

1冊。26cm。四ツ目綴。半分破損。

フケ。一部開披不可。 史料請求番号41M,39-1

451 明治廿年度売揚・収入・質取金高届書 明治
廿年七月十九日調 北巨摩郡増富村戸長役
場。

増富村戸長役場。明治20。(1887)。

1冊。26・5cm。かぶせ綴。同届出用紙など使
用。

史料請求番号41M,39-2

4・4・7.徴兵

452 拾六年徴兵国民軍届扣 明治十五年九月廿
日 増富村戸長役場。

増富村戸長役場。明治9—19。(1876—86)。

1冊。27・5cm。

内表紙の表示:十六年改メ。 史料請求番号41M,40

4.5.増富村役場文書

4・5・1.土地

†地券名寄帳

453 地券名寄帳 豊里組。

作成:[増富村役場]。明治[]。書込み下限:
明治32。

1冊。27cm。四ツ目綴。増富村地所台帳用紙
使用。

内容:藤原竹太郎分以下。 史料請求番号41M,4-1

454 地券名寄帳 御門組。

作成:[増富村役場]。明治[]。書込み下限:
明治32。

1冊。27cm。四ツ目綴。増富村地所台帳用紙
使用。

内容:小尾幸彦分以下。 史料請求番号41M,4-2

455 地[券]名寄帳 宮本組.

作成:[増富村役場]. 明治[].書込み下限:
明治37.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 増富村地所台帳用紙
使用.

内容:丸山善吉分以下. 史料請求番号41M,4-3

456 地券名寄帳 安里組.

作成:[増富村役場]. 明治[].書込み下限:
明治32.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 増富村地所台帳用紙
使用.

内容:藤原虎次郎分以下. 史料請求番号41M,4-4

457 地券名寄帳 豊富組.

作成:[増富村役場]. 明治[].書込み下限:
明治32.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 増富村地所台帳用紙
使用.

内容:小林茂平治分以下. 史料請求番号41M,4-5

458 地券名寄帳 塩川組.

作成:[増富村役場]. 明治[].書込み下限:
明治32.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 増富村地所台帳用紙
使用.

内容:小林吉五良分以下. 史料請求番号41M,4-6

459 地券名寄帳 他村持.

作成:[増富村役場]. 明治[].書込み下限:
明治32.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 増富村地所台帳用紙
使用.

内容:坂本八兵衛分以下.

フケ.開披不可. 史料請求番号41M,4-7

460 地券名寄帳 明治廿八年新製 増富村役場.

作成:増富村役場. 明治28.(1895).書込み
下限:明治36.

1冊. 27・5cm. 四ツ目綴. 増富村土地台帳用
紙など使用.

地小口標示:神戸組.

内容:有井八左衛門分以下. 史料請求番号41M,7

4・5・2.山林

461 官林立木御払下関係書類目録帳 明治廿二
年十月日 北巨摩郡増富村比志組山林掛り.

作成:増富村比志組山林掛. 明治23.(1890).
1冊. 35cm(横長半帳).

その他の標題表示:拾二冊ノ内九号.

史料請求番号41M,58-2

462 山林保護ニ関スル入費記簿 明治廿二年第
八月ヨリ 山林掛.

作成:増富村比志組山林掛. 明治22・8.(1889).
書込み下限:明治23.

1冊. 34cm(横長半帳).

その他の標題表示:拾二冊ノ内拾号.

史料請求番号41M,59

463 明治廿式年度山林保護並二取締費徴収簿
明治廿三年第三月日 増富村比志山林掛丸
山熊平.

作成:増富村比志組山林掛丸山熊平. 明治
23・3.(1890).

1冊. 34・5cm(横長半帳).下げ二ツ目綴.

その他の標題表示:拾二冊ノ内拾二号.

史料請求番号41M,60

464 明治廿式年度山林保護並二取締費支拂帳
明治廿三年第三月日 増富村比志山林掛丸
山熊平.

作成:増富村比志組山林掛丸山熊平. 明治
23・3.(1890).

1冊. 35cm(横長半帳).下げ二ツ目綴.

その他の標題表示:拾二冊ノ内十号.

史料請求番号41M,61

4・5・3.荒地

465 損地一筆限収獲地価附簿 九年・十五年・十
八年水害原簿 仮□年期 山梨県第八区巨
摩郡増富村内旧比志村.

増富村役場. 明治10—22.(1877—89).

1冊. 26・5cm.

内容:1.[損地一筆限収獲地価付簿].(明治9分).

2.明治十七年民有地現在調.

3.明治廿二年異動地地価修正一筆限取調帳.(比
志組).

4. 荒地原地価一筆限取調帳。(小尾組).
5. 明治廿二年異動地々価修正取調帳。(小尾組).
史料請求番号41M,29

466 明治参拾叁年荒地免租年期一筆限取調帳

北巨摩郡増富村小尾地内安里組.

作成:[増富村役場]. 明治31推定.(1898).

書込み下限:明治31.

1冊. 27cm. 後表紙なし. 地主押印.

その他の標題表示:扣.

内容:大柴岩五郎分以下. 史料請求番号41M,26

4・5・4. 地所証明

467 [比志組扣帳ほか].

[増富村役場]. 明治31頃推定.(1898).

1綴(3冊). 20cm(横美半帳). 下げ一ツ目綴.

内容:買得・相続・質取など.

合綴:1. 比志組扣帳 突合. 作成:[増富村役場].

明治31頃.(1898). 1冊. 20cm(横美半帳).

2. 小尾突合帳扣 作成:[増富村役場]. 明治31頃.
(1898). 1冊. 20cm(横美半帳).

3. [比志・小尾組扣帳]. 作成:[増富村役場]. 明治
31頃(推定).(1898). 1冊. 20cm(横美半帳). 表紙・
後表紙なし. 史料請求番号41M,63

4・5・5. 学事

468 学事書類 明治廿四年ヨリ廿七年ニ至ル

増富村役場.

増富村役場. 明治21—27.(1888—94).

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 史料請求番号41M,41

4・5・6. 衛生

469 [字樋口予防日誌録ほか].

増富村役場. 明治30.(1897).

1綴(4冊). 36cm(横長半帳).

合綴:1. 字樋口予防日誌録 明治参拾年八月十八
日ヨリ. 差出:衛生組長丸山郡治郎[ほか8名. 押
印]. 宛名:増富村長有井幸八. 明治30・8・18.(1897).
1冊. 32cm(横長半帳). 後表紙なし. 綴目印.

2. 烏居坂衛生予防人足日誌録 明治三拾叁年八月
拾八日. 差出:宮本組衛生組長有井嘉吉[ほか8
名. 押印]. 宛名:増富村々長有井幸八. 明治30・8・
18.(1897). 1冊. 33cm(横長半帳). 綴目印.

3. 赤痢病予防衛生組長出勤人足及通行人取調簿
明治三拾年八月廿日起 増富村榎山組流行

病予防所. 差出:衛生組長藤原仁三郎[ほか1名.
押印]. 明治30・10・20.(1897). 1冊. 35cm(横長
半帳).

4. セキリ病二付組長人足出勤 北巨摩郡増富村
豊里・黒森両組 明治三十年第八月廿日ヨリ. 作
成:[増富村役場]. 明治30.(1897). 1冊. 34・5cm.
史料請求番号41M,62

5.山梨県中巨摩郡飯野村役場文書目録（41L-4）

目 次

解 題

5・1. 飯野村会所・戸長(事務取扱所1)文書/1875年(明治8) …………… p. 109

5・1・1. 土地 1—61

† 検地水帳 † 本途帳 † 本途新田名寄帳

5・1・2. 流し引方・荒地起返 62—119

† 起返取附小前帳 † 流起小前帳 † 田方流引

方帳 † 畑方流引方帳 † 田方分引小前帳

5・1・3. 堰・堤敷引 120—126

† 在家塚堰・福王寺堰堤敷引帳

5・1・4. 質入・無尽 127—148

† 質入・無尽裏書帳

5・1・5. 貢租 149—272

† 諸勘定帳 † 田畑高取惣寄夫高取調帳 † 田

方内見合附帳 † 田方分附帳

5・1・6. 小作地代 273

5・1・7. 献金取立・村入費 274—278

5・1・8. 人別 279—282

† 宗旨人別帳

5・1・9. 山論 283—284

5・1・10. 村中取締 285—295

5・1・11. 村入用夫銭 296—319

† 村入用夫銭帳

5・1・12. 夫喰拝借・貯穀 320—367

† 貯穀取集小前帳 † 貯穀取調小前帳 † 貯穀

拝借囲戻小前帳 † 貯穀詰戻小前帳

5・1・13. 廻米・継立・人馬・往還 368—374

† 廻米諸懸帳

5・1・14. 太神宮献納 375

5・2. 飯野村戸長(事務取扱所2)・村事務所・村役所文書/1875年(明治8)—1884年(明治17) p. 141

5・2・1. 土地 376—470

† 地所一筆限野見帳(地所調原書) † 地所調

原書(改地所一筆限取調野見帳) † 地所一

筆限取調帳 † 地所一筆限地価取調帳 † 地券

台帳 † 地所名寄帳

5・2・2. 山林 471—473

5・2・3. 村政一般 474—475

5・2・4. 租税・村費 476—478

5・3. 源村外一箇村戸長役場文書/1884年(明治17)—1889年(明治22) …………… p. 150

5・3・1. 土地 479—490

† 一筆限名寄帳

5・3・2. 山林 491

5・3・3. 地価金 492

5・3・4. 地券書換 493—494

5・3・5. 家屋 495

5・4. 飯野村役場文書/1889年(明治22) …………… p. 152

5・4・1. 土地 496—502

† 一筆限名寄帳

5・4・3. 訴訟 505

5・4・2. 地所・地価修正 503—504

解 題

歴 史 本文書群の出所である飯野村は、御勅使川扇状地の扇頂から扇尾にかけて位置し在家塚村の西にあり、近世では西郡筋に属していた。現在の白根町の中央部南に位置し役場所在地がある。東部には1670年(寛文10)に開削された徳島堰が南流している。この堰によって飯野新田などが開かれた。当初は幕府領であったが、のち甲府藩(徳川家・柳沢家)、1724年(享保9)幕府領(甲府・上飯田・市川代官所など)を経て、明治維新を迎えた。始年は未詳であるが、近世後期には飯野村名主の事務所を「飯野村会所」と呼称していた(史料番号262-6「田畑質入裏書帳」1803年(享和3)など)。『甲斐国志』によって19世紀初頭(文化年間)の村況をみると、村高1662石余、戸口302戸・1428人(男705・女723)、馬47、牛83を数える。村内には中村組・東北組・西北組・宮畑組・福王寺組・郷地新居組・下飯野組・上手組の各枝郷があった(『日本地名大辞典』)。明治維新後、飯野村は、1868(明治元)年に市川県、翌1869年に甲府県、1871(明治4)年山梨県の管轄となった。大小区制期には1872(明治5)年に巨摩郡第二十四区、1876(明治9)年山梨県第十三区に属し、1878年(明治11)の巨摩郡の分画では中巨摩郡に属した。1875(明治8)年、源村が成立した際には、飯野新田は分離し源村に属した。この年の戸口は、267戸・1434人であった。当初の戸長の事務所名称は未詳である。1875年(明治8)の「飯野村事務所」、1878年(明治11)の「飯野村役所」を経て、1884年(明治17)の「戸長役場」の設置に際しては、源村との聯合戸長役場が組織され、「源村飯野村戸長役場」と称し、役場所在地を源村飯野新町組とした(本集の表記にあたっては、戸長役場名称を源村外一箇村戸長役場に統一した)。しかし、市制町村制の施行に

際しこれを解消して、飯野村は単独の「村役場」を組織した。戸長役場を共にした源村との関係図を、本集の解題に掲げておいたので参照していただきたい(図4「自治体組織の変遷と文書の引継想定図」その1)。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、飯野村は東西約18町・南北約9町で、地租改正後(1875年(明治8))の地租は2533円97銭6厘、反別は田89町8反5畝21歩・畑144町5畝10歩・宅地17町1反12歩・竹藪1町7反12歩・林82町3反6畝21歩・芝地2反1畝6歩・合計335町2反9畝12歩である。

飯野村は、1951年(昭和26)に在家塚村と合併して巨摩町となり、さらに1954年には巨摩町・西野村・今諏訪村・百田村が合併して白根町となった。その後、源村の一部の編入また合併を重ねて現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書、長野県・新潟県役場文書とともに、一括して古書店(東京都内)より購入したものである。これまで「山梨県中巨摩郡諸村役場書類」(41L)の一部であったが、『史料総覧』の編集に際し分割して、文書群記号を41L-4とした。

数量は、505点、書架延長は5mである。『史料総覧』では、548冊となっているが、合綴された史料を1点と数えると563点となる。

史料の概要 この文書群は、1664年(寛文4)から1905年(明治38)まで、書込み下限では1906年(明治39)までのものである。飯野村は、上記の通り、源村との聯合戸長役場が組織されていた時期を除くと、近世以降、戦後の町村合併まで単一の村政であった。このため近世の文書と近代の文書が一体化して管理されていたものと思われる。ただ文書の過半は近世のものであって、近代になってからは1875-1876年(明治8-9)の地租改正時に多くが集中している。本文書群で

は、その残存の状況から近世と近代の時期区分を明治維新や戸長制の発足に置くよりも、地租改正事務が進行し戸長の事務取扱所が「村事務所」の名称となる1875年(明治8)に置くことが適切と考えた。

したがって目録編成の第1次項目は、近世と近代初頭については、やや変則的ながら近世の飯野村会所期と事務所期以前(飯野村での固有の名称が確認できない)を一つにし、飯野村会所・戸長(事務取扱所1)文書(5・1. 375点)とした。飯野村戸長(事務取扱所1)としたのは、この時期に発生する地租改正関係文書を別にして飯野村戸長(事務取扱所2)とし、飯野村事務所・村役所期の文書と合わせたからである(5・2. 103点)。以下、1884年(明治17)以降の源村外一箇村戸長役場文書(5・3. 17点)、1889年(明治22)以降の飯野村役場文書(5・4. 10点)を第1次項目として設定した。

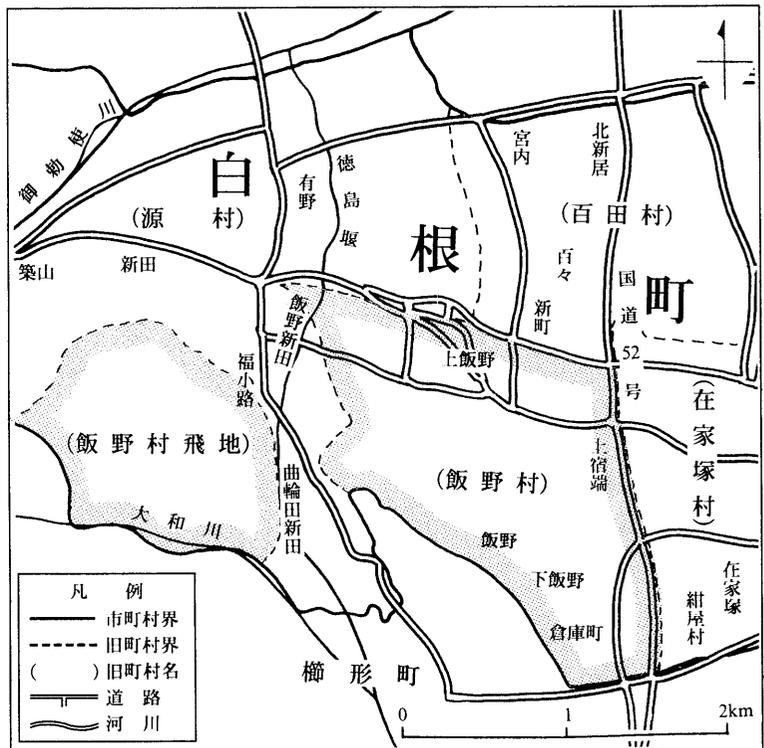
5・1飯野村会所・戸長(事務取扱所1)文書では、第2次項目として、検地帳・田名寄帳などの土地、流引方・荒地起返、堰・堤敷引、質入・無尽、年貢割付状・年貢勘定帳・夫高取調帳・毛付帳および小物成などを含む貢租、献金取立、五人組帳・宗旨人別帳などの人別、高尾山にかかる山論、村中取締、連年の村入用夫銭および貯穀取集・拝借・困戻小前帳などの夫喰拝借・貯穀、御廻米諸掛帳などの廻米・継立・人馬・往還、太神宮献納の各項目を置いた。ここでは、1664年(寛文4)の「御検地水帳」などがあるが後年の写で、多

くは1800年代(文化年間)以降のものである

近代になってからの史料は、土地、貢租、夫役に集中している。このうち聯合戸長役場時代の文書は乏しく、市制町村制施行以降はさらに少ない。第2次項目として設定したのは、5・2飯野村戸長(事務取扱所2)・村事務所・村役所文書では、地所一筆限取調・野見帳・地所調原書・地券台帳・地所名寄帳および地券調などの土地、山林名寄帳などの山林、村政、租税・村費の各項目を置いた。5・3源村外一箇村戸長役場期では、一筆限名寄帳などの土地、山林名寄帳の山林、地価金、地券書換、家屋台帳の家屋を、5・4飯野村役場文書では、一筆限名寄帳、地所・地価修正、下堰の日用水路妨害排除事件にかかる訴訟を第2次項目とした。

関連史料 本集には、飯野村と聯合の戸長役場

図9 飯野村役場管内要図



〔108〕 5.山梨県中巨摩郡飯野村役場文書目録(41L-4)

が設置されたことのある7.「山梨県中巨摩郡源村役場文書」がある。また、白根町役場には、飯野町の同時代の役場文書の残存は無く、名主「亀之助」家の文書が一部収集されている。

参考文献

・白根町誌編纂委員会『白根町誌』(本編)・資料編、白根町役場、1968年。

5・1. 飯野村会所・戸長(事務取扱所1)文書

5・1・1. 土地

† 検地水帳

1 飯野村拾壹冊ノ内壹・式番帳.

[飯野村]. [寛文4]. (1664).

1冊. 29cm. 題簽. 四ツ目綴. 色表紙. 下札. 写.

内容:1. 甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内壹番 寛文四甲辰年七月廿七日. 作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 書写:嶋田甚右衛門[ほか2名. 押印].

2. 甲州西郡筋飯野村 拾壹冊之内式番. 作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 書写:山田次右衛門[ほか2名. 押印]. 綴紐破損.

史料請求番号41L-4,183-1

2 [飯野村参・四番帳].

[飯野村]. [寛文4]. (1664).

1冊. 29cm. 四ツ目綴. 色表紙. 下札. 題簽欠. 写.

内容:1. 甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内三番 寛文四甲辰年七月廿九日. 作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 書写:山田次右衛門[ほか2名. 押印].

2. 甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内四番 寛文四甲辰年七月晦日. 作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 書写:山田次右衛門[ほか2名. 押印]. 綴紐破損.

史料請求番号41L-4,183-2

3 飯野村五・六番帳.

[飯野村]. [寛文4]. (1664).

1冊. 29cm. 題簽. 四ツ目綴. 色表紙. 下札. 写.
内容:1. 甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内五番 寛文四甲辰八月朔日. 作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 書写:山田次右衛門[ほか2名. 押印].

2. 甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内六番 寛文四甲辰年八月二日. 作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 書写:嶋田甚右衛門[ほか2名. 押印].

史料請求番号41L-4,183-3

4 [飯野村] 七・八番[帳].

[飯野村]. [寛文4]. (1664).

1冊. 29cm. 四ツ目綴. 色表紙. 下札. 題簽欠.

掛紙:甲第三号之内七・八番帳. 写.

内容:1. 甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内七番 寛文四甲辰年八月三日. 作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 書写:嶋田甚右衛門[ほか2名. 押印].

2. 甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内八番 寛文四甲辰年八月四日. 作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 書写:嶋田甚右衛門[ほか2名. 押印]. 綴紐破損.

史料請求番号41L-4,183-4

5 [飯野村] 九・拾番帳.

[飯野村]. [寛文4]. (1664).

1冊. 29cm. 題簽欠. 四ツ目綴. 色表紙. 下札. 題簽欠. 写.

内容:1. 甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内九番 寛文四甲辰年八月五日. 作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 書写:嶋田甚右衛門[ほか2名. 押印].

2. 甲州西郡筋飯野村新立留御検地水帳 拾壹冊之内拾番 寛文四年甲辰年八月六日. 作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 書写:嶋田甚右衛門[ほか2名. 押印]. 綴紐破損.

史料請求番号41L-4,183-5

6 飯野村拾壹冊ノ内拾壹番帳.

[飯野村]. [寛文4]. (1664).

1冊. 29cm. 題簽. 四ツ目綴. 色表紙. 下札.

内容:甲州西郡筋飯野村屋敷御検地水帳 拾壹冊之内拾壹番 寛文四甲辰年八月七日. 作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 書写:山田次右衛門[ほか2名. 押印].

史料請求番号41L-4,183-6

† 本途帳

7 本途壹・式番帳.

[飯野村]. [寛文4]. (1664).

1冊. 32cm. 一部破損.

史料番号183-1の再写. 加筆あり.

内容:1. 甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内壹 寛文四甲辰年七月廿七日. 作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 書写:山田次右衛門[ほか2名].

2. 甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内式番 寛文四甲辰年七月廿八日. 作成:朝比奈八郎

右衛門[ほか4名].書写:山田次右衛門[ほか2名].
史料請求番号41L-4,184-1

8 本途三・四番[帳].

[飯野村]. [寛文4].(1664).

1冊. 32cm.表紙一部破損.

史料番号183-2の再写.加筆あり.

内容:1.甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内三番 寛文四甲辰年七月廿九日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名].

2.甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内四番 寛文四甲辰年七月晦日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 史料請求番号41L-4,184-2

9 本途七・八番帳.

[飯野村]. [寛文4].(1664).

1冊. 32cm.

史料番号183-4の再写.加筆あり.

内容:1.甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内七番 寛文四甲辰年八月三日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名].書写:山田次右衛門[ほか2名].

2.甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内八番 寛文四甲辰年八月四日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名].書写:山田次右衛門[ほか2名].

史料請求番号41L-4,184-3

10 [本途九・拾番帳].

[飯野村]. [寛文4].(1664).

1冊. 32cm.表紙欠.一部破損.

史料番号183-5の再写.加筆あり.

内容:1.甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内九番 寛文四甲辰年八月五日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名].書写:山田次右衛門[ほか2名].

2.甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内十番 寛文四甲辰年八月六日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名].書写:山田次右衛門[ほか2名].

史料請求番号41L-4,184-4

11 本途壹・貳番帳.

[飯野村]. [寛文4].(1664)

1冊.33cm.下札あり.

史料番号183-1の再写.加筆あり.

内容:1.甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内壹番 寛文四甲辰年七月廿七日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名].書写:山田次右衛門[ほか2名].

2.甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内貳番 寛文四甲辰年七月廿八日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名].書写:山田次右衛門[ほか2名].

史料請求番号41L-4,185-1

12 本途三・四番帳.

[飯野村]. [寛文4].(1664).

1冊. 32・5cm.下札あり.

史料番号183-2の再写.加筆あり.

その他の標題表示:古帳江.

内容:1.甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内三番 寛文四甲辰年七月廿九日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名].書写:山田次右衛門[ほか2名].

2.甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内四番 寛文四甲辰年七月晦日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名].書写:山田次右衛門[ほか2名].

史料請求番号41L-4,185-2

13 本途五・六[番帳].

[飯野村]. [寛文4].(1664).

1冊. 32・5cm.下札あり.

史料番号183-3の再写.加筆あり.

内容:1.甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内五・六番 寛文四甲辰年八月朔日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名].書写:山田次右衛門[ほか2名].

2.甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内六番 寛文四甲辰年八月二日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 史料請求番号41L-4,185-3

14 本途七・八[番帳].

[飯野村]. [寛文4].(1664).

1冊. 33cm.後表紙欠.下札あり.

史料番号183-4の再写.加筆あり.

内容:1.[甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内七番 寛文四甲辰年八月三日].作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名].書写:山田次右衛門[ほか2名].

2.甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内八番 寛文四甲辰年八月四日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名]. 史料請求番号41L-4,185-4

15 本途九・拾番帳.

[飯野村]. [寛文4].(1664).

1冊. 32・5cm.下札.

史料番号183-5の再写.加筆あり.

- 内容:1.[甲州西郡筋飯野村御検地水帳 拾壹冊之内九番 寛文四甲辰年八月五日].作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名].書写:嶋田甚右衛門[ほか2名].
- 2.甲州西郡筋飯野村新蒞立留御検地水帳 拾壹冊之内拾番 寛文四甲辰年八月六日.作成:朝比奈八郎右衛門[ほか4名].書写:嶋田甚右衛門[ほか2名]. 史料請求番号41L-4,185-5
- † †
- 16 酉畑田成帳 延宝九辛酉年八月十九日 前嶋佐次右衛門 案内[] 衛門・仁兵衛・十郎左衛門・市郎右衛門.
作成:前嶋佐次右衛門[ほか4名]. 延宝9・8・19.(1681).
1冊. 33cm. 写.
内表紙:甲州西郡筋飯野村徳嶋堰下畑成田御検地改帳.
戸倉八郎兵衛ほか2名書写の再写.
開披注意. 史料請求番号41L-4,190
- 17 辰新田 写四冊之内壹番.
作成:今井源兵衛[ほか6名]. 貞享5・4・21.(1688).
1冊. 33・5cm. 写.
内表紙:甲州西郡筋飯野村徳嶋堰付新田御検地水帳 三冊之内壹番 今井源兵衛[以下略].
史料請求番号41L-4,191
- 18 亥柵改出.
作成:坂本友右衛門[ほか4名]. 享保4・12.(1719).
1冊. 33cm. 写.
内表紙:亥之柵畑改出反別 享保五子年二月中旬写之 飯野村. 史料請求番号41L-4,192-1
- 19 亥柵.
作成:坂本友右衛門[ほか4名]. 享保4・12.(1719).
1冊. 32cm. 写. 史料請求番号41L-4,192-2
- 20 未畑田成[写] 飯野村.
作成:野田勘兵衛[ほか6名.押印]. 元禄16・9・29.(1703).
1冊. 29・5cm.表紙一部破損.写.
- 内表紙:甲州西郡筋飯野村畑成田改帳 元禄十六癸未年九月廿九日 野田勘兵衛・飯嶋八右衛門・山下惣左衛門.
野田勘兵衛ほか書写カ.
史料請求番号41L-4,193-1
- 21 未改畑田成写.
作成:野田勘兵衛[ほか6名.押印]. 元禄16・9・29.(1703).
1冊. 33cm.再写.
内表紙:甲州西郡筋飯野村畑成田改帳 元禄十六癸未年九月廿九日 野田勘兵衛・飯嶋八郎右衛門・山下惣左衛門. 史料請求番号41L-4,193-2
- 22 子改新田 享保十七子年.
作成:[飯野村]. 享保17・12.(1732).
1冊. 32cm.再写.
内表紙なくも原題は, 甲州巨摩郡飯野村新田御検地水帳. 史料請求番号41L-4,194
- 23 子改・申改新田 千四拾八番より来.
[飯野村]. 享保17-天明7.(1732-87).
1冊. 32cm.写.
内容:1.甲州巨摩郡飯野村子改新田御検地水帳 享保十七子年 奥野忠兵衛・長坂孫七郎・遠藤又三郎. 享保17・12.
2.甲斐国巨摩郡飯野村中改新田検地帳 天明七未年.作成:御代官中井清太夫.天明7・8.
史料請求番号41L-4,195
- 24 申新田.
作成:御代官中村清太夫.天明7・8.(1787).
1冊. 33・5cm.
内表紙:甲斐国巨摩郡飯野村新田検地帳 天明七未年申改. 史料請求番号41L-4,196
- † 本途新田名寄帳
- 25 下飯野組[本途新田名寄帳].
作成:[飯野村]. [文化5カ].(1808). 書込み下限:文政4.
1冊. 32cm.表紙欠.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-1
- 26 下飯野諸新田名寄帳 文化五辰年改.

- 作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32・5cm.表紙破損.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-2
- 27 郷地本途名寄[帳] 文化五辰年改.
作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32・5cm.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-3
- 28 郷地諸新田名寄帳 文化五辰年改.
作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32cm.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-4
- 29 新町本途名寄帳 文化五辰年改.
作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32cm.後表紙破損.竹製見出し付き.
一部フケ. 史料請求番号41L-4,186-5
- 30 新町諸新田名寄帳 文化五辰年改.
作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32cm.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-6
- 31 中村本途名寄帳 文化五辰年.
作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32cm.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-7
- 32 中村諸新田名寄帳 文化五辰年改.
作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32・5cm.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-8
- 33 東北組[本途]名寄[帳].
作成:[飯野村]. [文化5カ].(1808).
1冊. 32・5cm.表紙なし.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-9
- 34 東北組[新田名寄帳].
作成:[飯野村]. [文化5カ].(1808).
1冊. 32cm.表紙なし.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-10
- 35 宮畑本途名寄帳 文化五辰年改.
作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32cm.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-11
- 36 宮畑諸新田名寄帳 文化五辰年改.
作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32cm.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-12
- 37 福王本途名寄帳 文化五辰年改.
作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32・5cm.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-13
- 38 福王諸新田名寄帳 文化.
作成:[飯野村]. [文化5].(1808).
1冊. 32cm.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-14
- 39 西北組[本途名寄帳].
作成:[飯野村]. [文化5カ].(1808).
1冊. 32・5cm.表紙なし.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-15
- 40 西北組諸新田名寄帳 文化五辰年改.
作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32cm.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-16
- 41 上手諸新田[名寄帳] 文化五辰年改.
作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32cm.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-17
- 42 上手本途[名寄帳] 文化五辰年改.
作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32・5cm.竹製見出し付き.
史料請求番号41L-4,186-18
- 43 入作本途名寄帳 文化五辰年改.
作成:[飯野村]. 文化5.(1808).
1冊. 32・5cm.竹製見出し付き.

史料請求番号41L-4,186-19

44 入作諸新田名寄帳 文化五辰年改。

作成:[飯野村]。文化5。(1808)。

1冊。32・5cm。竹製見出し付き。

史料請求番号41L-4,186-20

45 下飯野本途名寄帳 弘化二巳年改メ。

作成:[飯野村]。弘化2。(1845)。書込み下限:

明治10。

1冊。32・5cm。竹製見出し付き。

史料請求番号41L-4,187-1

46 下飯野新田名寄帳。

作成:[飯野村]。[弘化2カ]。(1845)。書込み

下限:明治8。

1冊。32・5cm。竹製見出し付き。

史料請求番号41L-4,187-2

47 郷地本途名寄帳。

作成:[飯野村]。[弘化2カ]。(1845)。書込み

下限:明治8。

1冊。32・5cm。竹製見出し付き。

史料請求番号41L-4,187-3

48 郷地諸新田名寄帳 弘化式巳年改。

作成:[飯野村]。弘化2。(1845)。書込み下限:

明治8。

1冊。32・5cm。竹製見出し付き。

史料請求番号41L-4,187-4

49 宮畑本途名寄帳 弘化式巳年改。

作成:[飯野村]。弘化2。(1845)。書込み下限:

明治8。

1冊。32cm。竹製見出し付き。

史料請求番号41L-4,187-5

50 宮畑諸新田名寄帳 弘化式巳年改。

作成:[飯野村]。弘化2。(1845)。書込み下限:

明治8。

1冊。32・5cm。竹製見出し付き。

史料請求番号41L-4,187-6

51 福王本途名寄帳 弘化式巳年改。

作成:[飯野村]。弘化2。(1845)。書込み下限:

明治10。

1冊。32・5cm。竹製見出し付き。

史料請求番号41L-4,187-7

52 福王諸新田名寄帳 弘化式巳年改。

作成:[飯野村]。弘化2。(1845)。書込み下限:

明治4。

1冊。32・5cm。竹製見出し付き。

下札:三括之内旧名寄帳。

史料請求番号41L-4,187-8

53 東北本途名寄[帳]。

作成:[飯野村]。[弘化2カ]。(1845)。書込み

下限:明治10。

1冊。32cm。表紙破損。竹製見出し付き。

史料請求番号41L-4,187-9

54 東北諸新田名寄帳 弘化式巳年改。

作成:[飯野村]。弘化2。(1845)。書込み下限:

明治8。

1冊。32・5cm。竹製見出し付き。

史料請求番号41L-4,187-10

55 西北本途名寄帳 弘化二巳年改。

作成:[飯野村]。弘化2。(1845)。書込み下限:

明治10。

1冊。32cm。竹製見出し付き。

史料請求番号41L-4,187-11

56 西北諸新田名寄帳 弘化式巳年改。

作成:[飯野村]。弘化2。(1845)。書込み下限:

明治8。

1冊。32・5cm。竹製見出し付き。

史料請求番号41L-4,187-12

57 入作本途名寄帳 弘化二巳年改。

作成:[飯野村]。弘化2。(1845)。書込み下限:

明治9。

1冊。32・5cm。竹製見出し付き。

史料請求番号41L-4,187-13

58 入作諸新田名寄帳 弘化貳巳年改.

作成:[飯野村]. 弘化2.(1845).書込み下限:
明治9.

1冊. 32・5cm.竹製見出し付き.

史料請求番号41L-4,187-14

59 飯野新田本途・名寄帳.

作成:[飯野村]. []. 書込み下限:明
治9.

1冊. 32・5cm.竹製見出し付き.

付箋に明治十年丑二月より云々の記事あり.
その他の標題表示:飯野新田名寄.

史料請求番号41L-4,188

60 新田名寄 飯野新田分.

作成:[飯野村]. []. 書込み下限:明
治9.

1冊. 32・5cm.竹製見出し付き.

付箋に明治十年二月より云々の記事あり.

史料請求番号41L-4,189

+

+

61 名寄帳書替取極対談定書 天保十三寅年正
月日 飯野村名主彦左衛門.

作成:飯野村名主彦左衛門[ほか長百姓・百
姓代など230名.押印]. 天保13・1.(1842).

1冊. 34cm(横長半帳).

内題:取極申対談定書之事.

史料請求番号41L-4,225

5・1・2.流し引方・荒地起返

62 卯年畑御引方小前帳 天明五年巳臘月
飯野村名主三右衛門.

作成:飯野村名主三右衛門[ほか385名.押印].
天明5・12.(1785).

1冊. 38・5cm(横長半帳).綴紐に結び封.

史料請求番号41L-4,239

63 [戌年畑迄御引方請印帳ほか].

[飯野村].寛政2-3.(1790-91).

1綴(2冊).34・5cm(横長半帳).

合綴:1.戌年畑追御引方請印帳 寛政三年亥十一
月 飯野村名主三右衛門.作成:飯野村名主三右
衛門[ほか長百姓・小前254名.押印].寛政3・11.

(1891).1冊. 35cm(横長半帳).

2.戌年畑方御引方請印帳 寛政二年十一月 飯
野村名主三郎兵衛.作成:飯野村名主三郎兵衛[ほ
か長百姓・小前248名.押印].寛政2・11.(1890).

1冊. 36・5cm.(横長半帳).

史料請求番号41L-4,240

64 当子田方引米代銀割下帳 文化十三年子十
一月 飯野村名主治右衛門.

作成:[飯野村名主治右衛門]. 文化13・11.
(1816).

1冊. 36cm(横長半帳).

史料請求番号41L-4,241

65 田畑流高取調儀定書連印帳 弘化二巳二月
吉例 飯野村源五右衛門.

作成:飯野村名主源五右衛門[ほか227名.押
印]. 弘化2・2.(1845).

1冊. 33・5cm(横長半帳).

史料請求番号41L-4,242

66 子当引人別帳 文化十四年丑十一月 名主
久米右衛門.

作成:[飯野村名主久米右衛門]. 文化14・11.
(1817).

1冊. 35cm(横長半帳).

史料請求番号41L-4,243

67 当子田畑流改帳 文政十一年十一月 飯野
村名主長右衛門.

作成:[飯野村名主長右衛門]. 文化11・11.
(1814).

1冊. 34cm(横長半帳).

史料請求番号41L-4,244

68 前々荒地并去子田畑荒地小前帳 文政十二
年丑七月 飯野村名主長右衛門.

差出:飯野村名主恒右衛門[ほか長百姓・百
姓代8名].宛名:市川御役所. 文政12・8.
(1829). 1冊. 33cm(横長半帳).

その他の標題表示:弘化四未田戻り出.

史料請求番号41L-4,245-1

69 前々荒地并去ル子田畑荒地小前長(帳) 天保四年巳四月 飯野村名主八十右衛門。

差出:飯野村名主八十右衛門[ほか長百姓・百姓代7名]。宛名:市川御役所。天保4・4。(1833)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。後表紙なし。

史料請求番号41L-4,245-2

70 本新田畑荒地取下取調小前帳 天保十四年卯九月 巨摩郡飯野村。

差出:飯野村名主彦兵衛[ほか長百姓・百姓代8名。押印]。宛名:市川御役所。天保14・9。(1843)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。かぶせ綴。

史料請求番号41L-4,245-3

71 本新畑方取下場取調小前帳 天保十四年卯九月 飯野村名主彦兵衛。

差出:飯野村名主彦兵衛[ほか長百姓・百姓代8名。押印]。宛名:市川御役所御代官高山又藏。天保14・9。(1843)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。

史料請求番号41L-4,245-4

72 本新畑方取下取調小前帳 天保十四年卯九月 巨摩郡飯野村。

差出:[]。[天保14・9]。(1843)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。かぶせ綴。後表紙なし。名請人押印。史料請求番号41L-4,245-5

†起返取附小前帳

73 本新田方流高之内起返取附小前帳 天保十四年卯十一月 飯野村名主太郎兵衛。

作成:[飯野村名主太郎兵衛]。天保14・11。(1843)。

1冊。33・5cm(横長半帳)。

史料請求番号41L-4,246-1

74 本新田方流高之内取米三分一起取附小前帳 名主太郎兵衛。

作成:[飯野村名主太郎兵衛]。[天保14]。(1843)。

1冊。34cm(横長半帳)。

史料請求番号41L-4,246-2

†流起小前帳

75 本新田方流起并畑起田戻帳 弘化二年巳十二月 飯野村名主友之丞。

作成:[飯野村名主友之丞]。弘化2・12。(1845)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。

史料請求番号41L-4,247-1

76 本新田方畑起小前取附帳 弘化二年巳三月 飯野村。

作成:[飯野村名主友之丞]。弘化2・3。(1845)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。一部破損。

史料請求番号41L-4,247-2

77 本新田方畑起小前取附帳 弘化二年巳三月 飯野村。

作成:[飯野村名主友之丞]。弘化2・3。(1845)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。

史料請求番号41L-4,247-3

78 本新畑流起小前取附帳 弘化二年巳三月 飯野村。

作成:[飯野村名主友之丞]。弘化2・3。(1845)。

1冊。35cm(横長半帳)。

史料請求番号41L-4,247-4

79 本新田方起小前取附帳 弘化二年巳三月 飯野村。

作成:[飯野村名主友之丞]。弘化2・3。(1845)。

1冊。35cm(横長半帳)。

史料請求番号41L-4,247-5

80 本新田方流起返小前帳 弘化三丙午年五月 飯野村。

作成:[飯野村名主]。弘化3・5。(1846)。

1冊。35cm(横長半帳)。

内表紙:同文。史料請求番号41L-4,247-6

81 本新畑方流起返小前帳 弘化三丙午年五月 飯野村。

作成:[飯野村名主]。弘化3・5。(1846)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。

- 内表紙:同文。 史料請求番号41L-4,247-7
- 82 本新畑高起返小前取調下帳 弘化三午年二月日 飯野村名主友之丞。
作成:[飯野村名主友之丞]. 弘化3・2.(1846).
1冊. 33・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,247-8
- † 田方流引方帳
- 83 本新田方流引方帳 文化七年午十一月 飯野村。
作成:[飯野村名主]. 文化7・11.(1810).
1冊. 36cm(横長半帳).
その他の標題表示:当時用. 文化七年[]月.
史料請求番号41L-4,248-1
- 84 本新田方流引方帳 文政二年卯十月 飯野村。
作成:[飯野村名主]. 文政2・10.(1819).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,248-2
- 85 本新田方流引[方帳] 天保四年巳十月 [飯野村].
作成:[飯野村名主]. 天保4・10.(1833).
1冊. 35cm(横長半帳).表紙破損.後表紙なし.
史料請求番号41L-4,248-3
- 86 本新田方流引方取調小前帳 弘化三丙午年三月。
作成:[飯野村名主]. 弘化3・3.(1846).
1冊. 33・5cm(横長半帳).後表紙なし.
史料請求番号41L-4,248-4
- 87 本新田方流引方帳 弘化三丙午年五月 飯野村。
作成:[飯野村名主]. 弘化3・5.(1846).
1冊. 34cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,248-5
- 88 [本新田方流引方帳].
作成:[飯野村名主]. [].
1冊. 33・5cm(横長半帳).表紙なし.一部
- 欠損.後欠カ。 史料請求番号41L-4,248-6
- 89 [本新田方流引方帳].
作成:[飯野村名主]. [].
1冊. 36cm(横長半帳).表紙・後表紙なし.
史料請求番号41L-4,248-7
- 90 [本新田方流引方帳].
作成:[飯野村名主]. [].
1冊. 35cm(横長半帳).表紙・後表紙欠.一部破損.綴紐に結封. 史料請求番号41L-4,248-8
- 91 [本新田方流引方帳].
作成:[飯野村名主]. [].
1冊. 36・5cm(横長半帳).表紙なし.前欠カ.
史料請求番号41L-4,248-9
- 92 [本新田方流引方帳].
作成:[飯野村名主]. [].
1冊. 33・5cm(横長半帳).表紙・後表紙なし.
史料請求番号41L-4,248-10
- 93 [本新田方流引方帳].
作成:[飯野村名主]. [].
1冊. 35cm(横長半帳).表紙なし.
史料請求番号41L-4,248-11
- 94 [本新田方流引方帳].
作成:[飯野村名主]. [].
1冊. 34・5cm(横長半帳).表紙なし.
史料請求番号41L-4,248-12
- † 畑方流引方帳
- 95 本新畑方[流引方帳] 寛政元年酉十月。
作成:[飯野村名主]. 寛政1・10.(1789).
1冊. 34・5cm(横長半帳).表紙破損.
史料請求番号41L-4,249-1
- 96 本新畑方流引方帳 寛政七年卯十一月改之飯野村。
作成:[飯野村名主]. 寛政7・11.(1795).
1冊. 35・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,249-2

- 97 本新畑方流引方帳 文化七年午十一月 飯野村。
作成:[飯野村名主]。文化7・11。(1810)。
1冊。35・5cm(横長半帳)。表紙破損。
その他の標題表紙:当時用。文化戊年(押印)。流。
史料請求番号41L-4,249-3
- 98 本新畑高流小前取調下帳 弘化三年午年三月日 飯野村名主友之丞。
作成:[飯野村名主友之丞]。弘化3・3。(1846)。
1冊。34cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,249-4
- 99 本新畑方流引方帳 持帳 弘化三丙午年五月 飯野村。
作成:[飯野村名主]。弘化3・5。(1846)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。
内表紙:[持帳]を除き同文。
史料請求番号41L-4,249-5
- 100 [本新畑方流引方帳]。
作成:[飯野村名主]。[]。
1冊。34・5cm(横長半帳)。表紙なし。
史料請求番号41L-4,249-6
- 101 [本新畑方流引方帳]。
作成:[飯野村名主]。[]。
1冊。34・5cm(横長半帳)。表紙・後表紙なし。
後欠カ。 史料請求番号41L-4,249-7
- 102 [本新畑方流引方帳]。
作成:[飯野村名主]。[]。
1冊。34・5cm(横長半帳)。表紙なし。
史料請求番号41L-4,249-8
- †田方分引小前帳
- 103 新町当巳田方分引小前帳 文政四年十一月日 飯野村名主恒右衛門。
作成:[飯野村名主恒右衛門]。文政4・11。(1821)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。
その他の標題表示:次計^(年力)□済。
史料請求番号41L-4,250
- 104 入作当未田方分引小前帳 文政六年十一月 飯野村名主八十右衛門。
作成:[飯野村名主八十右衛門]。文政6・11。(1823)。
1冊。33cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,251-1
- 105 宮畑当未田方分引小前帳 文政六年十一月 飯野村名主八十右衛門。
作成:[飯野村名主八十右衛門]。文政6・11。(1823)。
1冊。33cm(横長半帳)。
その他の標題表示:当春^(老力)□。
史料請求番号41L-4,251-2
- 106 [中村当酉田方分引小前帳]。
[飯野村]。文政8。(1825)。
1綴(2冊)。32・5cm(横長半帳)。
その他の標題表示:取附済。
合綴:1.中村当酉分引小前帳 文政八年酉十一月 飯野村名主桑右衛門。作成:[飯野村名主桑右衛門]。文政8・11。(1825)。1冊。32・5cm(横長半帳)。
内容:柳蔵ほか8名名請分。
2.中村当酉分引小前帳 文政八年十一月 飯野村名主久米右衛門。作成:[飯野村名主久米右衛門]。文政8・11。(1825)。1冊。32・5cm(横長半帳)。内容:長右衛門名請分。 史料請求番号41L-4,252-1
- 107 西北当酉田分引小前帳 文政八年酉十一月 飯野村名主久米右衛門。
作成:[飯野村名主久米右衛門]。文政8・11。(1825)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,252-2
- 108 東北酉田方分引小前帳 文政八年酉十一月 飯野村名主久米右衛門。
作成:[飯野村名主久米右衛門]。文政8・11。(1825)。
1冊。32・5cm(横長半帳)。一部破損。
史料請求番号41L-4,252-3
- 109 宮畑当酉田方分引小前帳 文政八年酉十一月 飯野村名主久米右衛門。

- 作成:[飯野村名主久米右衛門]. 文政8・11.
(1825).
1冊. 32・5cm(横長半帳).
その他の標題表示:取附済.
史料請求番号41L-4,252-4
- 110 郷地当西田方分引帳 文政八年十一月 飯野村名主久米右衛門.
作成:[飯野村名主久米右衛門]. 文政8・11.
(1825).
1冊. 33cm(横長半帳).
その他の標題表示:取附済.
史料請求番号41L-4,252-5
- 111 下飯野当西田方分引小前帳 文政八年十一月 飯野村名主久米右衛門.
作成:[飯野村名主久米右衛門]. 文政8・11.
(1825).
1冊. 32・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,252-6
- 112 福王当西田方分引小前帳 文政八年西十一月 飯野村名主久米右衛門.
作成:[飯野村名主久米右衛門]. 文政8・11.
(1825).
1冊. 33cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,252-7
- 113 新町当西田方分引小前帳 文政八年西十一月 飯野村名主久米右衛門.
作成:[飯野村名主久米右衛門]. 文政8・11.
(1825).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,252-8
- 114 入作当西田方分引小前帳 文政八年十一月 飯野村名主久米右衛門.
作成:[飯野村名主久米右衛門]. 文政8・11.
(1825).
1冊. 34・5cm(横長半帳).一部破損.
史料請求番号41L-4,252-9
- 115 畑流取調野見帳 弘化二年巳二月日 飯野村名主源五右衛門.
作成:[飯野村名主源五右衛門]. 弘化2・2.
(1845).
1冊. 36cm(横長半帳).後表紙なし.
史料請求番号41L-4,253
- 116 田方虫附反別取調小前帳 明治三年年七月 巨摩郡飯野村.
差出:飯野村名主常右衛門[ほか長百姓・百姓代7名.押印].宛名:甲府御役所. 明治3・7・26.(1870).
1冊. 34cm(横長半帳).一部破損.所持者押印.
史料請求番号41L-4,254
- 117 [寅田方流取附帳ほか].
[飯野村]. 天保13.(1842).
1綴(2冊).34cm(横長半帳).
合綴:1.寅田方惣取米免揚取附帳 天保十三年十一月 飯野村名主彦兵衛.作成:[飯野村名主彦兵衛]. 天保13・11.(1842).1冊. 34cm.(横長半帳).
2.寅田方惣取米免揚取附帳 天保十三年十一月 飯野村名主彦兵衛.作成:名主彦兵衛[ほか長百姓・百姓代など29名.押印] 天保13・12.(1842).
1冊. 34cm.(横長半帳). 史料請求番号41L-4,255
- 118 本新田方流起返取調小前帳 弘化三丙午年三月.
作成:[飯野村]. [].
1綴.33cm(横長半帳).後表紙なし.断簡のため,同一簿冊かどうかは未確定.
史料請求番号41L-4,300-1
- 119 本新田畑方流引方帳 享和元年酉十月 巨摩郡飯野村.
作成:[飯野村]. 享和1・10.(1801).
1冊. 33cm(横長半帳).後表紙なし.断簡のため,同一簿冊かどうかは未確定.
その他の標題表示:文化年中当時用.
史料請求番号41L-4,300-2
- 5・1・3.堰・堤敷引
†在家塚堰・福王寺堰堤敷引帳
120 在家塚堰并福王寺[堰田畑堤敷引帳] 寛政元年酉十月 飯[野村]名[].

作成:飯野村名主[].寛政1・10.(1789).
1冊.34cm(横長半帳).表紙一部破損.

史料請求番号41L-4,258-1

- 121 在家塚堰并福王寺堰田畑堤敷引帳 寛政七年卯十一月 飯野村名主両右衛門.

作成:[飯野村名主両右衛門].寛政7・11.(1795).

1冊.36cm(横長半帳).

史料請求番号41L-4,258-2

- 122 在家塚堰・福王寺堰田畑堤敷引帳 享和元年酉十月 飯野村名主長右衛門.

作成:[飯野村名主長右衛門].享和1・10.(1801).

1冊.34・5cm(横長半帳).一部破損.

その他の標題表示:文化年中.当時用.

史料請求番号41L-4,258-3

- 123 在家塚堰・福王寺堰田畑堰代堤引方帳 文化七年午十一月 飯野村.

作成:[飯野村名主].文化7.(1810).

1冊.35・5cm(横長半帳).

その他の標題表示:当時用.

史料請求番号41L-4,258-4

- 124 在家塚堰・福王寺堰田畑堰代堤敷引方帳 文政二年卯十月 飯野村.

作成:[飯野村名主].文政2.(1819).

1冊.34・5cm(横長半帳).

史料請求番号41L-4,258-5

- 125 在家塚堰・福王寺堰田畑堰代堤敷引方帳 天保四年巳十月 飯野村.

作成:[飯野村名主].天保4.(1833).

1冊.35cm(横長半帳).

史料請求番号41L-4,258-6

- 126 在家塚堰・福王寺堰田畑堰代堤敷引方帳 弘化三丙午年五月 飯野村.

作成:[飯野村名主].弘化3.(1846).

1冊.34cm(横長半帳).

その他の標題表示:持帳.内表紙:[持帳]を除き同

文.

史料請求番号41L-4,258-7

5・1・4.質入・無尽

†質入・無尽裏書帳

- 127 田畑質入并無尽裏書出シ帳 延享二歳丑之十月 巨摩郡飯野村名主・長百姓.

飯野村.延享2-天明7.(1745-87).

1冊.38cm(横長半帳).後表紙なし.売主・証人など押印.

その他の標題表示:裏表.前書に「向後無尽并ニ質入シ田畑書入候而名主所江裏刻願出候ハ、(中略)此帳ニ書留メ裏印仕相渡可申候」(延享2・10)とある.

史料請求番号41L-4,262-1

- 128 [田畑質入并無尽裏書出シ帳].

[飯野村].寛政1-7.(1789-95).

1冊.34cm(横長半帳).表紙なし.綴紐に結び封.売主・証人など押印.寛政7年分は紛入カ.

史料請求番号41L-4,262-2

- 129 [田畑質入并無尽裏書出シ帳].

[飯野村].寛政4-7.(1792-95).

1冊.38cm(横長半帳).表紙・後表紙なし.売主・証人など押印.

史料請求番号41L-4,262-3

- 130 [田畑質入并無尽裏書出シ帳].

[飯野村].寛政8-10.(1796-98).

1冊.35・5cm(横長半帳).表紙なし.一部破損.売主・証人など押印.

史料請求番号41L-4,262-4

- 131 [田畑質入并無尽裏書出シ帳].

[飯野村].寛政11-享和3.(1799-1803).

1冊.30・5cm(横長半帳).表紙・後表紙なし.売主・証人など押印.

史料請求番号41L-4,262-5

- 132 田畑質入裏書帳 享和三年亥十一月 子・丑・寅 飯野村会所.

飯野村.享和3-文化4.(1802-07).

1冊.35cm(横長半帳).売主・証人など押印.

史料請求番号41L-4,262-6

- 133 [田畑質入裏書帳].
[飯野村]. 文化9-11.(1812-14).
1冊. 35・5cm(横長半帳). 売主・証人など押印.
史料請求番号41L-4,262-7
- 134 [田畑質入裏書帳] 子年より卯年迄用之.
[飯野村]. 文化13-文政3.(1816-20).
1冊. 35・5cm(横長半帳). 表紙なし. 売主・証人など押印.
史料請求番号41L-4,262-8
- 135 田畑質入裏書控帳 文政三年辰八月・未迄四年用之 飯野村名主両右衛門.
飯野村. 文政3-5.(1820-22).
1冊. 34cm(横長半帳). 売主・証人など押印.
表紙記事では文政十三年の「十」を消す. 本文「文政十三辰」とあるは「文政三辰」の誤記. 未(文政6年)の記事なし.
史料請求番号41L-4,262-9
- 136 田畑質入裏書控帳 文政四年巳十二月 飯野村名主彦右衛門.
飯野村. 文政4-5.(1821-22).
1冊. 35cm(横長半帳). 売主・証人など押印.
史料請求番号41L-4,262-10
- 137 田畑質入裏書控帳 文政十年亥極月 飯野村名主亀之助.
飯野村. 文政10-12.(1827-29).
1冊. 34cm(横長半帳). 売主・証人など押印.
史料請求番号41L-4,262-11
- 138 田畑質入裏書扣帳 文政十一年子十月・十二も用ル丑十二月 飯野村名主長右衛門.
飯野村. 文政11-13.(1828-30).
1冊. 34cm(横長半帳). 後表紙なし.
史料請求番号41L-4,262-12
- 139 田畑質入裏書扣帳 文政十三年寅八月 飯野村名主弥五郎.
飯野村. 文政13-天保1.(1830).
1冊. 34・5cm(横長半帳). 後表紙なし.
史料請求番号41L-4,262-13
- 140 田畑質入裏書帳 天保三年辰九月 飯野村名主八左衛門.
飯野村. 天保2-3.(1831-32).
1冊. 34cm(横長半帳). 後表紙なし. 売主・証人など押印.
史料請求番号41L-4,262-14
- 141 田畑質入裏書帳 天保四年巳八月 飯野村名主治右衛門.
飯野村. 天保4.(1833).
1冊. 34cm(横長半帳). 売主・証人など押印.
史料請求番号41L-4,262-15
- 142 [田畑質入并無尽質裏書帳].
[飯野村]. 天保14-15.(1843-44).
1冊. 35cm(横長半帳). かぶせ綴. 表紙欠. 一部破損. 売主・証人など押印.
史料請求番号41L-4,262-16
- 143 田畑質入并無尽質裏書帳 弘化二年巳十二月 飯野村名主友之丞.
飯野村. 弘化2-3.(1845-46).
1冊. 35cm(横長半帳). 売主・証人など押印.
史料請求番号41L-4,262-17
- 144 田畑質入并無尽質裏書帳 弘化三年年十一月 飯野村名主彦右衛門.
飯野村. 弘化3-4.(1846-47).
1冊. 34cm(横長半帳). 売主・証人など押印.
史料請求番号41L-4,262-18
- 145 田畑質入并無尽質裏書帳 弘化四未年十一月 飯野村名主宗之丞.
飯野村. 弘化4-嘉永1.(1847-48).
1冊. 34cm(横長半帳). 売主・証人など押印.
史料請求番号41L-4,262-19
- 146 田畑質[入并無尽質裏書帳] 嘉永[元年]申十一月.
[飯野村]. 嘉永1-2.(1848-49).
1冊. 33cm(横長半帳). 表紙など一部破損. 後欠. 売主・証人など押印.
史料請求番号41L-4,262-20
- 147 田畑質入并無尽質裏書帳 嘉永二年酉二月

飯野村名主両右衛門。
飯野村。嘉永2。(1849)。
1冊。35cm(横長半帳)。売主・証人など押印。
史料請求番号41L-4,262-21

† †

- 148 [願地番附]。
作成:[飯野村]。明治[]。
1綴。34cm(横長半帳)。表紙・後表紙なし。
内容:西街道三千六百八十二飯野常之丈以下。
史料請求番号41L-4,296

5・1・5. 貢租

- 149 [仮免状写]。
作成:[飯野村]。明治7推定。(1874)。
1冊。32cm。表紙欠・前欠。
内容:安政6—明治7までの仮免状写。
史料請求番号41L-4,203

- 150 酉割附 甲斐国巨摩郡飯野村。
差出:高木源六郎(押印)。宛名:[飯野村]名主・長百姓・惣百姓。文久1・10。(1861)。
1冊。32cm。綴目印。
内題:酉御年貢可納割附之事。
史料請求番号41L-4,204

- 151 巳御年貢割附。
差出:[甲府県](押印)。宛名:[飯野村]名主・長百姓・惣百姓。[明治2]。(1869)。
1冊。33・5cm。一部破損。綴目印。
史料請求番号41L-4,205

- 152 明治六年正租仮免状。
差出:山梨県(押印)。宛名:[飯野村]。明治[6]。(1873)。
1枚。33・5×16cm。
内容:飯野村大縄場分。史料請求番号41L-4,299

† 諸勘定帳

- 153 寅暮諸勘定帳 天明二年十一月 飯野村会所。[飯野村]。天明2—寛政1。(1782—89)。
1冊。36cm(横長半帳)。
その他の標題表示:年々法立。
史料請求番号41L-4,219

- 154 戌年諸勘定帳 寛政二年十一月 巨摩郡飯野村。
作成:飯野村名主三郎兵衛[ほか長百姓・百姓代・与頭28名]。[寛政2・11]。(1790)。
1冊。33cm(横長半帳)。

史料請求番号41L-4,220-1

- 155 亥年諸勘定帳 寛政三年十一月 飯野村名主三右衛門。
作成:飯野村名主三右衛門[ほか長百姓・百姓代・与頭28名。押印]。[寛政3・11]。(1791)。
1冊。34cm(横長半帳)。

史料請求番号41L-4,220-2

- 156 子年諸勘定帳 寛政四年十一月 飯野村名主貞右衛門。
作成:飯野村名主貞右衛門[ほか長百姓・百姓代など63名。押印]。寛政[4]・10。(1792)。
1冊。34cm(横長半帳)。

史料請求番号41L-4,220-3

- 157 丑年諸勘定帳 寛政五年十二月 飯野村名主久米右衛門。
作成:飯野村名主久米右衛門[ほか長百姓・百姓代15名。押印]。寛政5・12。(1793)。
1冊。36cm(横長半帳)。

史料請求番号41L-4,220-4

- 158 寅年諸勘定帳 寛政六年十一月 飯野村名主長右衛門。
作成:飯野村名主長右衛門[ほか長百姓・百姓代など29名。飯野新田を含む]。寛政6・11。(1794)。
1冊。34cm(横長半帳)。

史料請求番号41L-4,220-5

- 159 卯年諸勘定帳 寛政七年十一月 名主両右衛門。
作成:飯野村名主両右衛門[ほか長百姓・百姓代・飯野新田名主・同長百姓28名。押印]。寛政7・11。(1795)。
1冊。36cm(横長半帳)。

史料請求番号41L-4,220-6

- 160 辰御年貢諸勘定帳 寛政八年十一月 飯野村名主八十右衛門。
作成:飯野村名主八十右衛門[ほか長百姓・百姓代23名.押印]. 寛政8・11.(1796).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-7
- 161 巳年諸勘定帳 寛政九年十月 飯野村名主弥五郎。
作成:飯野村名主弥五郎[ほか長百姓・中百姓・百姓代・飯野新田名主など31名.押印]. 寛政9・10.(1797).
1冊. 32・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-8
- 162 午年諸勘定帳 寛政十年十月 飯野村名主恒右衛門。
作成:飯野村名主恒右衛門[ほか長百姓・百姓代・飯野新田名主など29名.押印]. 寛政10・10.(1798).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-9
- 163 未年諸勘定帳 寛政十一年十一月 飯野村名主治右衛門。
作成:飯野村名主治右衛門[ほか長百姓・百姓代など31名.飯野新町を含む.押印]. 寛政11・11.(1799).
1冊. 33・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-10
- 164 申年諸勘定帳 寛政十二年十一月 飯野村名主久米右衛門。
作成:飯野村名主久米右衛門[ほか長百姓・百姓代など31名.飯野新町を含む.押印]. 寛政12・10.(1800).
1冊. 34cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-11
- 165 酉年諸勘定帳 享和元年十一月 飯野村名主長右衛門。
作成:飯野村名主久米右衛門[ほか長百姓・百姓代・組頭・飯野新田名主など31名]. 享和1・11.(1801).
1冊. 34cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-12
- 166 子年諸勘定帳 文化元年十一月 飯野村名主弥吾郎。
作成:飯野村名主弥五郎[ほか長百姓・百姓代30名.飯野新田を含む]. 文化1・11.(1804).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-13
- 167 丑年諸勘定帳 文化二年十一月 飯野村名主彦左衛門。
作成:飯野村名主彦左衛門[ほか長百姓・百姓代23名.押印]. 文化2・11.(1805).
1冊. 36cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-14
- 168 寅年諸勘定帳 文化三年十一月 飯野村名主恒右衛門。
作成:飯野村名主恒右衛門[ほか長百姓・百姓代など74名.押印]. 文化3・11.(1806).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-15
- 169 卯年諸勘定帳 文化四年十一月 飯野村名主治右衛門。
作成:飯野村名主治右衛門[ほか長百姓・百姓代31名.押印]. 文化4・11.(1807).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-16
- 170 辰年諸勘定帳 文化五年十一月 飯野村名主久米右衛門。
作成:飯野村名主久米右衛門[ほか長百姓・百姓代・飯野新田名主・同長百姓27名.押印]. 文化5・11.(1808).
1冊. 33cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-17
- 171 巳年諸勘定帳 文化六年十一月 飯野村名主龜之助。
作成:飯野村名主龜之助[ほか長百姓・百姓

- 代・飯野新田名主・同長百姓30名、押印]。文化6・11。(1809)。
1冊。35cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,220-18
- 172 午年諸勘定帳 文化七年十一月 飯野村名主長右衛門。
作成:飯野村名主長右衛門[ほか長百姓・百姓代・飯野新田名主・同長百姓31名、押印]。文化7・11。(1810)。
1冊。35cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,220-19
- 173 未年諸勘定帳 文化八年十一月 飯野村名主両右衛門。
作成:飯野村名主両右衛門[ほか長百姓・百姓代・飯野新田名主・同長百姓31名、押印]。文化8・11。(1811)。
1冊。35cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,220-20
- 174 申年諸勘定帳 文化九年十一月 飯野村名主弥五郎。
作成:[飯野村名主弥五郎]。[文化9・11]。(1812)。
1冊。36cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,220-21
- 175 酉年諸勘定帳 文化十年閏十一月 飯野村名主彦左衛門。
作成:[飯野村名主彦左衛門]。[文化10・閏11]。(1813)。
1冊。35cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,220-22
- 176 戌年諸勘定帳 文化十一年十一月 飯野村名主常右衛門。
作成:[飯野村名主常右衛門]。[文化11・11]。(1814)。
1冊。35cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,220-23
- 177 亥年諸勘定帳 文化十二年十一月 飯野村名主八十右衛門。
作成:[飯野村名主八十右衛門]。[文化12・11]。(1815)。
1冊。35・5cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,220-24
- 178 子年諸勘定帳 文化十三年子十一月 飯野村名主治右衛門。
作成:[飯野村名主治右衛門]。[文化13・11]。(1816)。
1冊。35cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,220-25
- 179 丑年諸勘定帳 文化十四年十一月 飯野村名主久米右衛門。
作成:[飯野村名主久米右衛門]。[文化14・11]。(1817)。
1冊。36cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,220-26
- 180 寅年諸勘定帳 文政元年十一月 飯野村名主亀之助。
作成:[飯野村名主亀之助]。[文政1・11]。(1818)。
1冊。35・5cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,220-27
- 181 卯年諸勘定帳 文政二年十一月 飯野村名主長右衛門。
作成:[飯野村名主長右衛門]。[文政2・11]。(1819)。
1冊。35cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,220-28
- 182 辰年諸勘定帳 文政三年十一月 飯野村名主両右衛門。
作成:[飯野村名主両右衛門]。[文政3・11]。(1820)。
1冊。33・5cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,220-29
- 183 巳年諸勘定帳 文政四年十二月 飯野村名

- 主恒右衛門。
作成:[飯野村名主常右衛門]. [文政4・12].
(1821).
1冊. 33・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-30
- 184 午年諸勘定帳 文政五年十二月 飯野村名
主彦左衛門。
作成:[飯野村名主彦左衛門]. [文政5・12].
(1822).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-31
- 185 未年諸勘定帳 文政六年十一月 飯野村名
主八十右衛門。
作成:[飯野村名主八十右衛門]. [文政6・11].
(1823).
1冊. 32・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-32
- 186 申年諸勘定帳 文政七年十一月 飯野村名
主治右衛門。
作成:[飯野村名主治右衛門]. [文政7・11].
(1824).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-33
- 187 酉年諸勘定帳 文政八年十一月 飯野村名
主久米右衛門。
作成:[飯野村名主久米右衛門]. [文政8・11].
(1825).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-34
- 188 戌年諸勘定帳 文政九年十一月 飯野村名
主龜之助。
作成:[飯野村名主龜之助]. [文政9・11].
(1826).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-35
- 189 亥年諸勘定帳 文政十年十二月 飯野村名
主龜之助。
作成:[飯野村名主龜之助]. [文政10・12].
(1827).
1冊. 34cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-36
- 190 丑年諸勘定帳 文政十二年十二月 飯野村
名主恒右衛門。
作成:[飯野村名主恒右衛門]. [文政12・12].
(1829).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-37
- 191 卯年暮諸勘定帳 天保二年十一月 飯野村
名主定右衛門。
作成:飯野村名主定右衛門[ほか長百姓・百
姓代16名]. [天保2・11].(1831).
1冊. 34cm(横長半帳).かぶせ綴。
史料請求番号41L-4,220-38
- 192 丑年諸勘[定帳] [天保]十二年[十二]月
飯野村名主彦左衛門。
作成:飯野村名主彦左衛門[ほか長百姓・百
姓代など35名.押印]. 天保12・12.(1841).
1冊. 33cm(横長半帳).表紙破損.綴目印。
史料請求番号41L-4,220-39
- 193 寅年諸勘定帳 天保十三年十一月 飯野村
名主彦兵衛。
作成:飯野村名主彦兵衛[ほか長百姓・仮百
姓代など56名.押印]. [天保13・11].(1842).
1冊. 33・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-40
- 194 卯年諸勘定帳 天保十四年十一月 飯野村
名主吉郎兵衛。
作成:[飯野村名主吉郎兵衛]. [天保14・11].
(1843).
1冊. 34cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-41
- 195 申年諸勘定帳 嘉永元年十二月 飯野村名
主八十[右衛門]。
作成:飯野村名主八十右衛門[ほか長百姓・

- 百姓代など35名]. 嘉永1・12(1848).
1冊. 34cm(横長半帳). 一部破損.
史料請求番号41L-4,220-42
- 196 当酉諸勘定帳 嘉永二年十二月 飯野村名
主両右衛門.
作成:飯野村名主両右衛門[ほか長百姓・百
姓代・組頭53名. 押印]. 嘉永2・11.(1849).
1冊. 33・5cm(横長半帳). 綴目印.
史料請求番号41L-4,220-43
- 197 亥年諸勘定帳 嘉永四年十一月 飯野村名
主亀之助.
作成:飯野村名主亀之助[ほか長百姓・百姓
代・組頭35名. 押印]. 嘉永4・11.(1851).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-44
- 198 子年諸勘定帳 嘉永五年十一月 飯野村名
主長右衛門.
作成:飯野村名主長右衛門[ほか長百姓・長
百姓見習・百姓代18名. 押印]. 嘉永5・12・1.
(1852).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-45
- 199 丑年諸勘定帳 嘉永六年十一月 飯野村名
主彦左衛門.
作成:飯野村名主彦左衛門[ほか百姓代・長
百姓見習16名. 押印]. [嘉永6・11].(1853).
1冊. 34cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-46
- 200 卯年諸勘定帳 安政二年十一月 飯野村名
主源五右衛門.
作成:飯野村名主源五右衛門[ほか長百姓・
長百姓見習・百姓代18名. 押印]. [安政2]・
11・30.(1855).
1冊. 35・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-47
- 201 巳年諸勘定帳 安政四年十一月 飯野村名
主宗之丞.
作成:飯野村名主宗之丞[ほか長百姓・長百
姓見習・百姓代34名. 押印]. 安政4・12.(1857).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-48
- 202 午年諸勘定帳 安政五年十一月 飯野村名
主八十右衛門.
作成:飯野村名主八十右衛門[ほか長百姓・
百姓代など46名. 押印]. 安政5・11・26.(1858).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-49
- 203 未年諸勘定帳 安政六年十一月 飯野村名
主治右衛門.
作成:飯野村名主治右衛門[ほか長百姓・長
百姓見習・百姓代・組頭36名. 押印]. 安政6・
11.(1859).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-50
- 204 申年諸勘定帳 万延元年申十一月 飯野村
名主亀之助.
作成:飯野村名主亀之助[ほか長百姓・長百
姓見習・百姓代43名. 押印]. 万延1・11.(1860).
1冊. 35cm(横長半帳). 綴目印.
史料請求番号41L-4,220-51
- 205 酉年諸勘定帳 文久元年酉十一月 飯野村
名主彦兵衛.
作成:飯野村名主彦兵衛[ほか長百姓・長百
姓見習・百姓代など42名. 押印]. 文久1・12.
(1861).
1冊. 33・5cm(横長半帳). 綴紐に結び封.
史料請求番号41L-4,220-52
- 206 [戌年諸勘定帳 文久二戌年十二月 飯野
村名主源五右衛門].
作成:飯野村名主源五右衛門[ほか長百姓・
長百姓見習・百姓代・組頭84名. 押印]. 文久
2・12・5.(1862).
1冊. 34cm(横長半帳). 前欠.
史料請求番号41L-4,220-53

- 207 辰年諸勘定帳 明治元年十一月 名主伝左衛門。
作成:飯野村名主伝左衛門[ほか長百姓・百姓代15名.押印]. 明治1・12.(1868).
1冊. 32・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-54
- 208 申年諸勘定帳 明治五申年十一月日 飯野村名主飯野源五右衛門。
作成:元名主源五右衛門[ほか元長百姓・百姓代・五人組27名.押印]. [明治5・11].(1872).
1冊. 32・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,220-55
- 209 [亥年諸勘定帳カ].
作成:[飯野村名主]. [].
1冊. 32cm(横長半帳). 前欠. 綴目印.
史料請求番号41L-4,220-56
- 210 卯暮勘定寅年目録辰年改帳 天保三年辰十二月 飯野村名主八十右衛門。
作成:[飯野村名主八十右衛門]. 天保3・12.(1832).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,226
- 211 本新過高・落高取調帳 天保五年二月いの会所。
作成:[飯野村]. 天保5・2.(1834).
1冊. 35・5cm(横長半帳). 後表紙なし。
史料請求番号41L-4,227
- 212 新町御年貢勘定帳 安政四年巳十一月 飯野村名主宗之丞。
作成:[飯野村名主宗之丞]. 安政4・11.(1857).
1冊. 35cm(横長半帳). 綴紐に結び封。
史料請求番号41L-4,228
- 213 去寅御年貢過不足差引帳 慶応三卯年九月 飯野村名主太郎兵衛。
作成:[飯野村名主太郎兵衛]. 慶応3・9.(1867). 書込み下限:慶応3.
- 1冊. 34cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,229
- 214 畑方高反別ノ出し帳 本途・新田畑成 寛政十一年未八月 飯野村名主治右衛門。
作成:[飯野村名主治右衛門]. 寛政11・8.(1799).
1冊. 35cm(横長半帳). 後表紙なし。
史料請求番号41L-4,230
- 215 正租未進并二夫銭不納書出 明治第八年五月 飯野村。
作成:[飯野村]. 明治8・5.(1875).
1冊. 31cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,283
- 216 甲戌貢三納受採帳 明治八年第四月 飯野村。
飯野村. 明治8.(1875).
1冊. 31・5cm(横長半帳). 後表紙なし。
史料請求番号41L-4,284
- † 田畑高取惣寄夫高取調帳
- 217 田畑高取惣寄夫高取調帳 寛政七年卯十一月 飯野村名主両右衛門。
作成:[飯野村名主両右衛門]. [寛政7・11].(1795).
1冊. 36cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-1
- 218 田畑高取惣寄夫高取調帳 文化六年己巳十一月 飯野村名主龜之助。
作成:[飯野村名主龜之助]. [文化6・11].(1809).
1冊. 35・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-2
- 219 田畑高取惣寄夫高取調帳 文政九年戌十一月 飯野村名主龜之助。
作成:[飯野村名主龜之助]. [文政9・11].(1826).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-3

- 220 田畑高取惣寄夫高取調帳 文政十一年子十一月 飯野村名主長右衛門。
作成:[飯野村名主長右衛門]。[文政11・11]。(1828)。
1冊。35cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,224-4
- 221 田畑高取惣寄夫高取調帳 文政十二年丑十一月 飯野村名主恒右衛門。
作成:[飯野村名主恒右衛門]。[文政12・11]。(1829)。
1冊。34cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,224-5
- 222 田畑高取惣寄夫高取調帳 弘化二年乙巳十二月 飯野村名主友之丞。
作成:[飯野村名主友之丞]。[弘化2・12]。(1845)。
1冊。33cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,224-6
- 223 田畑高取惣寄夫高取調帳 弘化三年十一月 飯野村名主彦右衛門。
作成:[飯野村名主彦右衛門]。[弘化3・11]。(1846)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,224-7
- 224 田畑高取惣寄夫高取調帳 弘化四丁未年十二月 飯野村名主惣之丞。
作成:[飯野村名主惣之丞]。[弘化4・12]。(1847)。
1冊。34cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,224-8
- 225 田畑高取惣寄夫高取調帳 嘉永元年十二月 飯野村名主八十右衛門。
作成:[飯野村名主八十右衛門]。[嘉永1・12]。(1848)。
1冊。34cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,224-9
- 226 田畑高取惣寄夫高取調帳 嘉永二酉年十二月 飯野村名主両右衛門。
作成:[飯野村名主両右衛門]。嘉永2・12。(1849)。
1冊。33・5cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,224-10
- 227 田畑高取惣寄夫高取調帳 嘉永三年戌十一月 飯野村名主治右衛門。
作成:[飯野村名主治右衛門]。嘉永3・11。(1850)。
1冊。35cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,224-11
- 228 田畑高取惣寄夫高取調帳 嘉永四亥年十一月 飯野村名主龜之助。
作成:[飯野村名主龜之助]。嘉永4・11。(1851)。
1冊。35cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,224-12
- 229 田畑高取惣寄夫高取調帳 嘉永五子年十一月 飯野村名主[長右]衛門。
作成:[飯野村名主長右衛門]。嘉永5・11。(1852)。
1冊。34cm(横長半帳)。
フケ。綴紐切れ。 史料請求番号41L-4,224-13
- 230 田畑高取惣寄夫高取調帳 嘉永六丑年十一月 飯野村名主彦左衛門。
作成:[飯野村名主彦左衛門]。嘉永6・11。(1853)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,224-14
- 231 田畑高取惣寄夫高取調帳 嘉永七寅年十一月 飯野村名主彦兵衛。
作成:[飯野村名主彦兵衛]。嘉永7・11。(1854)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,224-15
- 232 田畑高取惣寄夫高取調帳 安政三辰年十一月 飯野村名主彦右衛門。
作成:[飯野村名主彦右衛門]。安政3・11。(1856)。

- 1冊. 34cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-16
- 233 田畑高取惣寄夫高取調帳 安政四巳年十一月 飯野村名主宗之丞.
作成:[飯野村名主宗之丞]. 安政4・11.(1857).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-17
- 234 田畑高取惣寄夫高取調帳 安政六未年十一月 飯野村名主治右衛門.
作成:[飯野村名主治右衛門]. 安政6・11.(1858).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-18
- 235 田畑高取惣寄夫高取調帳 万延元年申十一月 飯野村名主龜之助.
作成:[飯野村名主龜之助]. 万延1・11.(1860).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-19
- 236 田畑高取惣寄夫高取調帳 文久元年酉十一月 飯野村名主彦兵衛.
作成:[飯野村名主彦兵衛]. 文久1・11.(1861).
1冊. 33cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-20
- 237 田畑高取惣寄夫高取調帳 文久二年戌十一月 飯野村名主源五右衛門.
作成:[飯野村名主源五右衛門]. 文久2・11.(1862).
1冊. 36・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-21
- 238 田畑高取惣寄夫高取調帳 文久三亥年十一月 飯野村名主源五右衛門.
作成:[飯野村名主源五右衛門]. 文久3・11.(1863).
1冊. 35cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-22
- 239 田畑高取惣寄夫高取調帳 元治元子年十一月 飯野村名主龜之助.
作成:[飯野村名主龜之助]. 元治1・11.(1864).
1冊. 34cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-23
- 240 田畑高取惣寄夫高取調帳 慶応二年寅十一月 飯野村名主治右衛門.
作成:[飯野村名主治右衛門]. 慶応2・11.(1866).
1冊. 35・5cm(横長半帳).右端破損.
史料請求番号41L-4,224-24
- 241 田畑高取惣寄夫高取調帳 慶応三丁卯年四月 飯野村名主太郎兵衛.
作成:[飯野村名主太郎兵衛]. 慶応3・4.(1867)1冊. 35・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-25
- 242 田畑高取惣[寄]夫高取調帳 慶応三卯年十一月 飯野村名主太郎兵衛.
作成:[飯野村名主太郎兵衛]. 慶応3・11.(1867).
1冊. 34・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-26
- 243 田畑高取惣寄夫高取調帳 明治元辰年十一月 名主伝左衛門.
作成:[名主伝左衛門]. 明治1・11.(1868).
1冊. 32・5cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-27
- 244 田畑高取惣寄夫高取調帳 明治二巳年十二月 名主幸右衛門.
作成:[名主幸右衛門]. 明治2・12.(1869).
1冊. 33cm(横長半帳).
史料請求番号41L-4,224-28
- 245 田畑高取惣寄夫高取調帳 明治五申年十一月 飯野村名主飯野源五右衛門.
作成:[飯野村名主飯野源五右衛門]. 明治5・11.(1872).
1冊. 32cm(横長半帳).表紙破損.綴紐切れ.
史料請求番号41L-4,224-29

- 246 田畑高取総計課出高取調帳 明治七甲戌年
第十二月 飯野村。
作成:[飯野村]。明治7・12。(1874)。
1冊。31・5cm(横長半帳)。
史料請求番号41L-4,224-30
- 247 [田畑高取惣寄夫高取調帳]。
作成:[飯野村]。[]。
1冊。36cm(横長半帳)。表紙記事欠。
史料請求番号41L-4,224-31
- †田方内見合附帳
- 248 当申見取田方内見合附帳 下帳 万延元年
九月 名主亀之輔。
差出:飯野村名主亀之輔[ほか長百姓・同見
習・百姓代8名・押印]。宛名:市川御役所。
[万延1・9]。(1860)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。かぶせ綴。綴目印。
所持者押印。 史料請求番号41L-4,231-1
- 249 当酉見取田方内見合附帳 文久元酉年九月
名主彦兵衛。
差出:飯野村名主彦兵衛[ほか長百姓・同見
習・百姓代8名・押印]。宛名:市川御役所。
[文久1・9]。(1861)。
1冊。35・5cm(横長半帳)。かぶせ綴。
史料請求番号41L-4,231-2
- 250 当戌見取田方内見合附帳 文久二戌年八月
飯野村名主源五右衛門。
差出:飯野村名主源五右衛門[ほか長百姓・
同見習・百姓代7名・押印]。宛名:市川御役所。
[文久2・8]。(1862)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。かぶせ綴。所持者
押印。 史料請求番号41L-4,231-3
- 251 当亥見取田方内見合附帳 下帳 文久三年
九月 名主源五右衛門。
差出:飯野村名主源五右衛門[ほか長百姓・
同見習・百姓代8名・押印]。宛名:市川御役所。
[文久3・9]。(1863)。
1冊。35cm(横長半帳)。かぶせ綴。綴目印。所
持者押印。 史料請求番号41L-4,231-4
- 252 当丑見取田方内見合附帳 名主亀之助。
差出:飯野村名主亀之助[ほか長百姓・同見
習・百姓代7名・押印]。宛名:市川御役所。慶
応1・8。(1865)。
1冊。35cm(横長半帳)。所持者押印。
史料請求番号41L-4,231-5
- 253 当寅見取田方内見合附帳 慶応二寅年九月
飯野村名主治右衛門。
差出:飯野村名主治右衛門[ほか長百姓・百
姓代7名・押印]。宛名:市川御役所。慶
応2・9。(1866)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。所持者押印。
史料請求番号41L-4,231-6
- 254 当卯見取田方内見合附帳 慶応三卯年九月
飯野村名主太郎兵衛。
差出:飯野村名主太郎兵衛[ほか長百姓・百
姓代7名・押印]。宛名:市川御役所。慶
応3・9。(1867)。
1冊。34cm(横長半帳)。所持者押印。
史料請求番号41L-4,231-7
- 255 当辰見取田方内見合附帳 慶応四辰年九月
飯野村名主伝左衛門。
差出:飯野村名主伝左衛門[ほか長百姓・百
姓代7名・押印]。宛名:市川御役所。慶
応4・9。(1868)。
1冊。34・5cm(横長半帳)。かぶせ綴。綴目印。
所持者押印。 史料請求番号41L-4,231-8
- 256 当巳見取田方内見合附帳 明治二巳年九月
飯野村名主幸右衛門。
差出:飯野村名主幸右衛門[ほか長百姓・百
姓代7名・押印]。宛名:甲府御政衛。明
治2・9。(1869)。
1冊。34cm(横長半帳)。綴目印。所持者押印。
史料請求番号41L-4,231-9
- 257 当午見取田方内見合毛附帳 明治三庚午年
九月 飯野村名主恒右衛門。
差出:飯野村名主恒右衛門[ほか長百姓・百
姓代7名]。明治3・9。(1870)。

1冊. 31cm(横長半帳).

史料請求番号41L-4,231-10

† †

258 [本新畑方毛附小前帳ほか].

[飯野村]. 寛政11.(1799).

1綴(2冊). 35cm(横長半帳).一部破損.

合綴:1.本新畑方毛附小[前帳] 寛政十一年未八月 巨摩郡飯[野村].差出:飯野村名主治右衛門[ほか長百姓・百姓代9名.押印].宛名:小笠原仁右衛門・甲府御役所. 寛政11・8.(1799).1冊. 35cm(横長半帳).表紙一部破損.名請人押印.

2.田砂畑二成毛附小前帳 寛政十一年未八月 巨摩郡飯野村名主治右衛門.差出:飯野村名主治右衛門[ほか長百姓・百姓代9名.押印].宛名:小笠原仁右衛門・甲府御役所. 寛政11・8.(1799).1冊. 35cm(横長半帳).名請人押印.

史料請求番号41L-4,232

259 [本新畑方毛附小前帳].

差出:[飯野村]. [].

1冊. 34cm(横長半帳).前欠.名請人押印.

史料請求番号41L-4,233

260 [本新畑方毛附取調帳ほか].

[飯野村]. 文政4.(1821).

1綴(2冊). 34・5cm(横長半帳).

合綴:1.本新畑方毛附取調帳 文政四年巳九月.差出:飯野村名主恒右衛門[ほか長百姓・百姓代9名.押印].宛名:市川御役所. 文政4・9.(1821).1冊. 34cm(横長半帳).

2.当巳畑方早損願反別取調帳 文政四年巳八月.飯[野村]名主恒[右衛門].差出:飯野村名主恒右衛門[ほか長百姓・百姓代9名].宛名:市川御役所. 文政4・8.(1821).1冊. 34・5cm(横長半帳).内容:下書きなどを含む. 史料請求番号41L-4,234

261 [本途田方内見合附帳ほか].

[飯野村]. 安政2.(1855).

1綴(4冊). 35cm(横長半帳).名請人押印.

合綴:1.本途田方内見合附帳 安政二卯年九月 飯野村名主源五右衛門.差出:[飯野村名主源五右衛門]. [安政2・9].(1855).1冊. 34cm(横長半帳).名請人押印.

2.本途畑田成内見合附帳 安政二卯年九月 飯野村名主源五右衛門.差出:[飯野村名主源五右衛門]. [安政2・9].(1855).1冊. 34・5cm.(横長半

帳).名請人押印.

3.同所新田内見合附帳 安政二卯年九月 飯野村名主源五右衛門.差出:飯野村名主源五右衛門[ほか長百姓・同見習・百姓代10名].宛名:市川御役所. 安政2.(1855).1冊. 34・5cm(横長半帳).名請人押印.

4.当卯見取田方門見合附帳 安政二年九月 飯野村名主源五右衛門.差出:飯野村名主源五右衛門[ほか長百姓・同見習・百姓代10名.押印].宛名:市川御役所. 安政2.(1855).1冊. 34cm(横長半帳).名請人押印.後表紙欠.

史料請求番号41L-4,235

262 当西内見合付帳 式番堰 巨摩郡飯野村名主久米右衛門.

作成:[飯野村名主久米右衛門]. [].

1冊. 34cm(横長半帳).

その他の標題表示:村役人・百姓代・組合立合.

史料請求番号41L-4,236

263 内見坪刈目株帳 慶応二寅年九月廿日 飯野村.

作成:立会人名主治右衛門[ほか長百姓・百姓代・高持18名]. [慶応2・9・20].(1866).

1冊. 34cm(横長半帳).

史料請求番号41L-4,237

†田方分附帳

264 当未田方分附帳 文政六年九月十六日始 飯野村名主八十右衛門.

[飯野村]. 文政6.(1823).

1冊. 34・5cm(横長半帳).書出しは末尾から.

史料請求番号41L-4,238-1

265 当未田方分附帳 式番 文政六年九月 飯野村名主八十右衛門.

[飯野村]. 文政6.(1823).

1冊. 31cm(横長半帳).

史料請求番号41L-4,238-2

266 当未田[方分附帳] 三番 文政六年九月 [飯野村名主八十右衛門].

[飯野村]. 文政6.(1823).

1冊. 31cm(横長半帳).表紙一部破損.

6.山梨県中巨摩郡在家塚村西野村今諏訪村組合役場文書目録 (41L-2)

目 次

解 題

6・1. 在家塚村事務所・村役所文書 / -1884年(明治17)	p. 162
6・1・1. 村政一般 1	地価取調帳
6・1・2. 土地 2—32	6・1・3. 山林原野 33
† 反別地価名寄帳 † 地券台帳 † 一筆限反別	6・1・4. 物産 34
6・2. 上今諏訪村事務所・村役所文書 / -1884年(明治17)	p. 165
6・2・1. 土地 35—38	6・2・2. 水害損地 39—41
† 反別地価一筆限名寄帳	
6・3. 下今諏訪村事務所・村役所文書 / -1884年(明治17)	p. 166
6・3・1. 土地 42—55	6・3・2. 山林原野 56
† 一筆限反別地価取調簿 † 地券台帳 † 一筆 限田畑名寄帳	6・3・3. 水害損地 57
6・4. 西野村名主(所)・戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書 / -1884年(明治17) ...	p. 167
6・4・1. 村政一般 58	所名寄帳
6・4・2. 布告・布達 59—64	6・4・7. 堀敷・間数呼違取調 111—123
6・4・3. 租税 65—68	† 間数呼違取調簿
† 正租収入簿	6・4・8. 水路普請 124
6・4・4. 小物成 69—71	6・4・9. 収獲調 125—126
6・4・5. 地方税・協議費 72—74	6・4・10. 地誌編輯 127—128
6・4・6. 土地 75—110	6・4・11. 入会 129—131
† 一筆限取調簿 † 改正名寄 † 地券台帳 † 地	6・4・12. 学事 132—133
6・5. 百田村外一箇村戸長役場文書 / 1884年(明治17)—1889年(明治22)	p. 174
6・5・1. 土地 134—140	6・5・2. 建物 141—143
† 地券名寄帳	6・5・3. 物産 144
6・6. 豊村外三箇村戸長役場文書 / 1884年(明治17)—1889年(明治22)	p. 175
6・6・1. 郡衙往復 145	† 地券名寄帳
6・6・2. 土地 146—152	6・6・3. 建物 153—154

[158] 6.山梨県中巨摩郡在家塚村西野村今諏訪村組合役場文書目録(41L-2)

†建物台帳

6・6・4. 地所・建物公証 155—159

†公証一覧簿†異動地申告書

6・7. 在家塚村外二箇村組合役場文書 /1889年(明治22)—p. 176

6・7・1. 郡衙往復 160—162

野村)

†郡庁諸達照会

6・7・3. 地価修正 174—187

6・7・2. 土地 163—173

†地価修正一筆限取調帳

†地租名寄帳(今諏訪村)†地租名寄帳(西

6・7・4. 村費 188—189

6・8. 不明p. 179

6・8・1. 伝嗣院 190

解 題

歴 史 本文書群は在家塚村外二箇村組合役場を構成する各村関係のものであるが、出所は特定できていない。同組合役場管内は、百田村^{ひゃくだ}の西南、現在の白根町の最西部地域であり、御勅使川扇状地であるが、本流の釜無川(富士川上流)の西岸にもあたる。この地域は近世では西郡筋に属し、百々村^{ひゃくはつ}・上八田村(両村は合併して百田村となる)などととも「原七郷」といわれたところの一部で、在家塚村・西野村・上今諏訪村・下今諏訪村の4か村があった。近世初期には当初は幕府領であったが、のち甲府藩(徳川家・柳沢家)、1724年(享保9)の幕府領(甲府・上飯田・市川代官所など)を経て明治維新を迎えた。在家塚村の面積は東西7町半・南北16町半、西野村は東西15町半・南北16町半、上今諏訪村は東西10町・南北9町、下今諏訪村は東西17町・南北5町である(『日本地名大辞典』)。

明治維新後、各村は、1868年(明治元)に市川県、翌1869年に甲府県、1871年(明治4)に山梨県の管轄となり、大小区制期には、1872年(明治5)に巨摩郡第二十三区・第二十六区、1876年(明治9)には山梨県第十三区に属し、1878年(明治11)の巨摩郡の分画では中巨摩郡に属した。1875年(明治8)の「村事務所」、1878年(明治11)の「村役所」を経て、4村のうち1884年(明治17)には在家塚村と百田村に聯合戸長役場(戸長役場所在地は在家塚村。史料には「百在戸長役場」と表示されることが多い。本集の表記にあたっては名称を「百田村外一箇村戸長役場」に統一した)が組織され、一方、西野村・上今諏訪村・下今諏訪村には豊村とともに戸長役場が組織され、豊村外三箇村戸長役場(戸長役場所在地は豊村上今井組)の管轄となった。1889年(明治22)、上今諏訪村・下今諏訪村は合併して今諏訪村と

なり、西野村・在家塚村にはそれぞれ1889年に単独で市制町村制を施行した。ただ、この3か村は組合役場を組織して役場を西野村に設置した。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、在家塚村は戸数が238戸、本籍人口が1545人で、地租改正後(1875年(明治8))の地租は1063円72銭3厘、反別は田14町2反2畝21歩・畑99町4反12歩・宅地18町5反7畝8歩・竹藪2町6畝1歩・林11町5反4畝1歩・合計145町6反13歩^(マ)である。西野村は戸数が210戸、本籍人口が1467人で、地租は1181円94銭1厘、反別は畑160町7反24歩・宅地16町5畝25歩・竹藪2町7反3畝29歩・林15町5反2畝20歩・芝地1町3反7畝18歩・合計196町4反26歩である。今諏訪村は、戸数が178戸、本籍人口が1062人で、地租は1362円84銭4厘、反別は田53町1反9畝18歩・畑77町3反5畝23歩・宅地11町7反1歩・竹藪3町4反6畝18歩・林10町7反2畝21歩・合計156町4反4畝21歩である。

1951年(昭和26)、在家塚村は他の2村との組合役場を解消、飯野村と合併して巨摩町となり、さらに1954年(昭和29)、巨摩町・西野村・百田村・今諏訪村が合併して白根町となった。その後、源村の一部を編入して現在に至っている。

このような複雑な組織の変遷があり、それにとともに文書にも離合集散があったと思われる。一村についての記事が他村の文書とともに存在することもおおいにあり得ることなので、利用にあたっては関連のある村について幅広く検索する必要がある。このため本集の解題に本文書群関係の「自治体組織の変遷と文書の引継想定図」(図4)を掲げておいたので参照していただきたい。

伝来と数量 本文書群は、当館が1966年度に他の山梨県下町村役場文書、長野県・新潟県役場文書とともに、一括して古書店(東京都内)より

購入したものである。これまで「山梨県中巨摩郡諸村役場書類」(41L)の一部であったが、『史料総覧』の編集に際して分割し、文書群記号を41L-2とした。

数量は190点、書架延長は4mである。合綴された史料をも1点と数えると196点となる。

史料の概要 本文書群は、1851年(嘉永4)から1907年(明治40)までのものであるが、ほとんどは1876年(明治9)から1889年(明治22)、すなわち「村事務所期」から「組合役場期」の極初期の範囲である。近世の史料は例外的に含まれているにとどまる。各文書群は、「村事務所」「村役所」を経て「聯合戸長役場」を構成したときに戸長役場に引き継がれ、さらに組み合わせの変わる「組合役場」「村役場」が設置されたときに、分割されて各役場に引継がれたものと考えられる。もっとも組合役場が近世以来の3か村の文書を集中管理していたかどうかは、まだ明らかではない。史料が、土地関係に集中していることから、当館が購入する以前に、すでに一定の選別が行われていることも考えられる。

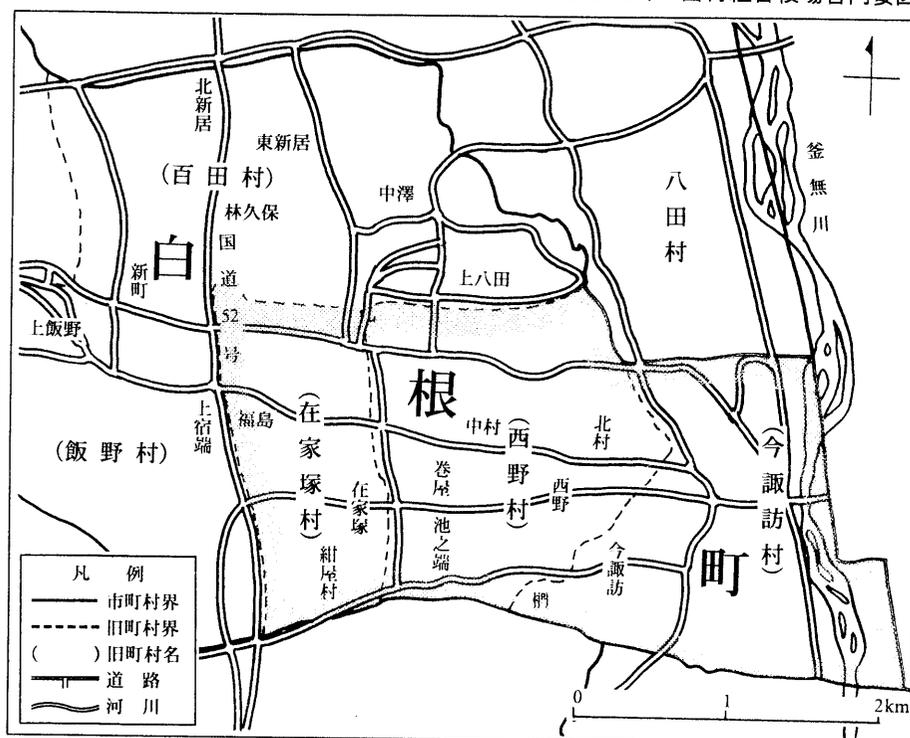
上記のごとき複雑な引継過程を経る文書群であるので、目録編成の第1次項目は、在家塚村事務所・村役所文書(6・1。34点)、上今諏訪村事務所・村役所文書(6・2。7点)、下今諏訪村事務所・村役所文書(6・3。16点)とした。西野村は若干の近世文書、村事務所以前の戸長の事務所文書を含むので、項目名としては長い名主(所)・戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書(6・4。76点)とした。ただし、名主およびこれに続く戸長の事務所名称が特定できているわけではなく、ここに掲げたのは仮称である。以下は、百田村外一箇村戸長役場文書(6・5。11点)、豊村外三箇村戸長役場文書(6・6。15点)、在家塚村外二箇村組合役場文書(6・7。30点)とし、年次の特定ができないものために「不明」(6・8。1

点)を設定した。

6・1在家塚村事務所・村役所文書は第2次項目として村政一般、地租改正など一般的な土地関係を集めた土地、山林関係の特出した山林原野および物産を、6・2上今諏訪村事務所・村役所文書は土地のほか損地起返関係の特出した水害損地を、6・3下今諏訪村事務所・村役所文書は土地、山林原野、水害損地をそれぞれ設定した。6・4西野村名主(所)・戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書では村政一般、中央・県からの法令に回章などの指令を含む布告・布達、国への租税、小物成、地方税・協議費、土地、堀敷・間数呼違取調、水路普請、収獲調、地誌編輯、入会、学事とした。このうち在家塚村の主なものは、「反別地価名寄帳」「地券台帳」「一筆限反別地価取調帳」、上今諏訪村では「反別地価一筆限名寄帳」、下今諏訪村では「一筆限反別地価取調簿」「地券台帳」、西野村では「地券台帳」「名寄帳」「一筆限取調簿」など地租改正後の土地関係史料に集中している。ただ、西野村は前述のとおり近世文書を含んでいるほか、「御用留」「御布告書」「正租収入簿」「地誌編集取調」「学務委員定員及給料御伺」、高尾山入会願などやや幅広さを見せている。

6・5百田村外一箇村戸長役場文書は土地、建物、物産を、6・6豊村外三箇村戸長役場文書は郡衙往復、土地、建物、土地・建物公証を、6・7在家塚村外二箇村組合役場文書は郡衙往復、土地、地価修正、村費を第2次項目として設定した。これらの主なものも租税と関連する土地関係史料で、「地租名寄帳」「地券名寄帳」「地価修正一筆限取調帳」などである。6・8「不明」分は、「太神山伝嗣院堂図」1点のみであるがこれを第2次項目として設定した。同寺は中巨摩郡榑村(現・櫛形町)に所在するものようである。

図10 在家塚村外二箇村組合役場管内要図



関連史料 本集に関連の戸長役場が設置された

8.「山梨県中巨摩郡百田村役場文書」がある。

また、白根町役場には、西野村の役場から引継いだ文書が若干保存されている。

参考文献

- ・白根町誌編纂委員会編『白根町誌』(本編)・資料編、白根町役場、1968年。

6.1.在家塚村事務所・村役所文書

6.1.1.村政一般

1 御用留.

在家塚村事務所. 明治9.(1876).
1冊. 27.5cm. 後表紙なし. 継紐に結び史料2
点. 史料請求番号41L-2, 28

6.1.2.土地

† 反別地価名寄帳

2 反別地価名寄帳 第壹伍中沢常右衛門組

明治九丙子年十二月.
作成:在家塚村事務所. 明治9.12.(1876).
書込み下限:明治19.
1冊. 27.5cm. かぶせ綴.

地小口表示:在家塚古名寄帳 壹. その他の標題
表示:一 常右衛門. 壹筆限帳突合之上検査済
五月八日齋藤(花押). 事故謄写済.
内容:中沢常右衛門分以下.

史料請求番号41L-2, 11-1

3 反別地価名寄帳 第貳伍中沢栄次郎[組]

明治九丙子年十二月.
作成:在家塚村事務所. 明治9.12.(1876).
書込み下限:明治19.
1冊. 27.5cm. かぶせ綴.

地小口表示:在家塚古名寄帳 貳. その他の標題
表示:二 栄二. 宅地・田畑・林・竹林地価金突合済.
二月廿六日事故謄写済. 突合済.
内容:中込重次郎分以下.

史料請求番号41L-2, 11-2

4 反別地価名寄帳 第三伍中込右衛門組 明

治九丙子年十二月.
作成:在家塚村事務所. 明治9.12.(1876).
書込み下限:明治19.
1冊. 27.5cm. かぶせ綴.

地小口表示:在家塚古名寄帳 参. その他の標題
表示:一筆[限] 帳突合検査済 二月八日齋藤(花
押). 宅地・田畑・林・竹林地価金突合済. 事故謄写
済. 読合済.
内容:中込四良左衛門分以下.

史料請求番号41L-2, 11-3

5 反別地価名寄帳 第四伍齋藤源兵衛組 明

治九丙子年十二月.
作成:在家塚村事務所. 明治9.12.(1876).
書込み下限:明治19.
1冊. 27.5cm.

地小口表示:在家塚古名寄帳 四. その他の標題
表示:四 源兵衛. 壹筆限帳突合ノ上検査済 五
月九日齋藤(花押). 事故謄写済. 読合済一月廿九
日.
内容:齋藤久平分以下.

史料請求番号41L-2, 11-4

6 反別地価名寄帳 第五伍齋藤要蔵組 明治

九丙子年十二月.
作成:在家塚村事務所. 明治9.12.(1876).
書込み下限:明治19.
1冊. 28cm. かぶせ綴.

地小口表示:在家塚古名寄帳 伍. その他の標題
表示:五 要蔵. 壹筆限帳突合之上検査済ケタリ
五月九日齋藤(花押). 事故謄写済.
内容:齋藤庄作分以下.

史料請求番号41L-2, 11-5

7 反別地価名寄帳 山梨県第十三区第六伍齋

藤茂兵衛組 明治十年第一月.
作成:在家塚村事務所. 明治10.1.(1877).
書込み下限:明治19.
1冊. 28cm. かぶせ綴.

地小口表示:在家塚古名寄帳 七. その他の標題
表示:六 茂兵衛. 宅地・田畑・林・竹林地価金共突
合済. 壹筆限突合之上逐検査タリ 五月五日齋
藤(花押). 事由謄記済.
内容:齋藤弥三郎分以下.

史料請求番号41L-2, 11-6

8 反別地価名寄帳 第七伍中込佐右衛門組

明治九丙子年十二月.
作成:在家塚村事務所. 明治9.12.(1876).
書込み下限:明治19.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴.

地小口表示:在家塚古名寄帳 八. その他の標題表示:七 佐右衛門. 宅地・田畑・林・竹林地価金突合済. 巻筆限帳突合之上遂検査済 四月九日齋藤(花押). 事故謄写済.

内容:中込森三郎分以下.

史料請求番号41L-2, 11-7

9 反別地価名寄帳 第八五中込又左衛門組
明治九丙子年十二月.

作成:在家塚村事務所. 明治9・12. (1876).

書込み下限:明治19.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴.

地小口表示:在家塚古名寄帳 九. その他の標題表示:巻筆限帳突合ノ上検査済 五月九日齋藤(花押). 事故謄写済.

内容:中込又左衛門分以下.

史料請求番号41L-2, 11-8

10 反別地価名寄帳 第九五中込佐五右衛門組
明治九丙子年第十二月.

作成:在家塚村事務所. 明治9・12. (1876).

書込み下限:明治19.

1冊. 28cm. かぶせ綴.

地小口表示:在家塚古名寄帳 十. その他の表示記事:九 佐五右衛門. 巻筆限帳突合済ノ上検査済 五月九日齋藤(花押). 事由謄写済.

内容:中込直次郎分以下.

史料請求番号41L-2, 11-9

11 反別地価名寄帳 第拾伍竹内快三郎[組].

作成:在家塚村事務所. 明治9・12. (1876).

書込み下限:明治19.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴.

地小口表示:在家塚古名寄帳 十一. その他の標題表示:十 元右衛門. 巻筆限帳突合ノ上遂検査タリ 五月九日齋藤(花押).

内容:中込差左衛門分以下.

史料請求番号41L-2, 11-10

12 反別地価名寄帳 寺社入作 明治九丙子年
第十二月.

作成:在家塚村事務所. 明治9・12. (1876).

書込み下限:明治19.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴.

地小口表示:在家塚古名寄帳 十二. その他の標題表示:十一 他. 巻筆限帳突合之上遂検査タリ 五月九日齋藤(花押). 事由謄写済.

内容:飯野半四郎分以下.

史料請求番号41L-2, 11-11

13 地所一筆書拔等級取調帳 齋藤専平.

作成:在家塚村事務所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治19.

1冊. 27cm. かぶせ綴. 一部破損.

地小口表示:在家塚古名寄帳 六. その他の標題表示:十二尾.

史料請求番号41L-2, 21

†地券台帳

14 山梨県第拾三区甲斐国巨摩郡在家塚村地券
台帳 第一号 明治十一年四月.

作成:[在家塚村事務所]. 明治11・4. (1878).

書込み下限:明治21.

1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地番:1—200番 字竹ノ花.

史料請求番号41L-2, 13-1

15 山梨県第拾三区甲斐国巨摩郡在家塚村地券
台帳 第二号 明治十一年四月.

作成:[在家塚村事務所]. 明治11・4. (1878).

書込み下限:明治21.

1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地番:201—235番 字竹ノ花. 236—402番 字御

堂.

史料請求番号41L-2, 13-2

16 山梨県第拾三区甲斐国巨摩郡在家塚村地券
台帳 第三号 明治十一年四月.

作成:[在家塚村事務所]. 明治11・4. (1878).

書込み下限:明治21.

1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地番:403—614番 字柳原.

史料請求番号41L-2, 13-3

17 山梨県第拾三区甲斐国巨摩郡在家塚村地券
台帳 第四号 明治十一年四月.

作成:[在家塚村事務所]. 明治11・4. (1878).

書込み下限:明治21.

1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

地番:615—902番 字神ノ木.

史料請求番号41L-2, 13-4

18 山梨県第拾三区甲斐国巨摩郡在家塚村地券台帳 第五号 明治十一年四月。

作成:[在家塚村事務所]。明治11・4。(1878)。

書込み下限:明治21。

1冊。25・5cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。

地番:903—1175番 字細道。

史料請求番号41L-2, 13-5

19 山梨県第拾三区甲斐国巨摩郡在家塚村地券台帳 第六号 明治十一年四月。

作成:[在家塚村事務所]。明治11・4。(1878)。

書込み下限:明治21。

1冊。25・5cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。

地番:1176—1499番 字仲畑。

史料請求番号41L-2, 13-6

20 山梨県第拾三区甲斐国巨摩郡在家塚村地券台帳 第七号 明治十一年四月。

作成:[在家塚村事務所]。明治11・4。(1878)。

書込み下限:明治21。

1冊。25・5cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。

地番:1500—1821番 字横堀。

史料請求番号41L-2, 13-7

21 山梨県第拾三区甲斐国巨摩郡在家塚村地券台帳 第八号 明治十一年四月。

作成:[在家塚村事務所]。明治11・4。(1878)。

書込み下限:明治21。

1冊。25・5cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。

地番:1822—2296番 字北河原。

史料請求番号41L-2, 13-8

22 山梨県第拾三区甲斐国巨摩郡在家塚村地券台帳 第九号 明治十一年四月。

作成:[在家塚村事務所]。明治11・4。(1878)。

書込み下限:明治21。

1冊。25・5cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。

地番:2297—2545番 字芝原。

史料請求番号41L-2, 13-9

23 林・竹林・芝地一筆限帳 明治九年九月 巨

摩郡第廿六区在家塚村。

差出:在家塚村戸長斎藤専平[ほか副戸長2名。押印]。宛名:山梨県令藤村紫朗。明治9・9・25。(1876)。

1冊。24cm。後表紙なし。

史料請求番号41L-2, 17

十一筆限反別地価取調帳

24 一筆限反別地価取調帳[帳] 第壹号字竹ノ花在家塚村役所。

作成:在家塚村役所。明治[]。

1冊。23・5cm。地主押印。

史料請求番号41L-2, 15-1

25 一筆限反別地価取調帳 第二号字御堂 在家塚村役所。

作成:在家塚村役所。明治[]。

1冊。24cm。地主押印。

史料請求番号41L-2, 15-2

26 一筆限反別地価取調帳 第三号字柳原 在家塚村役所。

作成:在家塚村役所。明治[]。

1冊。24cm。地主押印。

史料請求番号41L-2, 15-3

27 一筆限反別地価取調帳 第四号字神ノ木在家塚村役所。

作成:在家塚村役所。明治[]。

1冊。23・5cm。地主押印。

史料請求番号41L-2, 15-4

28 一筆限反別地価取調帳 第五号字細道 在家塚村役所。

作成:在家塚村役所。明治[]。

1冊。24cm。地主押印。

史料請求番号41L-2, 15-5

29 一筆限反別地価取調帳 第六号字仲畑 在家塚村役所。

作成:在家塚村役所。明治[]。

1冊。24cm。地主押印。

史料請求番号41L-2, 15-6

30 一筆限反別地価取調帳 第七号字横堀 在家塚村役所。

作成:在家塚村役所。明治[]。

1冊。24cm。地主押印。

史料請求番号41L-2, 15-7

31 一筆限反別地価取調帳 第八号字北河原 在家塚村役所。

作成:在家塚村役所。明治[]。

1冊。24cm。地主押印。

史料請求番号41L-2, 15-8

32 一筆限反別地価取調帳 字芝原第九号 在家塚村役所。

作成:在家塚村役所。明治[]。

1冊。24cm。地主押印。

史料請求番号41L-2, 15-9

6・1・3. 山林原野

33 山林・原野一筆限帳 明治十一年 在家塚村役所。

差出:在家塚村担当戸長斎藤専平[ほか村惣代5名。押印]。宛名:山梨県令藤村紫朗。明治11・6・27。(1878)。

1冊。24cm。地主押印。

史料請求番号41L-2, 18

6・1・4. 物産

34 物産并勤業資本収入帳 明治十三年・全十七年 在家塚村。

在家塚村役所。明治11-17。(1878-1884)。

1冊。26cm。後表紙なし。

地小口表示:在物産并勤業資本利子元帳。

史料請求番号41L-2, 25

6・2. 上今諏訪村事務所・村役所文書

6・2・1. 土地

† 反別地価一筆限名寄帳

35 反別地価一筆限名寄帳 四冊之内第壹号 第十三区上今諏訪村。

作成:上今諏訪村事務所(推定)。明治9頃(推定)。(1876)。書込み下限:明治18。

1冊。26・5cm。かぶせ綴。地主押印。

内容:伊藤佐兵衛分以下。

史料請求番号41L-2, 32-1

36 反別地価一筆限名寄帳 四冊之内第貳号 第十三区上今諏訪村。

作成:上今諏訪村事務所(推定)。明治9頃(推定)。(1876)。書込み下限:明治18。

1冊。26・5cm。かぶせ綴。地主押印。

内容:矢崎瀬兵衛分以下。

史料請求番号41L-2, 32-2

37 反別地価一筆限名寄帳 四冊之内第参号 第十三区上今諏訪村。

作成:上今諏訪村事務所(推定)。明治9頃(推定)。(1876)。書込み下限:明治18。

1冊。27cm。かぶせ綴。地主押印。

内容:伊藤市右衛門分以下。

史料請求番号41L-2, 32-3

38 反別地価一筆限名寄帳 四冊之内第四号 第十三区上今諏訪村。

作成:上今諏訪村事務所(推定)。明治9頃(推定)。(1876)。書込み下限:明治18。

1冊。26・5cm。かぶせ綴。地主押印。

内容:原菊造分以下。史料請求番号41L-2, 32-4

6・2・2. 水害損地

39 損地一筆限取調帳 明治九年 第拾三区上今諏訪村。

差出:上諏訪村担当戸長斎藤卯八[ほか副戸長1名。押印]。宛名:山梨県令藤村紫朗。明治10・4・20。(1877)。

1冊。24cm。地主押印。

その他の標題表示:九年水害損地反別・収獲・地価一筆限取調帳。

史料請求番号41L-2, 34

40 損地調査 明治九丙子第十月 第十三区上

今諏訪村.

差出:上今諏訪村戸長斎藤卯八[ほか副戸長2名].宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治9・10.(1876).

1冊. 27cm. 後表紙なし. 地主押印.

史料請求番号41L-2, 50-2

41 [明治十] 五年水害損地取調上申 中巨摩郡上今諏訪村.

差出:上今諏訪村役所(推定). 明治15頃(推定).(1882).

1冊. 23cm. 表紙欠. 史料請求番号41L-2, 50-1

6.3. 下今諏訪村事務所・村役所文書

6.3.1. 土地

† 一筆限反別地価取調簿

42 一筆限反別地価取調簿 第壹号 第十三区 下今諏方(訪)村.

作成:下今諏訪村事務所(推定). 明治9推定.(1876).

1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.

その他の標題表示:六冊之内第壹番 前畑・森南・^(森)西・^(森)々北.

地番:1—270番. 史料請求番号41L-2, 36-1

43 一筆限反別地価取調簿 第貳号 山梨県第十三区下今諏訪村.

作成:下今諏訪村事務所(推定). 明治9推定.(1876). 書込み下限:明治18.

1冊. 27.5cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:271—609番. 史料請求番号41L-2, 36-2

44 一筆限反別地価取調簿 字中河原壹番 山梨県第十三区下今諏訪村.

作成:下今諏訪村事務所(推定). 明治9推定.(1876). 書込み下限:明治19.

1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:610—883番. 史料請求番号41L-2, 37-1

45 一筆限反別地価取調簿 字中河原第二番 山梨県第十三区下今諏訪村.

作成:下今諏訪村事務所(推定). 明治9推定.(1876). 書込み下限:明治19.

1冊. 27.5cm. 地主押印.

地番:834—1081番. 史料請求番号41L-2, 36-4

46 一筆限反別地価取調簿 字中河原三番 山

梨県第十三区下今諏訪村.

作成:下今諏訪村事務所(推定). 明治9推定.(1876). 書込み下限:明治18.

1冊. 28cm. 地主押印.

地番:1082—1339番. 史料請求番号41L-2, 37-2

47 [一筆限反別地価取調簿].

作成:下今諏訪村事務所(推定). 明治9推定.(1876). 書込み下限:明治18.

1冊. 28cm. 表紙なし. 地主押印.

地番:1340—1646番. 史料請求番号41L-2, 36-3

† 地券台帳

48 地券台帳 一 自第壹番至第四百六十五番 前畑・森南・森西・森北・金丸・後畑・宮前 明治十一年七月.

作成:下今諏訪村事務所(推定). 明治11・7.(1878). 書込み下限:明治21.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

後表紙の表示:中巨摩郡下今諏訪村.

史料請求番号41L-2, 38-1

49 地券台帳 二 自第四百六拾六番至第九百八番 字宮前・欠落・中河原 明治十一年七月.

作成:下今諏訪村事務所(推定). 明治11・7.(1878). 書込み下限:明治21.

1冊. 25cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.

後表紙の表示:中巨摩郡下今諏訪村.

史料請求番号41L-2, 38-2

50 地券台帳 三 自第九百九番至第一千二百八十六番 字内河原 明治十一年七月.

作成:下今諏訪村事務所(推定). 明治11・7.
(1878).書込み下限:明治21.

1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
後表紙の表示:中巨摩郡下今諏訪村.

史料請求番号41L-2, 38-3

- 51 地券台帳 四 自第千二百八十九番至第千六百四十六番 字中河原・腰巻・永光 明治拾一年七月.

作成:下今諏訪村事務所(推定). 明治11・7.
(1878).書込み下限:明治21.

1冊. 25・5cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙使用.
後表紙の表示:中巨摩郡下今諏訪村.

史料請求番号41L-2, 38-4

十一筆限田畑名寄帳

- 52 一筆限田畑名寄帳 第壹号 中巨摩郡下今諏訪村.

作成:下今諏訪村役所推定. 明治12頃(推定).
(1879).書込み下限:明治18.

1冊. 27・5cm. 史料請求番号41L-2, 40-1

- 53 一筆限田畑名寄帳 第貳号 中巨摩郡下今諏訪村.

作成:下今諏訪村役所(推定). 明治12頃(推定).
(1879).書込み下限:明治18.

1冊. 27・5cm. 史料請求番号41L-2, 40-2

- 54 一筆限田畑名寄帳 第三号 中巨摩郡下今諏訪村.

作成:下今諏訪村役所推定. 明治12頃(推定).
(1879).書込み下限:明治18.

1冊. 27・5cm. 史料請求番号41L-2, 40-3

- 55 一筆限田畑名寄帳 第四号 中巨摩郡下今諏方(訪)村.

作成:下今諏訪村役所(推定). 明治12頃(推定).
(1879).書込み下限:明治18.

1冊. 27・5cm. 史料請求番号41L-2, 40-4

6・3・2. 山林原野

- 56 山林原野一筆限り取調帳 第十三区下今諏訪村.

作成:下今諏訪村事務所(推定). 明治[].

1冊. 28・5cm. 史料請求番号41L-2, 41

6・3・3. 水害損地

- 57 明治十五年水害損地一筆限取調帳 中巨摩郡下今諏訪村.

作成:下今諏訪村役所(推定). 明治15頃(推定).
(1882).書込み下限:明治15.

1冊. 22cm. 史料請求番号41L-2, 39

6・4. 西野村名主(所)・戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書

6・4・1. 村政一般

- 58 御用留 第壹番 明治五亥貳年湊灘如月日
名主長谷部与市左衛門.

西野村. 明治5.(1872).

1冊. 25cm. 史料請求番号41L-2, 73

6・4・2. 布告・布達

- 59 御廻状表 二番 明治五壬申歳七月日 西野村名主.

作成:西野村. 明治5.(1872).

1冊. 27cm. 後表紙なし.

史料請求番号41L-2, 72

- 60 御布告写 六番 明治六年二月十一日ヨリ
同月十八日迄 西野村戸長(押印).

西野村. 明治6.(1873).

1冊. 27cm.

表紙印文:「甲州西野金西口長」.

史料請求番号41L-2, 75-2

- 61 各種御布告番号書写 明治六年第八月一日
ヨリ八月三十一日迄

[西野村]. 明治6.(1873).

1冊. 27・5cm. 一部破損.

その他の標題表示:三十一日迄.

史料請求番号41L-2,74

62 御布告書 明治六年十一月五日従 西野村
戸長所。

西野村。明治6。(1873)。

1冊。27cm。 史料請求番号41L-2,75-1

63 [回章写]。

[西野村]。[明治7]。(1874)。

1綴。27・5cm。表紙・後表紙なし。罫紙:無題

黒色8行罫。 史料請求番号41L-2,75-3

64 回章写 十一年六月 西野村事務所。

西野村事務所。明治11。(1878)。

1冊。26・5cm。 史料請求番号41L-2,76

6・4・3. 租税

† 正租収入簿

65 正租収入簿 明治十五年度 西野村役所。

作成:西野村役所。明治15。(1882)。

1冊。27・5cm。四ツ目綴。罫紙:無題橙色10行
罫。 史料請求番号41L-2,68-1

66 正租収入簿 第壹号 明治十六年度 中巨
摩郡西野村(押印)。

作成:西野村役所。明治16。(1883)。

1冊。26・5cm。かぶせ綴。罫紙:無題橙色13行
罫。

表紙印文:「山梨県中巨摩郡西野村役所」。

史料請求番号41L-2,68-2

67 正租収入簿 第貳号 明治十六年度 中巨
摩郡西野村(押印)。

作成:西野村役所。明治16。(1883)。

1冊。26・5cm。かぶせ綴。罫紙:無題橙色13行
罫。

表紙印文:「山梨県中巨摩郡西野村役所」。

史料請求番号41L-2,68-3

† †

68 原野地租勘定帳 明治十二年分并十三年 壬
相用 十三年四月収納 西野村役所。

作成:西野村役所。明治13。(1880)。

1冊。26・5cm。罫紙:無題橙色10行罫。

史料請求番号41L-2,69

6・4・4. 小物成

69 林小物成名寄帳 元治二年丑三月日 名主
与市左衛門。

作成:西野村。元治2。(1865)。

1冊。40cm(横長美帳)。

その他の標題表示:第二十号。

史料請求番号41L-2,81

70 小物成ケ所取調書上 巨摩郡第貳拾六区西
野村。

差出:[西野村] 戸長長谷部与一左衛門[ほ
か副戸長4名]。宛名:山梨県令藤村紫朗。明
治6・9・15。(1873)。

1綴。27cm。

内題:小物成米書上。 史料請求番号41L-2,84

71 [去明治九年小物成仮納金取立帳ほか]。

西野村事務所 明治9頃—11推定。(1876—
78)。

1綴(3綴・冊)。27cm。

合綴:1. 去明治九年小物成仮納金取立帳 明治十
一年第七月 第十三区西野村事務所。作成:西野
村事務所。明治11・7。(1878)。1綴。27cm。罫紙:無
題藍色10行罫。(史料番号85)。

2. 明治九年小物成税仮収納帳 第十三区巨摩郡
西野村。作成:西野村事務所。明治9以降。(1876)。
1冊。27cm(横長半帳)。(史料番号86)。

3. 明治九年小物成税仮収納帳 第十三区西野村。
作成:西野村事務所。明治9以降。(1876)。1綴。26・
5cm。罫紙:無題藍色10行罫。(史料番号87)。

史料請求番号41L-2,85/87

6・4・5. 地方税・協議費

72 [協議費・戸数割・地方税取立帳]。

作成:[西野村役所]。明治[14以降]。(1881)。
書込み下限:明治14。

1綴。26・5cm。表紙・後表紙なし。罫紙:無題橙
色10行罫。納入金ごとの割印あり。

内容:芦沢小四部分以下。

史料請求番号41L-2,80-1

73 [協議費・戸数割・地方税取立帳]。

作成:[西野村役所]. 明治[14以降].(1881).
書込み下限:明治14.
1綴.26・5cm,表紙なし.罫紙:無題橙色10行
罫.納入金ごとの割印あり.
史料番号80-1と一体のものか.
内容:中込源重良分以下.
史料請求番号41L-2,80-2

74 [協議費・戸数割・地方税取立帳].
作成:西野村役所推定. 明治13以降.(1880).
1綴.26・5cm.前・後欠.罫紙:無題橙色13行
罫.
編綴は史料館によるもの.
内容:長谷部清左衛門分ほか.
史料請求番号41L-2,97-3

6・4・6.土地

75 [入作名寄ほか].
[西野村]. 嘉永4推定—安政4.(1851—57).
1綴(3冊). 27・5cm.
合綴:1.[入作名寄ほか].作成:[西野村].嘉永4推
定.(1851).1冊.27・5cm.「戌改」の表示あり.
2.入作名寄帳 嘉永四年亥三月日 西野村小野
萩右衛門者也.作成:西野村.嘉永4.(1851).1冊.
27・5cm.「戌改」の表示あり.
3.入作高名寄帳 安政四年巳十二月.作成:[西野
村].安政4.(1857).1冊.27・5cm.
史料請求番号41L-2,56-2

76 [地所名寄帳カ].
作成:[西野村]. 明治[].
1冊.34cm(横長半帳).前欠.
内容:長左衛門・宝珠院分以下.
史料請求番号41L-2,97-2

十一筆限取調簿

77 地券一筆限取調簿 北貳番字柳原 従貳百
六拾五至三百七拾五 明治六年九月 巨摩
郡第二十六区西野村.
作成:西野村. 明治6・9.(1873).
1冊.27・5cm.下げ紙多数.地主押印.
その他の標題表示:絵図済.読合済.再読合済.
史料請求番号41L-2,58-1

78 一筆限取調簿 北三番 西北原四番田帳
第三百七拾六両(番)より同六百二十七番迄
明治六年九月 巨摩郡第二十六区西野村.
作成:西野村. 明治6・9.(1873).
1冊.27・5cm.地主押印.
その他の標題表示:仕上り.
史料請求番号41L-2,58-2

79 一筆限取調簿 字西和田 第八百七拾番よ
り同九百九拾九番迄 巨摩郡第二十六区西野
村.
作成:西野村. [明治6].(1873).
1冊.27・5cm.下げ紙多数.地主押印.
その他の標題表示:読合済.再算済.絵図改済.算
入手塚八兵衛・長谷部守本(押印).
史料請求番号41L-2,58-12

80 一筆限取調帳 字切付 第千四百十より第
千二百二十二迄 巨摩郡第二十六区西野村.
作成:西野村. [明治6].(1873).
1冊.28cm.地主押印.
その他の標題表示:仕上ケ.
史料請求番号41L-2,58-13

81 一筆限取調簿 南壹番 道下 千四百廿一
より千五百四拾迄 巨摩郡第二十六区西野村.
作成:西野村. [明治6].(1873).
1冊.27cm.下げ紙多数.地主押印.
その他の標題表示:絵図済.掛合[].
史料請求番号41L-2,58-9

82 一筆限取調簿 字観音堂 従千五百四拾壹
至千五百九拾壹 巨摩郡第二十六区西野村.
作成:西野村. [明治6].(1873).
1冊.27・5cm.下げ紙多数.一部破損.地主押
印.
その他の標題表示:算入功力七右衛門.済.
史料請求番号41L-2,58-3

83 一筆限取調簿 字横堀 従千五百九拾貳至
千七百四拾六 巨摩郡第二十六区西野村.
作成:西野村. [明治6].(1873).
1冊.27・5cm.後表紙欠.下げ紙多数.一部破

- 損,地主押印。
その他の標題表示:絵図済,読合済。
史料請求番号41L-2,58-4
- 84 一筆限取調簿 字南原 従式千百六拾九至式千式百七 巨摩郡第二十六区西野村。
作成:西野村。[明治6]。(1873)。
1冊。27・5cm,下げ紙多数,地主押印。
その他の標題表示:読ミ合相済。
史料請求番号41L-2,58-5
- 85 一筆限取調簿 字五味 従式千式百八至式千式百八拾六 巨摩郡第二十六区西野村。
作成:西野村。[明治6]。(1873)。
1冊。27・5cm,下げ紙多数,地主押印。
その他の標題表示:読合済,再算済,中込編筆。
史料請求番号41L-2,58-6
- 86 地券一筆限取調簿 南四番 字夏目原 従式千式百八拾七(至)式千三百四拾五 明治六年九月 巨摩郡第二十六区西野村。
作成:西野村。明治6。(1873)。
1冊。27・5cm,下げ紙多数,地主押印。
その他の標題表示:仕上り,読合済。
史料請求番号41L-2,58-7
- 87 一筆限取調簿 字前原 従式千四百五拾三至式千四百九拾八^(ママ) 巨摩郡第二十六区西野村。
作成:西野村。[明治6]。(1873)。
1冊。27・5cm,下げ紙多数,地主押印。
史料請求番号41L-2,58-8
- 88 一筆限取調簿 字池尻 従式千四百九十八至式千五百七 巨摩郡第二十六区西野村。
作成:西野村。[明治6]。(1873)。
1冊。27cm,下げ紙多数,地主押印。
その他の標題表示:読ミ合,絵図共ニ相済。
史料請求番号41L-2,58-10
- 89 [一]筆限取調簿 字明躰 従式千六百八至式千六百七拾四 巨摩郡第二十六区西野村。
作成:西野村。[明治6]。(1873)。
- 1冊。27cm,下げ紙多数,一部破損,地主押印。
史料請求番号41L-2,58-11
- 90 一筆限取調簿 内何歩相立入・外二何歩道歩引・堰歩引・内何歩入歩立 巨摩郡第二十六区西野村。
作成:西野村。[明治6]。(1873)。
1冊。27cm。 史料請求番号41L-2,58-14
- †改正名寄
- 91 改正名寄 西野村東北村組。
作成:西野村事務所(推定)。明治[]。書込み下限:明治14。
1冊。27・5cm。 史料請求番号41L-2,55
- 92 改正入作名寄 巨摩郡式拾六区西野村。
作成:西野村事務所。明治[]。書込み下限:明治14。
1冊。27・5cm。 史料請求番号41L-2,56-1
- 93 名寄帳 欄組
作成:西野村事務所(推定)。明治[]。書込み下限:明治14。
1冊。27・5cm。 史料請求番号41L-2,54
- †地券台帳
- 94 地券台帳 壱 自壱番至四百八番 字道上・小森・柳原 明治十一年七月。
作成:西野村事務所(推定)。明治11・7。(1878)。
書込み下限:明治21。
1冊。26cm,四ツ目綴,地券台帳用紙使用。
後表紙の表示:西野村役所。
史料請求番号41L-2,52-1
- 95 地券台帳 自四百九番至九百六十二番 字西北原・東北原 明治十一年七月。
作成:西野村事務所(推定)。明治11・7。(1878)。
書込み下限:明治21。
1冊。26cm,四ツ目綴,地券台帳用紙使用。
後表紙の表示:西野村役所。
史料請求番号41L-2,52-2

- 96 地券台帳 自九百六十三番至千式百六十六番 字西和田・東和田 明治十一年第七月。作成:西野村事務所(推定)。明治11・7。(1878)。書込み下限:明治21。1冊。26cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。後表紙の表示:西野村役所。
史料請求番号41L-2,52-3
- 97 地券台帳 自千二百六拾七番至千六百拾二番 字切附・東原 明治十一年第七月。作成:西野村事務所(推定)。明治11・7。(1878)。書込み下限:明治21。1冊。26cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。後表紙の表示:西野村役所。
史料請求番号41L-2,52-4
- 98 地券台帳 自千六百拾三番至千九百九十番 字道下・観音堂・横堀 明治十一年第七月。作成:西野村事務所(推定)。明治11・7。(1878)。書込み下限:明治21。1冊。26cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。後表紙の表示:西野村役所。
史料請求番号41L-2,52-5
- 99 地券台帳 自千九百九十一番至二千四百十八番 字西原・宮西・寒(塞)神 明治十一年第七月。作成:西野村事務所(推定)。明治11・7。(1878)。書込み下限:明治21。1冊。26cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。後表紙の表示:西野村役所。
史料請求番号41L-2,52-6
- 100 地券台帳 自二千四百拾九番至二千九百壹番 字後畑・南原・五味・東原・西久根 明治十一年第七月。作成:西野村事務所(推定)。明治11・7。(1878)。書込み下限:明治22。1冊。26cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。後表紙の表示:西野村役所。
史料請求番号41L-2,52-7
- 101 地券台帳 自式千九百式番至三千百四十三番 字前原・池尻・明體 明治十一年第七月。作成:西野村事務所(推定)。明治11・7。(1878)。書込み下限:明治21。1冊。26cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。後表紙の表示:西野村役所。
史料請求番号41L-2,52-8
- 十 地所名寄帳
- 102 [地所名寄帳カ]。作成:西野村事務所(推定)。明治[]。1冊。28cm。前欠・一部破損。内容:小野嘉右衛門分以下。
史料請求番号41L-2,96-1
- 103 [地所名寄帳カ]。作成:西野村事務所(推定)。明治[]。(1880)。書込み下限:明治14。1冊。27cm。前欠。史料請求番号41L-2,96-2
- 104 名寄帳 池之端組 明治十四年第四月改。作成:西野村役所。明治14・4。(1881)。書込み下限:明治28。1冊。26cm。四ツ目綴。名寄帳用紙使用。
史料請求番号41L-2,53-1
- 105 名寄帳 巻屋組 明治十四年第四月改。作成:西野村役所。明治14・4。(1881)。書込み下限:明治28。1冊。26cm。四ツ目綴。名寄帳用紙使用。
史料請求番号41L-2,53-2
- 106 名寄帳 北村組 明治十四年第四月改。作成:西野村役所。明治14・4。(1881)。書込み下限:明治28。1冊。26cm。四ツ目綴。名寄帳用紙使用。
史料請求番号41L-2,53-3
- 107 名寄帳 櫛組 明治十四年第四月改。作成:西野村役所。明治14・4。(1881)。書込み下限:明治28。1冊。26cm。四ツ目綴。名寄帳用紙使用。
史料請求番号41L-2,53-4

108 名寄帳 中村組 明治十四年第四月改。

作成:西野村役所。明治14・4。(1881)。書込み下限:明治28。

1冊。26cm。四ツ目綴。名寄帳用紙使用。

史料請求番号41L-2,53-5

109 入作名寄帳 明治十四年第四月改。

作成:西野村役所。明治14・4。(1881)。書込み下限:明治27。

1冊。26cm。四ツ目綴。名寄帳用紙使用。一部開披不可。

史料請求番号41L-2,53-6

110 地目変換簿 開墾願綴込 明治十年度ヨリ西野村役所。

作成:西野村役所。明治[]。書込み下限:明治35。

1冊。26・5cm。四ツ目綴。野紙:無題橙色10行罫。

史料請求番号41L-2,62

6・4・7.堀敷・間数呼違取調

111 堀敷取調簿 明治九年七月 巨摩郡第廿六区西野村。

作成:西野村事務所。明治9・7。(1876)。

1冊。28cm。地主押印。史料請求番号41L-2,59

†間数呼違取調簿

112 縄違総計取調簿 明治九年九月廿七日 巨摩郡第廿六区西野村。

作成:西野村事務所。明治9・9。(1876)。

1冊。27cm。史料請求番号41L-2,60

113 間数呼違取調簿 明治九年九月廿九日 巨摩郡第廿六区西野村。

作成:西野村事務所。明治9・9。(1876)。

1冊。27cm。

地番:156番以下。史料請求番号41L-2,61-1

114 [間数呼違取調簿ほか]。

西野村事務所。明治9。(1876)。

1綴(2綴)。27・5cm。表紙・後表紙なし。

合綴:1.[間数呼違取調簿]。差出:西野村戸長長谷部守本[ほか副戸長・伍長3名]。宛名:山梨県令藤村紫朗。明治9・1・11。(1876)。1綴。27・5cm。地番:

314番以下。

2.[間数呼違取調簿] 作成:[西野村]。[明治9]。(1876)。1綴。27cm。地番:654—885番。

史料請求番号41L-2,61-2

115 石地取調簿明治九年七月 巨摩郡第廿六区西野村。

作成:西野村事務所。明治9・7。(1876)。

1冊。27・5cm。後表紙なし。地主押印。

史料請求番号41L-2,64

116 [畑地間数呼違之分取調帳]。

差出:西埜村戸長長谷部守平[ほか副戸長・伍長総代6名。押印]。宛名:山梨県令藤村紫朗。明治9・9・29。(1876)。

1綴。27cm。表紙・後表紙なし。

字名:夏目原・西久根・前原・池尻・明鉢。

内容:二千三百五拾式 中込重太郎以下。

史料請求番号41L-2,78-1

117 道下・西原下帳

作成:西野村事務所(推定)。明治9推定。(1876)。

1綴。27cm。表紙・後表紙なし。地主押印。畑地間数呼違之分取調帳の下書カ。

字名:道下・観音堂・横堀。

史料請求番号41L-2,78-2

118 [堀敷取調帳]。

差出:西埜村戸長長谷部守平[ほか副戸長・伍長総代6名。押印]。宛名:山梨県令藤村紫朗。明治9・7・27。(1876)。

1綴。27・5cm。表紙・後表紙なし。地主押印。

字名:寒(塞)神・後畑・五味・夏目原・西久根・前原・池尻・明鉢。

史料請求番号41L-2,78-3

119 [畑地間数呼違之分取調帳]。

作成:西野村事務所(推定)。明治9推定。(1876)。

1綴。27cm。表紙・後表紙なし。

字名:道下・観音堂・横堀・堀敷・宮西。

内容:千四百六十六ノ内巻 長谷部守平以下。

史料請求番号41L-2,78-4

120 [堀敷・石塚取調帳].

作成:西野村事務所(推定). 明治9推定.
(1876).

1綴. 27cm. 表紙なし. 地主押印.

字名:東北原. 史料請求番号41L-2, 78-5

121 [石地・芝地・堀敷取調帳].

差出:西野村戸長長谷部守平[ほか副戸長・
伍長総代6名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫
朗. 明治9・7・28.(1876).

1綴. 27・5cm. 表紙・後表紙なし. 地主押印.

字名:東北原・西原.

内容:六百五十三ノ内大日庵分以下.

史料請求番号41L-2, 78-6

122 [畑地間数呼違・堀敷取調帳].

作成:西野村事務所(推定). 明治9推定.
(1876).

1綴. 27cm. 表紙・後表紙なし. 地主押印.

字名:畑・観音堂・西原・堀敷・宮西(堀敷分はもと
別綴であったものか).

内容:千七百七十四ノ内芦沢重兵衛分以下.

史料請求番号41L-2, 78-7

123 [堀敷取調帳].

作成:西野村事務所(推定). 明治9推定.
(1876).

1綴. 27cm. 表紙なし. 地主押印.

字名:西和田・東和田・北東原・東原.

内容:九百五号 芦沢重左衛門以下.

史料請求番号41L-2, 78-8

6・4・8. 水路普請

124 早川開鑿・新用水路普請積方帳 控.

差出:第七区穴山村烏津貞則. 連署:開鑿委
任総代中込総右衛門[ほか6名]. 長官宛. 明
治11・7.(1878).

1冊. 24・5cm. 一部破損.

史料請求番号41L-2, 95

6・4・9. 収獲調

125 収獲取調帳・収獲調雛形 国郡区何村.

西野村役所(推定). 明治[].

1冊. 24・5cm.

その他の標題表示:用紙蔵半紙凡式行認

史料請求番号41L-2, 77

126 [物産風災前後収獲見込] 御届.

差出:[西野] 村戸長手塚八兵衛. 宛名:中巨
摩郡長三枝七内. 明治[].

1綴. 26・5cm. 罫紙:無題橙色10行罫.

史料請求番号41L-2, 88

6・4・10. 地誌編輯

127 地誌編輯届

差出:[西野村] 戸長長谷部真蔵(押印). 宛
名:山梨県令藤村紫[朗]. 明治12・5・1.(1879).

1綴. 26・5cm. 罫紙:無題橙色10行罫.

端書:本番読合済. 差出巻通ニテ済ミ下書.

史料請求番号41L-2, 82

128 地誌編集取調 明治十二年五月 中巨摩郡
西野村.

作成:[西野村役所]. 明治12・5.(1879).

1綴. 26・5cm. 後欠. 罫紙:無題橙色10行罫.

内容:史料番号82の下書か.

史料請求番号41L-2, 83

6・4・11. 入会

129 官有地え入会場拝借願.

差出:高尾村[ほか22か村] 総代依田久右衛
門[ほか4名]. 明治14・9.(1881).

1綴. 26・5cm. 罫紙:無題橙色10行罫.

史料請求番号41L-2, 91

130 三拾六ヶ村入会山民有地二御編入願.

差出:[中巨摩郡旧須沢村外旧式拾貳ヶ村人
民・北巨摩郡旧上条南割村外旧九ヶ村人民].
明治15・2.(1882).

1綴. 26・5cm. 罫紙:無題橙色10行罫.

史料請求番号41L-2, 92

131 [高尾山入会願一件二付回章留].

[西野村役所]. 明治14—15.(1881—82).

1綴. 26・5cm.

編綴は史料館によるものか.

史料請求番号41L-2, 93

6・4・12. 学事

132 学務委員定員及給料御伺。

差出:[西野] 村戸長手塚八兵衛(押印)。宛名:山梨県令藤村紫朗。明治14。(1881)。1綴。26cm。罫紙:無題橙色10行罫。

史料請求番号41L-2, 89

133 学務委員撰挙之義二付御伺。

差出:[西野] 村戸長手塚八兵衛(押印)。宛名:中巨摩郡長三枝七内。明治14・8・3。(1881)。1綴。26cm。罫紙:無題橙色10行罫。

史料請求番号41L-2, 90

6・5. 百田村外一箇村戸長役場文書

6・5・1. 土地

† 地券名寄帳

134 地券名寄帳 五冊之内巻 第壹号北村 中巨摩郡在家塚村。

作成:百田村外一箇村戸長役場。明治19推定。(1886)。書込み下限:明治28。1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙使用。

目次:巻 中沢常右衛門一六十一 中込喜十郎。

史料請求番号41L-2, 12-1

135 地券名寄帳 五冊之内 第貳号福島 中巨摩郡在家塚村。

作成:百田村外一箇村戸長役場。明治19推定。(1886)。書込み下限:明治28。1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙使用。

目次:巻 中込四郎左エ門一四十四 中込みつ。

史料請求番号41L-2, 12-2

136 地券名寄帳 五冊之内 第参号 中巨摩郡在家塚村。

作成:百田村外一箇村戸長役場。明治19推定。(1886)。書込み下限:明治28。1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙使用。

目次:巻 斎藤庄作一五十九 斎藤とく。

史料請求番号41L-2, 12-3

137 地券名寄帳 五冊之内 第四号下村 中巨摩郡在家塚村。

作成:百田村外一箇村戸長役場。明治19推定。(1886)。書込み下限:明治28。

1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙使用。

目次:巻 中込森三郎一七十二 中込貞次郎。

史料請求番号41L-2, 12-4

138 地券名寄帳 五冊之内 第五号下村・他村 中巨摩郡在家塚村。

作成:百田村外一箇村戸長役場。明治19推定。(1886)。書込み下限:明治28。

1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙使用。

目次:巻 中込市平一[六十五] 斎藤源兵衛。

史料請求番号41L-2, 12-5

†

†

139 地目限反別地価総計帳 明治廿叁年八月訂正 在家塚村。

作成:百田村外一箇村戸長役場。明治21。(1888)。書込み下限:明治22。

1冊。27cm。四ツ目綴。罫紙:同戸長役場統計用紙。

史料請求番号41L-2, 14

140 百田村・在家塚村別券台帳 明治廿叁年

作成:[百田村外一箇村戸長役場]。明治21。(1888)。書込み下限:明治21。

1冊。25cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。

史料請求番号41L-2, 29

6・5・2. 建物

141 在家塚村建物台帳 百在戸長役場。

百田村外一箇村戸長役場。明治[]。書込み下限:明治20。

1冊。25cm。四ツ目綴。

史料請求番号41L-2, 22

- 142 在家塚村各自建物届書 百在戸長役場。
百田村外一箇村戸長役場。明治17.(1884)。
1冊。25cm。
内容:1.所有建物取調書 第壹番組伍長中沢常右衛門組。
2.所有建物取調書 九番組伍長中込佐五右衛門。
3.所有建物取調書 在十番組伍長竹内快三郎組。
史料請求番号41L-2,23
- 143 建物図面 明治十九年第十一月 中巨摩郡在家塚村。

百田村外一箇村戸長役場。明治19.(1886)。
1冊。26cm。四ツ目綴。綴じ糸破損。所有者押印。
史料請求番号41L-2,24

6・5・3.物産

- 144 煙草作付反別各自届書 明治廿一年 中巨摩郡在家塚村。
百田村外一箇村戸長役場。明治21.(1888)。
1冊。27・5cm。一部破損。罫紙。煙草作付御届。作人押印。
史料請求番号41L-2,19

6.6.豊村外三箇村戸長役場文書

6・6・1.郡衙往復

- 145 郡庁諸達照会書 明治貳拾貳年 戸長役場。
元豊村外三箇村戸長役場。明治21—22。(1888—89)。
1冊。25・5cm。四ツ目綴。後表紙なし。
史料請求番号41L-2,79

(1885).書込み下限:明治29。
1冊。26cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙使用。
内容:金丸正徳分以下。
史料請求番号41L-2,30-3

6・6・2.土地

†地券名寄帳

- 146 地券名寄帳 第壹号 明治十八年第六月改正 中巨摩郡上今諏訪村。
作成:[豊村外三箇村戸長役場]。明治18。(1885)。書込み下限:明治29。
1冊。26cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙使用。
内容:伊藤佐兵衛分以下。
史料請求番号41L-2,30-1
- 147 地券名寄帳 第貳号 明治十八年第六月改正 中巨摩郡上今諏訪村。
作成:[豊村外三箇村戸長役場]。明治18。(1885)。書込み下限:明治29。
1冊。26cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙使用。
内容:金丸潔八分以下。
史料請求番号41L-2,30-2
- 148 地券名寄帳 第三号 明治十八年第六月改正 中巨摩郡上今諏訪村。
作成:[豊村外三箇村戸長役場]。明治18。

149 [地券台帳].

作成:豊村外三箇村戸長役場。明治18推定。(1885)。書込み下限:明治21。
1綴。27・5cm。表紙。後表紙なし。地券台帳用紙使用。
史料請求番号41L-2,52-9

150 上今諏訪村・西野村・下今諏訪村土地台帳総計 西野村・今諏訪村。

作成:[豊村外三箇村戸長役場]。[明治22]。(1889)。
1冊。28cm。罫紙。豊村外三箇村戸長役場赤色13行罫。
史料請求番号41L-2,57

151 管外所有地台帳 明治二十二年 西野村。

作成:豊村外三箇村戸長役場。明治22。(1889)。
1冊。27cm。四ツ目綴。地所台帳用紙使用。
史料請求番号41L-2,67

152 部外所有地価金簿 明治十九稔七月改 豊村外三ヶ村戸長役場。

作成:豊村外三箇村戸長役場。明治19。(1886)。
1冊。27cm。罫紙。無題藍色10行罫。
その他の標題表示:西野・今諏訪。

史料請求番号41L-2,70

6・6・3. 建物

†建物台帳

153 建物台帳 明治十八年七月編製 中巨摩郡
下今諏訪村。

作成:豊村外三箇村戸長役場。明治18.(1885).
書込み下限:明治24.

1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 建物台帳用紙使用.
史料請求番号41L-2,46

154 建物台帳 明治十八年七月編製 中巨摩郡
西野村。

作成:豊村外三箇村戸長役場。明治18.(1885).
書込み下限:明治24.

1冊. 26・5cm. 四ツ目綴. 建物台帳用紙使用.
史料請求番号41L-2,66

6・6・4. 地所・建物公証

†公証一覧簿

155 地所・建物質入・書入公証一覧簿 自慶応四
年正月至(以下欠) 中巨摩郡下今諏訪村。

作成:[豊村外三箇村] 戸長役場。明治20頃
(推定).(1887). 書込み下限:明治25.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 地所・建物公証一覧表
用紙使用. 史料請求番号41L-2,44

156 地所・建物質入公証一覧簿 自明治六年七

月至(以下欠) 中巨摩郡西野村。

作成:豊村外三箇村戸長役場。明治20推定。
(1887). 書込み下限:明治20.

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 罫紙:地所建物公証一
覧表. 史料請求番号41L-2,63

†異動地申告書

157 異動地申告書 自明治十八年一月至全二十
一年十二月 中巨摩郡上今諏訪村。

[豊村外三箇村戸長役場]。明治18-21.
(1885-88).

1冊. 26cm. 四ツ目綴.
内容:手塚繁治分以下.

史料請求番号41L-2,31

158 異動地申告書 自明治十八年一月至全二十
一年十二月 中巨摩郡下今諏訪村。

豊村外三箇村戸長役場。明治18-21.(1885-
88).

1冊. 26・5cm. 四ツ目綴.

史料請求番号41L-2,45

159 異動地申告書 至明治十七年一月至全二十
一年十二月 中巨摩郡西野村。

豊村外三箇村戸長役場。明治17-21.(1884-
88).

1冊. 26cm. 四ツ目綴. 罫紙:同戸長役場橙色
13行罫. 史料請求番号41L-2,65

6・7. 在家塚村外二箇村組合役場文書

6・7・1. 郡衙往復

†郡庁諸達照会

160 郡衙諸達照会書 明治貳拾五歳 在家塚村
外式ヶ村組合役場。

在家塚村外二箇村組合役場。明治24-25.
(1891-92).

1冊. 28cm. 四ツ目綴. 後表紙なし.

史料請求番号41L-2,26

161 郡庁諸達照会 明治貳拾七年 在家塚村外
式ヶ村組合役場。

在家塚村外二箇村組合役場。明治27.(1894).

1冊. 28・5cm. 後表紙なし.

史料請求番号41L-2,27-1

162 [郡庁諸達照会ほか].

在家塚村外二箇村組合役場。明治23-27.
(1890-94).

1綴(2冊). 27・5cm.

合綴:1. 郡庁諸達照会 第貳号 明治貳拾七年
在家塚村外式ヶ村組合役場. 同組合役場。明治2
3-27.(1890-94). 1冊. 27・5cm. 後表紙なし.

2.郡衙達書 明治廿七年九月 在家塚村外式ヶ村組合役場,同組合役場. 明治27.(1894). 1冊, 27cm, 後表紙なし. 史料請求番号41L-2, 27-2

6・7・2. 土地

163 開墾嶽下願・地目変換届土地台帳 明治十七年改 中巨摩郡今諏訪村.

作成:在家塚村外二箇村組合役場. 明治22頃(推定).(1889). 書込み下限:明治35.

1冊. 26cm, 四ツ目綴. 罫紙:豊村外三箇村戸長役場橙色13行罫. 在家塚村外二箇村組合村役場赤色13行罫. 史料請求番号41L-2, 47

164 管外所有地台帳 明治二十二年 今諏訪村.

作成:在家塚村外二箇村組合役場. 明治22.(1889).

1冊. 27cm, 四ツ目綴. 土地台帳用紙使用.

史料請求番号41L-2, 48

165 [地券書換台帳]

作成:在家塚村外二箇村組合役場. 明治22以降.(1889). 書込み下限:明治40.

1冊. 27・5cm, 表紙・後表紙なし. 地券台帳用紙使用.

内容:斎藤力蔵分以下. 史料請求番号41L-2, 51-1

166 [地券書換台帳].

作成:在家塚村外二箇村組合役場. 明治22以降.(1889). 書込み下限:明治37.

1綴. 28cm, 表紙・後表紙なし. 地券台帳用紙使用.

内容:志村茂兵工分以下.

史料請求番号41L-2, 51-2

†地租名寄帳(今諏訪村)

167 今諏訪村大字上今諏訪地租名寄帳 二 明治廿九年一月調製 在家塚村外二ヶ村組合役場.

作成:在家塚村外二箇村組合役場. 明治29.(1896). 書込み下限:明治36.

1冊. 26cm, 四ツ目綴. 地租等名寄帳用紙使用.

内容:原喜十郎分以下. 史料請求番号41L-2, 10-1

168 今諏訪村大字上今諏訪地租名寄帳 三 明治廿九年一月調製 在家塚村外二ヶ村組合役場.

作成:在家塚村外二箇村組合役場. 明治29.(1896). 書込み下限:明治36.

1冊. 26cm, 四ツ目綴. 地租等名寄帳用紙使用.

内容:斎藤卯八分以下. 史料請求番号41L-2, 10-2

†地租名寄帳(西野村)

169 西野村地租名寄帳 三 明治廿九年一月調製 在家塚村外二ヶ村組合役場.

作成:在家塚村外二箇村組合役場. 明治29.(1896). 書込み下限:明治36.

1冊. 26・5cm, 四ツ目綴. 地租等名寄帳用紙使用.

地小口表示:西野 参 中.

内容:芦沢福六分以下. 史料請求番号41L-2, 10-3

170 西野村地租名寄帳 四 明治廿九年一月調製 在家塚村外二ヶ村組合役場.

作成:在家塚村外二箇村組合役場. 明治29.(1896). 書込み下限:明治37.

1冊. 26cm, 四ツ目綴. 地租等名寄帳用紙使用.

地小口表示:西野 四 北西.

内容:芦沢開太郎分以下.

史料請求番号41L-2, 10-4

171 西野村地租名寄帳 五 明治廿九年一月調製 在家塚村外二ヶ村組合役場.

作成:在家塚村外二箇村組合役場. 明治29.(1896). 書込み下限:明治36.

1冊. 26cm, 四ツ目綴. 地租等名寄帳用紙使用.

地小口表示:西野 五 北東.

内容:小野由吉分以下. 史料請求番号41L-2, 10-5

172 西野村地租名寄帳 六 明治廿九年一月調製 在家塚村外二ヶ村組合役場.

作成:在家塚村外二箇村組合役場. 明治29.(1896). 書込み下限:明治37.

1冊. 26cm, 四ツ目綴. 地租等名寄帳用紙使

用。

地小口表示:西野 六 捫。

内容:功力政造分以下。史料請求番号41L-2,10-6

†

†

173 地所異動書類 明治廿八年八月ヨリ至廿二年八月 在家塚村外二ヶ村組[合役場]。

在家塚村外二箇村組合役場。明治28—32。(1875—99)。

1冊。28cm。後表紙なし。

史料請求番号41L-2,20

6・7・3.地価修正

†地価修正一筆限取調帳

174 地価修正一筆限取調帳 一 中巨摩郡今諏訪村大字上今諏訪。

差出:[在家塚村外二箇村組合村長手塚繁治]。宛名:山梨県知事 中島錫胤。明治22・12・20。(1889)。

1冊。26・5cm。

その他の標題表示:副。

地番:1—300番。史料請求番号41L-2,33-1

175 地価修正一筆限取調帳 二 中巨摩郡今諏訪村大字上今諏訪。

差出:[在家塚村外二箇村組合村長手塚繁治]。宛名:山梨県知事 中島錫胤。明治22・12・20。(1889)。

1冊。26・5cm。

その他の標題表示:副。

地番:301—593番。史料請求番号41L-2,33-2

176 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡今諏訪村大字上今諏訪。

差出:[在家塚村・西野村・]今諏訪村[組合村]々長手塚繁治(押印)。宛名:山梨県知事 中島錫胤。明治22・12・20。(1889)。

1冊。26・5cm。

その他の標題表示:副。

明治22年訓令第50号による特別地価修正額一筆限配当。

地番:12番ほか。史料請求番号41L-2,33-3

177 荒地原地価修正反別一筆限取調帳 中巨摩

郡今諏訪村大字上今諏訪。

差出:[在家塚村・西野村・]今諏訪村[組合村]々長手塚繁治(押印)。宛名:山梨県知事 中島錫胤。明治22・12・20。(1889)。

1冊。26・5cm。

その他の標題表示:副。史料請求番号41L-2,35

178 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡今諏訪村大字下今諏訪。

差出:[在家塚村外二箇村組合村長手塚繁治]。宛名:山梨県知事 中島錫胤。明治[23・1・31]。(1890)。

1冊。27cm。

その他の標題表示:副四号。

地番:902—1200番。史料請求番号41L-2,42-1

179 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡今諏訪村大字下今諏訪。

差出:[在家塚村外二箇村組合村長手塚繁治]。宛名:山梨県知事 中島錫胤。明治23・1・31。(1890)。

1冊。27cm。

地番:575—900番。史料請求番号41L-2,42-2

180 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡今諏訪村大字下今諏訪。

差出:[在家塚村・西野村・]今諏訪村[組合村]々長手塚繁治(押印)。宛名:山梨県知事 中島錫胤。明治23・1・31。(1890)。

1冊。27cm。

その他の標題表示:副六号。

明治22年訓令第50号による特別地価修正一筆限配当。

地番:1509—1646番。史料請求番号41L-2,42-3

181 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡今諏訪村大字下今諏訪。

差出:[在家塚村外二箇村]組合村長手塚繁治(押印)。宛名:山梨県知事 中島錫胤。明治[23・1・31]。(1890)。

1冊。27cm。

地番:1201—1465番。史料請求番号41L-2,42-4

182 地価修正一筆限取調帳 明治廿二年起返
中巨摩郡今諏訪村大字下今諏訪。
差出:[在家塚村外二箇村]組合村長手塚繁
治(押印)。宛名:山梨県知事 中島錫胤。明治
23・1・31。(1890)。
1冊。27cm。後表紙なし。
明治22年訓令第50号による特別地価修正一筆限
配当。
地番:624番ほか。 史料請求番号41L-2, 42-5

183 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡在家塚村。
差出:在家塚村[外二箇村組合村] 長手塚繁
治(押印)。宛名:山梨県知事 中島錫胤。明
治22・12・20。(1889)。
1冊。26・5cm。かぶせ綴。後表紙なし。
明治22年訓令第50号による特別地価修正額一筆
限り配当。
地番:字北河原1869—2293番。
史料請求番号41L-2, 16-1

184 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡在家塚村。
差出者:在家塚村[外二箇村組合村] 長手塚
繁治。宛名:山梨県知事 中島錫胤。明治22・1
2。(1889)。
1冊。26・5cm。かぶせ綴。後表紙なし。罫紙:
同組合役場橙色13行罫。
中表紙の表示:字北河原自千八百六拾九番至式千
式百九十三番。
明治22年訓令第50号による特別地価修正額一筆
限り配当。 史料請求番号41L-2, 16-2

185 [地価修正一筆限取調帳]。
差出:[在家塚村外二箇村組合] 村長手塚繁
治(押印)。宛名:山梨県知事 中島錫胤。明
治22・12・20。(1889)。
1綴。26・5cm。前欠。
明治22年訓令第50号による特別地価修正一筆限

配当。
内容:今諏訪村字御勅使先・中河原631番以下。
史料請求番号41L-2, 97-1

† †
186 荒地原地価修正一筆限取調帳中巨摩郡今諏
訪村大字下今諏訪。
差出:[在家塚村外二箇村]組合村長手塚繁
治(押印)。宛名:山梨県知事 中島錫胤。明治
23・1・31。(1890)。
1冊。27cm。後表紙なし。
地番:601番ノ内ほか。 史料請求番号41L-2, 43

187 荒地免租年期附与願 明治四十年 中巨摩
郡今諏訪村。
在家塚村外二箇村組合役場。明治40。(1907)。
1冊。27cm。
内容:1. 荒地免租年期附与願。差出:地主総代手塚
繁治[ほか1名, 押印]。明治40・8釜無川洪水の為
荒地免租。
2. 税務署突合セニ依ル分筆地取調帳。
3. 再荒地免租年期附与願。
史料請求番号41L-2, 49

6・7・4. 村費

188 渡航費徴収元帳 明治廿七年度 西野村。
作成:在家塚村外二箇村組合役場。明治27。
(1894)。
1冊。27cm。罫紙:同組合役場赤色13行罫。
内容:元帳のほか、渡航費収入日計簿(明治27年
度)。 史料請求番号41L-2, 71-1

189 明治廿八年度渡航費徴収元帳 西野村。
作成:在家塚村外二箇村組合役場。明治27。
(1894)。書込み下限:明治30。
1冊。27cm。罫紙:同組合役場赤色13行罫。
内容:元帳のほか、渡航費収入日計簿(明治28年
度)。 史料請求番号41L-2, 71-2

6・8. 不明

6・8・1. 伝嗣院

190 太神山伝嗣院[堂図]。
作成:[]。明治[]。

1枚。26×27cm。鉛筆書き。
伝嗣院は中巨摩郡榊村上宮地に所在。
史料請求番号41L-2, 94

7.山梨県中巨摩郡源村役場文書目録 (41L-3)

目 次

解 題

7・1. 築山村名主(所)・戸長(事務取扱所)文書/—1875年(明治8) ……………p. 186

7・1・1. 土地 1

7・2. 源村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書/1875年(明治8)—1884年(明治17) ……p. 186

7・2・1. 土地 2—64

†名寄帳(有野)†名寄帳(飯野新田)†名寄

帳(築山)†地所一筆限原帳(曲輪田新田)†

一筆限名寄取調帳(老番組)†地所一筆限取

調簿(築山)†一筆限反別地価取調簿(有野)

†一筆限地価反別取調帳(須沢)†一筆限地

価反別取調帳(飯野新田)†一筆限反別地価

取調帳(駒場)†一筆限反別地価取調帳(塩
前)†一筆限反別地価取調帳(大嵐)†地券
帳(有野)

7・2・2. 山林原野 65—75

†山林原野一筆限帳†山林原野名寄帳†山
林原野総計簿

7・3. 徳島堰下詰所文書 ……………p. 193

7・3・1. 詰所入費 76—77

7・3・2. 水役 78

7・4. 源村外一箇村戸長役場文書/1874年(明治17)—1889(明治22) ……………p. 193

7・4・1. 土地 79—86

†地価修正一筆限取調帳

7・4・2. 地価修正 87—103

7・4・3. 聯合村費 104

7・5. 源村役場文書/1889年(明治22)— ……………p. 196

7・5・1. 地価 105—106

7・5・2. 県税 107

解 題

歴 史 本文書群の出所である源村は、飯野村の西隣、御勅使川扇状地の扇頂部に位置する。現在の白根町の西半分を占める地域である。この地域は、近世では西郡筋に属し有野村などがあった。現在は^{かみつぶらい} 斐崎市内の上門井村からこの地域の曲輪田新田に至る徳島堰が通水し(1670年完成)、「原七郷」と呼ばれたこの一帯の灌漑用水となった。

明治維新後、この地域は1868年(明治元)に市川県、翌1869年に甲府県、1871年(明治4)に山梨県の管轄となった。大小区制期には、1872年(明治5)に巨摩郡第二十四区、1876年(明治9)には山梨県第十三区に属し、1878年(明治11)の巨摩郡の分画では中巨摩郡に属した。1875年(明治8)、有野・築山・駒場・須沢・大嵐・塩前の6か村と曲輪田新田に、飯野村の飯野新田を加えて源村が成立した。源村の面積は東西1里15町・南北約1里2町で(『山梨県市郡村誌』)、この年の戸口は、446戸・2082人であった。同年の「源村事務所」、さらに1878年(明治11)の「源村役所」を経て、1884年(明治17)の「戸長役場」の設置に際しては、飯野村との聯合戸長役場が組織され、「源村飯野村戸長役場」(本集の表記にあたっては名称を源村外一箇村戸長役場に統一した)と称し、役場を源村飯野新町組に置いた。市制町村制の施行に際しこれを解消し、単独の役場を設置した。戸長役場を共にした飯野村との関係図を、本集の解題に掲げておいたので参照していただきたい(図4「自治体組織の変遷と文書の引継想定図」その1)。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、源村の地租改正後(1875年(明治8))の地租は3132円43銭9厘、反別は田200町9反5畝7歩・畑40町2反4歩・切替畑2町9反4畝23歩・宅地26町8反

9畝26歩・竹藪4町9反5畝18歩・林53町8反8畝8歩・芝地1町5反8畝18歩・合計331町4反2畝14歩である。

1957年(昭和32)源村のうち飯野新田・曲輪田新田・築山が白根町に編入、1959年(昭和34)源村が白根町と合併し現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書、長野県・新潟県役場文書とともに、一括して古書店(東京都内)より購入したものである。これまで「山梨県中巨摩郡諸村役場書類」(41L)の一部であったが、『史料総覧』の編集に際して分割し、文書群記号を41L-3とした。

数量は107点、書架延長は2mである。『史料総覧』では、114点となっているが、合綴された史料を1点と数えると128点となる。

史料の概要 この文書群は、明治維新以後、市制町村制初期まで、1869年(明治2)から1899年(明治32)までのものであるが、多くは村事務所期から戸長役場期に集中している。目録編成の第1次項目としては、源村成立以前の諸村のうち築山村の史料が残存しているので、築山村名主(所)・戸長(事務取扱所)文書を仮称して項目を独立させた(7・1. 1点)。次いで源村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書(7・2. 74点)、徳島堰下詰所文書(7・3. 3点)、源村外一箇村戸長役場文書(7・4. 26点)、源村役場文書(7・5. 3点)を第1次項目として設定した。村事務所以前の諸村名主・戸長の事務所名称は特定できていない。また徳島堰下詰所は存続期間、村との関係などが未詳であるが、名主(所)期から源村事務所期にわたる期間の文書群であるので、第1次項目として独立させた。

7・2源村事務所・村役所文書は、いずれも土地関係で主に田畑の「名寄帳」「一筆限反別地価取調帳(簿)」「地所一筆限取調帳」「地券帳」、山林

7・1. 築山村名主(所)・戸長(事務取扱所)文書

7・1・1. 土地

- 1 畑方生地人銘名寄 明治二巳年 巨摩郡築山村。

作成:築山村。明治2.(1869)。書込み下限:

明治7。

1冊。40cm。(横長帳)。

内容:与右衛門・三四吉分以下。

史料請求番号41L-3, 155

7・2. 源村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書

7・2・1. 土地

- 2 辰改名寄帳 甲斐国巨摩郡第廿四区曲輪田新田。

差出:曲輪田新田戸長保坂徳兵衛[ほか副戸長2名]。宛名:源村正副戸長。明治8推定。(1875)。書込み下限:明治10。

1冊。24・5cm。かぶせ綴。

内容:石川弥吉分以下。史料請求番号41L-3, 114

- 3 未改名寄帳 甲斐国巨摩郡第廿四区曲輪田新田。

差出:曲輪田新田戸長保坂徳兵衛[ほか副戸長2名]。宛名:源村正副戸長。明治8推定。(1875)。書込み下限:明治8。

1冊。24・5cm。かぶせ綴。

内容:内田源右衛門分以下。

史料請求番号41L-3, 115

- 4 田畑・宅地・竹林・林成反別地価名寄帳 明治九年十一月 源村四番組。

作成:[源村事務所]。明治9。(1876)。書込み下限:明治19。

1冊。24・5cm。

後表紙の表示:新名寄調整済。その他の標題表示:突合済。塩前。

内容:四番組塩谷弥重分以下。

史料請求番号41L-3, 133

- 5 畑・林成反別地価名寄帳 源村四番組。

作成:[源村事務所]。明治9推定。(1876)。書込み下限:明治19。

1冊。24・5cm。

その他の標題表示:突合済相成。

内容:三番組浅利権左エ門分以下。

史料請求番号41L-3, 134

- 6 田畑宅地反別地価名寄帳 明治九年十一月 源村四番組。

作成:[源村事務所]。明治9。(1876)。書込み下限:明治19。

1冊。24・5cm。

その他の標題表示:突合済。

内容:式番組飯埜安二郎分以下。

史料請求番号41L-3, 135

- 7 名寄帳 明治十五年 源村須沢組。

作成:[源村之内旧須沢村伍長]。明治10。(1877)。書込み下限:明治15。

1冊。28cm。

内容:名取定三郎分以下。

史料請求番号41L-3, 101

- 8 名寄帳 明治十一年十二月改 山梨県十三区源村旧駒場。

作成:[源村之内旧駒場村伍長]。明治11。(1878)。書込み下限:明治19。

1冊。28・5cm。

その他の標題表示:写済。精正。

内容:井上文右エ門分以下。

史料請求番号41L-3, 102

- 9 名寄帳 明治十五歳三月 山梨県十三区源村旧大嵐村。

作成:源村之内旧大嵐村伍長金川勘左衛門
[ほか伍長1名]. 明治10・3・23.(1877). 書込
み下限:明治19.

1冊. 27・5cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:突合済.

内容:金丸徳左衛門分以下.

史料請求番号41L-3, 103

10 田畑名寄帳 明治十年四月 源村之内旧須
沢.

作成:源村事務所(推定). 明治10.(1877).

書込み下限:明治19.

1冊. 28・5cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:突合済.

内容:名取宇三郎分以下.

史料請求番号41L-3, 104

†名寄帳(有野)

11 名寄帳 第一番 中巨摩郡源村旧有野.

作成:源村役所(推定). 明治[]. 書込み

下限:明治19.

1冊. 36cm. 四ツ目綴. 地所短冊貼付.

その他の標題表示:新名寄ト整合済ミ, 両存□□.

内容:河西紋次郎分以下.

史料請求番号41L-3, 98-1

12 名寄帳 第二番 中巨摩郡源村旧有野.

作成:源村役所(推定). 明治[]. 書込み

下限:明治19.

1冊. 36cm. 四ツ目綴. 地所短冊貼付.

その他の標題表示:写済. 式番帳, 斎藤百松始. 斎藤直右衛門, 右之者式重有之ニ付公証之際御照会相願度候也 明治十七年十二月.(押印「石原」).

内容:斎藤安太郎分以下.

史料請求番号41L-3, 98-2

13 名寄帳 第三番 中巨摩郡源村旧有野.

作成:源村役所(推定). 明治[]. 書込み

下限:明治19.

1冊. 36cm. 四ツ目綴. 地所短冊貼付.

その他の標題表示:三番帳, 有野喜兵衛始. 突合済. 矢崎藤次郎, 右之者式重有之ニ付公証之際御照会相願度候也 明治十七年十二月.(押印「石原」).

内容:有野喜兵衛分以下.

史料請求番号41L-3, 98-3

14 名寄帳 第四番 中巨摩郡源村旧有野.

作成:源村役所(推定). 明治[]. 書込み

下限:明治19.

1冊. 36cm. 四ツ目綴. 地所短冊貼付.

その他の標題表示:四番帳, 矢崎孝太郎始. 突合済.

内容:矢崎孝太郎分以下.

史料請求番号41L-3, 98-4

15 名寄帳 第五番 中巨摩郡源村旧有野.

作成:源村役所(推定). 明治[]. 書込み

下限:明治19.

1冊. 36cm. 四ツ目綴. 地所短冊貼付.

その他の標題表示:五番帳, 行善寺始. 突合済. 飯野幸太郎ヨリ入, 第三百七, 一田式七式拾八歩, 金拾五円九拾八錢七厘, 質入.

内容:行善寺分以下. 史料請求番号41L-3, 98-5

16 名寄帳 第六番 中巨摩郡源村旧有野.

作成:源村役所(推定). 明治[]. 書込み

下限:明治21.

1冊. 36cm. 四ツ目綴. 地所短冊貼付.

その他の標題表示:六番帳, 喜代藏始. 突合済.

内容:守倉喜代藏分以下.

史料請求番号41L-3, 98-6

†名寄帳(飯野新田)

17 名寄帳 東小路 旧飯野新田.

作成:源村役所(推定). 明治[]. 書込み

下限:明治19.

1冊. 35cm. 四ツ目綴.

内容:鈴木清左衛門分以下.

史料請求番号41L-3, 99-1

18 名寄帳 二番 西小路 旧飯野新田.

作成:源村役所(推定). 明治[]. 書込み

下限:明治19.

1冊. 35・5cm.

内容:埴原弁市郎分以下.

史料請求番号41L-3, 99-2

19 名寄帳 旧飯野新田他郵持.

作成:源村役所(推定). 明治[]. 書込み
 下限:明治19.
 1冊. 35cm.
 その他の標題表示:謄写済(押印).
 内容:中込清五郎分以下.

史料請求番号41L-3, 99-3

20 名寄[帳 旧飯野新田].

作成:源村役所(推定). 明治[]. 書込み
 下限:明治19.
 1冊. 35cm. 表紙破損.
 その他の標題表示:坂田七郎右衛門・飯野利右衛
 門, 右之者式重有之[ニ付] 公証之際御[照会]
 相願度[候也] 明治十七年[].
 内容:米山要右エ門以下.

史料請求番号41L-3, 99-4

21 [名寄帳 旧飯野新田].

作成:源村役所(推定). 明治[]. 書込み
 下限:明治19.
 1冊. 35・5cm. 表紙なし.
 内容:了円寺以下. 史料請求番号41L-3, 99-5

†名寄帳(築山)

22 名寄帳 第貳番 中巨摩郡源村旧築山.

作成:源村役所(推定). 明治[]. 書込み
 下限:明治19.
 1冊. 28cm. かぶせ綴.
 その他の標題表示:精正.
 内容:名取正盛分以下.

史料請求番号41L-3, 100-1

23 名寄帳 源村旧築山組.

作成:源村役所(推定). 明治[]. 書込み
 下限:明治19.
 1冊. 28cm. かぶせ綴.
 その他の標題表示:市川庄作, 右之者式重有之ニ
 付公証之際御照会相願度候也.(押印「石原」). 是
 は浅利寅作ヨリ受出シ取消相成候.
 内容:川崎市五郎分以下.

史料請求番号41L-3, 100-2

†地所一筆限原帳(曲輪田新田)

24 地所一筆限原帳 第壹号 明治八年地券改

正 山梨県第廿四区曲輪田新田正副戸長.

作成:源村事務所(推定). 明治8推定.(1875)
 . 書込み下限:明治18.
 1冊. 27・5cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:第壹番ヨリ第貳百五番ニ至ル,
 内壹番ヨリ百五十四番ニ至ル字宿東・百五拾五
 番ヨリ貳百五番ニ至字原田道上.

史料請求番号41L-3, 117-1

25 地所一筆限原帳 第貳号 明治八年地券改

正 山梨県第廿四区曲輪田新田正副戸長.
 作成:源村事務所(推定). 明治8推定.(1875).
 書込み下限:明治18.
 1冊. 27・5cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:第貳百六番ヨリ第四百八拾番
 迄, 内從貳百六番至三百四拾番字宿西・從三百
 三拾五至四百拾貳番字五丁・從四百拾三番至四
 百八拾番字大西. 史料請求番号41L-3, 117-2

26 地所一筆限原帳 第三号 明治八年地券改

正 山梨県第廿四区曲輪田新田正副戸長.
 作成:源村事務所(推定). 明治8推定.(1875).
 書込み下限:明治18.
 1冊. 27・5cm. かぶせ綴.

その他の標題表示:從第四百八拾壹番至第六百五
 拾八番, 内從四百八拾壹番至五百拾九番字川間・
 從五百貳拾番至六百三十壹番字柳畑通・從六百
 三拾貳番至六百五拾八番字原田飛地.

史料請求番号41L-3, 117-3

†一筆限名寄取調帳(壹番組)

27 一筆限名寄取調帳 壹 山梨県第十三区巨
 摩郡源村第壹番組.

作成:源村事務所(推定). 明治[]. 書込
 み下限:明治19.
 1冊. 28cm.

後表紙表示:源村壹番旧名寄.

その他の標題表示:杉山弥兵衛, 右之者式重有之
 ニ付公証之際御照会相願度候也.

内容:石川弥吉分以下.

史料請求番号41L-3, 116-1

28 一筆限名寄取調帳 貳 山梨県第十三区巨
 摩郡源村第壹番組.

作成:源村事務所(推定). 明治[]. 書込

み下限:明治19.

1冊, 28cm.

内容:榊村杉山重兵衛分以下.

史料請求番号41L-3, 116-2

†地所一筆限取調簿(築山)

29 田耕地一筆限取調簿 第壹番 源村内旧築山.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 26・5cm. かぶせ綴. 罫紙:巨摩郡第廿四区青色8行罫.

後表紙裏の表示:田耕地一筆限取調帳 第壹番 源村八番組.

地番:1-222番. 史料請求番号41L-3, 118-1

30 田耕地一筆限取調簿 第貳番帳 巨摩郡第二十四区源村之内旧築山村.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 26・5cm. かぶせ綴. 罫紙:無題青色8行罫.

その他の標題表示:壹通済. 再読合済.

地番:223-355番. 史料請求番号41L-3, 118-2

31 地所一筆限取調帳 第三番帳 巨摩郡第二十四区旧築山村.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 26・5cm. かぶせ綴. 罫紙:無題青色8行罫.

その他の標題表示:一通読合. 再読合済.

地番:356-421番. 史料請求番号41L-3, 118-3

32 地所一筆限取調帳 第五番帳 巨摩郡廿四区源村之内旧築山村.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 26・5cm. かぶせ綴. 罫紙:無題青色8行罫.

その他の標題表示:一通読合.

地番:479-658番. 史料請求番号41L-3, 118-4

33 地所一筆限取調帳 第六番帳 巨摩郡第廿四区旧築山邸.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 26・5cm. かぶせ綴. 罫紙:無題青色8行

罫.

その他の標題表示:再合済.

地番:659-818番. 史料請求番号41L-3, 118-5

34 地所一筆限取調帳 第七番(番)帳 巨摩郡第廿四区源村之内旧築山村.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 26・5cm. かぶせ綴. 罫紙:無題青色8行罫.

地番:819-894番. 史料請求番号41L-3, 118-6

†一筆限反別地価取調簿(有野)

35 一筆限反別地価取調簿 第壹号 西河原旧有野村.

作成:源村事務所(推定). 明治[]. 書込み

み下限:明治19.

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 地主押印.

内表紙の標題:一筆限反別地価取調帳.

地番:1-428番. 史料請求番号41L-3, 105-1

36 一筆限反別地価取調簿 第四号 南小倉旧有野村.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 27・5cm. 四ツ目綴. 地主押印.

地番:1317-1619番. 史料請求番号41L-3, 105-2

37 一筆限反別地価取調簿 第五号 古屋鋪旧有野村.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 28cm. 四ツ目綴. 地主押印.

地番:1620-1769番. 史料請求番号41L-3, 105-3

38 一筆限反別地価取調簿 第七号 字高塚旧有野村.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 27cm. 四ツ目綴. 地主押印.

地番:2092-2206番. 史料請求番号41L-3, 105-4

39 一筆限反別地価取調簿 第九号 北新田旧有野村.

作成:源村事務所(推定). 明治[]. 書込み

み下限:明治19.

1冊. 27・5cm. 四ツ目綴. 地主押印.

地番:2466-2739番(終).

史料請求番号41L-3, 105-5

十一筆限地価反別取調帳(須沢)

40 [一筆限地価反別取調帳] [旧須沢村].

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 27cm. 表紙破損. 地主押印.

地番:1-429番. 史料請求番号41L-3, 106

十一筆限地価反別取調帳(飯野新田)

41 一筆限地価反別取調帳 第三号 山梨県第十三区巨摩郡源村ノ内旧飯野新田.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 29cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:356-473番. 史料請求番号41L-3, 107-1

42 一筆限地価反別取調帳 第三号 山梨県第十三区巨摩郡源村ノ内旧飯野新田.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 29cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:474-613番. 史料請求番号41L-3, 107-2

43 一筆限地価反別取調帳 第四号 山梨県第十三区巨摩郡源村ノ内旧飯野新田.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 29.5cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:614-740番. 史料請求番号41L-3, 107-3

44 一筆限地価反別取調帳 第五号 第十三区巨摩郡源村ノ内旧飯野新田.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 29cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:741-931番. 史料請求番号41L-3, 107-4

45 一筆限地価反別取調帳 第六号 山梨県第十三区巨摩郡源村ノ内旧飯野新田.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 29cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:932-1051番. 史料請求番号41L-3, 107-5

46 一筆限地価反別取調帳 第七号 山梨県第十三区巨摩郡源村ノ内旧飯野新田.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 29cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:1052-1143番. 史料請求番号41L-3, 107-6

47 一筆限地価反別取調帳 第八号 山梨県第十三区巨摩郡源村ノ内旧飯野新田.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 29cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:1144-1335番. 史料請求番号41L-3, 107-7

48 一筆限地価反別取調帳 第九号 第十三区巨摩郡源村ノ内旧飯野新田.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 28.5cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:1336-1464番. 史料請求番号41L-3, 107-8

十一筆限反別地価取調帳(駒場)

49 一筆限反別地価取調帳 一 山梨県第拾三区源村之内旧駒場村.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:1-233番. 史料請求番号41L-3, 108-1

50 一筆限反別地価取調帳 二 山梨県第拾三区源村之内旧駒場村.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.

地番:233-357番. 史料請求番号41L-3, 108-2

十一筆限反別地価取調帳(塩前)

51 一筆限反別地価取調帳 山梨県第十三区源村ノ内旧塩前村.

作成:源村事務所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治14.

1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.

その他の標題表示:三番帳.

地番:329-433番. 史料請求番号41L-3, 109

十一筆限反別地価取調帳(大嵐)

52 一筆限反別地価取調帳 第一号 山梨県第十三区源村之内旧大嵐村.

作成:源村事務所(推定). 明治[].

1冊. 27cm.

地番:1-104番. 史料請求番号41L-3, 110

† †
53 一筆限等級附総計 明治八乙亥年 巨摩郡
第廿四区源村之内築山。

作成:源村事務所(推定)。明治8。(1875)。
1冊。27cm。かぶせ綴。

史料請求番号41L-3, 138

54 第十三区甲斐国巨摩郡源村駒場地券台帳
式冊ノ内第壹号。

作成:源村事務所(推定)。明治[]。書込
み下限:明治23。

1冊。26cm。四ツ目綴。用紙:地券台帳用紙。

史料請求番号41L-3, 120

55 [地租改正ニ付収獲地価合計書上書]。

[源村事務所]。明治9。(1876)。

1綴。26・5cm。罫紙:山梨県青色10行罫紙ほか。
各旧村地主総代などからの押印・綴目印の
ある県令宛の文書。

内容:曲輪田新田・塩前村・大嵐村・須沢村・駒場村・
築山村分。

史料請求番号41L-3, 137

56 収獲地価割賦帳 山梨県第十二(三)区源村
八番組。

作成:市川三代吉[ほか5名。押印]。明治9・
11・13。(1876)。

1冊。27cm。綴目印。

内容:反別地価等級別総計。旧築山分。

史料請求番号41L-3, 140

† 地券帳(有野)

57 地券帳 第一番 中巨摩郡源村旧有野。

作成:[源村役所]。明治[]。

1冊。27cm。かぶせ綴。

地番:1-428番。字西河原分。

史料請求番号41L-3, 145-1

58 地券帳 第三番 中巨摩郡源村旧有野。

作成:[源村役所]。明治[]。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。

地番:921-1316番。字東田分。

史料請求番号41L-3, 145-2

59 地券帳 第四番 中巨摩郡源村旧有野。

作成:[源村役所]。明治[]。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。

地番:1317-1619番。南小倉分。

史料請求番号41L-3, 145-3

60 地券帳 第五番 中巨摩郡源村旧有野。

作成:[源村役所]。明治[]。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。

地番:1620-1769番。字古屋鋪分。

史料請求番号41L-3, 145-4

61 地券帳 第六番 中巨摩郡源村旧有野。

作成:[源村役所]。明治[]。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。

地番:1770-2091番。字古中分。

史料請求番号41L-3, 145-5

62 地券帳 第七番 中巨摩郡源村旧有野。

作成:[源村役所]。明治[]。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。

地番:2092-2206番。字高塚分。

史料請求番号41L-3, 145-6

63 地券帳 第八番 中巨摩郡源村旧有野。

作成:[源村役所]。明治[]。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。

地番:2207-2465番。字狐畠分。

史料請求番号41L-3, 145-7

64 地券帳 第九番 中巨摩郡源村旧有野。

作成:[源村役所]。明治[]。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。

地番:2466-2739番。字北新田分。

史料請求番号41L-3, 145-8

7・2・2.山林原野

† 山林原野一筆限帳

65 山林原野一筆限帳 山梨県第十三区源村ノ
内旧須沢村。

作成:源村事務所(推定)。明治[]。

1冊。28・5cm。かぶせ綴。地主押印。

史料請求番号41L-3, 121

66 山林原野一筆限調帳 山梨県第十三区源村ノ内旧飯野新田.

差出:旧飯野新田地券担当人浅利半左衛門
[ほか戸長代など2名].宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治12・7.(1879).

1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 綴目印.
史料請求番号41L-3, 122

†山林原野名寄帳

67 山林原野名寄帳 明治十三年四月 山梨県中巨摩郡源村ノ内旧曲輪田新田.

作成:[源村村役所]. 明治13.(1880).
1冊. 24・5cm. かぶせ綴. 綴目印(源村役所).
その他の標題表示:式重調済(掛紙).
丁間文書に大正2・6・30付借用証書, 1通.

史料請求番号41L-3, 123

68 山林原野名寄帳 明治十三年四月 源村内旧須沢.

作成:[源村村役所]. 明治13.(1880). 書込み下限:明治19.
1冊. 24・5cm. かぶせ綴. 綴目印(源村役所).
その他の標題表示:突合済, 精正(掛紙).

史料請求番号41L-3, 124

69 山林原野名寄帳 明治十三年四月 源村旧駒場組.

作成:[源村村役所]. 明治13.(1880). 書込み下限:明治19.
1冊. 24・5cm. かぶせ綴. 綴目印(源村役所).
その他の標題表示:突合済, 謄写済, 式重取調済(掛紙).

史料請求番号41L-3, 125

70 山林名寄帳 明治十三年 源村四番組.

作成:[源村村役所]. 明治13.(1880). 書込み下限:明治19.
1冊. 24・5cm. かぶせ綴.
その他の標題表示:突合済, 式重調済(掛紙).

史料請求番号41L-3, 126

71 山林名寄 源村第八番組.

作成:[源村村役所]. 明治[]. 書込み下限:明治19.

1冊. 24cm. かぶせ綴. 綴目印(源村役所).
その他の標題表示:式重調済(掛紙).

史料請求番号41L-3, 127

† †

72 林反別名寄簿 明治十三年第四月十八日 中巨摩郡源村旧大嵐村伍長金河林造.

作成:[源村旧大嵐村伍長金河林造]. 明治13.(1880). 書込み下限:明治19.

1冊. 28cm. かぶせ綴. 綴目印(源村役所).
その他の標題表示:突合済, 式重調済(掛紙).

史料請求番号41L-3, 128

†山林原野総計簿

73 山林原野総計簿 中巨摩郡源村.

差出:源村戸長矢崎藤二郎. 宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治[12・7].(1879).

1冊. 24・5cm. かぶせ綴.

奥書に当村旧村内山林原野及反別収利地価金共調査之上合計奉書上とあり.

内容:1. 曲輪田新田(明治12・7・10).

2. 旧飯野新田(明治12・7・10).

3. 旧有野村.

4. 旧塩前村(明治12・7・28).

5. 旧大嵐村(明治12・7・29).

6. 旧須沢村.

7. 旧駒場村(明治12・7・29).

8. 旧築山村. 史料請求番号41L-3, 129

74 山林原野取調総計 山梨県第十三区源村ノ内旧築山村.

差出:[源村ノ内旧築山村] 地券担当人市川藤八[ほか戸長代など2名]. 宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治11・9・1.(1878).

1綴. 26cm. 罫紙:無題茶色10行罫.

史料請求番号41L-3, 130

75 山林原野一筆限取調総計簿 山梨県第十三区源村ノ内旧須沢村.

差出:[旧須沢] 村地主総代名取清蔵[ほか地券担当人・担当戸長3名, 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫朗.

1冊. 29cm. かぶせ綴. 綴目印.

史料請求番号41L-3, 131

7.3. 徳嶋堰下詰所文書

7.3.1. 詰所入費

76 徳嶋堰詰合中入費記 明治六二添八年第六月 下詰所中。

作成:[徳嶋堰]下詰所。明治6。(1873)。

1冊。34・5cm(横長半帳)。下げ二ツ目綴。

史料請求番号41L-3, 156

77 御詰所入費三ヶ村割合帳 明治九年子三月五日 下御詰所。

作成:飯野村戸長代理浅利藤左エ門[ほか元曲輪田新田・元飯野新田副戸長・伍長など5

名]。明治9・3。(1876)。

1冊。31cm。(横長半帳)。

史料請求番号41L-3, 158

7.3.2. 水役

78 徳嶋用水中水役日誌 明治八年第六月肇下御詰中。

作成:[徳嶋堰]下詰所。明治8。(1875)。

1冊。34・5cm。(横長半帳)。

史料請求番号41L-3, 157

7.4. 源村外一箇村戸長役場文書

7.4.1. 土地

79 [源村旧村等級反金調書ほか]。

源村外一箇村戸長役場。明治10-20。(1877-87)。

1綴(10冊)。28cm。

合綴:1.源村旧村等級反金調書 中巨摩郡源村・飯野村。差出:源村・飯野村戸長矢崎亮造。明治20・6・16。(1887)。1冊。27cm。罫紙:同戸長役場黒色13行罫。

2.反別地価総計帳 明治十九年四月写 中巨摩郡源村内大嵐。作成:[]。明治[]。書込み下限:明治9。書写:源村外一箇村戸長役場。明治19。1冊。27・5cm。かぶせ綴。綴目印(源村・飯野村聯合役場之印)。上記以外の標題表示:本書写。奥書に、本組反別地価惣計役場備付二写置とあり。

3.一筆限反別地価取調帳総計帳 明治十丁丑年三月九日 山梨県拾三区源村之内旧曲輪田新田。作成:[源村]副戸長保坂徳兵衛(押印)。明治10・3・9。(1877)。1冊。27・5cm。かぶせ綴。綴目印。その他の標題表示:下書。本書写。三廉ニ総計あり。奥書に、地券課江奉差上とあり。

4.一筆限反別地価取調総計 山梨県第拾三区巨摩郡源村之内旧飯野新田。差出:[]。明治10推定。(1877)。1冊。27cm。その他の標題表示:本書写。源村・飯野村戸長役場罫紙使用の2葉を綴込。

5.一筆限反別地価取調総計 山梨県第十三区源

村ノ内元有野村。作成:[]。明治[]。1冊。24・5cm。その他の標題表示:本書写。

6.壹筆限反別地価総計帳 山梨県第拾三区源村之内旧塩前村。差出:源村之内旧塩前村地主総代塩谷武八[ほか担当者・副戸長2名。押印]。宛名:山梨県令藤村紫朗。明治10・2。(1877)。1冊。27・5cm。かぶせ綴。その他の標題表示:本書写。

7.一筆限反別地価取調総計帳 山梨県第十三区源村之内元須沢村。差出:源村之内旧須沢村地主総代名取重右エ門[ほか伍長総代・戸長2名]。宛名:山梨県令藤村紫朗。明治10推定。(1877)。1冊。25cm。その他の標題表示:本書写。

8.山林原埜地価反別総計 明治十有三稔四月源村内旧須沢邸。作成:[源村役所]。明治13・4。(1880)。書写:須沢村地券担当人名取重右衛門。1冊。24・5cm。綴目印(源村役所)。

9.壹筆限反別地価取調総計 明治十八年四月写之 山梨県第拾三区源村之内旧駒場村。差出:源村之内旧駒場村地主総代河西伊之助[ほか伍長総代など2名]。宛名:山梨県令藤村紫朗。明治10・2・7。(1877)。1冊。26・5cm。罫紙:源村・飯野村戸長役場橙色12行罫ほか。その他の標題表紙:本書写。

10.一筆限反別地価等級総計 山梨県第十三区源村之内旧築山村。差出:伍長市川次左衛門[ほか伍長4名]。宛名:山梨県令藤村紫朗。明治10・3・2。1冊。28cm。その他の標題表示:扣。本書写。

史料請求番号41L-3, 119

80 源村改租以降反金取調書下書 明治廿一年十月改 源村。

源村外一箇村戸長役場。明治17-21。(1884-88)。

1綴。28cm。

内容:1.等級反金調書。

2.水車溝反金新設届。

3.[川普請入用総計]。

4.明治十七年十二月民有地現在総計全年異動地一筆限取調書 源村・飯野村両村分。

5.源村各組限十七年民有総計。

6.生地総反別地価取調写 駒場。

7.明治十七年十二月至三拾一日現在民有地総計調 旧築山。

8.田畑宅地竹林芝地等級反金取調 源村。

9.従明治九年至全拾七年一筆限異動地増減調書 源村。

10.田畑宅地竹林芝地等級及反金取調。

11・12.田畑宅地竹林芝地林等級反金取調 源村八ヶ組。史料請求番号41L-3, 142

81 地所分裂願綴 第壹号 源村・飯野村 明治[二]十一年一月 源村飯野村戸長役場。

源村外一箇村戸長役場。明治17-22。(1884-89)。

1冊。30cm。

その他の標題表示:飯野村里道移転願此綴ニ有。

史料請求番号41L-3, 151

82 田耕地合併申告書 中巨摩郡源村飯野新田。

差出:[源村旧飯野新田]地主惣代植原弁一郎[ほか整理委員・伍長など3名,押印]。宛名:山梨県知事山崎直胤。明治21・5・3。(1888)。

1綴。28cm。

その他の標題表示:突合済。卷件記入済第四月十六日。史料請求番号41L-3, 150

83 源村田畑山林原野総計 郡役所写 源村飯野村戸長役場。

作成:源村外一箇村戸長役場。明治[]。書込み下限:明治20。

1冊。28cm。罫紙:源村・飯野村戸長役場黒色13行罫。

後表紙の表示:明治貳拾年貳月日。

史料請求番号41L-3, 132

84 源村土地台帳総計入。

源村外一箇村戸長役場。明治21-22。(1888-89)。

1袋(5冊・綴)。35cm。

袋入:1.明治十七年十二月現在民有惣計 源村。

差出:源村飯野村戸長矢壽亮造(押印)。宛名:山梨県知事山崎直胤。明治21・5。(1888)。1冊。27・5cm。県知事指令とも。その他の標題表示:二八。

2.明治十七年十二月民有現在総計 源村。差出:源村飯野村戸長矢壽亮造(押印)。宛名:山梨県知事山崎直胤。明治21・5。(1888)。1冊。27・5cm。

3.[地目異動増減総計表] 源村。[源村外一箇村戸長役場]。明治22(推定)。(1889)。1綴。27・5cm。

罫紙:同村戸長役場赤色13行罫。内容:明治18-21年度分。

4.[地目異動増減表]。[源村外一箇村戸長役場]。明治22(推定)。(1889)。1綴。27・5cm。罫紙:同村戸長役場赤色13行罫。内容:各字ごと明治18-21年度分。

5.貳拾壹年現在[地価地租増減表]。[源村外一箇村戸長役場]。明治22(推定)。(1889)。1綴。27・5cm。罫紙:同村戸長役場赤色13行罫。内容:源村各字ごと。

史料請求番号41L-3, 153

85 明治十七年中民有現在地総計・全曆十九年中地目変換及無年季開墾地源村総計 第三月廿日 源・飯野村戸長役場。

源村外一箇村戸長役場。明治20頃(推定)。(1887)。

1袋(4冊・綴)。32cm。

袋入:1.明治十九年中地目変換総計 中巨摩郡源村駒場組。差出:源村駒場組地主惣代井上文右衛門[ほか戸長1名,押印]。宛名:山梨県知事藤村紫朗。明治20・2。(1887)。1冊。28cm。

2.十九年自一月至七月地目変換巻筆限り総計 明治貳拾年参月 中巨摩郡源村控。差出:源村地主惣代矢壽孝太郎[ほか戸長など8名]。宛名:山梨県知事山崎直胤。明治20・3。(1887)。1冊。28cm。

3.無年季開墾巻筆限総計簿 明治二十年第三月中巨摩郡源村控。差出:源村地主惣代矢壽孝太郎[ほか戸長など10名,押印]。宛名:山梨県知事山崎直胤。明治19・12。(1886)。1冊。28cm。

4.無年季開墾一筆限総計・地目変換一筆限総計下書 源村。[源村外一箇村戸長役場]。明治20

頃(推定).(1887). 1綴. 27・5cm. 罫紙:同戸長役場
黒色13行罫. 史料請求番号41L-3, 154

- 86 土地調査二係ル綴込 第壹号 第二月 源・
飯野村戸長役場.
源村外一箇村戸長役場. 明治13-21.(1880-
88).
1冊. 29cm.
内容:質問ニ対スル答書ほか.
史料請求番号41L-3, 143

7・4・2. 地価修正

- 87 明治十九年地目変換地価修正一筆限御届書
明治十九年十二月 中巨摩郡源村築山.
[源村外一箇村戸長役場]. 明治19.(1886).
1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 地主押印.
史料請求番号41L-3, 148-1

- 88 [明治十九年] 地目変換[地価修正] 一筆限
[総計帳] 築山組.
[源村外一箇村戸長役場]. 明治19.(1886).
1冊. 27cm. 史料請求番号41L-3, 148-2

- 89 明治十九年中無年期開墾地一筆限帳 明治
十九年十二月 中巨摩郡源村築山.
差出:源村地主総代矢崎孝太郎[ほか戸長な
ど2名. 押印]. 宛名:山梨県知事藤村紫朗.
明治19・12.(1886).
1冊. 27cm. かぶせ綴. 地主押印.
史料請求番号41L-3, 149

- 90 誤謬地訂正願 扣 中巨摩郡源村ノ内有野
組.
[源村外一箇村戸長役場]. 明治19.(1886).
1冊. 27・5cm. 史料請求番号41L-3, 144

- 91 変換地々価修正願 明治廿一年五月 中巨
摩郡源村旧飯野新田.
差出:源村旧飯野新田地主惣代飯野雄造[ほ
か1名. 押印]. 宛名:山梨県知事山崎直胤.
明治21・5.(1888).
1綴. 24・5cm. 綴目印.
その他の標題表示:記入済. 読合済.

史料請求番号41L-3, 152

- 92 [脱落地賦租願綴].
源村外一箇村戸長役場. 明治21.(1888).
1冊. 28cm. 表紙・後表紙欠. 後欠カ. 願人押
印.
内容:源村地主内田新五右エ門分以下. 県知事指
令(原本)とも. 史料請求番号41L-3, 146

- 93 脱落地賦租願一筆限帳 源村ノ内旧築山.
源村外一箇村戸長役場. 明治21.(1888).
1冊. 28・5cm. かぶせ綴. 地主ほか押印.
その他の標題表示:扣.
史料請求番号41L-3, 147-1

- 94 壹筆限脱落地賦租願 中巨摩郡源村曲輪田新
田.
源村外一箇村戸長役場. 明治20-21.(1887-
88).
1冊. 27・5cm. 後表紙なし.
史料請求番号41L-3, 147-2

† 地価修正一筆限取調帳

- 95 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡源村ノ内
有野組.
差出:源村長矢崎孝太郎. 宛名:山梨県知事
中島錫胤. 明治22.(1889).
1冊. 28cm.
明治22年訓令第50号による特別地価修正額一筆
限配当. 史料請求番号41L-3, 111-1

- 96 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡源村ノ内
飯野新田.
差出:源村長矢崎孝太郎. 宛名:山梨県知事
中島錫胤. 明治22.(1889).
1冊. 28cm.
明治22年訓令第50号による特別地価修正額一筆
限配当. 史料請求番号41L-3, 111-2

- 97 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡源村ノ内
築山組.
差出:源村長矢崎孝太郎. 宛名:山梨県知事
中島錫胤. 明治22.(1889).

- 1冊. 27cm.
 明治22年訓令第50号による特別地価修正額一筆限配当. 史料請求番号41L-3, 111-3
- 98 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡源村ノ内塩前組.
 差出:源村長矢崎孝太郎. 宛名:山梨県知事 中島錫胤. 明治22・10. (1889).
 1冊. 27・5cm.
 明治22年訓令第50号による特別地価修正額一筆限配当. 史料請求番号41L-3, 111-4
- 99 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡源村ノ内須沢組.
 差出:源村長矢崎孝太郎. 宛名:山梨県知事 中島錫胤. 明治22. (1889).
 1冊. 27・5cm.
 明治22年訓令第50号による特別地価修正額一筆限配当. 史料請求番号41L-3, 111-5
- 100 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡源村ノ内駒場組.
 差出:源村長矢崎孝太郎. 宛名:山梨県知事 中島錫胤. 明治22. (1889).
 1冊. 27・5cm.
 明治22年訓令第50号による特別地価修正額一筆限配当. 史料請求番号41L-3, 111-6
- 101 地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡源村ノ内曲輪田新田.
 差出:源村長矢崎孝太郎. 宛名:山梨県知事
- 中島錫胤. 明治22. (1889).
 1冊. 27cm.
 明治22年訓令第50号による特別地価修正額一筆限配当. 史料請求番号41L-3, 111-7
- † †
- 102 荒地原地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡源村.
 差出:源村長矢崎孝太郎. 宛名:山梨県知事 中島錫胤. 明治22. (1889).
 1冊. 27・5cm.
 明治22年訓令第50号による特別地価修正額一筆限配当.
 内容:曲輪田新田組・有野組・塩前組・須沢組・駒場組分. 史料請求番号41L-3, 112
- 103 荒地起返地価修正一筆限取調帳 中巨摩郡源村ノ内有野組.
 差出:源村長矢崎孝太郎. 宛名:山梨県知事 中島錫胤. 明治22・12・14. (1889).
 1冊. 27・5cm.
 明治22年訓令第50号による特別地価修正額一筆限配当. 荒地年期明地目変換起返一筆限取調書(1枚)を付す. 史料請求番号41L-3, 113

7・4・3. 聯合村費

- 104 源村・飯野村聯合費諸色通 明治十八年十二月 矢崎藤次郎.
 作成:矢崎藤次郎(押印). 明治18. (1885).
 書込み下限:明治20.
 1冊. 17・5cm. 下げ一ツ目綴.
 史料請求番号41L-3, 159

7・5. 源村役場文書

7・5・1. 地価

105 [地価帳].

[]. 明治[29以降]. (1896).
 1綴(6冊). 24・5cm. 罫紙:松本税務管理局黒色12行罫・同管理局地価帳用紙. 各冊には修正算出ほかの押印欄があり, 同局職員を押印あり.
 合綴:1. 地価帳 中巨摩郡源村大字曲輪田新田組.

作成:松本税務管理局. 明治[]. 1冊. 24・5cm.
 2. 地価帳 中巨摩郡源村飯野新田組. 作成:松本税務管理局. 明治[]. 1冊. 24・5cm.
 3. 地価帳 中巨摩郡源村有野組. 作成:松本税務管理局. 明治[]. 1冊. 24・5cm.
 4. 地価帳 中巨摩郡源村大字塩前組. 作成:松本税務管理局. 明治[]. 1冊. 24・5cm.
 5. 地価帳 中巨摩郡源村大字須沢組. 作成:松本税務管理局. 明治[]. 1冊. 24・5cm.

6.地価帳 中巨摩郡源村大字築山組.作成:松本
税務管理局.明治[].1冊.24・5cm.
史料請求番号41L-3,136

106 土地単価表 源村役場.

[源村役場].明治[35以降].(1902).
1冊.27cm.罫紙:東京税務監督局収獲地価
表反歩当用紙. 史料請求番号41L-3,139

7・5・2.県税

107 県税戸数割賦課表 從明治廿六年度至(以下
欠) 源村役場.

源村役場.明治27-32.(1894-99).
1冊.27・5cm.罫紙:源村役場赤色13行罫.
史料請求番号41L-3,141

8.山梨県中巨摩郡百田村役場文書目録（41L-1）

目 次

解 題

8・1. 百田村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書/—1884年(明治17) ……………p. 204

8・1・1. 租税 1

8・1・2. 土地 2—12

†一筆限反別地価取調帳(上八田)†地券一

筆限帳(百々)†地券名寄帳

8・2. 百田村外一箇村戸長役場文書/1884年(明治17)—1889年(明治22) ……………p. 205

8・2・1. 土地 13—18

†地券名寄帳

8・2・2. 建物 19

8・3. 百田村役場文書/1889年(明治22)— ……………p. 206

8・3・1. 土地 20

解 題

歴 史 本文書群の出所である百田村は、山梨県のほぼ中央部、甲府盆地西端にあって、釜無川の支流御勅使川の扇状地に位置する。この地域は、近世では西郡筋に属していた。明治維新後、1868年(明治元)に市川県、翌1869年に甲府県、1871(明治4)年に山梨県の管轄となり、大小区制期には、巨摩郡第二十三区、次いで山梨県第十三区に属し、1878年(明治11)の巨摩郡の分画では中巨摩郡に属した。同村は、1875年(明治8)に百々村と上八田村とが合併して成立したもので、1875年(明治8)の「百田村事務所」、1878年(明治11)の「百田村役所」を経て、1884年(明治17)には在家塚村との聯合で百田村在家塚村戸長役場が組織され、在家塚村に戸長役場を置いた。史料の表示では「百在戸長役場」などとなっていることもあるが、本集の表記にあたっては「百田村外一箇村戸長役場」に統一した。戸長役場を共にした在家塚村などとの関係図を、本集の解題に掲げておいたので参照していただきたい(図4「自治体組織の変遷と文書の引継想定図」その1)。1889年(明治22)の市制町村制の施行にあたっては在家塚村との聯合を解消し、単独で施行して独立の村役場を設置した。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、百田村の面積は、東西約22町・南北約21町で、戸数が381戸、本籍人口が2551人、地租改正後(1875年(明治8))の地租は1287円23銭4厘、反別は田52町4反6畝2歩・畑171町4畝29歩・宅地30町8反3畝3歩・竹藪6町1反5畝25歩・林55町5反3畝8歩・芝地1反2畝19歩・合計316町1反5畝26歩である。

百田村は、1954年(昭和29)に巨摩町・西野村・今諏訪村と合併し白根町となり、その後、源村を合併して現在に至っている。

伝来と数量 1966年度に他の山梨県下町村役場文書、長野県・新潟県役場文書とともに、一括して古書店(東京都内)より購入したものである。これまで「山梨県中巨摩郡諸村役場書類」(41L)の一部であったが、『史料総覧』の編集に際して分割し、文書群記号を41L-1とした。

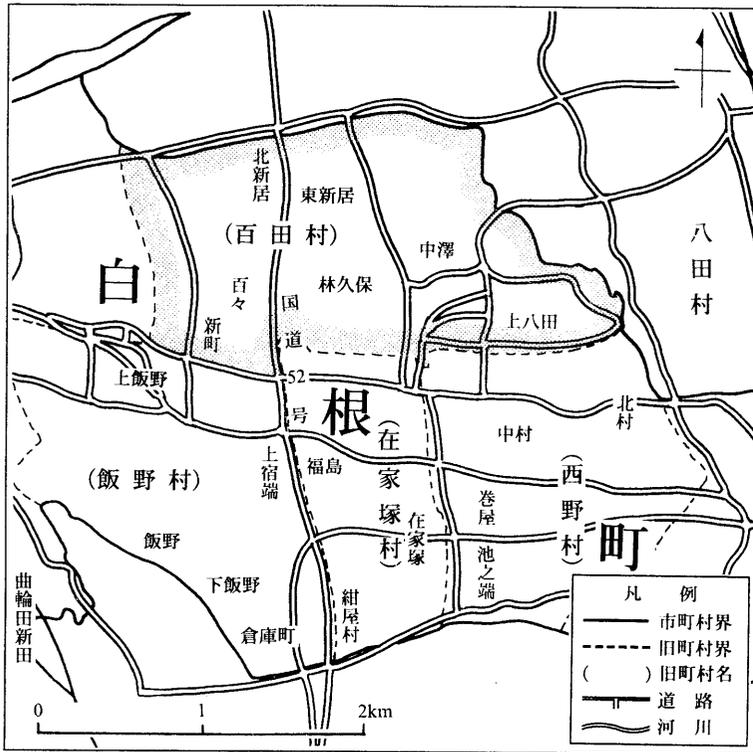
数量は20点、書架延長は0.7mである。

史料の概要 この文書群は、1875年(明治8)から1900年(明治33)までのものであるが、ほとんどは村役所期と在家塚村との聯合戸長役場期の史料である。同戸長役場文書は、市制町村制施行後、両村関係分に分割されそれぞれの村(在家塚村の場合は組合役場)に帰属したものであると思われる。したがって、利用に当たっては在家塚外二箇村組合役場文書(41L-2)への目配りは必要であろう。この文書群は、百田村外一箇村戸長役場から百田村役場に引継がれ、引続き同村役場で管理されてきたものと考えられる。このため目録編成の第1次項目としては、百田村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書(8・1。12点)、百田村外一箇村戸長役場文書(8・2。7点)、百田村役場文書(8・3。1点)を設定した。

各期とも史料数は少ないがそれぞれ第2次項目を設定した。8・1百田村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書では租税、土地を、8・2百田村外一箇村戸長役場文書では土地、建物を、8・3百田村役場文書では土地を第2次項目とした。内容は、主として「一筆限反別地価取調簿」「地券名寄帳」などで、ほかには「地券台帳」「建物台帳」「畑林成収穫帳」である。

関連史料 本集に関連の戸長役場が設置された6.「山梨県中巨摩郡在家塚村西野村今諏訪村組合役場文書」がある。また、白根町役場には、百田村の村役人を勤めた竹内家、秋山家文書が保存されているが、本文書群と同時代の役場文

図12 百田村役場管内要図



書は保存されていない。

参考文献

- ・白根町誌編纂委員会編『白根町誌』(本編)・資料編、白根町役場、1968年。

8・1. 百田村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書

8・1・1. 租税

- 1 畑林成収獲帳 明治八乙亥年第九月 百田村百々。

作成:[百田村]. 明治[8・9].(1875).

1冊. 25cm.

その他の標題表示:地第拾九号,登記済.

史料請求番号41L-1,9

8・1・2. 土地

†一筆限反別地価取調帳(上八田)

- 2 一筆限反別地価取調帳 壹番 字堂西・字小原中通・字ニツ塚 山梨県第十三区百田村之内上八田組。

作成:[百田村事務所]. 明治[].

1冊. 27・5cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第壹号,登記済.

地番:1-186番. 史料請求番号41L-1,1

- 3 一筆限反別地価取調帳 第貳号 從第百八十七番至第三百七十一番 字小六科・鼠天神・浪木 百田村役所。

作成:百田村役所. 明治[].

1冊. 24cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第四号,登記済.

地小口表示:古一筆限 二号 上八田.

史料請求番号41L-1,2-1

- 4 一筆限反別地価取調帳 第参号 從三百七十二番至第六百四十二番 字産神・大門東・大門西 百田村役所。

作成:百田村役所. 明治[].

1冊. 24cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第四号,登記済.

地小口表示:古一筆限 三号 上八田.

史料請求番号41L-1,2-2

- 5 一筆限反別地価取調帳 第四号 從六百四十三番至八百九十番 字宿西・中畑・中沢・中沢前 百田村役所。

作成:百田村役所. 明治[].

1冊. 24cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第四号,登記済.

地小口表示:古一筆限 四号 上八田.

史料請求番号41L-1,2-4

- 6 一筆限反別地価取調帳 第五号 從八百九十壹番至千百三十九番 字中島・西新居・房々 百田村役所。

作成:百田村役所. 明治[].

1冊. 24cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第四号,登記済.

地小口表示:古一筆限 五号 上八田.

史料請求番号41L-1,2-5

- 7 一筆限反別地価取調帳 第七号 從千三百七十三番至千六百廿四番尾 字懷地藏・半月・堂前合廿二字 百田村役所。

作成:百田村役所. 明治[].

1冊. 24cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第四号,登記済.

地小口表示:古一筆限 七号 上八田.

史料請求番号41L-1,2-6

†地券一筆限取調帳(百々)

- 8 地券一筆限取調帳 第四号 字宮内 百田村役所。

作成:百田村役所. 明治[].

1冊. 23・5cm. 地主押印.

その他の標題表示:地第五号,登記済.

地小口表示:古一筆限帳 百々.

地番:1144-1449番. 史料請求番号41L-1,2-3

†地券名寄帳

- 9 地券名寄帳 西第壹号 宮内。

作成:百田村役所(推定). 明治[]. 書込み
下限:明治19.

1冊. 31・5cm. 四ツ目綴. 罫紙使用.

その他の標題表示:地第七号,登記済. 再調済.

目次:清水源左衛門-中沢忠兵衛.

史料請求番号41L-1,4-1

- 10 地券名寄帳 西第弐号 北新居寺。
作成:百田村役所(推定)。明治[]。書込み
下限:明治19。

1冊。31cm。四ツ目綴。罫紙使用。

その他の標題表示:地第七,登記済。事故謄写済。

目次:秋山丈左エ門-清水萬吉。

史料請求番号41L-1,4-2

- 11 地券名寄帳 西第参号 北新居寺
作成:百田村役所(推定)。明治[]。書込み
下限:明治19。

1冊。31・5cm。四ツ目綴。罫紙使用。

その他の標題表示:地第七号,登記済。再調済。事故謄写済。

目次:秋山元三郎-秋山与四郎。

史料請求番号41L-1,4-3

- 12 地券台帳 第七号之内第弐号 山梨県第十三
区[巨]摩郡百田村之内上八田村。

作成:[百田村事務所]。明治[]。書込み下
限:明治21。

1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券台帳用紙使用。
表紙一部破損。

その他の標題表示:第十一号,登記済。

地番:1-186番。

史料請求番号41L-1,6

8・2. 百田村外一箇村戸長役場文書

8・2・1. 土地

† 地券名寄帳

- 13 地券名寄帳 第弐号 宮内・北新居。 百田
邑西。

作成:百田村外一箇村戸長役場(推定)。明
治19推定。(1886)。書込み下限:明治31。

1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙な
ど使用。

地小口表示:百田村百々。表紙裏付箋:廿年一月廿
日公証目録江口済。目次:巻 中島利左エ門-
五十六 矢崎与兵衛。 史料請求番号41L-1,3-1

- 14 地券名寄帳 [第]弐号 百田村上八田。

作成:百田村外一箇村戸長役場(推定)。明
治19推定。(1886)。書込み下限:明治31。

1冊。27cm。四ツ目綴。表紙・目次など前欠。
地券名寄帳用紙など使用。

内容:手塚良兵衛分以下。

史料請求番号41L-1,3-2

- 15 地券名寄帳 第四号 百田村上八田。

作成:百田村外一箇村戸長役場(推定)。明
治19推定。(1886)。書込み下限:明治31。

1冊。27cm。四ツ目綴。表紙・目次など前欠。
地券名寄帳用紙など使用。

内容:小田切彦市郎分以下。

史料請求番号41L-1,3-3

- 16 地券名寄帳 第五号 新町・他村 百田邑
西。

作成:百田村外一箇村戸長役場(推定)。明
治19推定。(1886)。書込み下限:明治30。

1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙な
ど使用。

地小口表示:五号尾。百田村百々。

目次:巻 中沢菊四郎-[八十一] 川手民右衛門。

史料請求番号41L-1,3-4

- 17 地券名寄帳 第三号 百田村東。

作成:百田村外一箇村戸長役場(推定)。明
治19推定。(1886)。書込み下限:明治19。

1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙な
ど使用。

その他の標題表示:地六号[登記済]。

地小口表示:古名寄帳 三 上八田。

目次付き。

史料請求番号41L-1,5-1

- 18 地券名寄帳 第九号 百田村東。

作成:百田村外一箇村戸長役場(推定)。明
治19推定。(1886)。書込み下限:明治19。

1冊。26・5cm。四ツ目綴。地券名寄帳用紙な

ど使用.

その他の標題表示:地第六号,登記済.

地小口表示:古名寄帳 九 上八田.

目次付き.

史料請求番号41L-1,5-2

作成:[百田村外一箇村戸長役場]. 明治[].

書込み下限:明治25.

1冊. 27cm.元の表紙破損.建物台帳用紙使用.

その他の標題表示:地第式十四号,登記済.

史料請求番号41L-1,8

8・2・2. 建物

19 建物台帳 中巨摩郡百田村東.

8・3. 百田村役場文書

8・3・1. 土地

20 [荒地免租年期一筆限取調帳]

[百田村役場]. 明治29—33.(1896—1900).

1冊. 27・5cm.表紙など前欠.

内容:1.[明治廿九年改荒地免租年期一筆限帳].
差出:地主総代秋山元三郎[ほか3名.押印].明治29・10. 1冊.27・5cm.地主押印.標題は2.により推定.

2.明治廿九年荒地免租年期一筆限取調帳 中巨摩郡百田村.差出:地主総代秋山元三郎[ほか3名.押印].明治29・10. 1冊.27・5cm.地主押印.

3.明治廿九年荒地起返留.差出:秋山季七郎[ほか7名.押印].宛名:松本税務管理局長司税官飯塚忠成.明治33・7. 1冊.27・5cm.地主押印.

史料請求番号41L-1,7

9.山梨県南巨摩郡鯉沢村文書目録（41K-1）

目 次

解 題

9・1. 鵜沢村名主(所)文書 /—1871年(明治4)	p. 212
9・1・1. 村政一般 1—9	9・1・5. 普請 46—47
9・1・2. 年貢割付 10—28	9・1・6. 夫役 48—49
†年貢割付状	9・1・7. 荷物・搬送 50—63
9・1・3. 職業・人別 29—36	†他国出穀米川下ヶ手形下附願
9・1・4. 土地 37—45	
9・2. 布告・布達など /1873年(明治6)—1887年(明治20)	p. 217
9・2・1. 布達表 64	9・2・3. 布告・布達(個別) 149—158
9・2・2. 布告・布達(一般) 65—148	9・2・4. 山梨県日誌・報告 159—162
†布告・布達・県令綴	†山梨県日誌
9・3. 鵜沢村事務所・村役所文書 /1876年(明治9)—1884年(明治17)	p. 227
9・3・1. 土地 163—167	
†一筆限名寄取調帳	
9・3・2. 山林原野 168	
9・3・3. 地方税 169	
9・3・4. 学校経費 170	

解 題

歴 史 本文書群の出所である鯉沢村は、甲府盆地の最南部、富士川右岸にあり、近世では西郡筋に属した。当初は幕府領であったが、のち甲府藩(徳川家・柳沢家)、1724年(享保9)には幕府領(市川代官所など)に戻り、明治維新を迎えた。近世を通じ、富士川の舟運による物資の集散、身延参りの宿場町として水陸の要衝の地であり、鯉沢河岸ともよばれて青柳・黒沢などととも三河岸の一つとされ、その繁栄は1903年(明治36)の中央線の開通まで続いた。『甲斐国志』によって19世紀初頭(文化年間)の村況をみると、戸口は639戸・2897人(男1439・女1458)、馬9、牛14を数える。幕末の『旧高旧領取調帳』では、村高1020石余となっている。また同村には天戸・国見平・鬼嶋・梅久保・角久保・白沢・新居林の枝郷があり、面積は東西約22町・南北約42町である(『山梨県市郡村誌』)。

明治維新後、鯉沢村は、1868(明治元)年、市川県・甲斐府を経て、翌1869年(明治2)に甲府県、1871年(明治4)に山梨県の管轄となった。大小区制期には1872年(明治5)に巨摩郡第三十一区、1876年(明治9)には山梨県第十五区に属した。当初の戸長の事務所名称は「鯉沢村事務扱所」である(史料番号5「御布告」などへの押印)。1875年(明治8)の「鯉沢村事務所」、1878年(明治11)の「鯉沢村役所」を経て、1884年(明治17)の「戸長役場」の設置に際しては、単独の戸長役場が鯉沢駅に設置された。この間、1878年(明治11)の巨摩郡の分画に際し南巨摩郡に属し、同郡役所の所在地となった。1889年(明治22)の市制町村制施行に当たっては単独で施行し、1896年(明治29)に町村制を施行した。

『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、戸数が920戸、本籍人口が4680人で、地租

改正後(1875年(明治8))の地租は1763円2銭2厘、反別は田34町3反21歩・畑119町4反3畝21歩・宅地17町6反4畝29歩・竹藪9反5畝15歩・林208町5反13歩・芝地2町2反7畝11歩・合計383町1反2畝20歩である(『山梨県地誌稿』山梨県立図書館所蔵によって補訂)。

鯉沢村は、1955年(昭和30)に五開村と合併、またその後、西八代郡大同村、同郡市川大門村より一部を編入して現在に至っている。

伝来と数量 本文書群は、1966年度に他の山梨県下町村役場文書、長野県・新潟県役場文書とともに、一括して古書店(東京都内)より購入したものである。これまで「山梨県南巨摩郡諸村役場書類」(41K)の一部であったが、『史料総覧』の編集に際して分割し、文書群記号を41K-2とした。

数量は170点、書架延長は2mである。

史料の概要 この文書群は、1674年(延宝2)から1887年(明治20)までの近世の鯉沢村・宿文書と近代では戸長役場期までの文書によって構成されている。従って目録編成の第1次項目には名主の事務所名称を特定できてはいないが、まず名主(所)期(9・1。63点)を設定した。また近代は本文書群で最も多い中央および山梨県の法令が各時期を通して存在するため、一括した方が利用上便利であると考え、布告・布達など(9・1。99点)を第1次項目に加え、さらに鯉沢村事務所・村役所文書(9・3。8点)を設定した。なお布告・布達以外には1872年以降の鯉沢村事務扱所期および鯉沢村戸長役場期の文書は見られない。

9・2名主(所)文書は、第2次項目として村中取締を含む村政一般、年貢割付、職業・人別、損地・質地を含む土地、川に関する普請、夫役、川下ケ手形・荷物・繫馬などの荷物・搬送を設定した。村政一般では郷蔵焼失にかかる「御蔵焼

失用事扣をはじめ「差上申一札之事(博奕其外法度筋被仰渡二付)」「定(村内取締方之儀)」など主として法度・村法関係、また「御成ヶ割付之事」「年貢可納割附之事」などの年貢割附証文が多い。人別では宗旨人別への差加え一札など、土地では「質地証文」「対談書之事(質地請戻二付)」など、普請では「乍恐以書付奉申上候(毛戸尻堤取繕二付黒沢村外ニヶ村へ御教諭願)」など、搬送では「為取替議定書之事(塩荷物取扱方)」などの史料を含んでいる。

9・1布告・布達などでは、第2次項目として布達表、また一般的な法令綴を布告・布達(一般)とし、個別のものを布告・布達(個別)とした。ほかに県の日誌や「山梨県会傍聴記事」などを一括した山梨県日誌・報告の項を設定した。

年次は1873年(明治6)から87年(明治20)までのものである。このうち布達表は、1876年(明治9)から79年(明治12)までの1冊であるが、他の史料が法令そのものであるのに対し、これは法令目録であるので、項目を独立させた。本集には他に「山梨県布達表」を見ることは出来ないが、「南都留郡大富村勝山村戸長役場文書」(41P-1)には、1873-80年(明治6-13)の布達表1冊を含んでいる(史料番号1)。布告・布達は、県からの布達・達、県の布達を添えて発せられる太政官布告、諸省の布達を年次・法令の種別などごとに合綴したものである。山梨県庁では県民一般宛の法令を甲号布達とし、宛先を限定したものを乙号達としている。これらはほぼ年次によって排列した。個別の法令は「改訂徴兵令参行(考)」「郵便規則・西洋形船達」などである。山梨県関係の各法令・日誌は、本集では4.「山梨県北巨摩郡増富村役場文書」(41M)および6.「山梨県中巨摩郡在家塚村西野村今諏訪村組合役場文書」(41L

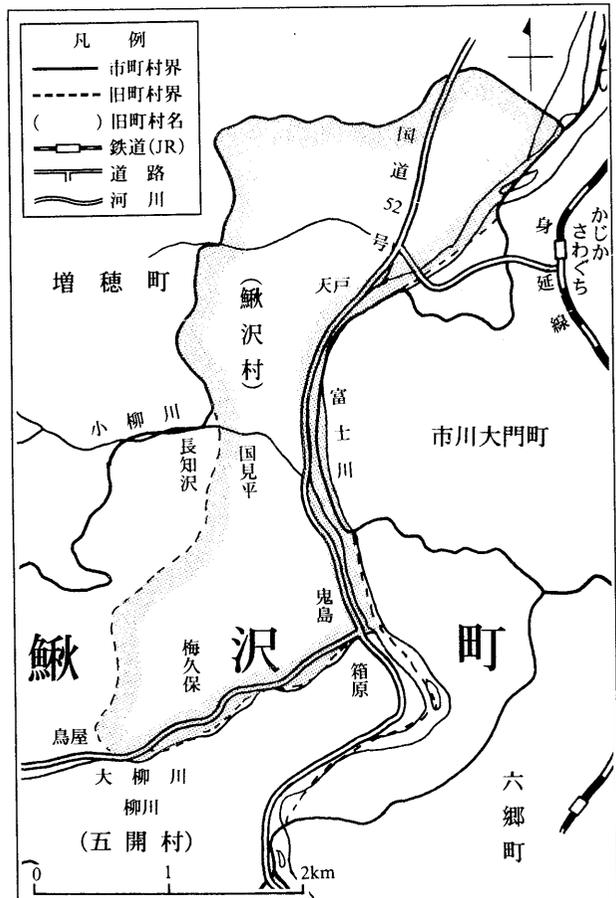
-2)に含まれており、また巨摩郡地方以外の文書群にもあるのであわせて利用いただきたい。

9・3鰍沢村事務所・村役所文書は少量であるが、第2次項目として土地、山林原野、地方税、学校経費を設定した。主に「一筆限名寄取調帳」で、ほかに「地方税地租割・戸数割収納日計簿并公儲金入」「鰍沢学校諸費出入簿」などがある。

関連史料 鰍沢町役場では、1988年に書庫を取壊し、古い公文書を焼却した。そのうち若干のものが選別されて、同町総務課町誌編さん室に保存されている。

参考文献 鰍沢町誌編さん委員会編『鰍沢町誌』上・下巻、鰍沢町役場、1996年。

図13 鰍沢村要図



9・1. 鯉沢村名主(所)文書

9・1・1. 村政一般

1 御蔵焼失用事扣 文政四年巳正月十七日。

[鯉沢村]. 明和9—文政4.(1772—1821).

1冊. 18cm(横半帳). 列帳綴.

内容:1月17日(御蔵焼失翌日)—7月付文書控. 明和9・8伺書写を付す. 史料請求番号41K-1,99

2 差上申一札之事(博奕其外御法度筋被仰渡二付御請)。

差出:市川大門村名主弥一郎[ほか鯉沢村名主・長百姓・百姓代5名]. 宛名:市川御役所. 万延1・11・1.(1860).

1通. 27・5cm(継紙). 史料請求番号41K-1,109

3 定(村内取締方之儀)。

差出:鯉沢村名主喜兵衛[ほか長百姓・百姓代11名. 押印]. 宛名:市川御役所. 慶応1・6・14.(1865).

1通. 27・5cm(継紙).

最勝寺村・青柳村名主の奥書を付す.

史料請求番号41K-1,110

4 差上申一札之事(鉄鉦(砲)預リニ付請証文)。

差出:喜平次[ほか2名]. 宛名:一川御役所. 寛政6・4.(1794).

1通. 27cm.

端裏書:鉄鉦願下事, 寅四月.

史料請求番号41K-1,111-1

5 差上申一札之事(鉄鉦預リニ付請証文)。

差出:鯉沢村名主市川弥市右衛門[ほか2名]. 宛名:市川御役所. 寛政6・9.(1794)

1通. 27・5cm(継紙).

史料請求番号41K-1,111-2

6 差上申鉄鉦(砲)証文之事。

差出:鯉沢村名主次郎左衛門[ほか2名]. 宛名:市川御役所. 文化10・4.(1813)

1通. 33cm.

端裏書:鉄鉦証文. 史料請求番号41K-1,111-3

7 差上申一札之事(茂右衛門村預ケ被仰付御請)。

差出:鯉沢村名主清左衛門. 宛名:安藤伝蔵様御手附中村甚八郎. []子・2・16.

1通. 28cm.

史料請求番号41K-1,114

8 差出申一札[之事](薪拾不埒二付御詫)。

差出:政吉[ほか組合など4名. 押印]. 宛名:御村役人衆中. 安政7・2.(1860).

1通. 28cm(継紙).

史料請求番号41K-1,129

9 御尋ニ付以書付奉申上候(広瀬山鉄砂取揚製造願差出ニ付取揚方手続之儀)。

差出:増坪村名主兵左衛門[ほか下鍛冶屋村名主・百姓など2名]. 宛名:御書請役内藤平九郎. 文久4・2・24.(1864).

1通. 28cm(継紙). 写.

市川大門村ほか2カ村名主・長百姓・百姓代差出の御札ニ付以書付奉申上候を付す.

史料請求番号41K-1,133-1

9・1・2. 年貢割付

†年貢割付状

10 [年貢割附継証文]。

鯉沢村. 延宝2—天和3.(1674—83).

1卷(10通). 29cm(継紙).

内容:1. 西郡筋鯉沢村寅之御成ケ割付之事. 差出:戸倉小左衛門[ほか2名. 押印]. 宛名:鯉沢村名主・百姓. 延宝2・12.

2. 甲州西郡筋鯉沢村申年御成[ケ]割[付之事]. 差出:今忠兵(押印). 宛名:鯉沢村名主・百姓. 延宝8・11.

3. 甲州西郡筋鯉沢村未年御成ケ割付之事. 差出:今忠兵(押印). 宛名:鯉沢村名主・百姓. 延宝7・11・20.

4. 甲州西郡筋鯉沢村午年御成ケ割付之事. 差出:今忠兵(押印). 宛名:鯉沢村名主・百姓. 延宝6・11.

5. 甲州西郡筋鯉沢村巳年御成ケ割付之事. 差出:今忠兵(押印). 宛名:鯉沢村名主・百姓. 延宝5・11.

6. 甲州西郡筋鰍沢村辰年御成ケ割付之事。差出: 今忠兵(押印)。宛名: 鰍沢村名主・百姓。延宝4・11。
7. 甲州西郡筋鰍沢村卯年御成ケ割付之事。差出: 今忠兵(押印)。宛名: 鰍沢村名主・百姓。延宝3・11。
8. 甲州西郡筋鰍沢村酉御成ケ割付之事。差出: 萩孫四(押印)。宛名: 鰍沢村名主・百姓。天和1・11。
9. 甲州西郡筋鰍沢村戌御成ケ割付之事。差出: 萩孫四(押印)。宛名: 鰍沢村名主・百姓。天和2・11。
10. 甲州西郡筋鰍沢村亥御成ケ割付之事。差出: 萩孫四(押印)。宛名: 鰍沢村名主・百姓。天和3・11。
史料請求番号41K-1,103
- 11 [年貢割附継証文]。
鰍沢村。寛保2-3。(1742-43)。
1卷(2通)。30cm(継紙)。
端裏書: 寛保二戌年より宝暦三酉年まで拾貳ヶ年分。
内容: 1. 戌御年貢可納割付之事。差出: 大久保孫兵衛(押印)。宛名: [鰍沢]村名主・長百姓・惣百姓。寛保2・11。
2. 亥御年貢可納割付之事。差出: 大久保孫兵衛(押印)。宛名: [鰍沢]村名主・惣百姓。寛保3・11。
史料請求番号41K-1,104
- 12 戌御年貢可納割附之事。
差出: 上倉彦左衛門。宛名: [鰍沢]村名主・惣百姓。宝暦4・10。(1754)。
1通。33cm(継紙)。史料請求番号41K-1,108-1
- 13 [年貢割附継証文]。
鰍沢村。明和1-6。(1764-69)。
1卷(6通)。33・5cm(継紙)。
内容: 1. 申御年貢可納割附之事。差出: 川田玄蕃(押印)。宛名: [鰍沢]村名主・惣百姓。明和1・10。
2. 酉御年貢可納割付之事。差出: 久保平三郎(押印)。宛名: [鰍沢]村名主・惣百姓。明和2・11。
3. 戌御年貢可納割付之事。差出: 久保平三郎(押印)。宛名: [鰍沢]村名主・惣百姓。明和3・11。
4. 当亥起返。差出: 久保平三郎(押印)。宛名: [鰍沢]村名主・惣百姓。明和4・11。
5. 子御年貢可納割付之事。差出: 久保平三郎(押印)。宛名: 名主・惣百姓。明和5・11。
6. 丑御年貢可納割付之事。差出: 久保平三郎(押印)。宛名: [欠損]。明和6・11。
史料請求番号41K-1,105
- 14 午御年貢可納割附之事。

差出: 堀谷文右衛門(押印)。宛名: [鰍沢村]名主・長百姓・惣百姓。寛政10・10。(1798)。
1通。33cm(継紙)。史料請求番号41K-1,106-1

15 [年貢割附継証文]。

鰍沢村。寛政11-12。(1799-1800)。
1卷(2通)。33・5cm(継紙)。
内容: 1. 未御年貢可納割附之事。差出: 堀谷文右衛門(押印)。宛名: [鰍沢]村名主・長百姓・惣百姓。寛政11・10。
2. 申御年貢可納割付之事。差出: 堀谷文右衛門(押印)。宛名: [鰍沢]村名主・長百姓・惣百姓。寛政12・10。
史料請求番号41K-1,106-2

16 寅御年貢可納割附之事。

差出: 中村八太夫(押印)。宛名: [鰍沢]村名主・長百姓・惣百姓。文化3・10。(1806)。
1通。32・5cm(継紙)。
史料請求番号41K-1,107-1

17 卯御年貢可納割附之事。

差出: 中村八太夫(押印)。宛名: [鰍沢]村名主・長百姓・惣百姓。文化4・10。(1807)。
1通。33cm(継紙)。丁間文書1枚。
史料請求番号41K-1,107-2

18 辰御年貢可納割附之事。

差出: 中村八太夫(押印)。宛名: [鰍沢]村名主・長百姓・惣百姓。文化5・10。(1808)。
1通。33・5cm(継紙)。
史料請求番号41K-1,107-3

19 巳御年貢可納割附之事。

差出: 中村八太夫(押印)。宛名: [鰍沢]村名主・長百姓・惣百姓。文化6・10。(1809)。
1通。33・5cm(継紙)。
史料請求番号41K-1,107-4

20 午御年貢可納割附之事。

差出: 中村八太夫(押印)。宛名: [鰍沢]村名主・長百姓・惣百姓。文化7・10。(1810)。
1通。33・5cm(継紙)。
史料請求番号41K-1,107-5

21 当未御年貢可納割附之事。

差出:中村八太夫(押印)。宛名:[鯉沢]村名主・長百姓・惣百姓。文化8・10。(1811)。

1通。33・5cm(継紙)。

史料請求番号41K-1,107-6

22 申御年貢可納割附之事。

差出:中村八太夫(押印)。宛名:[鯉沢]村名主・長百姓・惣百姓。文化9・10。(1812)。

1通。33cm(継紙)。史料請求番号41K-1,107-7

23 酉御年貢可納割附之事。

差出:中村八太夫(押印)。宛名:[鯉沢]村名主・年寄・惣百姓。文化10・10。(1813)。

1通。33・5cm(継紙)。

史料請求番号41K-1,107-8

24 戌御年貢可納割付之事。

差出:中村八太夫(押印)。宛名:[鯉沢]村名主・長百姓・惣百姓。文化11・10。(1814)。

1通。32・5cm(継紙)。

史料請求番号41K-1,107-9

25 亥御年貢可納割附之事。

差出:鈴木伝市郎(押印)。宛名:[鯉沢]村名主・長百姓・惣百姓。文化12・10。(1815)。

1通。33・5cm(継紙)。

史料請求番号41K-1,107-10

26 子御年貢可納割附之事。

差出:鈴木伝市郎(押印)。宛名:[鯉沢]村名主・長百姓・惣百姓。文化13・10。(1816)。

1通。33・5cm(継紙)。

史料請求番号41K-1,108-2

27 丑御年貢可納割附之事。

差出:鈴木伝市郎(押印)。宛名:[鯉沢]村名主・長百姓・惣百姓。文化14・10。(1817)。

1通。33・5cm(継紙)。

史料請求番号41K-1,107-11

28 寅御年貢可納割附之事。

差出:小林藤之助(押印)。宛名:[鯉沢]村名

主・長百姓・惣百姓。天保13・10。(1842)。

1通。32cm(継紙)。史料請求番号41K-1,108-3

9・1・3. 職業・人別

29 相願申一札之事(百姓吉兵衛鍛冶職渡世願二付)。

差出:高田村名主小兵衛(押印)。宛名:鯉沢村御役人。文久1・3。(1861)。

1通。25cm。

史料請求番号41K-1,112

30 飯米仕送り代滞御利解願。

差出:鯉沢村百姓代長三郎。宛名:市川御役所。文久1・1。(1861)。

1通。27・5cm(継紙)。相手方:同村善兵衛。

史料請求番号41K-1,113

31 覚(伊勢左衛門娘た乃養育金請取)。

差出:伊勢左衛門後家賀弥[ほか2名,押印]。宛名:御村役人。文久1・9。(1861)。

1通。27cm。

史料請求番号41K-1,115

32 差出申一札之事(大柵村常左衛門并妻子宗旨人別帳差加二付)。

差出:大柵村名主友左衛門(押印)。宛名:鯉沢村御名主衆中。文久1・3。(1861)。

1通。26・5cm。

史料請求番号41K-1,116

33 差出申一札之事(養子紋左衛門嫁人別御差加願)。

差出:織右衛門[ほか2名,押印]。宛名:鯉沢村御年番御役人衆中。文久2・3。(1862)。

1通。29・5cm。

史料請求番号41K-1,117

34 覚(附木職吉五郎宗門送状一件二付差出)。

差出:清兵衛[ほか1名,押印]。宛名:鯉沢宿保坂加茂平[ほか1名]。文久3・9・24。(1863)。

1通。28cm。

史料請求番号41K-1,118

35 差出申一札之事(喜之助縁談二付)。

差出:国見平組喜之助祖父安兵衛[ほか親類・法師倉組合惣代など9名,押印]。宛名:御村役人。文久3・12・23。(1863)。

1通。27・5cm(継紙)。

史料請求番号41K-1,119

- 36 頼一札之事(竹次郎厄介二付他行預リ).
差出:中初狩宿名主正蔵(押印).宛名:鯉沢
村御役人衆. 文久3・2.(1863).
1通. 27・5cm. 史料請求番号41K-1,120

9・1・4. 土地

- 37 乍恐以書付御届書上候(損毛地二付).
差出:鯉沢村名主喜平治[ほか長百姓・百姓
代6名.押印].宛名:市川御役所. 天保15・8.
(1844).
1通. 33・5cm(継紙). 史料請求番号41K-1,121
- 38 差出申屋敷割[対談一札]之事.
差出:三左衛門[ほか4名.押印].宛名:御名
主中. 万延1・9・5.(1860).
1通. 27cm. 史料請求番号41K-1,122
- 39 乍恐以書付奉願上候(諏訪大明神除地出入
二付).
差出:[曹洞宗西光寺住寺(持)]永宗・[檀家
拾九人惣代百姓]庄蔵.宛名:市川御役所.
万延1・7.(1860).
1通. 28・5cm(継紙). 史料請求番号41K-1,123
- 40 売渡申田地之事.
差出:売主佐太郎[ほか証人1名.押印].宛名:
白沢宣兵衛. 嘉永6・8.(1853).
1通. 27・5cm.
裏書:名主清左衛門(押印),丑霜月.
史料請求番号41K-1,124
- 41 差出申一札之事(証文紛失実正二付).
差出:西嶋村紋蔵(押印).宛名:梅久保村源
五左衛門. 文久1・9.(1861).
1通. 26cm. 史料請求番号41K-1,125-1
- 42 差出申一札之事(西島村紋蔵へ差入れ置質
地証文紛失二付).
差出:梅久保[村]源五左衛門[ほか1名.押印].
宛名:御村役人中. 文久1・10.(1861).
1通. 26・5cm. 史料請求番号41K-1,125-2
- 43 差置申済口証文之事(小作代金滞方并長畑

- 林境立二付).
差出:鬼嶋願人正内・宗十郎・相手利助[ほか
2名.押印].宛名:御役人中. 文久2・5.(1862)
1通. 28cm(継紙). 史料請求番号41K-1,126

- 44 対談書之事(質地請戻二付).
差出:白沢乙兵衛[ほか2名.押印].宛名:本
村御役人. 文久3・12.(1863).
1通. 28・5cm. 史料請求番号41K-1,127
- 45 [質地証文].
[]. 元治1.(1864).
1点(2通). 27・5cm(継紙).
内容:1.相渡し申質地証文之事.差出:鬼じま質主
宗重郎[ほか証人1名.押印].宛名:柳川村文右衛
門. 元治1・12.
2.小作手形之事.差出:鬼じま小作証人宗重郎[ほ
か2名].宛名:柳川村文右衛門. 元治1・12.
史料請求番号41K-1,128

9・1・5. 普請

- 46 乍恐以書付奉申上候(毛戸尻堤取繕二付黒
沢村外二ヶ村へ御教諭願).
差出:鯉沢村名主清左衛門[ほか長百姓・百
姓代など3名].宛名:市川御役所. 万延1・6.
(1860).
1通. 27・5cm(継紙). 史料請求番号41K-1,130
- 47 乍恐以書付御歎願奉申上候(川急破御普請
之儀二付).
差出:鯉沢村名主清左衛門[ほか長百姓・百
姓代など2名].宛名:御普請掛御役人中. 万
延1・6.(1860).
1通. 28cm(継紙).
端裏書:歎願手控. 史料請求番号41K-1,131

9・1・6. 夫役

- 48 乍恐以書付奉申上候(国中御取締筋二付夫
用差出方御免).
差出:鯉沢村名主清左衛門[ほか長百姓・百
姓代など2名.押印].宛名:市川御役所. 文
久3・8.(1863).
1通. 28cm(継紙). 史料請求番号41K-1,132-1

49 乍恐以書付奉申上候(国中御取締筋二付夫用差出方御免)。

差出:鯉沢村名主清左衛門[ほか長百姓・百姓代など2名].宛名:市川御役所.文久3・8.(1863).

1通.26・5cm(継紙).
史料番号132-1の下書.

史料請求番号41K-1,132-2

9・1・7.荷物・搬送

† 他国出穀米川下ケ手形下附願

50と51,52と53はそれぞれ同文。

50 乍恐以書付奉願上候(他国出穀米川下ケ手形下附二付)。

差出:鯉沢村喜兵衛[ほか4名.押印].宛名:市川御役所.慶応1・5・8.(1865).

1通.27・5cm(継紙).

史料請求番号41K-1,134-1

51 乍恐以書付奉願上候(他国出穀米川下ケ手形下附二付)。

差出:鯉沢村喜兵衛[ほか4名.押印].宛名:市川御役所.慶応1・5・8.(1865).

1通.27・5cm(継紙).

史料請求番号41K-1,134-2

52 乍恐以書付奉願上候(他国出穀米川下ケ手形下附二付)。

差出:鯉沢村長次右衛門[ほか17名.押印].宛名:市川御役所.慶応1.(1865).

1通.28cm(継紙).史料請求番号41K-1,134-3

53 乍恐以書付奉願上候(他国出穀米川下ケ手形下附二付)。

差出:鯉沢村長次右衛門[ほか17名.押印].宛名:市川御役所.慶応1・5・8.(1865).

1通.27・5cm(継紙).

史料請求番号41K-1,134-4

†

†

54 差出申引請証文之事(河岸御蔵番并塩荷物請拂方二付)。

差出:当人長八[ほか引請親類・組合など3名].宛名:村御役人中.安政6・8.(1859).

1通.27・5cm(継紙).史料請求番号41K-1,135

55 差出申一札之事(御番所定詰方二付御請)。

差出:組合文治郎[ほか親類など2名.押印].宛名:村御役人中.文久2・9.(1862).

1通.34cm.史料請求番号41K-1,136

56 差出申御詫一札之事(小柳川組組合役勤方差縫二付)。

差出:桑右衛門[ほか親類・組合惣代など7名.押印].宛名:御村役人.文久2・7・15.(1862).

1通.28cm(継紙).史料請求番号41K-1,137

57 為取替議定書之事(塩荷物取扱方)。

作成:田島村郡中惣代名主七郎左衛門[ほか甘割・青柳・鯉沢・黒沢・岩淵各村・蒲原宿名主・長百姓・問屋など20名].文政12・9.(1829).

1通.27cm(継紙).史料請求番号41K-1,138

58 差出申一札之事(種次郎塩荷附帰り二付御詫)。

差出:八千蔵村名主吉兵衛[ほか長百姓・百姓代など2名.押印].宛名:鯉沢村御役人中.文久1・8.(1861).

1通.28cm(継紙).史料請求番号41K-1,139

59 乍恐以始末書奉申上候(賄荷物紛失之儀)。

差出:鯉沢村長百姓喜平次煩二付代倅喜蔵[ほか名主1名].宛名:市川御役所.安政6・8・4.(1859).

1通.28cm(継紙).写.

史料請求番号41K-1,140

60 差出申一札之事(砂糖荷物紛失一件御詫二付)。

差出:韭崎宿国蔵[ほか小笠原・山寺村名主代など9名.押印].宛名:鯉沢宿御役人中.文久2・2・19.(1862).

1通.28cm(継紙).史料請求番号41K-1,141

61 差上申御詫(詫)書一札之事(御献上御用荷物落馬二付)。

差出:鯉沢宿問屋代兼七兵衛[ほか同年寄・

八日市場・下山宿問屋代など4名]. 宛名:大賢山御納所. 文久1・11.(1861).

1通. 34cm(継紙). 史料請求番号41K-1,142

- 62 差上済口証文之事(吉右衛門繫馬出入一件). 差出:山家村之内堀切組百姓忠右衛門[ほか親類・鯉沢村金之助・馬持惣代・市川大門村民右衛門・浅原村長百姓など10名. 押印]. 宛名:市川御役所. 文久3・9.(1863).

1通. 28cm(継紙). 史料請求番号41K-1,143

- 63 趣意書写(吉右衛門繫馬出入一件熟談内済二付済口証文).

作成:[山家村之内堀切組百姓忠右衛門,ほか鯉沢村金之助など]. [文久3].(1863).

1通. 28cm(継紙).

史料番号143の後段部分.

史料請求番号41K-1,133-2

9・2. 布告・布達など

9・2・1. 布達表

- 64 山梨県布達表 従明治九年至同十二年 南巨摩郡鯉沢村役所.

鯉沢村役所. 明治9—12.(1876—79).

活版合綴1冊. 21・5cm, 四ツ目綴.

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」.

内容:官省寮布告・布達の県副布達及び県独自の布達の番号表. 大意(内容)を付す.

綴紐破損.

史料請求番号41K-1,1

9・2・2. 布告・布達(一般)

† 布告・布達・県令綴

- 65 御布告 第一号.

鯉沢村. 明治6.(1873).

木版合綴1冊. 21・5cm, 四ツ目綴.

後表紙裏押印:「巨摩郡第十区鯉沢村」.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・告示など.

虫損多数.

史料請求番号41K-1,2

- 66 御布告 第三号.

鯉沢村. 明治6.(1873).

木版合綴1冊. 22cm, 四ツ目綴.

後表紙裏押印:「巨摩郡第十区鯉沢村」.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など.

虫損多数.

史料請求番号41K-1,3

- 67 御布告 第九十三号ヨリ第百十八号.

鯉沢村. 明治6.(1873).

木版合綴1冊. 22cm, 四ツ目綴. 欠号多数.

後表紙裏押印:「巨摩郡第十区鯉沢村」.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・告示など.

虫損多数.

史料請求番号41K-1,4

- 68 御布告 第九十八号ヨリ百二十九号迄 従明治六年五月二十七日至六月四日百二十九号.

鯉沢村. 明治6.(1873).

木版・活版ほか合綴1冊. 21・5cm, 四ツ目綴.

欠号多数.

表紙押印:「鯉沢村事務扱所印」.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など.

史料請求番号41K-1,5

- 69 御布告 従明治六年八月五日百四十四号至九月二十五日二百拾一号.

鯉沢村. 明治6.(1873).

活版・木版ほか合綴1冊. 21.5cm 四ツ目綴.

欠号多数.

表紙押印:「鯉沢村事務扱所印」.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など.

史料請求番号41K-1,6

- 70 御布告 第二百二号ヨリ二百七十六号 明治六年癸酉十月ヨリ至十二月.

鯉沢村. 明治6.(1873).

活版合綴1冊. 21cm, 四ツ目綴. 欠号多数.

内容:太政官・諸省・県の布告・布達・告示など.

史料請求番号41K-1,7

- 71 御布告綴込.

鯉沢村. 明治6.(1873).

木版合綴1冊。21cm.四ツ目綴。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。

史料請求番号41K-1,8

- 72 御布告 年号明治七歳ナリ 甲戌年従一月至三月三十日。

鯉沢村。明治7。(1874)。

活版合綴1冊。21cm.四ツ目綴。

表紙押印:「鯉沢村事務扱所印」。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。

綴紐破損。

史料請求番号41K-1,9

- 73 御布告 戊七月九日迄 年号明治七歳 扱所。

鯉沢村。明治7。(1874)。

活版合綴1冊。21・5cm.四ツ目綴。

表紙押印:「鯉沢村事務扱所印」。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。

綴紐破損。

史料請求番号41K-1,10

- 74 [御布達書] 従明治七年九月二十二日甲第百八十一号至十月三十日甲第二百二十号。

鯉沢村。明治7。(1874)。

活版合綴1冊。21cm.四ツ目綴。

表紙押印:「鯉沢村事務扱所印」。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。

史料請求番号41K-1,11

- 75 [御布達書] 従明治八年一月四日甲第壹号至二月十四日甲第三十号。

鯉沢村。明治8。(1875)。

活版合綴1冊。21cm.四ツ目綴。

表紙押印:「鯉沢村事務扱所印」。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。

史料請求番号41K-1,12

- 76 御布達書 甲第五十九号明治八年三月四日至九十九号六月十三日。

鯉沢村。明治8。(1875)。

活版合綴1冊。21cm.後欠。後表紙なし。一部錯簡。欠号多数。四ツ目綴。

表紙押印:「鯉沢村事務扱所印」。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。甲114号までを含む。

綴紐切れ,史料館にて補修。

史料請求番号41K-1,13

- 77 [御布達書] 従明治八年四月廿五日甲第二百二十二号至五月二十八日百八十号。

鯉沢村。明治8。(1875)。

活版合綴1冊。21・5cm.四ツ目綴。

表紙押印:「鯉沢村事務扱所印」。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。乙52号-56号達を含む。

史料請求番号41K-1,14

- 78 [御布達書] 従明治八年五月廿八日甲第八十壹号至六月三十日甲第二百十七号并徴兵令参考・改正戸籍。

鯉沢村。明治8。(1875)。

活版合綴1冊。21cm.四ツ目綴。

表紙押印:「鯉沢村事務扱所印」。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。乙73号-75号達を含む。

綴紐破損。史料請求番号41K-1,15

- 79 御布達書 従甲第二百号明治八年六月十五日 至二百四十九号八月二日。

鯉沢村。明治8。(1875)。

活版合綴1冊。21cm.四ツ目綴。

表紙押印:「鯉沢村事務扱所印」。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。

史料請求番号41K-1,16

- 80 御布告 甲第三百二拾号より同三百五拾号迄 明治八年乙亥年第十二月吉日配達ノ分 事務所。

[鯉沢村事務所]。明治8。(1875)。

活版合綴1冊。22・5cm.後表紙なし。その他の標題表示:第十三号。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。

史料請求番号41K-1,17

- 81 御布達書 明治八年十二月九日甲第三百七十壹ヨリ三百八十七号迄并徴兵令改正・参考・後備軍召集布達マデ。

鯉沢村事務所。明治8。(1875)。

活版合綴1冊。21cm.四ツ目綴。

表紙押印:「鯉沢村事務扱所印」。

- 内容:太政官・諸省・県の布告・布達・告示など。
史料請求番号41K-1,18
- 82 [御布達書] 従明治八亥五月十七日乙第四十九号ヨリ同年十二月廿八日乙第四百一十一号迄。
[鯉沢村事務所]。明治8。(1875)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。後欠。欠号多数。一部錯簡。
内容:県の達など。95号まで。
綴紐切れ。 史料請求番号41K-1,19
- 83 [御布達書] 明治九年一月ヨリ[] 鯉沢事務所。
鯉沢村事務所。明治8—9。(1875—76)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。表紙破損。
内容:太政官布告など。
フケ。開扱不可。 史料請求番号41K-1,20
- 84 [御布達書] 明治九年二月七日同年三月七日二至ル・甲第廿八号ヨリ同七拾六号迄第三十一区鯉沢事務所。
鯉沢村事務所。明治9。(1876)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。一部目次を付す。 史料請求番号41K-1,21
- 85 [御布達書] 明治九年二月廿九日ヨリ同四月四日迄・甲第七拾七号 第三十一区鯉沢事務所。
鯉沢村事務所。明治9。(1876)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
史料請求番号41K-1,22
- 86 [御布達書] 従甲第百六拾八号至甲第百九拾七号・従乙第三十五至乙甲第五十三号 明治九年九月 事務所。
鯉沢村事務所。明治9。(1876)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「巨摩郡三十一区鯉沢村扱所」。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。丙29—31号達を含む。 史料請求番号41K-1,23
- 87 [御布達書] 従甲第百九拾八号至甲第二百五拾六号八月五日 明治九年九月 事務所扱所。
鯉沢村事務所。明治9。(1876)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「巨摩郡三十一区鯉沢村扱所」。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
史料請求番号41K-1,24
- 88 [御布達書] 従明治九年八月廿四日第二百六拾二号至甲第三百号十月四日 事務所。
鯉沢村事務所。明治9。(1876)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県十五区鯉沢扱所」。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
虫損多数。 史料請求番号41K-1,25
- 89 [御布達書] 従明治九年十月五日甲第三百壹号至甲第四百三号十二月廿八日 事務所。
鯉沢村事務所。明治9。(1876)。
活版合綴1冊。21・5cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県十五区鯉沢扱所」。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
史料請求番号41K-1,26
- 90 [御布達書] 明治九年一月八日ヨリ同九年三月十九日迄・乙第壹号ヨリ同卅壹号迄外丙第十六号・同第十七号 鯉沢事務所。
鯉沢村事務所。明治9。(1876)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「鯉沢村事務所扱所印」。その他の標題表示:乙第拾号質入建物規則。
内容:県の達。一部目次を付す。
史料請求番号41K-1,27
- 91 [御布達書] 従明治九年六月十五日乙第五拾五号至乙第百壹号十月廿四日 事務所。
鯉沢村事務所。明治9。(1876)。
活版1冊。21cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県十五区鯉沢扱所」。
内容:県の布達。丙47号を含む。
綴紐切れ。 史料請求番号41K-1,28
- 92 [御布達書] 従明治九年十月廿五日乙第百

- 二号至十二月廿八日百六拾六号 事務所。
鯉沢村事務所。明治9.(1876).
活版合綴1冊. 21・5cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県十五区鯉沢扱所」。
その他の標題表示:九年乙第百五十号区務章程。
内容:県の達。
虫損多数。 史料請求番号41K-1,29
- 93 御布告 明治十丁丑年一月三十日迄・甲第
壹号ヨリ同廿九号二至 鯉沢村事務所。
鯉沢村事務所。明治10.(1877).
活版合綴1冊. 22cm. 四ツ目綴。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
史料請求番号41K-1,30
- 94 [御布告] 明治十年二月一日ヨリ同三月二
十日迄甲第三拾号ヨリ同第九拾九号二至
鯉沢村事務所。
鯉沢村事務所。明治10.(1877).
活版合綴1冊. 21・5cm. 四ツ目綴。
その他の標題表示:甲第九拾八号商売取締規則。
内容:太政官・諸省・県の布達など。
史料請求番号41K-1,31
- 95 [御布告] 明治十丁丑年三月廿四日ヨリ四
月廿八日二至ル・甲第百壹号ヨリ百三拾五
号迄・乙第四拾八号ヨリ七拾四号迄 此内
学籍[規則]在之 第拾五区鯉沢村事務所。
鯉沢村事務所。明治10.(1877).
活版合綴1冊. 21・5cm. 四ツ目綴。
その他の標題表示:乙第六十四号地券台帳製法・
第百廿四号売薬規則・甲第二百二十六号宿屋業規
則。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。一部目次
を付す。 史料請求番号41K-1,32
- 96 [御布告] 従甲第百三拾六号五月二日至甲
第百八拾壹号七月二日 明治十年七月日
鯉沢事務所。
鯉沢村事務所。明治10.(1877).
活版合綴1冊. 22cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県十五区鯉沢扱所」。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
史料請求番号41K-1,33
- 97 [御布告] 従甲第百八拾二号七月三日至甲
第百廿三号八月十四日 明治十年八月日
鯉沢事務所。
鯉沢村事務所。明治10.(1877).
活版合綴1冊. 22cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県十五区鯉沢扱所」。
その他の標
題表示:甲第二百八号社寺參籠人規則・甲第二百
廿三号租税其他収入規則・甲第二百拾九号明治
八年十月ヨリ六月迄・同年十月ヨリ十年六月迄
県区費表目。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
史料請求番号41K-1,34
- 98 [御布告] 従甲第二百廿四号八月十七日至
第二百五拾六号九月廿一日并民費集散仮規
則・区町村豫算帳雛形 明治十年九月日
鯉沢村事務所。
鯉沢村事務所。明治10.(1877).
活版合綴1冊. 21cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県十五区鯉沢扱所」。
その他の標
題表示:雇人口入規則・利息制限法。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
史料請求番号41K-1,35
- 99 [御布告] 従甲第三百拾九号十一月廿七日
至甲第三百四拾七号十二月廿五日外乙第百
四拾四号民費集散規則 明治十年丑十二月
鯉沢事務所。
鯉沢村事務所。明治10.(1877).
活版合綴1冊. 21cm. 四ツ目綴。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達・達など。
史料請求番号41K-1,36
- 100 御布告 乙第[以下欠] 明治十丁丑一月一
日ヨリ三十日迄 鯉沢事務所。
鯉沢村事務所。明治10.(1877).
活版合綴1冊. 21・5cm. 四ツ目綴。
内容:県達など。乙1-21号。欠号あり。県の布達・
省の達を含む。 史料請求番号41K-1,37
- 101 [御布告] 従乙第七拾七号五月十日
至乙第百拾壹号八月廿一日 明治十年九月日 鯉
沢村事務所。
鯉沢村事務所。明治10.(1877).

- 活版合綴1冊。21cm.四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県十五区鯉沢扱所」。
内容:県の達など。 史料請求番号41K-1,38
- 102 [御布告] 明治十年十二月ヨリ同十二月廿七日迄乙第百五十八号ヨリ同百六十号ニ至ル・明治十一年一月ヨリ四月三十日迄乙第壹号ヨリ同四拾三号ニ至ル裂地・地目変換ノ類 第十五区鯉沢村事務所。
鯉沢村事務所。明治10-11。(1877-78)。
活版合綴1冊。21cm.四ツ目かぶせ綴。
内容:県の達など。 史料請求番号41K-1,39
- 103 [御布告] 第一号 従甲第壹号ヨリ甲第四十七号二月廿三日ニ至ル 明治十一年三月一日 鯉沢事務所。
鯉沢村事務所。明治11。(1878)。
活版合綴1冊。21・5cm.四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県十五区鯉沢扱所」。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。 史料請求番号41K-1,40
- 104 [御布告] 第二号 明治十一年二月廿六日ヨリ同四月廿五日迄・甲第四拾八号ヨリ同第九拾号ニ至ル 第十五区鯉沢村事務所。
鯉沢村事務所。明治11。(1878)。
活版合綴1冊。21cm.四ツ目綴。
その他の標題表示:甲第七拾九号諸興行規則・甲第七拾四号諸掃除規則・部分木仕付条例。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。 史料請求番号41K-1,41
- 105 [御布告] 第三号 従甲第九拾壹号四月二十七日至甲第百拾壹号六月二十八日 明治十有一載第七月日 鯉沢事務所。
鯉沢村事務所。明治11。(1878)。
活版合綴1冊。21・5cm.四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県十五区鯉沢扱所」。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。 史料請求番号41K-1,42
- 106 [御布告] 第四号 従甲第百四拾二号七月二日至甲第百七拾三号八月二十一日 明治十有一年第九月日 鯉沢事務所。
鯉沢村事務所。明治11。(1878)。
活版合綴1冊。21・5cm.四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県十五区鯉沢扱所」。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。 史料請求番号41K-1,43
- 107 [御布告] 明治十一年十月三十日ヨリ同年十二月廿八日迄・甲第百廿三号ヨリ同二百八十四号迄 南巨摩郡鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治11。(1878)。
活版合綴1冊。21cm.四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
その他の標題表示:二百廿八号達式註違条例・二百八十三号地方税中營業税。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。 史料請求番号41K-1,44
- 108 [御布告] 明治十一年十月一日ヨリ同年十二月廿七日迄・乙第七拾三号ヨリ同九拾七号迄 南巨摩郡鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治11。(1878)。
活版合綴1冊。21cm.四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
内容:県の達など。 県学事・衛生・勸業報告・省の布達を含む。 史料請求番号41K-1,45
- 109 [御布達書] 従甲第壹号一月八日至同第四拾二号二月四日 明治十二年二月 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治12。(1879)。
活版合綴1冊。21・5cm.四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
その他の標題表示:甲第拾九号郡長委任条件アリ。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。 丙号達・学事・衛生報告を含む。 史料請求番号41K-1,46
- 110 [御布達書] 従甲第六十号二月二十八日至甲第七十四号三月三十一日 明治十二年第四月 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治12。(1879)。
活版合綴1冊。21・5cm.四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
その他の標題表示:死去届・[]規則。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。 県学事報

- 告を含む。 史料請求番号41K-1,47
- 111 [御布達書] 従甲第七拾六号四月八日至甲第八拾四号四月二十八日 明治十二年五月九日 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治12.(1879)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他の
の標題表示:第八十四号村会規則末ニ有。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。県学事報
告を含む。 史料請求番号41K-1,48
- 112 [御布達書] 従四月二十九日癸(癸)至六月
四日甲第数種布達 明治十二年第六月十四
日 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治12.(1879)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他
の標題表示:恩給并夫(扶)助料願書・種痘改正日
割。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
史料請求番号41K-1,49
- 113 [御布達書] 従明治十二年六月三日甲第九
拾七号七月二日癸布達ニ至ル 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治12.(1879)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他
の標題表示:百三号地方税中營業雜税。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
史料請求番号41K-1,50
- 114 [御布達書] 甲第八月十一日癸ヨリ同月三
十日及ヒ至九月一日癸 明治十二年第九月
日 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治12.(1879)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。丙24号達
県衛生報告を含む。 史料請求番号41K-1,51
- 115 [御布達書] 従甲第百四十四号九月六日至
同百五十八号九月二十六日 明治十二年十
月日 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治12.(1879)。
活版合綴1冊。21・5cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他
の標題表示:本県病院達・地租其他徵集規則・教育
令。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。県衛生・
学事報告を含む。 史料請求番号41K-1,52
- 116 [御布達書] 従乙第四十壹号三月一日至乙
第六十四号四月三十日 明治十二年五月十
二日 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治12.(1879)。
活版合綴1冊。21・5cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他
の標題表示:乙第四十八号経費勘定帳・同明細帳・
諸税未納額帳。
内容:県の達など。 史料請求番号41K-1,53
- 117 [御布達書] 従乙第六十五号五月一日至乙
第九十九号八月二十二日 明治十二年第九
月吉日 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治12.(1879)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
内容:県の達など。丙16号達などを含む。
史料請求番号41K-1,54
- 118 [御布達書] 従甲第十八号二月九日至同第
四拾六号四月二日 明治十三年第四月日
鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治13.(1880)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
史料請求番号41K-1,55
- 119 [御布達書] 従三月三十一日及甲第四十七
号至甲第六十三号四月三十日 明治十有三年
四月日 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治13.(1880)。
活版合綴1冊。21cm. 四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他
の標題表示:甲第五十三号衛生委員心得・区町村
編制法・太政官区町村会・地方税規則・集会条例・
米商会社条例。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。
史料請求番号41K-1,56

- 120 [御布達書] 従甲第六拾四号五月十日 至甲第七拾六号六月四日 明治十三年六月日 鯉沢村役所。

鯉沢村役所。明治13。(1880)。

活版合綴1冊。21cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他の標題表示:第六十八号地方雑種稅改正・第七十四号地方稅戸數割・代官規則ノ事司法甲第壹号。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。県学事・勸業報告を含む。史料請求番号41K-1,57

- 121 [御布達書] 従甲[第三百拾九号九月廿日] 至甲[第五百拾七号十月廿九日] 明治十有三年 [鯉沢村役所]。

鯉沢村役所。明治13。(1880)。

活版合綴1冊。21・5cm。四ツ目綴。

その他の標題表示:改正酒造規則。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。県勸業報告を含む。史料請求番号41K-1,58

- 122 [御布達書] 従甲第五百拾八号十一月二日 至甲第七拾八号十二月七日 明治十三年十二月 鯉沢村役所。

鯉沢村役所。明治13。(1880)。

活版合綴1冊。21・5cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。史料請求番号41K-1,59

- 123 [御布達書] 従甲第三拾三号三月一日 至甲第五拾九号四月二十八日 明治十四年辛巳五月十五日 鯉沢村役所。

鯉沢村役所。明治14。(1881)。

活版合綴1冊。21・5cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他の標題表示:甲第四拾号種痘規則。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。県勸業報告を含む。史料請求番号41K-1,60

- 124 [御布達書] 従甲第九拾七号七月五日至甲

第百廿四号八月九日・甲第百廿六号迄アリ
明治十四年九月 鯉沢村役所。

鯉沢村役所。明治14。(1881)。

活版合綴1冊。21・5cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。県勸業報告を含む。史料請求番号41K-1,61

- 125 [御布達書] 従明治十四年八月十六日百廿七号至同甲第百五拾号十月六日 明治十四年辛巳十月日 鯉沢村役所。

鯉沢村役所。明治14。(1881)。

活版合綴1冊。21・5cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他の標題表示:警察署願届ケ手續。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。県衛生報告を含む。史料請求番号41K-1,62

- 126 [御布達書] 従甲第七拾四号十一月廿二日 至甲第二百拾四号十二月廿六日 明治十四年辛巳十二月 鯉沢村役所。

鯉沢村役所。明治14。(1881)。

活版合綴1冊。22cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。

内容:太政官・諸省・県の布告・布達など。県衛生報告を含む。史料請求番号41K-1,63

- 127 御布達 大蔵卿 従甲第四百号至甲第五百拾七号 明治十四年辛巳十二月 鯉沢村役所。

鯉沢村役所。明治14。(1881)。

活版合綴1冊。21cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。

内容:大蔵省の布達。標題の番号は県の副布達番号を示す。史料請求番号41K-1,64

- 128 [御布達書] 従乙第二号一月十二日至乙第三拾三号四月二十三日 明治十四年辛巳五月日 鯉沢村役所。

鯉沢村役所。明治13-14。(1880-81)。

活版合綴1冊。21・5cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他の標題表示:乙第拾二号改正旅費日当・後備軍司令・乙第二十号種痘規則・十三年乙第七十八号。

- 内容:県の達、省の達を含む。
史料請求番号41K-1,65
- 129 [御布達書] 従乙第三拾六号五月十二日至乙第六拾三号八月十三日 明治十四年九月 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治14。(1881)。
活版合綴1冊。22cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他の
の標題表示:六十二号小学校職員俸給并旅費。
内容:県の達など。 史料請求番号41K-1,66
- 130 [御布達書] 従乙第六拾六号八月二十日至乙第九拾八号十二月二十六日 明治十四年 辛巳十二月 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治14。(1881)。
活版合綴1冊。21cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
内容:県の達、丙号達・省の達を含む。丁間文書:失
物品受領証(山梨県南巨摩郡警察署。明治25)。
史料請求番号41K-1,67
- 131 太政官達書 第一号 従甲第壹号一月九日 至甲第拾六号三月三日 明治十有五年壬午 四月四日 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治15。(1882)。
活版合綴1冊。18cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
内容:太政官・諸省の布告・布達・告示など。
史料請求番号41K-1,68
- 132 太政官達書 第二号 従甲第拾七号三月廿 三日至七月十八日 明治十五年壬午八月吉 日 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治15。(1882)。
活版合綴1冊。18cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
内容:太政官・諸省の布告・布達・告示など。
史料請求番号41K-1,69
- 133 [御布達書] 従甲第七拾号至告第八拾八号 八月十日達書 明治十五年壬午八月日 鯉 沢村役所。
鯉沢村役所。明治15。(1882)。
- 活版合綴1冊。18cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他
の標題表示:備荒儲蓄金・人力車規則。
内容:県の布達・告示など。
史料請求番号41K-1,70
- 134 [御布達書] 従乙第四拾三号明治十五年六 月十七日至乙第八拾九号十二月十九日 明 治十六年第一月 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治15。(1882)。
活版合綴1冊。18cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他
の標題表示:明治十五年分九十一号ヨリ九十三号 迄八十六年ノ一号ニアリ。
内容:県の達など。 史料請求番号41K-1,71
- 135 太政官布達 明治十五年八月ヨリ同年十二 月至ル 明治十六年癸未一月 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治15。(1882)。
活版合綴1冊。18cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他
の標題表示:十五年八月第四拾三号徴発令・十五 年九月第四十九号行旅死亡人取扱規則・売薬規 則。
内容:太政官・諸省の布告・布達・告示など。
史料請求番号41K-1,72
- 136 [御布達書] 従甲第壹号一月十一日同式拾 四号五月九日至ル 明治十六年第五月 鯉 沢村役所。
鯉沢村役所。明治15-16。(1882-83)。
活版合綴1冊。17・5cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。その他
の標題表示:外十五年十二月九十七号ヨリ百壹号 富士川船規則・送籍書式迄アリ并同年十二月乙 第九十号モアリ・甲第拾号馬車規則・同第八号違 警罪追加。
内容:県の布達・告示など。
史料請求番号41K-1,73
- 137 太政官[布告] 第三十号ヨリ五十号十二月 二十八日ニ至ル 明治十六年癸未十二月日 鯉 沢村役所。
鯉沢村役所。明治16。(1883)。
活版合綴1冊。17・5cm。四ツ目綴。

内容:太政官の布告・布達など。

史料請求番号41K-1,74

- 138 大蔵卿[告示] 第巻号ヨリ同四拾六号五月十二日ニ至ル 明治十六年癸未第六月 鰍沢村役所。

鰍沢村役所。明治16。(1883)。

活版合綴1冊。17・5cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鰍沢村役所」。

内容:大蔵卿の告示など。史料請求番号41K-1,75

- 139 [御布達書] 従甲第巻号一月至同拾七号三月二十四日 明治十七年甲申三月日 鰍沢村役所。

鰍沢村役所。明治17。(1884)。

活版合綴1冊。17・5cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鰍沢村役所」。その他の標題表示:第七号古物商規則アリ。

内容:太政官・県の布達など。

史料請求番号41K-1,76

- 140 [御布達書] 従甲第拾八号四月九日至甲第四拾巻号六月廿五日 明治十七年甲申七月日 鰍沢村役所。

鰍沢村役所。明治17。(1884)。

活版合綴1冊。18cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鰍沢村役所」。その他の標題表示:廿三号営業税・質屋規則 但二十年九月勅令二十号改正アリ。

内容:内閣・県の布達・達など。

史料請求番号41K-1,77

- 141 [御布達書] 従甲第四拾三号七月一日至同第七拾二号十二月廿五日 明治十七年十二月 鰍沢村戸長役場。

鰍沢村戸長役場。明治17。(1884)。

活版合綴1冊。18cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鰍沢村戸長役場」。その他の標題表示:四十四号村会規則アリ・五十六号戸長役場名称。

内容:県の布達など。史料請求番号41K-1,78

- 142 太政官達 従甲二号一月廿二日至第廿二号六月廿二日 明治十七年甲申七月日 鰍沢

村役所。

鰍沢村役所。明治16-17。

活版合綴1冊。18cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鰍沢村役所」。その他の標題表示:外明治十六年十二月甲第四十三・四・五号達アリ・第[]証券印紙規則・商標。

内容:太政官の布告・布達など。

史料請求番号41K-1,79

- 143 本県之達 従乙第巻号至五拾号六月廿八日 明治十七年甲申七月日 鰍沢村役所。

鰍沢村役所。明治17。(1884)。

活版合綴1冊。18cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鰍沢村役所」。その他の標題表示:廿七号伝染病心得。

内容:県の達。

史料請求番号41K-1,80

- 144 [本県之達] 従乙第六拾九号七月廿三日至乙第百三拾巻号十二月廿五日 明治十七年十二月日 鰍沢村戸長役場。

鰍沢村戸長役場。明治17。(1884)。

活版合綴1冊。18cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鰍沢村戸長役場」。

内容:県の達など。史料請求番号41K-1,81

- 145 [御布達書] 従甲第四拾三号五月十九日至甲第九拾四号十二月二十八日 明治十八年第十二月 鰍沢村戸長役場。

鰍沢村戸長役場。明治18。(1885)。

活版合綴1冊。17・5cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鰍沢村戸長役場」。その他の標題表示:七十一号寄留届。

内容:内閣・県の布達・達など。

史料請求番号41K-1,82

- 146 [本県之達] 乙第巻号ヨリ五拾七号五月十三日ニ至ル 明治十八年乙酉五月 鰍沢村戸長役場。

鰍沢村戸長役場。明治17-18。(1884-85)。

活版合綴1冊。18cm。四ツ目綴。

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鰍沢村戸長役場」。

内容:県の達など。史料請求番号41K-1,83

- 147 [本県之達] 従乙第三号一月十五日至乙第

- 改正乙第二号十二月 明治十九年十二月日
鯉沢村戸長役場。
鯉沢村戸長役場。明治19。(1886)。
活版合綴1冊。17・5cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村戸長役場」。
内容:県の達など。 史料請求番号41K-1,84
- 148 [本県県令] 従県令第壹号十九年八月五日
至甲第三十八号二十年十二月 明治二十一年
四月日 鯉沢村戸長役場。
鯉沢村戸長役場。明治19-20。(1886-87)。
活版合綴1冊。17・5cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村戸長役場」。
内容:県令・県の達など。 史料請求番号41K-1,85
- 9・2・3. 布告・布達(個別)**
- 149 証券印紙規則。
[鯉沢村]。明治6。(1873)。
木版活版合綴1冊。21・5cm。四ツ目綴。
内容:証券印紙規則,同増補,証券印紙心得など。
史料請求番号41K-1,96
- 150 改訂徴兵令参行(考) 明治八年十一月七日
発行 鯉沢事務所。
鯉沢村事務所。明治8。(1875)。
活版1冊。21・5cm。四ツ目綴。
表紙押印:「鯉沢村事務所所印」。
内容:陸軍省発行改訂徴兵令参考・後備軍官員服
務概則。 史料請求番号41K-1,86
- 151 電信取扱規則 明治十二年第七月六日 鯉
沢村役所。
鯉沢村役所。明治12。(1879)。
活版1冊。21・5cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
史料請求番号41K-1,95-1
- 152 電信取扱規則 明治十二年第七月六日 鯉
沢村役所。
鯉沢村役所。明治12。(1879)。
活版1冊。21・5cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
史料番号95-1と同じもの。
史料請求番号41K-1,95-2
- 153 違式註違条例 但明治九年六月・警察署定
規・県治綜覧表 但明治十年四月・病院規則
明治十有一年寅十一月。
鯉沢村役所。明治9-10。(1876-77)。
活版合綴1冊。21・5cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県十五区鯉沢扱所」。
内容:違式註違条例,勸業掛条例,山梨県病院規則,
警察署並定規,県治綜覧表解釈。
史料請求番号41K-1,88
- 154 郵便規則 明治十四年十二月廿六日第六拾
八号・西洋形船達 同年十二月廿八日 明
治十五年壬午一月 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治14-15。(1881-82)。
活版合綴1冊。21・5cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
内容:郵便規則,西洋形船船長運転手機関手免状
規則,水産博覧会規則などの太政官布達。
史料請求番号41K-1,90
- 155 徴発令 明治十五年十二月太政官第廿六号・
同注釈 明治十六年三月 明治十六年五月
日 鯉沢村。
鯉沢村役所。明治15-16。(1882-83)。
活版合綴1冊。17・5cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
その他の標題表示:外十五年八月十二日徴発令ア
リ,但十五年第三号綴込二有。
内容:徴発令注釈,徴発事務条例。
史料請求番号41K-1,87
- 156 徴兵事務条例 第拾八号明治十七年甲申七
月十九日 鯉沢村役所。
鯉沢村役所。明治17。(1884)。
活版1冊。18cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」。
内容:山梨県による増刷。
史料請求番号41K-1,91
- 157 酒造営業心得書 明治十七年甲第五拾五号
鯉沢村戸長役場。
鯉沢村戸長役場。明治17。(1884)。
活版1冊。17・5cm。四ツ目綴。
表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村戸長役場」。

内容:県の布達. 史料請求番号41K-1,93

158 菓子及醤油規則 明治十八年七月一日ヨリ
施行 鯉沢村戸長役場.

鯉沢村戸長役場. 明治18.(1885).

活版合綴1冊. 17・5cm. 四ツ目綴.

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村戸長役場」.

内容:菓子税則. 醤油税則. 同心得.

史料請求番号41K-1,94

9・2・4. 山梨県日誌・報告

159 山梨県会傍聴記事 第二号 従明治十二年
第五月十日至五月二十八日 鯉沢村役所.

鯉沢村役所. 明治11.(1878).

活版合綴1冊. 18cm. 四ツ目綴.

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」.

内容:峡中新報42-62号付録(峡中新報社発行).

史料請求番号41K-1,89

†山梨県日誌

160 山梨県日誌 明治十年分 南巨摩郡鯉沢村
役所.

鯉沢村役所. 明治10.(1877).

活版合綴1冊. 18cm. 四ツ目綴.

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」.

内容:改正山梨県日誌 明治10年21・26・30-44号.

史料請求番号41K-1,97

161 山梨県日誌 十四年九号ヨリ十五年第十二
号十二月二至ル 明治十五年辛午十二月
鯉沢村役所.

鯉沢村役所. 明治14-15.(1881-82).

活版合綴1冊. 18・5cm. 四ツ目綴.

内容:改正山梨県日誌 明治14年9-12号・15年1-
12号. 史料請求番号41K-1,98

†

†

162 山梨県学事報告 明治十五年七月ヨリ 鯉
沢村役所.

鯉沢村役所. 明治15.(1882).

活版合綴1冊. 17・5cm. 四ツ目綴.

表紙押印:「山梨県南巨摩郡鯉沢村役所」.

内容:学事報告19-25号. 衛生報告19-21号.

史料請求番号41K-1,92

9・3. 鯉沢村事務所・村役所文書

9・3・1. 土地

†一筆限名寄取調帳

163-167は元は1冊か。

163 [一筆限名寄取調帳カ].

作成:鯉沢村事務所(推定). 明治10カ.(1877).

書込み下限:明治17.

1冊. 39cm(横長美帳). 表紙・後表紙欠.

内容:杉山五兵衛分以下. 各筆の地番・地種・反別・
収獲高・地価金・等級などを付す.

史料請求番号41K-1,102-2

164 [一筆限名寄取調帳カ].

作成:鯉沢村事務所(推定). 明治[]. 書込
み下限:明治17.

1冊. 39cm(横長美帳). 表紙・後表紙欠.

内容:遠藤太右衛門分以下. 各筆の地番・地種・反
別・収獲高・地価金・等級などを付す.

史料請求番号41K-1,102-3

165 [一筆限名寄取調帳カ].

作成:鯉沢村事務所(推定). 明治[]. 書込
み下限:明治18.

1冊. 39cm(横長美帳). 表紙・後表紙欠.

内容:川口角兵衛分以下. 各筆の地番・地種・反別・
収獲高・地価金・等級などを付す.

史料請求番号41K-1,102-4

166 [一筆限名寄取調帳カ].

作成:鯉沢村事務所(推定). 明治[]. 書込
み下限:明治17.

1冊. 39cm(横長美帳). 前欠・表紙・後表紙欠.

内容:依田治郎右衛門分以下. 各筆の地番・地種・
反別・収獲高・地価金・等級などを付す.

史料請求番号41K-1,102-5

167 [一筆限名寄取調帳カ].

作成:鯉沢村事務所(推定). 明治[]. 書込み下限:明治17.

1冊. 39cm(横長美帳). 表紙・後表紙欠.

内容:芦沢重兵衛分以下. 各種の地番・地種・反別・収獲高・地価金・等級などを付す.

史料請求番号41K-1,102-6

9・3・2. 山林原野

168 山林原野所有之確証取調帳 明治十年 第十五区巨摩郡鯉沢村.

差出:[鯉沢]村総代井上長右衛門[ほか担当戸長1名. 押印]. 宛名:山梨県令藤村紫朗. 明治10・12.(1877).

1冊. 25・5cm. かぶせ綴. 罫紙:山梨県第十五区橙色10行罫. 地主押印.

史料請求番号41K-1,100

9・3・3. 地方税

169 地方税地租割・戸数割収納日計簿并公儲金入 十七年度壹期明治十七年第八月日 南巨摩郡鯉沢村役所.

鯉沢村役所. 明治17.(1887).

1冊. 27cm. 罫紙:無題橙色10行罫. 綴目印.

史料請求番号41K-1,101

9・3・4. 学校経費

170 鯉沢学校諸費出入簿 明治十年第四月日 幹事青柳与次兵衛.

作成:幹事青柳与次兵衛. 明治10.(1877).

書込み下限:明治11.

1冊. 39cm(横長美帳). 下げ綴.

虫損多数. 史料請求番号41K-1,102-1

10.山梨県南巨摩郡五開村役場文書目録 (41K-2)

解 題

歴 史 本文書群の出所である五開村は、甲府盆地の南端にあって、古くから「柳川入」と総称されてきた長知沢・箱原・柳川・鳥屋・十谷の5か村が1875年(明治8)に合併して成立したものである。近世では西河内領に属し鯉沢村の西隣にあり、富士川支流の大柳川が貫流する溪谷にある。村の面積は東西約3里12町・南北約1里8町である(『山梨県市郡村誌』)。

明治維新後、この地域は甲府県を経て1871年(明治4)に山梨県の管轄となり、大小区制期には1872年(明治5)に巨摩郡第三十一区、1876年(明治9)には山梨県第十六区、さらに1878年(明治11)の巨摩郡の分画では南巨摩郡に属した。五開村が発足した1875年の戸口では、371戸・1754人であった。同年の「五開村事務所」、1878年(明治11)の「五開村役所」を経て、1884年(明

治17)には同村単独の戸長役場が柳川組に設置された。1889年(明治22)の市制町村制施行にあたって五開村は単独で施行した。

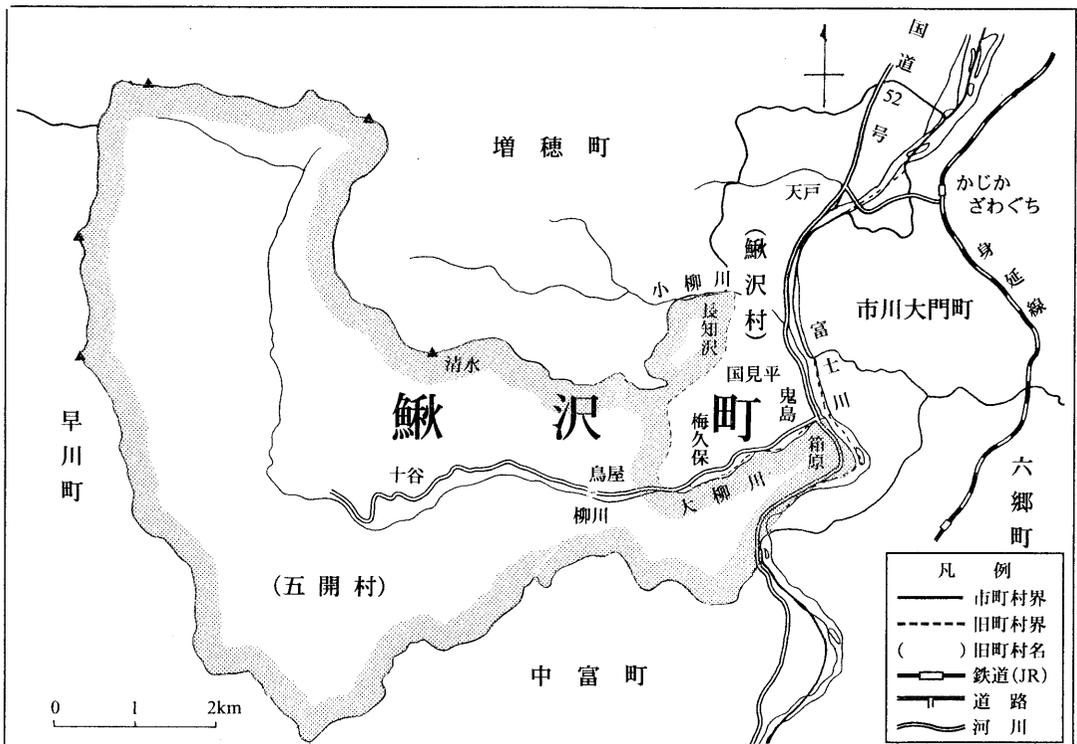
『山梨県市郡村誌』(1892年(明治25)刊)によると、地租改正後(1875年(明治8))の地租は1308円74銭5厘、反別は田43町2反2畝9歩・畑164町1反8畝14歩・切替畑50町5反4畝5歩・宅地9町9反3畝20歩・竹藪1町9反3畝2歩・林58町4反4畝23歩・芝地10町6反4畝9歩・合計336町9反7畝2歩である。

1955年(昭和30)に五開村は鯉沢町と合併し、現在に至っている。

伝来と数量 1966年度に他の山梨県下町村役場文書、長野県・新潟県役場文書とともに、一括して古書店(東京都内)より購入したものである。これまで「山梨県南巨摩郡諸村役場書類」(41K)の一部であったが、『史料総覧』の編集に際して分割し、文書群記号を41K-2とした。

数量は45点、書架延長は0.9mである。

図14 五開村役場管内要図



史料の概要 この文書群は1874年(明治7)から1896年(明治29)までのものであるが、そのほとんどは、1875(明治8)年の五開村発足直後の村事務所期の文書である。目録編成の第1次項目としては、五開村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書(10・1。38点)、五開村戸長役場文書(10・2。6点)、五開村役場文書(10・3。4点)を設定した。各期ともほとんどが土地・地価金関係の史料で、わずかに10・1五開村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書と10・2五開村戸長役場文書に各1点の入会・入作関係の史料があるので、土地、芝地・林地、地価金、入会などをそれぞれの第2次項目とした。土地関係の史料は主として長知沢村を除く箱原・柳川・鳥屋・十谷の4か村にかかる、「一筆限反別(収穫)地価取調帳(表)」「名寄帳」「地券台帳」である。

参考文献

・鯉沢町誌編さん委員会編『鯉沢町誌』上・下巻、鯉沢町役場、1996年。

10・1.五開村戸長(事務取扱所)・村事務所・村役所文書

10・1・1.土地

十一筆限反別地価取調帳(柳川)

1 一筆限反別地価取調帳 第一番帳 山梨県
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
書込み下限:明治9。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:1-265番。 史料請求番号41K-2,144-1

2 一筆限反別地価取調帳 第二番帳 山梨県
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
書込み下限:明治9。

1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:266-603番。 史料請求番号41K-2,144-2

3 一筆限り反別地価取調帳 第三番帳 山梨
県第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
書込み下限:明治14。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:604-893番。 史料請求番号41K-2,144-3

4 一筆限反別地価取調帳 第四番帳 山梨県
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:894-1147番。 史料請求番号41K-2,144-4

5 一筆限反別地価取調帳 第五番帳 山梨県
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
書込み下限:明治10

1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:1048-1391番。 史料請求番号41K-2,144-5

6 一筆限反別地価取調帳 第六番帳 山梨県
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[]。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:1392-1638番。 史料請求番号41K-2,144-6

7 一筆限反別地価取調帳 第七番帳 山梨県
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
書込み下限:明治16。

1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:1639-1943番。 史料請求番号41K-2,144-7

8 一筆限反別地価取調帳 第八番帳 山梨県
第拾六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:1944-2203番。 史料請求番号41K-2,144-8

9 一筆限り反別地価取調帳 第九番帳 山梨
県第十六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
書込み下限:明治8。

1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:2204-2274番。 史料請求番号41K-2,144-9

10 一筆限り反別地価取調帳 第十番帳 山梨
県第十六区甲斐国巨摩郡五開村旧柳川。

作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。

地番:2275-2319番。 史料請求番号41K-2,144-10

十一筆限反別地価取調帳(十谷)

11 一筆限反別地価取調帳 山梨県第十六区巨
摩郡十谷村。

差出:[五開村戸長]。宛名:山梨県令藤村紫
朗。明治10・3・15。(1877)。書込み下限:明
治10。

1冊。27・5cm。末尾欠損。

その他の標題表示:大惣計。

史料請求番号41K-2,148

十一筆限反別収穫地価取調表(十谷)

- 12 [一筆限反別] 収穫地価取調表 [第壹番] 山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。
作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
1冊。27・5cm。かぶせ綴。一部破損。地主押印。
地番:1-373番。 史料請求番号41K-2,149-1
- 13 一筆限反別収穫地価取調表 第貳番 山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。
作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
書込み下限:明治9。
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。
地番:374-599番。 史料請求番号41K-2,149-2
- 14 一筆限反別収穫地価取調表 第貳番ノ内 山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。
作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。
地番:600-773番。 史料請求番号41K-2,149-3
- 15 一筆限反別収穫地価取調表 第三番 山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。
作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。
地番:774-1258番。 史料請求番号41K-2,149-4
- 16 一筆限反別収穫地価取調表 第四番 山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。
作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
書込み下限:明治9。
1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。
地番:1259-1718番。 史料請求番号41K-2,149-5
- 17 一筆限反別収穫地価取調表 第五番 山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。
作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
書込み下限:明治15。
1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。
奥書:明治二十一年十月中、土地台帳編製之際秣場及竹藪ノ等級不瞭明之廉訂正致候也。
地番:1719-2093番。 史料請求番号41K-2,149-6
- 18 一筆限反別収穫地価取調表 第六番 山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。
作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。
地番:2094-2232番。 史料請求番号41K-2,149-7
- 19 一筆限反別収穫地価取調表 第七番 山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。
作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。
地番:2233-2505番 史料請求番号41K-2,149-8
- 20 一筆限反別収穫地価取調帳^(マ) 第八番 山梨県南巨摩郡旧十谷村。
作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
書込み下限:明治16。
1冊。27・5cm。かぶせ綴。地主押印。
地番:2506-2878番。 史料請求番号41K-2,149-9
- 21 一筆限反別収穫地価取調表 第拾壹番 山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。
作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。
地番:3717-4039番。 史料請求番号41K-2,149-10
- 22 一筆限反別収穫地価取調表 第拾貳番 山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。
作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。
奥書:明治二十一年十月中、土地台帳調整之際秣場及山林之等級不明之廉取調記入ス、然レトモ山林之内ニ等級無之分ハ地目変換ニ付記入セズ。
地番:4040-4312番。 史料請求番号41K-2,149-11
- 23 一筆限反別収穫地価取調表 第拾参番 山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。
作成:五開村事務所(推定)。明治[]。
1冊。28cm。かぶせ綴。地主押印。
奥書:明治二十一年十月中、土地台帳調整之節秣場等級記入致候也。
地番:4313-4611番。 史料請求番号41K-2,149-12
- 24 一筆限反別収穫地価取調表 第拾肆番 山梨県第拾六区巨摩郡旧十谷村。

- 作成:五開村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:4612-4853番. 史料請求番号41K-2,149-13
- 25 地所取調帳 第拾四番帳 山梨県第拾六区元十谷村.
作成:五開村事務所(推定). 明治[].
1冊. 27・5cm. かぶせ綴.
地番:4612-4853番. 「一筆限反別收穫地価取調帳」(史料番号149-13)の下書カ.
史料請求番号41K-2,152
- †一筆限反別地価収獲帳(鳥屋)
- 26 一筆限反別地価収獲帳 第壹番 鳥屋.
作成:五開村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治17.
1冊. 27・5cm. 地主押印.
地番:1-383番. 史料請求番号41K-2,154-1
- 27 一筆限反[別地価収獲帳] 第貳番
作成:五開村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治17.
1冊. 27・5cm. 地主押印.
第四番, 第五番という内表紙(中扉)あり.
地番:384-770番. 史料請求番号41K-2,154-2
- 28 一筆限反別地価帳 第三番 鳥屋.
作成:五開村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治14.
1冊. 28cm. 地主押印.
第七番という内表紙(中扉)あり.
地番:771-1092番. 史料請求番号41K-2,154-3
- 29 一筆限反別地価取調[帳] 第四番八・九山梨県[第拾六区五開村ノ内元鳥屋村].
作成:五開村事務所(推定). 明治[].
1冊. 28cm. 地主押印.
地番:1093-1278番. 史料請求番号41K-2,154-4
- 30 一筆限反別地価取調帳 第九番 山梨県第拾六区五開村之内元鳥屋村.
作成:五開村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治14.
- 1冊. 28cm. 地主押印.
地番:1279-1459番. 史料請求番号41K-2,154-6
- 31 一筆限反別地価取調帳 第拾番 山梨県第拾六区五開村ノ内元鳥屋村下.
作成:五開村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治14.
1冊. 28cm. 地主押印.
第拾壹番, 第拾貳番という内表紙(中扉)あり.
地番:1460-1672番. 史料請求番号41K-2,154-5
- †一筆限反別地価取調簿(箱原)
- 32 一筆限反別地価取調簿 壹番 山梨県第十六区五開村之内旧箱原村.
作成:五開村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治16.
1冊. 27・5cm. 地主押印.
その他の標題表示:明治十年第四月十一日五冊検査[](押印).
地番:1-231番. 史料請求番号41K-2,159-1
- 33 一筆限反別地価取調帳 貳番 山梨県第拾六区五開村之内旧箱原村.
作成:五開村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治16.
1冊. 28cm. 地主押印.
地番:232-595番.
綴紐はずれ. 史料請求番号41K-2,159-2
- 34 一筆限反別地価取調帳 五番 山梨県第拾六区五開村之内旧箱原村.
作成:五開村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治13.
1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 地主押印.
地番:1024-1409番. 史料請求番号41K-2,159-3
- †地券台帳
- 35 地券台帳 第四号 第千貳百拾番至千六百七拾^(二カ)番鳥屋組.
作成:五開村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治20.
1冊. 26cm. 四ツ目綴. 地券台帳用紙を使用.
綴紐切れ. 史料請求番号41K-2,156

- 36 地券台帳 第六号 [自式千] 廿五号至式千三百号 柳[川].
作成:五開村事務所(推定). 明治[].
書込み下限:明治20.
1冊. 26cm. 四ツ目綴. 地価帳用紙など使用.
史料請求番号41K-2,147

10・1・2. 芝地・林地

- 37 芝地林地一筆限取調帳 第十二番帳ノ内南巨摩郡旧十谷村.
作成:五開村事務所(推定). 明治[].
1冊. 27・5cm. かぶせ綴. 地主押印.

その他の標題表示:年余荒地. 続合.
地番:4040号以下. 各筆に明治十年ヨリ小木立成ト変シ地税弁納罷在候とあり.
史料請求番号41K-2,153

10・1・3. 入会

- 38 [柳川村地内元小物成場入会取調書].
差出:西嶋村戸長笠井源蔵[ほか副戸長・伍長・柳川村・箱原村・鳥屋村同など21名. 押印].
宛名:山梨県権令藤村紫朗. 明治7・6.(1874).
1冊. 28cm. かぶせ綴. 一部破損.
史料請求番号41K-2,158

10・2. 五開村戸長役場文書

10・2・1. 土地

† 名寄帳

- 39 名寄帳 壹・弍・三・四・伍 十谷.
作成:五開村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治23.
1冊. 26・5cm. 土地台帳用紙を使用.
内表紙(中扉)の表示:三伍・四伍・寺院名寄帳. 十九年三月廿九日検査済などとあり.
史料請求番号41K-2,150
- 40 名寄帳 自拾五伍至拾九伍 鳥屋.
作成:五開村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治22.
1冊. 27・5cm. 四ツ目綴. 地券名寄帳用紙を使用.
綴紐切れ. 史料請求番号41K-2,155
- 41 名寄帳 自拾弍伍至拾四伍 柳川[組].
作成:五開村戸長役場(推定). 明治19頃.(1886). 書込み下限:明治23.
1冊. 27・5cm. 後表紙なし. 罫紙:同村戸長役場茶色12行罫. 地券名寄帳用紙など使用.
内表紙の表示:第四号. 十九年三月廿四日精算済. 旧地価帳点検済. 史料請求番号41K-2,146

書込み下限:明治23.

1冊. 27・5cm. 四ツ目綴. 地券名寄帳用紙ほかを使用.
史料請求番号41K-2,157

10・2・2. 地価金

- 43 地価金台帳 明治十九年七月 五開村戸長役場.
作成:五開村戸長役場. 明治19・7.(1886).
1冊. 27cm. 四ツ目綴. 罫紙:同戸長役場青鼠色12行罫.
その他の標題表示:第三・四・五号. 明治廿二年四月一日改メ, 合印. 史料請求番号41K-2,160

10・2・3. 入作

- 44 []・柳川・鳥屋・大須成・高下・楠甫入作 十谷.
作成:五開村戸長役場(推定). 明治[].
書込み下限:明治22.
1冊. 27・5cm. 四ツ目綴. 土地台帳用紙ほかを使用.
その他の標題表示:十谷組持.
内容:依田嘉右衛門分ほか名寄帳.
史料請求番号41K-2,151

- 42 名寄帳 自廿八伍至三拾伍並二入作 箱原.
作成:五開村戸長役場(推定). 明治[].

10・3.五開村役場文書

10・3・1.土地

45 荒地一筆限り取調帳 扣 明治二十九年
五開村柳川区。

差出:五開村柳川地主総代依田左平[ほか村
長1名,押印],宛名:山梨県知事桜井勉,明
治29・11・10.(1896).

1冊. 27cm.地主押印.

史料請求番号41K-2,145

史料館所蔵史料目録 第64集

山梨県下市町村役場文書目録（その1）

印刷発行 平成9年3月31日

編集兼 国文学研究資料館

発行者 史料館

〒142 東京都品川区豊町1丁目16番10号

電話 03-3785-7131(代)

印刷所 睦美マイクロ株式会社

（本文用紙は中性紙を使用）